

子どもの虹情報研修センター

日本虐待・思春期問題情報研修センター

紀要 No.23 (2025)

発刊にあたって 増沢 高

研修講演
より

- ・講義「子ども家庭センターに求められる役割」 宮島 清
- ・講義「専門職としての心理職、行政職としての心理職」 山崎 孝明
- ・講義「語られない“声”を聞く－非行の背後にある“声”」 堀井 智帆
- ・講義「共感的理解から始まる母子支援」 中島 尚美
- ・講義「社会的養護当事者の“声”を聞く
－社会的養護当事者・経験者からみた
社会的養護やアドボカシーの現状－」 畑山 麗衣
プローハン聰
川村涼太郎

エッセイ ・「New Yorkでの暮らし」をほんの少し考えてみました 南山今日子

事業報告

- ・2024（令和6）年度専門研修の実績と評価について
- ・2024（令和6）年度研究等について
- ・2024（令和6）年度専門相談事業について



子どもの虹情報研修センター紀要第23号発刊にあたって

子どもの虹情報研修センター長
増 沢 高

子どもの虹情報研修センターは、児童虐待防止法制定を受けて2002（平成14）年に設立され、23年が経過しました。この間、児童虐待防止に関する制度、そして児童相談所、市区町村、児童福祉施設等の組織の在り方、そして、これらの機関で働く支援者の認識等も大きく変化しています。

当センターはこうした状況と支援者のニーズを踏まえ、「子どもと家族から学び、現場を通じて、子どもと家族に返す」をモットーに、研修事業をはじめ、研究事業、専門相談事業等、常に見直しを図りながら取り組んでいるところです。

これらの事業の一環として、ここに紀要第23号を発刊することができました。本紀要では、2024（令和6）年度の研修講義の中からいくつか選び、講師の先生方に改めてご寄稿いただきました。お忙しい中快くお引き受けくださり、玉稿を賜った先生方に心より感謝申し上げます。

2024（令和6）年は、2022（令和4）年改正児童福祉法が施行された年でもありました。改正法の主な内容については、次のようなものでした。

- ・市区町村のこども家庭センターおよび統括支援員に関する子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化・事業の拡充
- ・入所及び一時保護児童への意見聴取等の仕組みの整備
- ・一時保護所や児童相談所における処遇・支援の改善
- ・社会的養育経験者に対する自立支援の強化

主には、市区町村のこども家庭センターを中心とした早期支援の充実、強化、および児童相談所、特に一時保護に関する現場の判断と対応の向上がこれまで以上に求められている状況となっています。

振り返れば、1990年代後半から家庭内に潜んでいた児童虐待の現状の重大さに社会の関心が集まるようになりました。2000（平成12）年に児童虐待防止法が制定されて以降、児童相談所は家庭内虐待に積極的に介入するようになりました。通告義務の啓発、通告があった場合の安全確認、虐待行為の認定と注意喚起、深刻な虐待状況にいる子どもの保護といった対応が促進され、そのための児童相談所の権限強化が図られてきました。その一方で、重篤な虐待状況に至らないよう早期から支援することの重要さが唱えられるようになっていきました。市区町村にこども家庭センターが設置されるのは、こうした流れを受けてのものとも言えるでしょう。このような経過は、本紀要にある宮島先生の「こども家庭センターに求められる役割」の中で精述されています。

支援を展開するためには、支援者への不信や恐怖等が排除された支援関係の構築が不可欠です。子どもや保護者の問題となる行動だけを見た一方的な注意や指導は、関係構築の妨げになり、かえって逆効果でさえあるとの認識も広まりつつあります。子どもと保護者の話を傾聴し、家族や地域での暮らしやそれまでの歴史に思いを馳せ、必死に生きてきたことへの承認と畏敬の上で、問題となる症状や行動の背景を共感的に検討することが基本でしょう。本紀要では、複数の先生が共通してこの点を論考されており、大変興味深く拝読いたしました。

本紀要に掲載された論考は、多くの学びを得ることができると同時に、支援機関として、さらには支援者として、その在り方を見つめ、反省的に振り返る機会となり、基本とすべき大切な視座が得られるものと確信します。ぜひ一人でも多くの方に読んでいただくことを願っております。そして、皆様の日々の実践のお役に立つことができましたら、当センター職員一同この上なく幸せです。

今後とも、皆様のより一層のご支援とご指導をお願いいたします。

子どもの虹情報研修センター紀要 No.23

目 次

発刊にあたって

増沢 高

研修講演より

- ・講義「こども家庭センターに求められる役割」 宮島 清 1
- ・講義「専門職としての心理職、行政職としての心理職」 山崎 孝明 28
- ・講義「語られない“声”を聴く－非行の背後にある“声”」 堀井 智帆 41
- ・講義「共感的理解から始まる母子支援」 中島 尚美 54
- ・講義「社会的養護当事者の“声”を聴く
－社会的養護当事者・経験者からみた
社会的養護やアドボカシーの現状－」 畑山 麗衣 65
プローハン聰
川村涼太郎
- エッセイ ・「New Yorkでの暮らし」をほんの少し考えてみました 南山今日子 87

事 業 報 告

- ・2024(令和6)年度専門研修の実績と評価について 92
- ・2024(令和6)年度研究等について 115
- ・2024(令和6)年度専門相談事業について 125

講義「こども家庭センターに求められる役割」

宮 島 清

(元日本社会事業大学専門職大学院)

2024年度 こども家庭センター統括支援員 指導者・研修企画者養成研修【オンライン】講演をまとめたものです。

I はじめに

タイトルは、「こども家庭センターに求められる役割」です。これは、子どもの虹情報研修センターが示してくださったものです。

講義に際して、内容に4つの柱を立てました。1つ目は「日本における虐待対応の施策の歴史と現状」、2つ目は「児童福祉法等令和4年改正の趣旨と概要」、3つ目は「実事例から考える」、4つ目は、必須の職としてこども家庭センターに配置される「統括支援員に期待すること」です。

私は、県職員として24年間、その後大学教員として17年間、常勤職として計41年間勤務しました。その後、令和4年度からの2年間、人口10万人弱の基礎自治体で家庭児童相談員（会計年度任用職員）として勤かせて頂きました。これらを通じて長く子ども家庭福祉に関わる仕事をしてきましたが、基礎自治体に勤務する前と後では、見えるものや見え方が相当に変わりました。教員のときにも、大学院に在学中の現役の実践者と学び、また日常的に児童相談所や市町村、保健センター、教育センター、児童養護施設、里親支援機関などに足を運んでいたため、それなりに仕事の内容や流れは理解しているつもりでした。しかし、それまで自分を守ってくれていた肩書き無しに市の職員として仕事をしてみると、それまで見えていたものとは違うことがたくさんあることが解りました。

言い方を替えれば、時代が変わり、地域が変わっていること、子ども家庭福祉の仕事の仕方が変わっていることを感じました。これは予想していたこと

でしたが、予想を超えていました。具体的にいえば、日本における児童虐待対応やこれに関する施策が偏ったものとなっていて、すでに後戻りや軌道修正が難しいほどに柔軟性が失われていると感じました。しかも、これは、瞬間的な驚きではなく、2年間さまざまところで思い知らされたものでした。

このような感覚を前提にすると、今日取り上げる、児童福祉法等の令和4年改正、そしてこの法改正に基づいて国から示されているものを実現することは、生やさしいものではないと感じています。しかし、これはより一層大事なこと、極めて意義があることだと考えるに至っています。

看板を掛け替えること、母子保健と子ども家庭福祉が一緒になること。実は、これだけでも大変なことですが、それを遙かに超えて、この法改正で示されていることを実現することは、実践においても、政策においても、「大転換」であり、まさに「改革」というにふさわしい、子ども家庭福祉の全体で大きく舵を切ることです。このため、講義の最初の柱では、「歴史」を取り上げるべきと考え、最初の柱のタイトルを「日本における児童虐待対応の施策の歴史と現状」としました。

ここでは、日本の児童虐待対応は、どのような経過を辿ってきたのかを確認します。幾つかの端緒があり、これに対して反応するかたちで声が上がった。これにどのように対応して来たか。その結果、現状はどうなっているのか。私自身は明白な傾向があり、相当に偏ったものになっていると捉えています。この偏りによって、問題が深刻化しているのではないか、この偏りを何とかすることが不可欠であると考

えています。これらを順序立ててお話をしたいと思います。

もちろん、申し上げることが、私の印象に留まるものであってはなりません。様々な事実によって裏付けられる必要があります。その根拠についてもお示しできるように努めます。

2つ目の柱である「児童福祉法等令和4年改正の趣旨と概要」と3つ目の柱とした「実事例から考える」には、1つ目の柱で申し上げることの根拠や実例を示すという位置づけもあります。1つ目の柱で述べる改革の方向性と法改正が目指したこととが一致しているかどうか。3つ目の柱で取り上げる実事例の内容とこれへの展開を踏まえても、1つ目の柱で述べたことや改革の方向性が適切かどうかということをご一緒に吟味して頂きたいと願います。

そして、これらの全体を受けて、最後の柱である「統括支援員に期待すること」についてお話しさせて頂き、全体のまとめとしたいと思います。

注：この原稿では、当日の内容に一部加筆修正を行っています。さらに、一部の図表を、最新のものに入れ替えました。また、文末注を設け、不足する内容を補うことを行っています。

II 日本における児童虐待対応の施策の歴史と現状

まずは、図表1をご覧ください。

図表1 日本における児童虐待対応施策の歴史

- 日本の児童虐待防止対策は、1990（平成2）年から本格的に始動した。この年は、前年に国連で採択された子どもの権利条約が発効した年である。ベルリンの壁が崩壊した翌年であり、「1.57ショック」と呼ばれる日本社会の少子化が明確に意識された年もある。また、バブル経済が崩壊した時代（90年代初頭）とも重なっている。
- 2000（平成12）年に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立・施行された。その内容は、児童虐待を定義し積極的な対応を求めるものだった。
- 児童相談所だけでは「もちろん」と意識され、2004（平成16）年に児童福祉法と児防法を改正し、翌年から市町村が通告先に加わり、市町村が第一義的な児童相談の窓口になり、複数機関がネットワークを組んで対応する仕組みである要保護児童対策地域協議会が法定化された。
- しかし、再び児童相談所への一局集中に回帰し、加えて、市町村が「ミニ児童相談所化」する方向に舵が切られてしまった。そのあり方が頂点に達したのが平成30年であり、令和元年の法改正だったといえる。ただし、体罰の禁止やその後につながる検討規定もあり、令和4年改正に繋がった。

筆者作成

点では、課題があるものでした。

報道が悲惨な事件を積極的に取り上げたことは正しいことでしたが、国民の関心を集めやすい、児童虐待の悲惨さと加害者である保護者の悪質さと行政の不適切な対応、これをつなげる文脈で報ずることが続き、これが基本的なスタイル、「かわいそうな子ども」「ひどい保護者」「動かない行政」の3つの要素が重なる事例を取り上げ、人々の怒りを喚起し、行政を正すことで、社会に働きかけている、正義を行っていると自ら信じ、人々にこれを信じ込ませる構造を作り上げてしまったことは不幸でした。ⁱ

このような運動を受けて、2000（平成12）年に、議員立法によって、「児童虐待の防止等に関する法律」が成立しました。成果として、それまで曖昧であった児童虐待の法律上の定義が定められたことが挙げられます。ⁱⁱ

その後、すなわち児童虐待に特化した法律が成立して後まもなく、既に児相だけでは対処しきれない、持ちこたえられないことが意識されました。これは現在の動きと共通しています。そこで、地域の事情をよく知って、地域において人々の福祉を支えている市町村に責任を持ってもらって、しっかり取り組んでもらおうとなり、それを実現する法改正が行われました。これが、児童福祉法と児童虐待防止法の2004（平成16）年改正です。

この時に市町村が、児童相談についても対応することとなり、要保護児童や児童虐待の第一義的な対応につなげる窓口として位置づけられました。また、市町村だけでは、子どもたちに対して十分な対応がとれるはずはない、地域にある様々な機関や人々に参加してもらってネットワークを作って対応するしされ、それまでは補助事業で進められて来たものに要保護児童対策地域協議会という名称を与えて法定化しました。

ただし、残念ながら、この時実際には、市町村の体制の強化は、ほとんど前進しませんでした。そのために十分な効果を上げることが出来なかつと言つて良いでしょう。いやむしろ、市町村の数が、平成の大合併によって、大幅に減った時期に重なつたこともあって、体制が強化されるどころか後退し

た面すらあったのではないか。ⁱⁱⁱ

さらには、この後再び児相への一極集中を求める声が再燃します。通告を活発にしてもらおう、そのために、児相への連絡は全国共通とし、且つ、3桁の電話番号をあてる（189。イチハヤク）ことになり、その後この電話には料金がかからないようにしました。専門機関であり一時保護や施設入所の機能と権限を持つ児相と地域で親子を支える市町村がそれぞれ役割を果たして協力することが必要です。そのことを言い続けながら、事実上児相への一極集中主義が蘇ってしまったのです。そして、悲しい事件が発生する度に、児相は何をやっているのだ、ミスばかりしている、毅然と対応すべきだ、児童虐待を見逃してはならないと叫ぶことが続けられました。

この時期には、暴力を直接受けなくとも保護者間に暴力がある場合やきょうだいが暴力を受けるのを目撃すれば深刻な影響があると意識され、心理的虐待の定義の見直しや保護者以外のものの暴力を保護者が止めさせないことがネグレクトにあたるとされました。これはとても大事なことで大きな前進でしたが、マイナスの面がなかったとはいえません。止められないことがDVの被害者でもある保護者の個人責任の問題ととらえられてしまう構造を生んだからです。

さて、そのときではなく、それから何年も経った時点で警察が自らの体制整備を行い、これらの事案へ積極的に対応することにしました。これにより児相への通告が急激に増えました。この流れは現在も続いています。そして、これに連動させるかたちで、児童福祉司等の計画的な増員が行われました。残念ながらここでも、市町村の体制強化は取り残されました。

平成28年の法改正で、市町村に、子ども家庭総合支援拠点を置くことにはなるのですが、名称からイメージされる内容とは程遠く、要綱で示された業務を果たせるだけの職員配置ではなかったために、増え続ける警察から児童相談所への通告と児童相談所がこれに対応するために協力するという市町村という位置づけがすすみ、要保護児童対策地域協議会のあり方の変化も同時に起こり（実質的に未確立だっ

■ 研修講演より ■

た)、市町村の「ミニ児相化」が進みました。

このような流れが頂点に達したのが、令和元年の児童福祉法と児童虐待防止法等の改正だったと言って良いでしょう。令和元年改正やそれ以前になされた改正でも、令和4年改正によって本格化する重要な内容の萌芽にあたるもの、具体的には子どもが自分に関わる措置等に関する意見を表明することを保証することや包括的な支援の必要性に関わる考え方が、令和元年改正の付帯決議に盛り込まれるかたち

で入ってきました。しかし、これが実質を持つようになるのは、令和4年の法改正まで待たなければならなかったように思います。この時点では、児相に毅然とした対応を求める。しかも、その毅然とした対応を担う仕組みの中に市町村を組み込んでしまうという構造だったというのが実体だったと言って良いでしょう。

図表2は、令和元年の法改正の概要をまとめた国資料です。詳しく見ることはしませんが、簡単には

図表2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年）の概要

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要	
改正の趣旨 児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。	
改正の概要	※下線部は衆議院による修正部分
1. 児童の権利擁護 【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】 ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。 ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。 ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。	
2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等 （1）児童相談所の体制強化等 【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】 ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。 ② 都道府県は、児童相談所が指置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。 ③ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。 ④ 児童福祉司の数は、人口・児童虐待対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。 ⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。 ⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。 ⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。	
（2）児童相談所の設置促進 【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】 ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参考して都道府県が定めるものとする。 ② 政府は、施行後5年を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。 ③ 政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。	
（3）関係機関間の連携強化 【①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】 ① 保謹児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応じるよう努めなければならないものとする。 ② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。 ③ 混童虐待を受けた児童が住所等を移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は保謹児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。 ④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。 ⑤ DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。	
3. 検討規定その他の規定の整備 ① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。 ② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。 ③ 民法上の懲罰権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。 ④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。 ⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支障する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。 ⑥ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他の資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。 ⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。 ⑧ 通報の対象となるDVの形態及び保護命令の申立をすることができるDV被害者の範囲の拡大、DV加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。 ⑨ その他所要の規定の整備を行う。	
施行期日 令和2年4月1日（③②及び⑧については公布日、2(1)②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2(2)①は令和5年4月1日。）	

厚生労働省資料

見ておきましょう。とにかく当事者と現場に対して厳しいことを求める内容が目につきます。「保護者との関係を意識しているから対応が遅れる。当事者への気遣いによってすべきことができていない。これを解消するために介入を担当する人と支援を担当する人は分ける必要がある。」とする介入と支援の分離が言われました。私はこの改正時の衆議院の審議に参考人として呼んでいただいて、そこで意見を述べる機会を頂きましたが、この時も、幾つもの悲しい事件が相次いで発生し、注目されていましたので、このような内容が求められたことはやむをえなかつたかも知れません。しかし、児童虐待は、非常に多様なもので、注目される事例に加え、これらとは様相が異なるさまざまな事例もあるのです。残念ながら常に事件が起き続けている。事実に基づけば、起きている様々な事例の全体を踏まえて、対応を前進させなければならないのに、特定の事例に焦点を合わせて危機を叫んで、特定の方向へ政策や対応のかたちが誘導されることには問題がある。弊害が生じることは明らかです。

そのような観点に立って、私は参考人としての意見を申し上げました。しかし、この時に成立した改正法で進められたものは、あくまでも毅然とした対応を進めるといった方向のもので、多様な視点や当事者が抱える困難に着目した内容で実現したものは

わずかで、表立ったものとはなりませんでした。

この辺のことを感覚的、感情的に言うだけで終えることは適當ではありません。これが事実かどうかは、この時代に改正された法律の個々の条文を読んで確かめてみる必要があります。例えば、児童虐待防止法の第11条です。図表3をご覧ください。

表現が複雑なので、よく読まなければ理解できませんが、第7項に一時保護や立入調査、そうした対応を担当した人ではない人に保護者への支援（条文上は「指導」）を行わせるようにと書かれています。これが令和元年改正で追加されました

第1項は、児童虐待の再発を防止するために、児童福祉司による指導を適切に行うように努力せよという条文ですが、ここに、社会福祉学やソーシャルワークの理論を大切にしなさいということは一切書かれることがなく、医学的知見又は心理学的知見に基づく指導を行うように努めなければならぬと書かれました。これは、令和元年改正で追加された内容です。

ソーシャルワークは、学際的なもので、特に実践においては様々な専門知や方法を取り入れることを前提とします。私の理解では、児童福祉司は、子ども家庭福祉を司るソーシャルワーカーで、児童福祉司による指導とは、ソーシャルワークそのものだと思いますが、加えられた条文にはソーシャルワーク

図表3 令和元年の法改正が反映された条文例

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待を行った保護者に対する指導等）

第十一条 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行つよう努めるものとする。

2 児童虐待を行つた保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

3 児童虐待を行つた保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

4 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を探る等の必要な措置を講ずるものとする。

6 児童相談所長は、第四項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

7 都道府県は、保護者への指導（第二項の指導及び児童虐待を行つた保護者に対する児童福祉法第十一条第一項第二号の規定による指導をいう。以下この項において同じ。）を効果的に行つた、同法第十三条第五項に規定する指導教育担当児童福祉司に同項に規定する指導及び教育のほか保護者への指導を行つ者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行わせるとともに、第八条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、第九条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条の三第一項の規定による監査若しくは検査又は同法第三十三条第一項又は第二項の規定による調査若しくは質問をした児童の福祉に関する事務に従事する職員並びに同法第三十三条第一項又は第二項の規定による児童の一時保護を行つた児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならない。

■ 研修講演より ■

理論や社会福祉学の知見という言葉ではなく、医学的・心理学的な知見に基づく指導に努めるようにとだけ書き込まれたのです。

この条文にこのような表現が入った背景には、この改正が目指されたことの端緒となった東京都目黒区の5歳女児死亡事例への対応で、香川県で関わっていた医師の知見が見落とされたために事件が防げなかつたという見解があり、これに加えて、法案提出直前に千葉県野田市で発生した小4女児の死亡事件においても、一時保護された後の引き取りの判断において、当該女児を診察した医師の所見が活かされなかつたという指摘があつたことが影響したものと考えられます。これらの事件でも、その他の事件でも医学的な知見や心理学的な知見が見落とされたという指摘がなされ、これと同時に、ソーシャルワーカーの専門性への疑問や否定が繰り返し言われ、これらが報道され、賛同する意見が力を持って共有されたことによる結果だと考えられます。

他は令和元年の改正ではなく、平成19年に改正された（平成19年法律第73号「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」平成20年4月1日に施行）による内容となりますが、第5項を見ると、保護者は児相による指導を受け入れなければならないと明記され、それを受け入れないようなことがあれば、都道府県は、子どもを保護者から引き離して一時保護をしなさい、施設入所を勧めなさい、同意が得られなければ家庭裁判所への承認を求めるなどをして強制力が働く措置をとりなさいとされました。

これらが必要な事例があるのは当然です。このため、これらの措置については、この条文が出来る前から、児童福祉法に明記されていました。しかし、この時、これらを改めて児童虐待防止法に明記した。これは何故か。それは、「児童虐待を行つた」保護者と「措置を行う」児相、都道府県に対して、「忘れるな」「覚えておけ」「こうするんだぞ」と注意喚起をすることが必要だと判断されたのだと思えます。私は、このような規定が必要な事例や状況があることは理解しつつも、私自身は、人や組織を威嚇する効果、そこに表されることになったこの国の児

童虐待対応の根底を流れる価値観（特に人間観や社会観、社会福祉に対する不信）、人々や組織、特に業務を担う職員の意識にもたらす負の効果（自己評価の低下、自尊心の欠如、思考の停止、力に頼る傾向の強化、当事者を支配することに問題を感じなくなることなど）の方が格段に大きいと考えます。^{iv}

そこには当事者自身の意思とか、あるいは支援者と当事者との信頼関係の醸成とか、支援を担う機関や職員への専門性への敬意といったものは、全く感じられません。そういうものは全然出てこない。児童虐待をした親、児童虐待を防止する立場にありながらすべき仕事をしていないものへの断罪と指導。だから徹底が必要だという認識と価値観が貫かれていると感じます。

このような法改正が進められて来たのですから、現場の対応はそれを受けたものになるのが必定で、そこに一定の偏りが生ずるのが当然でしょう。

図表4・図表5をご覧ください。（ここでは研修当日の資料ではなく福祉行政報告例に基づき筆者が新たに作成した令和5年度の統計資料を掲載します。なお、令和3年度、令和4年度も同様の傾向となっています。）これは令和5年度の経路別受付件数を表すものです。市町村と児相両方の数値を載せています。これを見ると、いろいろなことが感じられると思います。もう皆さんはよくご存じのことと、先にも述べたことですが、児相への通告の半数（50%）以上が警察からの通告となっています。

一方の市町村ですが、こちらでも、どこからの通告が多いかを確認しておくことが必要です。市町村の統計においても、際立って多いところがあります。市町村の対応件数の統計が、あまり取り上げられないようになってきているのではないかでしょうか。見ておきましょう。市町村に通告される件数が一番多く際立っているのは、児相からのものです。

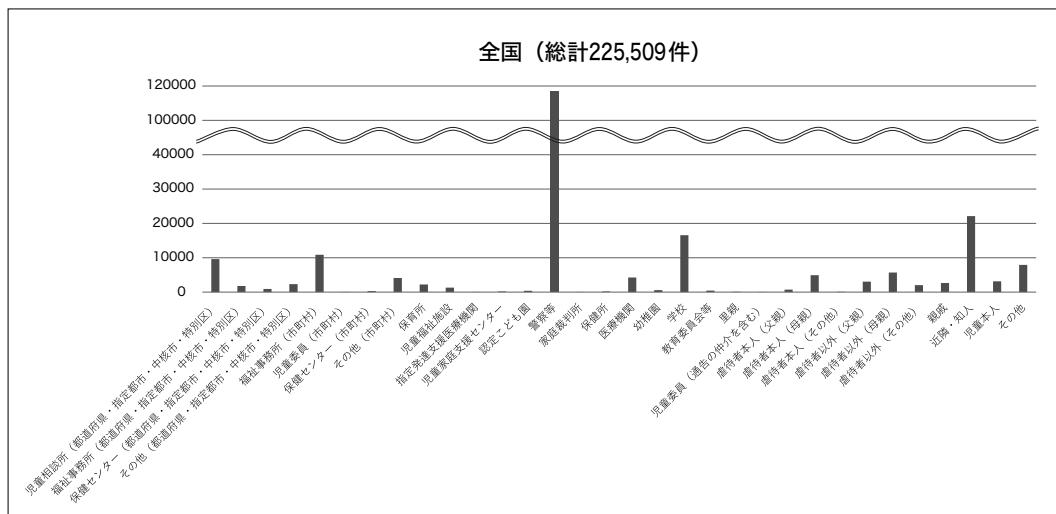
これについては、平成28年の児童福祉法の改正（施行平成29年4月1日）で、児相から市町村への事案送致が創設された（児童福祉法第26条第1項3号）ので、そのために増加したのではないかと捉えられがちです。しかし、これは、一定の影響はあるにせよ主要な要因とは言えないようです。^v

この多くは、児相から市町村への照会や協力依頼です。児相に通告が入る、児相は、その子どもや家族の基本情報を押さえる必要がある。そのためにはまずは所管する市町村に住民基本台帳を見てもらう必要がある。併せて市町村がどのように関わったのか、児童福祉だけではなく市町村は市民生活のあらゆることに関わっているため関係各課の取り扱いについても知りたいとなる。さらに、児相が行う面接や対応に協力して欲しい、立ち会ってもらいたい、一緒に動いて欲しい、面接室を貸して欲しい、そういう細々としたことを含めて多くの求めが、児相

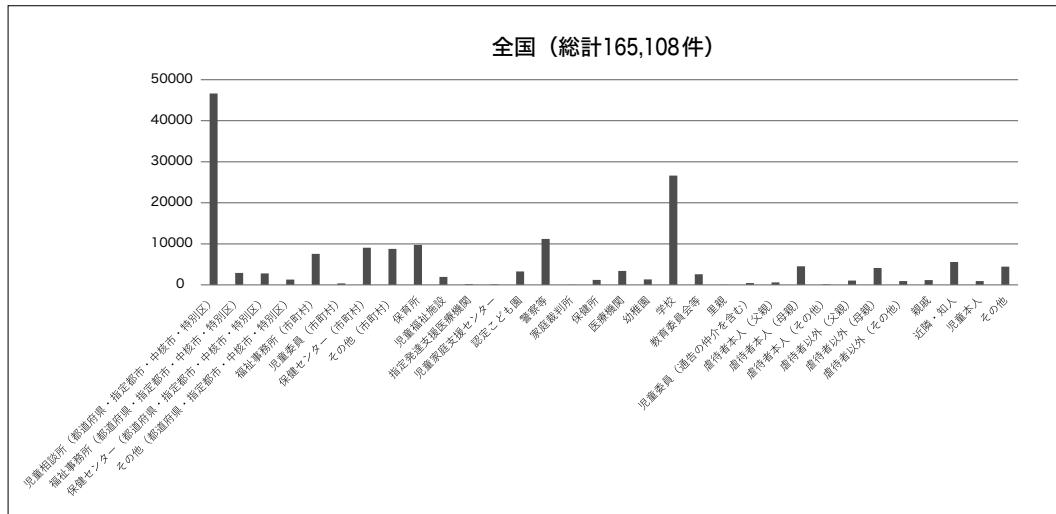
から市町村に入ります。これらの少なくない事例が、市町村統計に計上される。その件数が多くを占めるものと思われます。先に述べた市町村において児相と警察に協力する業務の割合が高くなっているとした構造そのものです。

児相の統計で、児相への通告のうち、警察の次に多いのが近隣知人からのものです。従来から、地域の人々からの相談や通告は、身近な相談窓口である市町村へ入るものと考えられてきました。そして、これは市町村でやりましょう、その上で専門的な知見を要するものは児相でやりましょうという理解で

図表4 令和5年度児童虐待相談経路別対応件数 児童相談所（全国）



図表5 令和5年度児童虐待相談経路別対応件数 市町村（全国）



福祉行政報告例に基づき筆者作成

■ 研修講演より ■

あったと思います。しかし、近年は近隣知人からの通告や相談は、市町村ではなく、児相に直接入ることの方が多いようです。それが実態です。かねて想定された役割分担ではなくなります。これは児相への虐待対応ダイヤル「189」が導入され無料化されたことと無関係ではないでしょう。当事者家族や親戚からも入る。児相にそういう内容の通告や相談が直接入って来る。さらにはLINE相談も児相に入ります。児相に入ったこれらの事例への対応を児相だけで行うことはできません。市町村の力を借りなければいけない。このため、児相から市町村に連絡が入る。

何度も同じことを言うことになってしまいますが、実際に市町村に勤めてみると、市町村の仕事のかなり多くの部分が、これで、こんなにも多いのだということを身にしみて感じました。それは決して悪いことではなく、両方が力を合わせてやらなければならぬこともあります。しかし、これに占める割合があまりにも多くなってしまっているので、その他の、市町村が、自ら行動をおこし地域の人々の福祉のために必要なことをする、地域の親子を支えるという仕事が実質上行い難くなっています。しつこくなりますが、市町村には、児相からだけではなく、警察からも頻繁に照会や協力要請が入ります。警察は要保護児童対策地域協議会の構成員です。とても

大切な機関です。協議会のメンバーである警察から照会があれば、市町村は、当然に、これに応じます。^{vi}

その結果として、地域できめ細かい福祉的な支援、子ども家庭福祉と母子保健、福祉と保育や教育とが力を合わせて行うべき支援、庁内の生活保護や障害者福祉と協働すべき支援、住民生活のあらゆる部門に関係する市町村の他の部署と連携が期待される支援。たとえば、このような支援の具体例を挙げると、暮らしに様々な不安定要素が重なり合う特定妊婦への支援があります。このような事例への支援が極めて重要であるにも関わらず、ここまでに記してきたような業務が膨大になるなかで、それらに押されて、結果として果たすことが、困難になっていると感じるをえません。そして、このような傾向の先に何が待っているかといえば、支援を適切に行うためのプロセスである情報共有やこのための仕組みである要保護児童対策地域協議会が、「手段」ではなく、それ自体が目的化してしまうということが起こってしまうのです。

本来の目的である子どもと家族の幸せ（福祉）が後ろに退いてしまう、空洞化や目的と手段の逆転が起こってしまうということです。（図表6）

児相はどうでしょうか。児相には、大切な業務がたくさんあります。これらを果たさなければなりません。令和元年の法改正は、そのような性質のもの

図表6 児童相談所と市町村の現場で起こっていること

- 児童相談所の取り扱う件数の半分、都市部では6割を超えるケースが警察からの通告によるものである。児童虐待防止法第2条の規定にかかわらず「夫婦喧嘩目撃」は、「疑い」「おそれ」として活発に通告される。
- 市民からの通告も、本人からの相談も直接児童相談所に入るようになった。
- 専門的な知識と技術を要するものは児童相談所で、軽度のものは市町村で対応するという「役割分担」は現実的なものではなくなってしまった。
- 住民基本台帳に記載されている情報、市町村での対応状況（関係各部署のものを含む）、子どもが所属する学校や保育所等の情報について児相から、市町村の子ども家庭福祉担当部署に照会される。→下請け的な業務の増大
- 児童相談所は、速やかな安全確認、毅然とした対応と躊躇なき一時保護を求められている。→即時対応、調査なしの注意喚起、身柄付き通告の受け入れ、指導、できるだけ短期での終結、後方支援、措置後のトラブル対応
- 市町村は、児相の影響を受けてミニ児相化している。調査なしの安全確認と注意喚起、特定妊婦・ネグレクト・保護に至らない外傷の監視が増加
- ニーズ把握、強みへの着目、同意と参加に基づく支援が消失しかけている。

注：児童相談所は、全国で234か所、同一時保護所数は155か所（令和6年4月1日現在）

筆者作成

が数多く盛り込まれたものでした。これはそのとおりです。速やかな安全確認、毅然とした対応、躊躇なき一時保護の実施が一層強く求められるようになりました。しかし、このために、ともすれば、即時対応はするものの、十分な調査をすることなく、いわゆる「現認」をして、「注意喚起」をして対応を終えるということが頻発するようになってしまいました。これは、どこの地域でもほぼ共通して見られる副作用だと思います。

また、警察署から児相への身柄付通告が増え、児相がそれを受け入れないということがほとんどない状況となりました。これ自体が悪いわけではなく、児相の感度が鈍い場合には不作為を防ぐ効果があります。しかし、こればかりとなってしまうところにまで進めば、児相が一時保護を実施する機関であることが有名無実化^{vii}しますし、児童福祉司から経験を積み上げる機会を奪ってしまいます。児相が自ら関わりながら、子どもと家族の利益を考え、計画的にタイミングを図って進めるというような実践力が失われてしまうことが起ります。このような悪循環のもとでは、不作為を防止するどころか新たな不作為が生じてしまうのです。^{viii}

児相の対応の動きは、全体とすれば速くなったと思います。特に、それと判る外傷があって、子どもが保護者から暴力を受けたと訴え、家に帰りたくないと言っている、或いは、子どもが保護者から性的虐待を受けたと言っている、このような場合は、とても速く動きます。

しかし、いわゆる「現認」をして、国が定めたフローチャートに照らして緊急保護までは必要がないと判断されると、「虐待防止指導」ないし「注意喚起」と呼ばれる行政指導を行って、そこで直接関わることを終えてしまうのが常です。

残念ながら、極めてリスクが高いとされる要素がそろっていても、一通りの指導をしたというかたちができれば、子どもや保護者の生活歴や今の暮らしについての調査が不十分でも、できるだけ短期に終結しようとします。ただし、不安が残る状況は否定できないので、「地域で対応して欲しい」と言って、「児相は、後方支援をする」と宣言します。ただし、

ここでいう「後方支援が、終結して連絡待ち」という意味でありながら、市町村や関係機関の方は、「続けて関わってくれているものと思っていた」ということとなります。これでは、互いに何もしないという状態が出来てしまう。このかたちは、死亡事例の検証報告書にしばしば見られます。

児相は、一時保護中や施設入所中、或いは、そのような事態となるおそれのある事例をいつも抱えています。その多くが、子どもにとって不安で、保護者にとっては納得できないという案件です。そのような案件の動きが何時あるかわからない。だから、そうでない事例は、できるだけ短期で終結しておきたいと考える。保護に絡む子どもと家族とのやりとりは非常に厳しいものであることから、児相の仕事の仕方がそれに応じるものになってしまうのはわかります。その主張ややりとりをするときの気迫や圧は市町村を黙らせます。このような構造のもとで、市町村は、児相の影響を受けて、ミニ児相化します。市町村もまた調査なしの安全確認と注意喚起が主な仕事になって行く。特定妊婦・ネグレクト・保護に至らない外傷、こういったケースが積み上がる。実際には、このような事例の数が対応ができる量をはるかに超えてしまっている。これが現在の市町村の姿ではないでしょうか。

このような状況であるため、ニーズの把握、当事者の強みへの着目、同意と参加に基づく支援というものが、児相において、また、住民に身近な市町村においても消失しかけています。これがどれほど深刻なものか。私は、このことに強い危機感を抱きます。

児相の児童虐待相談の対応件数は、今も増え続けています。件数は単年度で20万件を超ました。児相も市町村も、これらに対して必死に頑張っています。しかし、残念ながら必ずしも良い方向には向かっていない。児童虐待において最も深刻な結果として、死亡事例の発生があります。残念ながら死亡事例の数は減っていない。通告される件数は多くなり。対応件数が増え続けてきた。対応をずっと強化し続けて来たはずです。しかし、死亡事例の数さえ減らすことができていない。これらを何とかしなければならない。これらのことと本気で考えて、今までとは

違う方向を目指そうとした。さらに、そのための体制の強化を図ろうとした。それが令和4年の児童福祉法等の改正です。私は、令和4年児童福祉法等の改正を、そのように捉えています。やっと始まった、やっているという演出ではなく、本気で取り組もうとすることが始まった。期待する、どきどきする、そういった中身だと考えます。

これが、何故できたのか。このようなパラダイム変換は、やろうとしてもできるものではない。普通では成し得ない。やはり何か特別な事情があったから、進められたのだろうと考えます。

世界を、そして日本を、新型コロナが襲いました。これは、本当に厳しく苦しい経験で、マイナスの影響が甚だ大きいことであり、しかも、この脅威が完全に去ったとは言えないものです。しかし、この新型コロナウイルスの流行を経験することができなければ、私たちの暮らしの実態を、真に理解することができなかつた。コロナ禍があつて世の中がどうなっているか、私たちに起こっていることがどうゆうことなのか、私たちは、そのようなことを、私たちが本来考えなければならないことを本気で考えることができるようにになったのだと思います。(図表7)

図表7 新型コロナパンデミックが世の中の現実を明らかにしたこと

- ・人々の暮らしが予想以上に厳しくなっていた。収入が減り、預金もなく、事があれば、生活がすぐに行き詰まってしまう人々が増え拡がっていた。
- ・ニーズがある人々（子どもと子育て世代を含む。不可欠なものが失われている。本人の自覚の有無に関わらず。）に支援が届いていない状況がある。
- ・世の中を支えているリアルな仕事とその担い手（エッセンシャルワーカー）の価値があまりにも軽んじられていること。
- ・人材不足の深刻化。外国の人々の存在なくしては社会が成り立たない現実
- ・医療、保健、教育、福祉、保育、介護などの現場で働く人々も、エッセンシャルワーカーであること。
- ・子どもたちの置かれている状況の厳しさ 不登校、自殺、貧困、虐待、孤立、ヤングケアラー、精神疾患、発達障害、ト一横キッズ・市販薬依存、少子化等

筆者作成

III 児童福祉法等令和4年改正の趣旨と概要

先に述べた令和元年の児童福祉法等の改正の内容が施行されたのは令和2年4月1日でした。その直前に、新型コロナウイルスの流行が、世界、そして日本を襲いました。令和元年12月に中国の武漢で発見された新型コロナ感染症は瞬く間に世界に拡がりました。日本で初めての感染者が発見されたのが令和2年1月でした。この感染症は、ただ拡がるというだけではなく、未知のウイルスであったことから、どうしたら良いかわからないという混乱と死ぬかも知れないという恐怖が拡がり行動制限や感染拡大防止のための対策がとられました。^{ix}

話を戻します。令和元年の改正法には多くの付帯決議が付き、引き続きの議論がすぐに始まりました。法改正前の緊急対策、総合対策は、令和元年の法改正によって裏付けられ、児相の職員増と児相の設置促進（人口50万人に1カ所）が進められることになりましたが、令和元年改正まででは十分でなかった市町村の体制整備と対応力の向上、社会的養護において残された課題、子どもの意見表明権の保証、保育も含めた子ども家庭福祉分野でどうすればソーシャルワーカーの力量を上げられるかといった議論が本格化しました。

令和元年改正前の議論に引き続いて、私も、この議論が行われた社会保障審議会児童部会と社会的養育専門委員会、委員会の下に置かれたワーキンググ

ループのメンバーとして参加しました。議論が一時新型コロナの流行のために中断しましたが、会議の持ち方を対面からWEBに切り替えて継続されました。月に1回どころではなく月に2回以上のペース、しかも1回3時間のかなり激しい議論が行われ、平行線のままだったところもありますが、合意された部分、本当にご苦労されたのは山縣文治座長や当時の厚生労働省の方々で、また、自治体と関係団体、政治やソーシャルワーク人材を育てる養成校の団体も巻き込んだ議論や調整が行われ、令和4（2022）年の通常国会に、法案が厚生労働省所管の政府提出案として提出されたのでした。

私自身は、冒頭で申し上げたように令和4年3月末で大学の専任教員を辞して、同年4月1日から、基礎自治体の会計年度任用職員になり、今年（令和6年）3月末日までの2年間勤務させて頂きました。当時（この講義の2年1か月前）の段階では、新型コロナウイルスの流行は、まだ収束したという状況ではなく、感染症法上の扱いが第5類に移行されたのも昨年のことですから、2年前は、まだ、職員全員が當時マスク着用で、窓口で対応している常勤職員が交代で食料配布を行っているという状況でした。

家庭訪問には相当気を使いましたし、家族、特に子どもたちと一緒に、親子が同時に感染して外に出られないような状況もありました。一方で、窓口に来られる方や電話での問い合わせの内容には、生活の行き詰まりや給付金に関するものも多くありました。そういった生活上の問題がたくさんあって初めて、改正法が成立することになったのだなと思います。先にも述べたように、実際には、20年以上前となっていた今世紀はじめには日本社会が大きく変わり、格差が拡がっていたにもかかわらず、意識も政策上の手当も基本的には変わっていなかった。しかし、この時にはじめて、生活上の様々なニーズがあるにも関わらず必要な支援が届いていないという実態がはっきりし、その認識が拡がり、実質を伴う支援を届けなければならないことが合意され、法改正を後押ししたのだと思います。パンデミックが、何かがあれば直ぐに生活が行き詰まってしまう人々が

増え広がっていることを、ニーズがある人々、特に子どもと子育て世代に、どうしても必要なものさえ失われている実態が広くあること、それが増え拡っていることを映し出したのです。

新型コロナ禍は、世の中には現実を支えるリアルな仕事が必要なのに軽んじられていることも見えるようにしました、人材不足が深刻化しているため外国人の存在なくして社会が成り立たないということも見えるようにしました。社会福祉に携わる私たちも、エッセンシャルワーカーなのだと意識するようになりました。そして、子どもたちが置かれている状況がとりわけ厳しいこと。不登校、自殺、貧困、虐待、孤立、ヤングケアラー、精神疾患、発達障害、トーハンキッズ、市販薬依存。こういった問題は、本人の逸脱という面だけで語ることなどできない。このような問題が、こんなにもあり、深刻さが増している、これらにきちんと対応しなければいけないことが、はっきりと意識されるようになりました。それが必要だという方向に舵が切られるためには、コロナ禍を契機とした問題の顕在化が不可欠だったのだと思います。*

それまでも、児童虐待に適切に対応するためには、本当はこういったことを全部意識した上でやらなければならなかったはずです。それなのに、申し上げて来た経過から、本当に必要なことが隠されたまま、早く駆けつけて、現認して、注意喚起して終わるというパターン化した対応で凌いで来た、それでよしとして来てしまった。これを終わりにして、多様な児童虐待の実像を踏まえて、確実に関わる、地域で包括的な支援を当事者に届ける必要がある。虐待そのものを許さないのは当然とした上で、状況を変えるためには、抱えている複数の課題に、ちゃんと取り組まなければならない。注意喚起では表から見えなくなるだけで、実際の問題は消えていない。だから、安全確認ができた、やるべきことはしたとされる事例で虐待死が起こる。複雑に絡み合っている様々な課題を構造的に理解して、リスク回避は当然しなければいけないけれども、その人が何とかしようと、自分たちも幸福になりたい、そういった当事者の意欲とかストレングスも含めて強化する。活用可

■ 研修講演より ■

能な具体的な支援を組み合わせて支援する、そういったことが必要だということです。

このためには、ただの情報共有では足りない。複数の機関が、異なる専門性、それぞれの知見を持ち寄って、多角的に分析して、起きていることや当事者とその暮らしを総合的にアセスメントする、そして、総合的に支える必要がある。特に母子保健と児童福祉が力を合わせなければならぬ。

子どもと家族を守るためにには、確実に子どもを保護するといったことが必要である。ただし、それは毅然とするとか、そういうことだけではない。支援と介入を分離するということではない。むしろ、パラレルに、両方が交差するようにして、二つをかみ合うようにして総合的な関わりを進めなければ意味がない。そうでなければ虐待死を防ぐことはできない。

法改正は、立法事実があつて為されるものです。こういう状況がある、こういう事実があるから法改正が必要だということです。どういう事実かというと、困難を抱える子どもが増え、子育てに困難を抱える家庭が増え広がっている。にもかかわらず、必要な支援が子どもたちと子育て家庭に届いていない。支援を必要とする子どもと家庭に届くようにする必要がある。やり方を変えなければならない。改革が必要だったと意識されたのです。

改革の方向は、当事者のニーズを把握し、当事者の意思・意向を尊重しながら、包括的な支援を計画し、納得を得て、その内容を書面にして手渡し、実行するというやり方とするということでした。これが児童福祉法第10条第1項第4項、サポートプランを作成し、計画的に包括的な支援を実行すること、これを市町村が行うべき業務として義務化されました。

今日のこの講義のタイトルもそうですが、こども家庭センター、或いは統括支援員が注目されがちですが、市町村の義務となったサポートプランの作成こそが重要で、それを裏付ける組織としてのこども家庭センターであり、そのために配置される職員が統括支援員であるという理解に立っています。

少なくとも、こども家庭センターの設置は努力義務ですが、サポートプランは、令和6年4月1日の時点で、既に、行わなければならぬこと、すなはち義務となっています。

確かに支援を届けるための体制整備が必要で、子ども家庭福祉と母子保健が一体的に取り組むことが必要で、こども家庭センターだけでは足りないので、地域の機関と連携して取り組む必要がある。同時に、現物給付であるさまざまなサービスが必要、子育てに困難を抱えた家庭とその子どもが実際に利用できるホームヘルプなどが必要、従来からあるものでも、実際には使えないということがないようにする、ショートステイなど、従来からあったものも含めて家庭支援事業と言う名称をつけて明確に位置づけ、それらを使っていただく。なかなか受け取ってもらえない場合でも利用勧奨をする。あるいは市町村が措置をする。これらは強制ではありませんが、強く勧めて、市町村の責任を大きくした仕組みで提供していく。実際に使えるサービスを増やしていく。これらを、先に述べたような立法事実があるので、市町村において実施して行くことにしたのです。

残念ながら令和4年6月に改正法が成立した時点での報道は、このような目的や中身を十分理解しているとは言いがたい内容でした。今日のスライド資料には入れませんでしたが、法律が成立した直後の新聞やテレビの報道内容の記録を保存しておきましたが、それらを見ると、社会的養護の年齢の上限をなくす、一時保護開始に司法審査を導入する、この2つを取り上げているものが多く、市町村が包括的な支援を実施するという内容の記事はほとんどありませんでした。法改正の趣旨がきちんと理解されない、少なくとも、そこに焦点を合わせた報道がほとんど無かったことは間違いないと存じます。その後の2年間に、改正のまん中にあった内容に焦点を合わせる努力が積み重ねられ、施行準備のための自治体向けの説明会が何度も行われました。その内容を理解するためにも、改正の趣旨を綴った資料を改めて見ておきたいと思います。

読み上げます。改正の趣旨。「児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況を踏まえ、子育て

図表8 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨	
児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。	
改正の概要	
<p>1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 <small>【児童福祉法、母子保健法】</small></p> <p>①市区町村は、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援をする子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。</p> <p>※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。</p> <p>②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。</p> <p>③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型・医療型）の一元化を行なう。</p> <p>2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 <small>【児童福祉法】</small></p> <p>①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。</p> <p>②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。</p> <p>3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 <small>【児童福祉法】</small></p> <p>①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。</p> <p>②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。</p> <p>4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備 <small>【児童福祉法】</small></p> <p>児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の収容の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。</p> <p>5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 <small>【児童福祉法】</small></p> <p>児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。</p> <p>6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 <small>【児童福祉法】</small></p> <p>児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。</p> <p>※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。</p> <p>※認定資格の取得状況等を踏まえるとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を実現して働くことができる組織及び資格の在所について、国家資格を含め、施行後3年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化） <small>【児童福祉法】</small></p> <p>児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行なう。</p>	
施行期日	令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

こども家庭庁資料

世代に対する包括的な支援のための体制強化を行う。」と記されています。

国において、本当にやりたかったことを進めるということをおっしゃっていた方があったことを記憶しています。この目的のために、上の欄に列挙されたことを行うとする改正が行われました。これらのほとんどが、令和6年4月1日に施行されたのです。そして、その中心にあるのがサポートプランの作成であり、支援体制の核を作る、そこにきちんとした人材を置くことにしたのがこども家庭センターであり、サービスを整えて使えるようにしたのが、家庭支援事業等の創設と拡充だと言えると思います。

条文の一部を見ておきます。（この稿では、図表は省略します。法令検索サイトなどを活用して、現行の条文を直接確認してください。）市町村の業務について見ます。追加されたところは、法第10条第1項第4号です。

市町村はこの法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。「児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要

とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと」とされました。ここで、ここにいう、内閣府令で定める事項とは何かということですが、支援の種類や内容も大事ですが、内閣府令で定める事項の内、私が最も着目したいと思うのが、当事者の意向とされたことです。これは、令和5年11月14日に内閣府令第77号として示されたもので、サポートプランには、当事者が抱える課題や提供される支援の種類の他に、そこに当事者の「意向」を書き込むとされたのです。（児童福祉法施行規則第1条の39の2）

繰り返しになりますが、サポートプランの作成は義務です。こども家庭センターは業務を行うために組織されるものです。設置の努力義務があります。こども家庭センターは、「次に掲げる業務を行うことにより、児童および妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする」とされています。こども家庭センターだけではできないの

■ 研修講演より ■

で、さまざまな地域の子育て相談機関と密接に連携を図るとする。それはどういうものかは法第10条の3に示されています。従来からある保育所とか認定こども園とか子育て支援拠点とか、これらに地域子育て相談機関となっていただいて、力を合わせて連携をしながら、当事者のニーズに基づいて、当事者の意向を尊重した上でこのプランを立てて提供していくことにした。注意喚起をして終わりではない。監視ではない。ちゃんとその人の話を聞く。同意に基づいてプランを描き、そのプランを「手交する」、手渡すということです。そのようにして支援を行つ

図表9 サポートプランについての考え方（スライド21）

児童虐待防止対策部会（第3回）日時：令和5年12月26日（火）議事録
https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/gyakutai_boushi/NrKhM28i

河村虐待防止対策課長：資料1をお手元に御用意いただければと思います。9月の部会以降の進捗を中心に御報告させていただきたいと思います。……（中略）……

9ページ、サポートプランの作成に係るところですけれども、まず、矢羽根の1点目ですが、サポートプランの作成に当たっては、家庭のリスクに着目するだけでなく、対象者の声を丁寧に聴き取るプロセスの中で、ニーズにより深く入っていって、御家庭との間で子どもの最善の利益という同じ目標に向かっていく協働関係（パートナーシップ）を形成するという姿勢で臨むということですとか。そういう意味で、サポートプランというのは、支援対象の御家庭と一緒に 信頼関係をつくりて、共同作業として支援を展開していくためのツールであるという考え方を記載しております。

その上で、3つ目の矢羽根ですけれども、サポートプランは要支援児童と特定妊婦を含む要支援・要保護の御家庭、プラスその他の者ということ幅広く作成していくことが考えられます。その他の者の典型像として、※印のところをございますけれども、本人の御希望がある場合、また、より早期に支援を開始したほうが御家庭の福祉に資すると考えられる場合を挙げております。

さらに、矢羽根の4点目、作成の同意が得られないケースですけれども、その場合、サポートプラン作成の前段階として、ニーズの把握をしながら、行政内部としての支援計画に反映させていった上で、定期的な家庭訪問等によって信頼関係を構築、継続してサポートプランの作成につなげていくという考え方をお示しております。

こども家庭センターガイドライン 22頁～26頁

図表6 サポートプランの考え方

※1 両機能による一体制支援体制などでサポートプランを作成する場合は、両機能の職責が互いに連携してサポートプランを作成しなければならない。

母子保健機能のサポートプランの対象者は、従来より「子育て世代包括支援センター」で作成してきたこれまで「**支援プラン**」の作成対象者と同様である。関係機関の密接な連携の下で、より手厚い支援や継続的な支援、関係者の調整等を要する対象者について作成する。セルフプランは、みずから自身や子どもが必要とする母子保健や子育て支援サービスを適切に選択して利用計画を立てられる方を対象としている。（詳細については、第2章第4節「4. サポートプランの策定」を参照）

一方、**児童福祉機能のサポートプランの対象者は**、要支援児童等のみではなく、行政からの支援・サポートプランの作成を希望する者等も対象となり、より幅広い家庭が対象。

ここで、サポートプランがどういうものかを理解するために、わかりやすく説明されている資料があるので見ておきましょう。こども家庭庁が業務を開始して以来、さまざまな審議会が開かれていますけれども、その一つで、虐待防止対策課の河村課長さんが、サポートプランについての考え方を説明している発言が議事録に記され公開されているので確認しておきましょう。4行目から読んで行きます。

「9ページ、サポートプランの作成に係るところ

ていく。これはこれまでの進め方を換えて行くということで、まさに大転換だと思います。

この転換を実現することは、生やさしいことではありませんが、法令に業務として「行わなければならぬ」と明示されているものですから、しなくても良いというものではありません。ここをしっかりと捉えておく。しかも、実際に当事者が利用できるサービスがなければ、実質的に応援することができないので、新設された事業や拡充された事業を始めることが求められているのです。

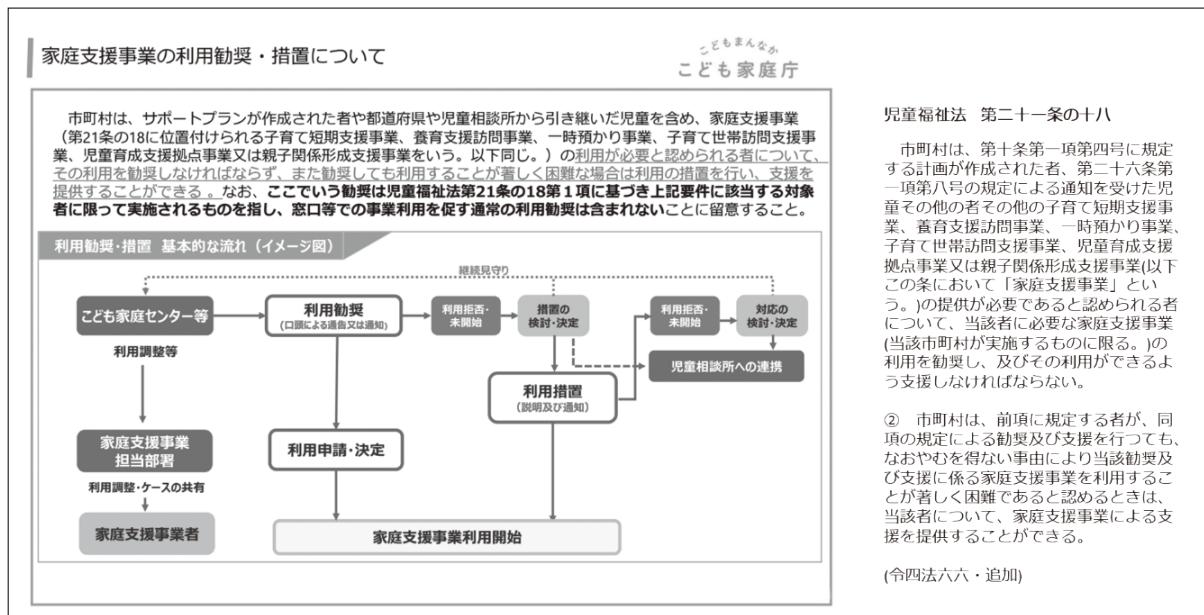
ですけれども、まず、矢羽根の1点目ですが、サポートプランの作成に当たっては、家庭のリスクに着目するだけでなく、対象者の声を丁寧に聴き取るプロセスの中で、ニーズにより深く入っていって、御家庭との間で子どもの最善の利益という同じ目標に向かっていく協働関係（パートナーシップ）を形成するという姿勢で臨むということですとか。そういう意味で、サポートプランというのは、支援対象の御家庭と一緒に信頼関係をつくって、共同作業とし

て支援を展開していくためのツールであるという考え方を記載しております。」と明確に述べておられます。このことを意識するということが大事で、それがなければ、母子保健と子ども家庭福祉が手をつなぐだけでは、立法事実に対応するために行われた法改正に沿って、この時代に地域で暮らす子どもと

家族、子育て家庭への支援を適切には行うことはできないと思います。

なお、先ほど申し上げた、家庭支援事業とこれに
関わる利用勧奨と措置についても、資料を挙げてお
きましたのでご覧ください。(図表10参照)

図表10 家庭支援事業の利用勧奨・措置について



この後の資料、「こども家庭センターガイドラインのポイント」(図表11)などについての説明は省きます。皆さんところには、4月はじめに、3月末付の通知と資料が大量に届いたはずです。全体をまとめる通知である2局長連名による「こ成第129号」「こ支第148号」通知「児童福祉法等に一部を改正する法律の施行について」も届いたはずです。これらを作つて発出する方も、これらを受け取つて読む方も極めて大変だったと思います。今日は、私という人間の口から、私の考え方と捉え方を併せて述べさせて頂いていますけれども、こども家庭庁の2局長連名通知をはじめとするこれらの通知や資料には、直接あたつて頂くように、お願ひします。

サポートプランに関しては、プランを作成する時に使用できる様式例が、幾つも提示されています。これは労作で、研究事業の成果などを踏まえて作成

されたもので、子どもの年齢とか、そういったものも踏まえた作りになっています。しかし、それでも、この4月の法施行を受けて、実際にサポートプランを作るとなると、かなり難しいのではないかと推察します。

3月までの所属において、複数人で対応する事例がありました。この事例では、関係が悪化して、接触そのものが取りづらくなって来ていました。そこでそのような経過を率直にお伝えしたうえで、それでも関わりを絶たないことが必要であることをお伝えするために、別のワーカーと私が出向くことになりました。何度か訪問してやっと徐々にお話ができるようになって、私たちが心配している内容について質問をすることができるようになって、お母さんやお父さんの思いや、起こっていることが実際のところ、それらにお父さんやお母さんはどう対処して

図表11 こども家庭センターガイドラインのポイント

こども家庭センターガイドラインのポイント	
第1章 こども家庭センター（全体）【P1～P29】	
こども家庭センターの創設の背景・目的【P1～】	<ul style="list-style-type: none">「こども家庭センター」は從来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一體的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポビュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としている。また、家庭支援事業をはじめとする地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届けていくための中核的機能を担っていくことが期待されているものである。
こども家庭センターの役割【P5】	<ul style="list-style-type: none">こども家庭センターが担うべき主な役割は以下のとおり母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、②こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく提供する。妊産婦、こどもやその家庭の課題・ニーズを母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かし、合わせることでより深く汲み取る。個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、母子保健事業や家庭支援事業、その他の多様なサービスや地域資源を有機的に組み合わせ、サポートプランとして必要な支援内容を組み立てる。サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう関係機関のコーディネートを行い、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直し等を含めた継続的なマネジメントを実施する。地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行うとともに、不足する地域資源については新たな扱い手となり得る者を発掘・養成し、地域資源のネットワークを形成していくなかで、既存のサービスや団体とマッチングをさせていく。また、財政支援（家庭支援事業などの扱い手に対する市町村の財政支援のこと）等と結びつけること等により地域資源を開拓し、関係機関間の連携を強めることにより、地域内の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する。こどもの権利等についての普及啓発を地域に向けて行い、こども自身が自分らしく生きていける環境を整える。子育て家庭の困難を地域社会でしっかりと支えていくことは、児童福祉法上の「家庭養育優先原則」や子どもに安定的なケアを保障するパーマネンシー保障の理念に基づき、こどもたちが地域の中で幸せに暮らし続けることができる社会を創っていく上で非常に重要な意義を果たすものである。

いるのか、お父さんやお母さんは、互いのことをどう見ているのか。お二人は個々のお子さんのことや相互の関係などをどう捉えているのかなどをお聞きすることができるようになりました。そのタイミングで、改正法の施行前ではあるが、間もなく、サポートプランという名前の支援計画書を作った上で、それに沿って関わりを続けることが必要になると説明して、試みの案を作成して來るので見て欲しいと伝えました。

一方、職員が担当者として作ったものであっても、支援は所属として行うものですから、試みの案であっても作る試案の様式とそこに書き込む内容の例も作成して、グループを統括する上席と所属のみなさんに予め見てもらうことをしました。

国が示す前に作ったものですが、その時点で国から自治体に示されていた資料に、サポートプランに書き込むべき内容には、必ず必要なことと、一定の裁量を認める旨の記述の両方があったので、その範囲で作成しました。様式はともかく記載例が一人歩きをすると危険なので、課題は架空のものとして、雰囲気がとても良かった支援グループのメンバーを家族に見立ててつくった架空の事例と架空の課題を

作って所属内で見てもらいました。このような作業をするといろいろなことが見えてきます。

私個人としては、後に示された国の参考様式を使用する場合にも、サポートプランそのものは別紙として、お渡しするため付けるいわゆる「かがみ文」との2つは分けた方が使いやすい、支援プランは、作成時の案を含めて何度も見直す必要があるので、何時のものかを分かるようにして、更新し続けながら使用するようにするのが現実的かもしれないと思いました。また、お父さんやお母さんの思いをこのように理解したという内容を記すことができるもの、例えば、お父さんやお母さんが、子どもたちの長所や課題をこのように捉えているといったことを書き込めるようにする、それらを、確定したものとして示すだけではなく、確かめながら複数回にわけて完成させて行く、そのようにしてはじめて、保護者の意向や抱えている課題、必要な支援、実際に提供できる支援内容等を書き込むことができるのではないかと思います。

支援を行う場合には、市町村等がサービスを提供することも当事者がサービスを受けて行くことも、口で言うほど簡単なことではないと思います。実際

には色々なところで引っかかり、頓挫する。また実際には、まだ、サービスが質量ともに足りない。たとえ一定程度整ったとしても、当事者がそれを自分たちの現実生活に合わせて利用することは、余程の力がなければできないと思います。だとすれば、お子さんの様子やご家庭の様子を、定期的な面接を通じて、それぞれの頑張りを確認させて頂くを中心として、その関わりを通じて、気になること、起こったこと、役所として確かめなければならないこと、そのときの連絡方法や学校に伺って直接子どもたちから話を聞かなければならぬ時の手順や留意点などについてもお聞きして、それらを分かるようにしておく。その中で、ご家族にとって応援になること、過去に役に立ったことなどを、書き込んで行くしかない。そのようにイメージします。

皆さんも既に工夫していると思いますが、そもそも、当事者の意向を、「支援を受け入れますか？受け入れませんか？」というような平板なものとして理解したのでは、この仕組みを導入することは失敗に終わるだろうと思います。重要なのは、当事者が、自分の家庭やそれを構成する一人一人・自分たちをどう捉えているか、その上で、どうしたいのか、それをお聞きして、確かにそうですね、当事者の考えと気持ちとして分かりますとなること、事実としても感情としても理解できますという一致があつて、それが書き起こされることが重要で、そうでなければ、当事者から、自分たちの見方や努力を踏まえずに進めたと反発されて、「おまえらの押しつけだ」となって終わり、うまくは行かないと予想します。

IV 実事例から考える

さて、ここから、3つ目の柱とした「実事例から考える」に移ることにします。具体的には、2024年2月に報道された2つの事例を取り上げます。この2つの事例は、2つとも、かなり大きく、複数の新聞などに児童虐待による死亡事例として、取り上げられました。

みなさんご存じのように、日本では、1年間に、70人から80人の子どもが亡くなっています。この中

には、20人から30人の親子心中の結果だと言われるものが含まれています。また、生後すぐに殺害されたり遺棄されたりする事例も多いのが実情です。しかし、にも関わらず、心中や新生児殺・遺棄の事例が詳しく述べられることは、ごく希です。

人々の耳目を引くような事例だけが、事件として取り上げられ繰り返し報道されます。しかも、そのような事件報道は、悪質な親である、子どもがかわいそうだ、行政は何故救えなかつたのかという流れで構成されて、大量に拡げられます。

このような情報拡散の影響下で、施策がすすめられ、実践が規定されてしまうことの危険は、既に述べたとおりです。ただし、今日、あえて繰り返し報道された事例を取り上げるのは、こういう事例でも、異なった角度、見方を変えて、異なった光をあててみると、また違うことに気付かされる、そこからは学ぶべきことはたくさんある。そういうことを、してみたいと考えたからです。

私は、すべての事例が、単一の物語で分析することは危険で、必ず複数の角度から読み解き、事実は、異なる要素が混在する中で起こつたものかも知れないと受け取ることにしています。ここで取り上げる事件もそのような観点で見て行きます。

もちろん、事実を歪め、書き換えをしてはいけませんので、この2つの事例については、報道される内容をコピーして保存し、必要に応じて複数の紙面を見比べて、一致するところをまとめて時系列にまとめるという作業を行いました。

これらの作業を通じて、私としては、この2つの事例はいずれも、従来からの言われて來たような、より厳しく見ろ、情報を共有せよ、毅然として踏み込んだ対応をせよという観点だけではなく、この令和4年の法改正の内容、むしろ丁寧に対応することこそが必要、当事者の目線や当事者の立場でものを見る、リスクを発見するためにも、当事者が抱えるニーズ全体を見る、そういったことがこの2つの事例においても必要だと感じています。これはあくまでも私なりの結論、結論というよりも仮説というものが適當なものだとは思いますが。それを皆さんにお伝えしたいと思います。

■ 研修講演より ■

進め方は、報道された内容と報道された内容から推定される内容（2つは区別します）をまとめた資料を皆さんに提示します。皆さんには、それを見て、ご自身で考えてもらう。その上で、私の見方をお伝えする。こういった順序で進めさせていただきます。

その際に、是非とも、次の3つの観点を念頭に置いて考えていただくことをお願いします。3つの観点を申し上げます。

1つ目は、子どもの発達という観点です。2つ目は、困難を抱えた子育て中の家族として見てどうかという観点です。3つ目の観点は、この人たち、この子どもと保護者への支援のあり方としてはどうか、ということです。

資料に基づいて事例を説明しますので、その後数分間になってしまいますが、お示しした3つの観点を踏まえてお考えください。

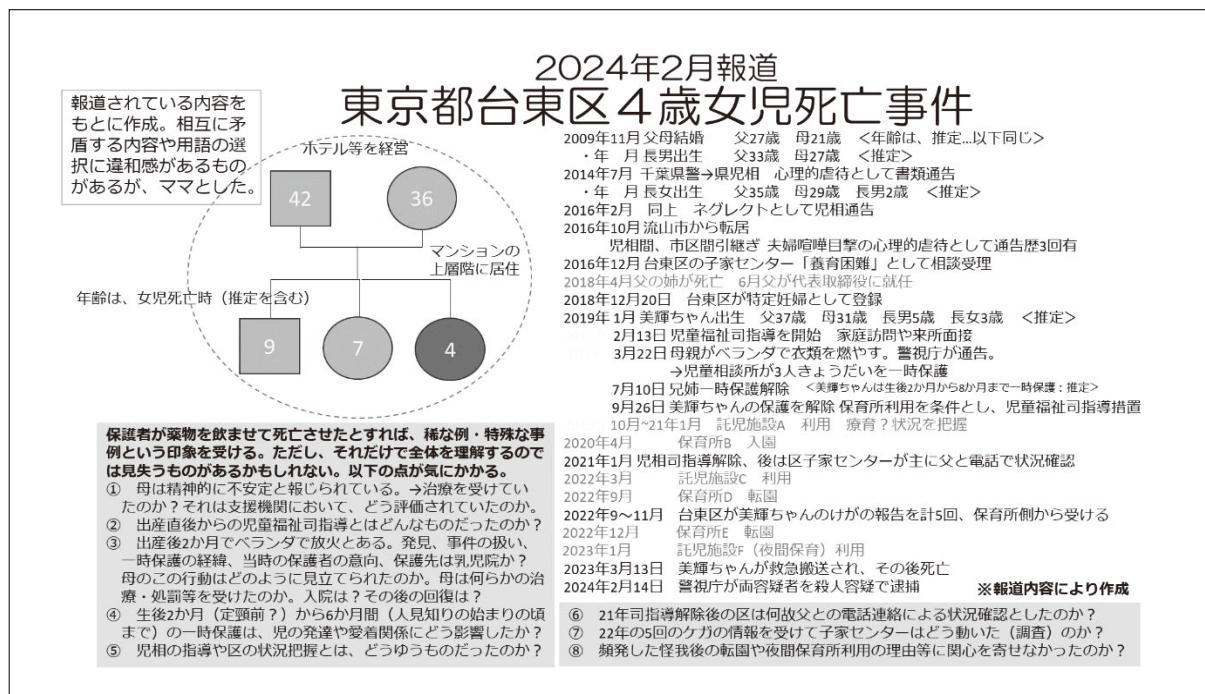
1 東京都台東区4歳女児死亡事件

事例について説明します。4歳の女の子が亡くなりました。女児は、事件が報道される約1年前に亡くなつたので、女児以外の家族メンバーの年齢を報

道された年齢から全員1歳ずつ差し引いて図を作りました。亡くなった女児は一番下の子で、当時4歳でした。そこで、上の子どもたちの年齢は、女児が亡くなつた当時9歳と7歳であったと推定しました。お母さんとお父さんは当時36歳と42歳だったと推定しました。この事件では、父母が、不凍液と思われるものと向精神薬を女児に飲ませたために死亡したのではないかということでした。この父母が、父方の祖父と父方の伯母も、同様の方法で殺害したのではないかと報道されました。これらが事実であったとすれば、非常に悪質で、あってはならない事件です。これが事実であれば、証拠や自白があることを前提として、厳しく精査し、法に則って厳正に処罰することが必要です。

しかし、子ども家庭福祉の対応においてはどうでしょうか。ともすれば、子どもを守るために、より厳しく対応する必要があり、証拠や自白がなくても、子どもを守るために保護を優先させなければならないという意見がありますが、そのようなこともあるにせよ、先ずは、先にお示しした3つの観点、子どもの発達、困難を抱えた子育て中の家

図表12 東京都台東区4歳女児死亡事件の概要等



筆者作成

族、子どもと保護者への支援のあり方という視点で、事実に照らして、検討し、分析することを欠いてはならないと考えます。

子ども家庭福祉は、警察や検察、裁判所ではないのですから、悪質な行為を見逃してはならないことは当然ですが、子どもと家族の福祉を専門とする立場、社会福祉の専門性に基づく分析をすることを忘れてはならないものと考えます。

(各自検討)

僅かな時間しかとれませんでしたが、そこまでとします。本当は発表もしてもらいたいのですが、今日は私から説明させていただきます。

この事件は東京都台東区で発生した事件ですが、家族は、数年前まで千葉県流山市に住んでいました。流山市は子育て支援がとても充実し、人口が増えており、注目されています。関西で言えば明石市と同じように、さまざまな工夫を行い、子育てがしやすいという理由から子育て家庭が増えていると言われているところです。その流山市に住んでいたとき、心理的虐待として、またネグレクトとして通告されたことがあったと新聞は報じています。転居時には児童相談所間でも市と区の間でも引き継ぎもあったとされています。転居後の詳細はわかりませんが、台東区子ども家庭支援センターに「養育困難」として相談があったとされています。その2年後に父方の伯母(父の姉)が亡くなったと報じられていました。母が、亡くなった女児を妊娠して、間もなく生れるという1月に、台東区は母を特定妊婦として登録したそうです。何回も通告歴がある、何らかの心配があるということが推定されますが、特定妊婦として特定された理由や中身の報道は見つけられませんでした。当時、お父さんは37歳、お母さんは31歳、上の子は5歳、第2子は3歳。生年月日はわかりませんので、推定になりますが、そのような構成の家族に亡くなった女児が生れた。児相は、女児が生まれて間もなく、児童福祉司指導の措置を採ったということです。

いろいろ気にかかる特定妊婦だった、子どもが生れた。児相が継続して関わらなければならないということは、自然ですが、何故、何を目的として、こ

のとき児童福祉司指導の措置が採られたのかは、報道内容からは見えませんでした。産後ですから、産婦が不安定のなることはしばしばみられることですが、医療機関への受診や治療などが行われたかどうかは報道されていないと思います。そのような中で、3月22日に女児が生後2カ月の時に、お母さんが自宅のベランダで洋服を燃やすということが起こりました。これは大変なことです。特定妊婦としてフォローしていた、赤ちゃんが生れた、未だ生後2カ月である、5歳と3歳の子どもがいる。そういう中で、お母さんがベランダで洋服を燃やすという事件が起きました。これを受けて、警察が児相に通告、児相が女児と上の子2人を一時保護しています。^{xi}

3人の子どもが、同時に一時保護されました。これは、子どもたちにとっても、父母にとっても、ものすごい体験だったと思います。後に死亡する子どもは生後2カ月です。3人を、一緒に一時保護所で一時保護するとは考えられません。亡くなった女児だけは乳児院での一時保護だったものと思われます。里親ということもありますですが、この状況であれば通常は乳児院の可能性が高い。兄と姉も里親という可能性もありますが、一時保護所の可能性が高いだろうと思います。この時に、児相は、子どもたちや父母に対して、どのような内容の説明をして、子どもや父母はどのような受け止め方をして一時保護が行われたのでしょうか。私には経過はわかりませんが、おそらく一時保護はやむを得なかったとう立場に立ちます。少なくとも、詳細がわからないのですから不要だったと断じることはできません。少なくとも、伝えられている状況下で、親子5人の生活を継続させることは、非常に心配で難しい状況だったと推定するしかありません。

このようにして開始された一時保護は、まずは兄と姉、それから数ヶ月後に女児の順に解除されることになります。兄と姉の一時保護が解除になるのは7月で、一時保護の期間は4カ月でした。女児の一時保護は、引き取りが9月末、一時保護の期間が6カ月だったとされています。

女児は、生後2カ月の時点で一時保護となり、生後8カ月まで一時保護が継続されたと推測されま

す。先刻、皆さんに、3つの視点を念頭に、起こったことやなされたことを見てくださいと申し上げましたが、生後2カ月で一時保護されて、一人だけ家族から離れて乳児院に一時保護されて、8カ月で家庭引き取りになるということがどういうことか、子どもの発達の観点からは、どういうことが推測できるでしょうか。

生後2カ月ということは、通常であれば、まだ首が座らない時期です。首が座らない時期に親子分離がなされて、半年間保護された。生後8カ月というのはどういう時期でしょうか。生後8カ月は、多くの場合、最も人見知りが激しく出る時期ではないでしょうか。しかも、体重は保護の開始時と引き取り時では大きく変わり、身長も伸び、動きは全く違っているはずです。首が据わらず、寝返りもしない状態から、お座りをすることは当然、ハイハイをして活発に移動する状態へと変化していたことでしょう。一時保護開始時と、引き取り時期の子どもの状態とでは全然違います。更には、ずっと離れていた親のことを忘れていてもおかしくありません。人見知りが激しく出る時期です。きょうだいたちとも暮らしさは別でした。

家庭引き取りは、子どもにも、保護者にも、家族全体にとって、大変であったことが想像に難くありません。懐かない、言うことを聞かない、預けていた間にこの子は変わってしまった。そのような受け止め方があってもおかしくないどころか、他の数多の事例で、しばしば見られることです。

向精神薬を飲ませていたということですが、その薬がどういうものであったか分かりません。医師の処方が無いのに向精神薬を飲ませることであった場合には、それがとても危険なことだと思います。薬を殺害目的で与えたという他にも、なかなか懐かず、行動が落ち着かなかったため、落ち着かせる意図で与えたということ自体はありえることだなとは思います。

このようなことを述べると、保護者の行為を正当化するのかという批判を受けることが予想されます。しかし、そうではなく、悪質で悪意を持って行ったという視点だけでは見てこないということ、家庭引き取りの判断が甘かった、家庭引き取りの時期

が早かった、見守りの感度が鈍かったということに繋がるストーリーだけでは見えて来ないものがあるということです。この事例に限らず、一時保護を行う際に、或いは一時保護の期間について、家庭引き取りをする判断において、家庭引き取り後に行うべき包括的な支援において忘れてはならないことを、悪質な人だということが強調される見方とは別の視点でも見ること、そもそも非常に不安定なお母さんが、何らかの行動に出たときに、生後2カ月で親子分離しなければならず、その分離が数ヶ月に及ぶ場合に考えなければならないこと、再統合の後に必要な支援を届けるということとはどのようなことなのか、当事者がそのとき、どのような困難を抱えやすいか、そういうことを考えることは忘れてはならないということ言いたいのです。

この事例では、女児の家庭引き取りを認める条件とし入所させた保育所を、早い時期に退所し、別の保育所に移り、その後も転園を繰り返していたと伝えられています。これについても、保護者を悪質な人間として見るだけならば、見逃さないように、尻尾をつかむようにして追いかけるという発想しか出来なくなってしまいます。これに対して、記して来たような経過をたどった人として捉えた時には、保育所との関係が上手く構築できず、子どもとの生活も辛かったが、保育所へ預けることだけは続けざるを得なかった可能性があること等が見えてきて、はじめて、どういう支援が必要かという思い巡らしがはじまります。そのようなことも考えなければ、結果として、支援から漏れてしまう子ども、保護者、家族が増えてしまい、どのように声をかけ、どのように関わりを持ったら良いのかが分からなくなってしまう、結果として関与をためらう支援者が増えてしまうのではないかと考えます。そのため、このような問い合わせを行っているのだと受け取っていただきたいと願います。

2 青森県八戸市5歳女児死亡事件

もう一つの事例を見ていきましょう。八戸市で同じ頃に、5歳の子どもが亡くなったことが報道されました。八戸市は青森県で2番目に人口が多く、新

幹線も停車する都市です。この子は、ずっとここに住んでいたわけではありませんでした。児童相談所には、2回の通告があったのですが、初回の通告は引っ越しして間もなくだったようです。児相に通告があって、児相が関わろうとしたのですが、会えたのは同居男性の方のお母さんだけでした。なかなか会えない状況が続きました。その後、親族から警察に110番通報があったのをうけて、やっと面接ができたようです。児相も気を付けて対応したようで、お母さん、同居男性、亡くなった5歳の子どもとも個別に面接をしたように思われます。これらを受けて、要保護児童対策地域協議会で関係機関と情報共有をすることを経て、児相の会議で児相の対応の終結が決定されました。この事例の発生時にも、従来どおりの指摘がありましたが、ここでは、先ほどと同じ3つの観点から見た場合には、この事例がどう見えるかを考えて見たいと思います。今回も短い時間ですが、先ずは、皆さんで考えてみてください。

(各自検討)

今日の中心テーマは、統括支援員に期待するものです。統括支援員は管理者ではあると同時にスーパーバイザーという位置づけで、子ども家庭福祉と母子保健の両方の知見を有する者を基本とするということです。とても高いものが求められており、正直なところ、私は実際には相当無理があると思います。これを満たす方は、そうはないでしょう。ペテラン保健師が子ども家庭福祉を担当する部署の係長や課長職に任せられている例はあるにせよ、実際には、母子保健が専門か、子ども家庭福祉が専門かであり、その上で、他方のこともある程度分かるということであって、現実的には、どちらか一方の知見をきちんと身につけていることが大事だと思います。その上で、異なる専門性を持つ人の知見を尊重出来る方であることが大切だと思います。

両方ともスーパーなんてことはあり得ない。自分の見方をきちんと持っているけれども自分が得意とする見方だけではなくて、異なる専門性、異なる知見も尊重できるかということこそが大事なのではないでしょうか。

先に挙げた事例を見ても、とんでもないひどい人

という見方も必要かもしれません、それとは異なる観点も持つということが大切です。特に、市町村にこども家庭センターを置き、市町村でこの仕事に携わる場合に、市町村がまずすべきことは、住民基本台帳をきちんと確認することだと思います。そして、そこに記されている内容に照らして、表面に現れた出来事の背景には、どういったものが隠されている可能性があるか。とんでもない人というストーリーの他に、一生懸命に生きて来たとしても厳しいことが次々に起こって対処しなければならなかった人かもしれない、いずれにしても、考えられるニーズにはどうゆうものがあるかという目で見て行く、当事者がそれを語るとは限らないし、感じとれているかどうかもわからないという目できちんと見る、この子どもにとってどうしたらいいのか、善悪で捉えることより優先すべきことがある、この子やこのご家族にとって何が大事なのかという問いかけができるかどうかが大切だと思います。

当事者の利益をいつも頭に置く。当事者の利益を最大限にしようという観点、姿勢を持っている。そういう観点できちんと、客観的に、具体的に、事実を押さえて、考えを深めることができる。まとめ役の統括支援員が、自ら考えようとしているようであれば、担当者や組織が、そのような観点でものを見ることは無くなるでしょう。

統括支援員の下で働く担当者に、そういう観点を持つてもらう、そういう組織を作つて行くためには、統括支援員がそう考える、「そこはどう？」と聞ける、そういう考え方を引き出せるかどうかです。それこそがキーになるのではないでしょうか。

それは、担当者を責めるということではありません。担当者は一生懸命にやっていても、いえ、一生懸命にやっているからこそ見落とすことがあります。別なことに囚われて、当事者の利益、幸せ、福祉をおろそかにしてしまうことは希なことではありません。

今日の講義でずっと言って来ているように、この国の実践者たちは、かなり長い間、かなり偏った見方を強いられ続けてきました。そうしないと個人も組織も叩かれるということが続いて来ました。取り上げ

■ 研修講演より ■

た青森県の事例でも、事件の発生が公になった直後に記者会見が開かれましたが、報道関係者からの質問の多くは、対応に漏れが無かったか、やるべきことやったのかで、それも、今日私が申し上げて来た、社会福祉やソーシャルワークの基本からの観点からではなく、国通知に沿ってやっていたか、識者が言って来た情報共有や役割分担や関係機関との連携ということを表面的に取り上げて、検証がされていない段階であるにも関わらず、責任を追及するかのようなものであったように、私には感じられました。

注：この事例では、令和6年12月に、実母に刑事裁判の判決が言い渡された。また、その3ヶ月後の令和7年3月に青森県が設置した検証委員会の報告書が公表された。筆者は、この講義とは別に、令和6年度に複数回の研修会で、この事例について検討した。その一つについても、研修報告を記す機会が与えられた。これは、主催者が発行する機関誌（同所のHPで全文が閲覧可）に掲載されている。これを踏まえ、本報告では内容の一部を省略した。「国際文化研修 第127号」2025年7月pp16-21（<https://www.jiam.jp/journal/backnumber.html>）を参照願いたい。

V 統括支援員に期待すること

統括支援員に期待することを申し上げて終わらせていただきます。既に、前節で申し上げたのですが、強調として、今一度申し上げます。

子ども家庭福祉と母子保健の両方の専門性を兼ね備えていることは難しい。できれば、どちらかの知見と経験を持っていて、その上で、異なる専門性を尊重できることが望ましいと思います。

もう一つは、俯瞰した観点を持ち、本質的なものを捉える力があること。基本情報を押さえた上で、それをどう捉えたらいいのか、どのようなニーズがあるのかを考えられること。子どもはどのように暮らしているか、お父さんやお母さんはどんな人か。これらのことに対し返ってケースを捉えられる。そういうことを見失わない。一番大切なことから目を離さない、当事者の利益に立ってどうすべきなの

かを常に問い合わせられる。その姿勢を貫くことができる、これらを大事にできる。そうすることによって、こども家庭センターがそういった組織になっていく。当事者を大切にしていくことが、こども家庭センターの全体で共有される、そのためのキーパーソン、それが統括支援員だと思います。

これを実務的に推進する上で、特に大切なのが合同会議をはじめとするケース会議の場ではないかと思います。担当者の説明をまずは聞いて、その後に的確に質問する。特に担当者自身がどうしたいのかが聞かれることがとても大事だと思います。

会議の時に管理者が自分の考えを適切に述べることは、実際にはかなり難しい。時折、トップがはじめに対応内容についての自分の考えを言ってしまう例に出会います。何が起こっているか、当事者がどういう方なのか、そのような議論が無い段階で、すなわち、扱うべき問題の内容も、当事者像も明らかでない段階で、どうするかを管理者が口にしてしまう。そのような会議が少くないのではないかと思うか。管理者が自分の考えを先に言ってしまえば担当者の意見は出て来ません。このようなことが続いているれば、その機関の物の見方は平板なものになります。

組織の上に立つ人が、それに準ずる立場にいる人たちが何を話題にするか、何を質問するか、問題の内容を確かめようとするか、当事者像をつかもうとするか。これらのことについて担当者の意見を聞くとするか。異なる専門性を持つ人、言いたいことはあるのだけれどあまり発言しない人、気にかかることはあるのだけれど言い出しにくそうな人に意見を振るかどうか。そのような会議の場所で行われる細々とした振る舞いが、会議を育て、組織を成長させるのではないかと思うか。発言したときにそれが否定されない。足りないにしても、それが活かされる。

管理者が、担当者の意見を聞いた上で、自分の意見をちょうどいいタイミングで簡潔に述べてくれる。会議の決定が、担当者の意見も含めて、事実に基づいて行われる。その上で、対応が組織の決定となる、そして誠実に実行される。

方針が決定したとしても、実行が上手く運ぶとは

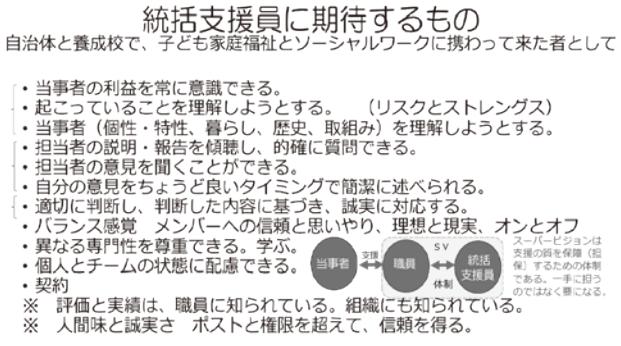
かぎりません。実行することには、別な難しさがあります。組織に、これへの応援がある。

いつも優しいというわけにはいきません。厳しいことを言わなければならぬこともあります。好ましくないことが隠されることや印象操作、ミスもある。一方で理想ばかりを言っているのでは疲弊してしまいます。メンバーへの信頼と思いやり、当事者にもたらす影響が大きい故の厳しさ、これらのバランスをとることはとても難しいことだと思います。私自身は、これが上手にできる者ではありませんでした。私は、オンの時は厳しいやりとりや議論があるのが当然で、それを言わない組織は、生ぬるい、長い目で見ると成長しないし、危険だという考えが根底にあります。どちらかというと厳しい方で、周囲を疲弊させてしまうタイプです。ですから、私は、トップに立つのではなく、セカンドポジションか、こうゆう人間であるということを前提として、適当な位置、適当な立場を与えて頂けることがありがたい。少なくとも、サポートしてくれる適当な存在なしにトップを務めることはできません。

組織や管理者が、ここでは統括支援員が、担当者に対してどのように接するかということが、職員が当事者にどのように関わるかに影響を与えます。スーパービジョンは、当事者に提供する支援の質を保障するための仕組みです。担当者は、所属する組織を代表して当事者と関わっている。担当者が行う関わりの質を向上させるためには、ケースを担当する職員と統括支援員との間にどのような関わりがあるかが決定的に影響します。一人の人間が、全方位的に、すべてを上手くできるはずはないので、自分の持ち味や身に付いている力を大事にし、その上で、異なる専門性も大事にし、担当者を大切にして行きたいと思います。

ここまで、お話をまとめたものが、図表13です。この下から3行目に「契約」と書いたことと、その下に※を付けて記したことを説明します。ここでいう契約とは、どういうことかというと、これはスーパーバイザーである方に頑張ってもらうにしても、担当者がそっぽを向いていたのでは成り立たないということを言うためのものです。

図表13 統括支援員に期待するもの（スライド39）



筆者作成

担当者にとって、スーパーバイザーの存在が足りないと感じられること、そういうことはしばしばあることです。担当者の方が年長である、或いは実戦経験が豊富だと言うこともあります。

しかし、それでも、ここで行われるスーパービジョンは、実践の質を担保するための仕組みであり、整えなければならない体制として置かれているものですから、スーパーバイザーには、スーパーバイザーのことをスーパーバイザーとして、仕組みの構造と自分の立場を踏まえて、受ける義務と権利の両面から、受けいれて貰う必要があるということです。

この前提は、スーパーバイザーがそこに胡座（あぐら）をかくためのものではありませんが、組織全体で共有しておくべきものだと思います。どんなに優秀で経験豊富な方だとしても、何人もの職員に対して、良質なスーパービジョンを常に提供できるはずはありません。たとえ力量が相当に高いとしても、得意不得意、バイジーとの相性などもあるのが普通です。私もかつて、スーパービジョンを、個人と個人の対話のようなものだとだけ理解していたため、上手く行かないことや自分の限界ばかりに目が行って自信が持てないでいました。しかし、あえて言えば、誰かが補ってくれることによって足りないところが良い方向に作用することだってある、そのようにして良いチームになることだってあるのが現場です、ある時からそのように考えられるようになりました。少なくとも、自分を責めて悪循環に陥ることがないようにして、自分にできるところでやって行

くことが大事だと思います。

もう一つ、経験に基づき、申し上げたいことがあります。基礎自治体における職員の評価は、県職員でいたときの記憶に残る職員評価とは、違うものだと、2年間の市役所勤務で気付かされました。大都市においては、また違うでしょうし、人口1万人未満の自治体でも少し事情が異なってくるとは思います。2年間だけであっても働かせてもらった印象では、職員それが互いに互いのことを良く知っていることがほとんどあることに間違いはありません。職員が、或いは上司が、過去にどの部署にいたのか、どんな仕事をしていたのか、どのくらい仕事ができるのか、どのような評価があるのか、それらのことを良く知っている。これは、都道府県の場合とかなり違うと思いました。評判と実際が一致しないことがあるにしても、評判と実際に体験するものが一致している場合、そしてそれが良いことの場合、これは搖るぎないものになります。エース級の人材だとみられていて、実際に接しても評判どおりで、人柄も良い、そのような統括支援員であれば、庁内連携の多くのことがとても円滑に進んで行く、そのような統括支援員のチームにいる職員は、日々仕事のしやすさを体験することでしょう。

いくら高い専門性が求められるとしても、外部人材、例えば都道府県児相でやって来た人を、こども家庭センターに迎え入れて、偏りが強い近年までの児童虐待対応をそのまま、こども家庭センターで行うようなことでは、上手く行くはずはないと私には思われます。児相経験者の厚い経験の良い部分を提供してもらうことには意味があります。しかし、それだけではなく、市町村で様々なかたちで、市民のために働いて来た、市民の暮らしを守って来た、その経験を生かせる方、できるならば、その自治体のエース級の人材を迎え入れて、必要な専門的な知見や技術は、それに続く将来を担うポジションにいる方に補ってもらうという形の方が現実的で、効果的なのではないかと私には思えます。これは、2年間身を置かせて頂いたときの、チームがそのようなあり方であったことに影響を受けた個人的な意見です。

いずれにしても、今までの児童虐待のあり方を、

そのままにして、地域で暮らす子どもや子育て家庭に、彼らが必要とする包括的な支援を届けることは現実的ではないと考えます。この領域のこの仕事で、仕事ができるということは、人間味と誠実さがないことには、実現しないものだと考えます。ポストに着いたからできるというものではないし、さらにポストを笠に着て威張っていれば、人は離れて行きます。どちらにしても、背伸びをするよりも、自分らしくあった上で、誠実に務めるしかない。しかし、志を持つ職員は、それを見ていて、時には愚痴や不満を述べたとしても、応援し、ついて来てくれるものだと思います。

この新しい体制やこれまでとは異なる方向性をかたちにした児童福祉法等の改正は、述べましたとおり、コロナ禍を経て芽生えた希望の光です。その核にある組織がこども家庭センターであり、サポートプランを当事者とともに明らかにして課題に取り組むというやり方だと思います。

改革とは、本来のところに帰る、本来のものを取り戻すということだそうです。この改革は決して容易のものではないと思われますが、どうしても実現しなければならないものです。

ぜひとも皆さんがそれぞれに自分らしく取り組んでいただいて、こども家庭センターが地域の子どもと家族にとって身近な頼りになる支援機関となれるように力を尽くしていただきたいと思います。これで終わらせていただきます。

図表14 児童虐待のこれまでの対応とこれからの対応

	これまでの対応	これから（目標を含む）
関与の基本形	注意喚起・指導	地域包括ケア
関与者の態度	不適切の発見、毅然・躊躇なし	心配の発見、理解と共同（経緯、背景を含む）
関心・目標	病気をなおす、改善を求める	当事者のウエルビーイング
モデル	旧医療モデル	生活モデル
	指導・治療、積極的分離、個人責任	支援、当事者主体、家族維持、社会変革
主な主張	介入と支援の分離	介入＝感心を寄せて積極的に関与すること
背景にある思想	競争こそが優れた社会を作る	共生こそがめざすべき社会のあり方である
当事者との関係	当事者を客体として見る	当事者を主体と見る 参画・協働
	適切な指導	協働・共創
	改善、変化を求める	エンパワーメント
弊害・困難	スタイルマ、抑圧、パワーレス、疲弊、潜伏 形式的対応、失敗を恐れる、内発的動機の喪失	*適切な理解、教育・訓練・体制整備・社会資源開発などが不可欠。人もお金も時間も必要
関係者・機関との関係	役割分担、責任の明確化	目的の共有、協働
行政の役割	役割の限定（夜警国家→新自由主義）	役割の拡大（福祉国家→北欧モデル）
司法との関係	司法権の形式的利用	司法審査を受ける権利の保障
子ども家庭福祉の役割	児童福祉警察化と民間サービスの調整に両極化 子どもの権利を守るのは自分たちだという主張	財政と市場と公営のベストバランス こどもまん中（社会）を当事者と共に創る努力
根拠	児童虐待防止法、児童福祉法平成28年改正・同令和元年改正・同令和4年改正の一部	児童福祉法令和4年改正、こども基本法の制定、子どもの権利条約、日本国憲法等

筆者作成

注：この図は、この講義を行うを通じて、また、これに加えて同じ年度に機会を与えた複数回の実践者等との対話を通じて明確になったものを、2024年8月にまとめたものである。

＜文末注＞

- i 1990年代初頭には、バブル経済が崩壊し、「日本の失われた・年」と言われる時代が始まった。社会福祉においては、日本社会の高齢化に対応し、主な担い手を都道府県から市町村に移して、新たな社会保険制度である介護保険制度を準備し、サービスの提供方式、社会資源の開発、人材の育成を同時に進めた。この時期には、ソーシャルワークの医学モデルから生活モデルへの転換も目指された。しかし、子ども家庭福祉、とりわけ、児童虐待対応においては、この流れから外れ、新自由主義の浸透と歩調を合わせて、復古主義的な家族観や子育て観をも取り込んで、子どもの養育における保護者責任を強調し、医療モデルや夜警国家モデルによる「指導」と「治療」を重視する方向に進んで行ってしまったと言えるのではないか。
- ii 2000年は、児童虐待防止法が成立した年であると同時に、介護保険制度がスタートした年でもある。私は、当時、重度の身体障害を持つ方のリハビリテーションセンターに勤務すると同時に、県社会福祉士会の推薦を受けて短期間ではあったものの地域の介護認定審査会の委員を務めた。2001年の4月の人事異動で児童相談所に戻り、地域の関係機関との調整や児童虐待の危機介入を専門に担うポジションに着いた。この時の他の社会福祉領域での勤務年数はわずか3年間ではあったものの、その前と後での様々な変化を肌で感じた。そこには正の感覚もあれば負と感じるものもあった。児童虐待の定義が明確にされたことは正と感じられたが、あらたに成立・施行された児童虐待防止法の多くの内容が、通読した場合でも、個々の条文を読んだ場合でも、これが社会福祉領域の政策や実践について定めた法なのかと感じられるものであったことは負と思われた。
- iii 2000年代初頭がどのような時代だったかを意識しておかなければならぬ。2000年前後の数年間で、いわゆる専業主婦家庭と共働き家庭の数の逆転が起こった。以降は共働き家庭が上回ることが続き、両者の差がずっと広がり続けている。また、この時期に、正規労働者の減少と非正規労働者の増加が著しくなり、「格差社会」が本格化し、「ワーキングプア」の存在が広く認知されるようになった。このような社会全体の変化の中で、或いはこれに対応するために、さらには相互に関係しあって、自治体を取り巻く状況が大きく変化した。今では、耳にすることがほとんど無くなっているが、当時は道州制の導入など都道府県の見直しも話題になっていた。他方、市町村については、単に話題に上るということを遙かに超えた大きな変化が起こった。地方分権を進めるためには、その受け皿となる市町村の体力の向上が不可欠であるとされ、市町村合併を促進するために「市町村の合併の特例に関する法律」が平成11（1999）年に改正され、国による手厚い財政措置が講じられた。この優遇措置の期限である2006（平成18）年3月には、法改正前の時点で全国3,232であった市町村が1,821にまで減少し、改正法を引き継いで制定された「市町村の合併等の特例に関する法律」2004（平成16）年による特例措置の期限とされた2010（平成22）年には、1,727となつた。この時期に高齢者の地域生活を支えるため総合相談窓口として中学校区に1カ所を目標として整備が進められていったのが地域包括支援センターであった。このセンターは、主任ケアマネージャー1（介護）・保健師1（保健医療）・社会福祉士1（社会福祉士）を常勤で置くこととされた。これに対して、平成28年の児童福祉法等の改正で創設された子ども家庭総合支援拠点では、設置される場合でも市町村に1カ所とすることがほとんどで、設置そのものが見送られることが少なくなかった。その理由は、「2名の職員を常時配置することは難しい」等であった。このため、1名は非常勤でも可とされた。

■ 研修講演より ■

- iv このように記すことによって実務上の強制性がどのように増すものは法律家の知見に委ねたい。参考：藤田香織・横田光平「児虐法第11条 〈趣旨〉〈主な改正経過〉【解説】」『実務児童福祉法・児童虐待防止法』pp684-688。2020年12月。なお、この時の法改正の概要や運用上の留意事項等は、当時発出された都道府県知事他宛厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律』の施行について」に記されているので参考されたい。<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv25/>
- v 令和5年度に全国の児相で行われた措置としての市町村送致は17,953件である。これは児童虐待相談のみではなく児相のすべて相談種別の総件数585,934件の内数である。仮にすべてが、児童虐待相談であった場合でも、令和5年度の市町村における児童虐待相談の対応件数が165,108件であり、その内の46,641件が、児相を経路として受けられて対応された件数であることからすれば、最大でも38.5%であって6割を超える別の形での受けがあることは明らかである。なお、児相による市町村送致の件数は、自治体間のばらつきが大きく、全国の児童相談所で1,000件を超えるのは、東京都児相5,999件、大阪府児相1,860件、愛知県名古屋市児相1,046件だけである。(追記：2025年10月に政令市設置のA児童相談所を訪問した。この時に疑問点について伺った。公開されている令和7年度業務概要…令和6年度実績によれば、①市町村送致（政令市であるため区に対して行う）は、すべて児童虐待相談である。②年間約500件で児童虐待相談の対応全体の2割弱にあたる。③これは前年比200件以上の増である。④すべて心理的虐待である。⑤住民票に記載されている事項等の確認は、児相で直接行うことが可能。とのことだった。)
- vi 児童相談所や警察署からの児童虐待事例に関する照会は、市町村にとって、決して「軽いもの」ではない。しかし一方で、照会や問い合わせが入る時点では、その深刻度も、全体状況も詳細には分からぬことがほとんどである。照会は、両機関の組織目的と照会の目的に沿って必要な事項を聞き取り、今後の対応を判断するためのものであるから、個々の照会毎に何故必要か、照会事項が不可欠のものなのかについての詳しい事情説明を求めることが難しいのは当然である。言い換えれば、「通告があった」或いは「通報があった」、「児童虐待（ないしその疑い）がある」「署員が臨場した。今後児童相談所に通告予定である」「通告があったので速やかに緊急受理会議にかける」という内容が伝えられて、これに引き続き、確かめたいこと、例えば、住所、家族構成と続柄、生年月日、転入日、子どもたちの所属（学校、幼稚園、保育所等）、そこから見える子どもや保護者の状況、関係各課所での取り扱いの有無とその内容、当該自治体の子ども家庭福祉担当における取り扱いの有無、最も新しい「現認」の日時と内容等についての問い合わせ等があれば、これに応じざるを得ない。照会を受ける側の市町村が、これに応じないことや何かしらの疑問を差し述べることは事実上不可能である。当然のことではあるが、これらの照会に応じるためには、最新の状況を再度調べる必要があることがほとんどであり、これらのために行ったすべての行動を記録に残し、速やかに回答し、そのこともまた記録に残す。1件の照会に対応することでも、例外なくそれ相応の仕事量となる。人員を必要とし多くの時間を要することは当然である。
- vii 令和4年の児童福祉法改正によって創設された裁判所による一時保護開始時の審査・一時保護状の発行（令和7年6月1日施行）が、どのように機能するか、影響を与えるか、当事者の利益のために活用しうるかなどのすべてが注目される。
- viii 一例として、医師による判断に任せることに傾いて、社会福祉の機関としての、自ら判断することを放棄してしまう例がある。明らかに、児童相談所が自ら一時保護の要否を判断しなければならない状況であるのにもかかわらず、それを行うことなく、保護者に対して、「一時保護所での保護は難しい」と伝えた上で、保護者に医療機関への受診を勧め、医学的な治療の必要性が乏しいにもかかわらず、親子分離のための入院を医師に相談することを勧めるといった例である。
- ix 日本で初めての感染者が発見されたのは令和2（2020）年1月であった。その年の2月末には3月から小・中・高校で一斉休校をすることが決定された。同年4月にはマスクが不足する状況から布製マスクの全戸配布が決定された。同年夏に予定されていた東京オリンピックは翌年に延期された。
- x しかし、3年が経った今、世界でも国内でも、これらのことを見失われ、あからさまな分断をあおることや外国人差別を行うことなどが拡がっている。私たちは、事実から目を背けやすく、抱く危機感を刺激されることによって取り込まれやすい。その時には、心地良いコトバになびいてしまう。新型コロナが流行する最中でさえ、この稿に記した動きとは正反対の動きがあった。子どもが放置されて命を失う例が後を絶たないという理由で、子どもを一人で通学させること、同留守番をさせること、同公園で遊ばせることのすべてを「児童虐待」として禁止すると解される条例の改正案が県議会の委員会で可決されるといったことがあった。これは、今日の講義を行うわずか半年前、令和5（2023）年10月のことでの可決されれば施行は令和6年4月1日が予定されていた。(埼玉県議会HP 2025年9月20日閲覧参照)。幸い、報道とこれを受けて拡がった市民運動等によって、本会議で可決されるには至らなかった。この改正案では、このような状態にある子どもを発見した県民は、児相に通告することが義務づけられていた。この条例案が成立していれば、市民生活が破壊されると同時に、児童虐待に対応する児相や市町村の現場も崩壊していたことだろう。令和4年の法改正の意義を意識しないこと、無視すること、忘れ去ってしまうこと、後戻りすること。これらのこととは、容易に起こりうることである。
- xi 筆者は、てっきり、外部通報によって、警察沙汰になって、身柄付き通告がされて、それを受けて児相が一時保護をしたという勝手な思い込みをしてしまった。しかし、事実がどうであったのかの詳細はわからない。第三者から通報されて警察沙汰になったものとは限らず、父や母から119番通報があったという可能性やいずれかの経路で警察が把握することになった上で、警察から児相への通告も身柄付き通告ではなく、書面や「口頭通告」で行われた可能性もありえる。父や母が、児相に子どもたちの保護を求めたということも無いわけではない。児相が主導して一時保護になったとしても、父母が一時保護

に同意したのか、不同意だったのか。また、火をつけて子どもが一時保護されるということと平行して、母親がこのことを契機として、医療を受けたのかどうか、以前から医療に繋がっていたのか、それとも繋がっていなかったのか。受診する、入院となる、受診して治療に繋がる・繋がらない、治療は続けたが変化が無かったのか、変化が有ったのかについては、報道からではわからなかった。※2025年1月に公表された都の死亡事例検証報告書には、母親が衣服を燃やしたという記述はなく、一時保護の契機となったと思われる警察からの通告は「面前DV」とのみ記されている。

＜参考文等＞ …原則として、本文及び文末中に記したものは除く

- 1 児童相談所運営指針 最終改正（令和7年7月22日現在）令和7年3月31日
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fdf4848a-9194-4b7c-b228-1b7ed4847d58/d9ec041e/20250402_policies_jidougyakutai_hourei-tsuumichi_192.pdf
- 2 市町村こども家庭センター運営のガイドライン 令和6年3月30日 こども家庭庁成育局長・同支援局長通知
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7fbe548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/487a437d/20240401_policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_25.pdf
- 3 厚生労働省 ホーム・ページ <https://www.mhlw.go.jp/index.html>
- 4 こども家庭庁 ホーム・ページ <https://www.cfa.go.jp/top>
- 5 e-Gov 法令検索 <https://laws.e-gov.go.jp/>
- 6 e-Stat 政府統計の総合窓口 <https://www.e-stat.go.jp/>
- 7 総務省市町村合併資料集 <https://www.soumu.go.jp/gapei/gapei.html>
- 8 宮島清・山縣文治編「ひと目でわかる 保育者・ソーシャルワーカーのための子ども家庭福祉データブック2025」中央法規出版 2024年12月
- 9 宮島清・瀧谷昌史・岩沢靖編著『最新社会福祉士養成講座3児童・家庭福祉』改訂第2版 中央法規出版 2025年1月
- 10 宮島清「第6章児童虐待」山縣文治・新保幸男編『社会福祉学習双書5児童・家庭福祉』全国社会福祉協議会 改訂第4版 2025年2月
- 11 宮島清「第7節 児童虐待の背景と支援の概要」ソーシャルワーク教育学校連盟 こども家庭ソーシャルワーカー養成標準 テキスト 科目『児童虐待の理解』令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業『こども家庭ソーシャルワーカー（仮）の施行に向けた具体的運用に関する調査研究』報告書 2024年3月
- 12 宮島清「第3部子ども家庭福祉分野の相談支援を担う者の役割期待と、必要な知識・技術・態度」『成果物「キャリアパスモデルについて」 厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書 別冊』みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社「地方自治体における子ども家庭福祉分野の人材養成・キャリアパス等に関する調査研究」2022年3月
- 13 宮島清「児童相談所と市町村子ども家庭福祉担当部署の現状と課題…業務を担う者が社会福祉専門職として機能するために」『ソーシャルワーク実践研究第14号（秋号）』2021年9月ソーシャルワーク研究所
- 14 下川耿史 監修「近代子ども史年表 1926-2000 昭和・平成編」河出書房新社 2002年4月

講義「専門職としての心理職、行政職としての心理職」

山 崎 孝 明

(こども・思春期メンタルクリニック)

2024年度 児童心理司指導者研修（ライブ配信コース）講演をまとめたものです。

I はじめに

こども・思春期メンタルクリニックの山崎孝明と申します。よろしくお願いします。

最初に自己紹介をします。私は今、週3日、児童精神科のクリニック兼自費相談室と、週3日、中高のSCとして臨床を行っている心理士です。こういう領域で働いていますので、児童相談所の皆さんにはよくお世話になっています。

私のオリエンテーションは精神分析です。力動学派の強い上智大学で初期教育を受けました。修士が2008年、2009年です。なぜわざわざこの数字を書いているかというと、あとで職人と社会人という構図でお話しするのですが、私はその分類で言うと職人として働いてきていて、あまり職場で若い人と関わることなく、個人で勝手にやっている感じなので、最近の若い人がどういう感じなのかがわからないという事情をお伝えするためです。もちろん文献とかは読んだりしますし、大学教員の人と話をしてどんな感じか漏れ聞いてはいるのですが、はっきりはわかっていません。今は2025年ですから、私が修士だったのはもう15年以上前です。だから相当に教育も変わってきているだろうということがあって、かつ皆さんにもそれを意識していただきたいと思って、わざわざこの年を書いています。

私が社会的にどんなことをやっているかというと、心理臨床学会の理事を2年ぐらい前からやっています。それから、精神分析学会の編集委員もやっています。しかし、社会的立場というのももちろん臨床とは関係がないわけで、今回お声をかけていた

だいたいものの、児童心理司の皆さんに向けて私が何を話せるかは正直心許ないのですが、児童心理司の専門性というよりはより広く心理職の専門性について話してほしいということだったので、お引き受けさせていただきました。

予定としては、10分は余らせて終わろうと思っています。いろいろな研修がありますが、ここにも職人モデルと会社員モデルの違いがかかるべきます。皆さんも今日は基本的に自分で望んで研修に参加されていると思いますが、会社に雇用されていると、これは好きじゃないから受けなくていいやというようなことは多分許されないと私は思います。今日もそういう方がいらっしゃると思うんです。ですが、研修をなるべく有意義なものにするためには、受動的に参加するのではなく、とにかくレスポンスをするということが大事だと思っているので、最後に時間を残すつもりです。質問でも感想でもなんでも構いませんので、言っていただければありがたいと思います。

II 専門職（職人）としての心理職、行政職（会社員）としての心理職

1 職人モデルと会社員モデル

さて、ということで今日の基本線はこれです。「専門職（職人）としての心理職と、行政職（会社員）としての心理職」ということで、職人モデルと会社員モデルというふうに一つ補助線を引いたわけです。

職人モデルは基本的にフリーランスです。どこかに雇われているというよりは、業務委託モデルです

ね。ですから、組織の考えというよりも自分の考えを優先する傾向があると思います。かつ業務委託モデルなので、初めから一人前の専門家として扱われます。同時に、何かあったら責任は自分が取る必要があります。具体的には、皆さんの中にも入られる方がいらっしゃるかもしれません、たとえば私は臨床心理士会に保険がありますが、その中で一番高額なものに入っています。つまり、何か訴えられたりした時に、裁判費用のための保険金が下りるやつですね。というのも、私を誰も守ってくれないからです。訴えられたら自分が出廷しないといけないし、費用も自分で負担しなければならない。だから、そういう保険にも入っておかないと、安心して仕事もできません。もちろん研修や研鑽も職場でやってもらえることはないので、外部で、しかも補助のお金とかもなく、自分のお金で出ます。しかしだからこそ、良くも悪くも自分の好きなものだけに出られる。

それに対比されるものとして、会社員モデルというものを想定しました。こちらは雇われている人のことです。ですから、自分の考えよりも組織の考えが優先されることが多いだろうと思います。メリットは、やはり会社に時間をかけて育ててもらうことができるというのがありますし、何かあったら責任は集団でというか、上が取ることになっているので、育ててもらいやすいということかなと思います。外部研修も会社持ちだったり、むしろ勤務にカウントされるというようなこともあるかと思います。

ざっくり言うと、一番の違いは、職人モデルは「個」とか「私=プライベート」を大事にする。会社員モデルは「集団」とか「公=パブリック」を大事にするという点です。ですから、当然ときに両者は衝突するわけです。大事にしてるものが違うというか、むしろ真逆と言ってもいいぐらいです。ただ本当は、両者は心理職における成分であり、割合です。つまり、この人は職人、この人は会社員ということではなくて、この人は職人何割、会社員何割みたいな割合の話です。ただ今回のテーマは専門性についてなので、話をわかりやすくするために、職人の心理職、会社員の心理職がいる、という体で話を進めます。

私は基本的に職人モデルを生きてきた心理士です

が、今日はその私が何を考えてるかをお話しさることで、職人が何を考えているかの一例を知っていただき、再度心理職の専門性というものを考えていただければいいかなと思います。

ただし、当然のことですが、私は職人モデルが心理職としてあるべきだというふうに言いたいわけではないことは明言しておきます。みなさんは大学教育をいろいろなところで受けてきてていると思うので、すべての方が力動的なものに親和性があるとも思っていませんので、あくまで一例として聞いてもらえればと思います。

2 (戯画化された)「職人」の考える心理職

職人がどういうことを考えているかということ、あえて強調して、戯画化して言ってみますが、何よりも個が大事、だから「適応」とか「調整」とかはすべからくよくないことで、自分の主張をすることこそが善である。そういう感じかと思います。これは自分自身についてもそうだし、クライアントにもそれがいいはずだと考えているということですね。だから、社会から存在を否認されている「弱者」に寄り添うのが自分の仕事であると考えがちです。たとえば児相領域でいうと、基本的に子どもの味方をし、親や社会は大体悪だと敵に見えている。

また、心理職は専門家としてその主体的判断を尊重されしかるべきだというのが職人の考えですが、それに付随するものとして、専門家の質を保証するために研鑽を怠らないことは当然であると思っています。家庭よりも仕事や訓練を優先するのは当然で、それがわからないような家族なんか要らないんだと(笑)。本当、いつの時代?という感じですが。昭和、平成初期、ですかね。今聞いてくださっているみなさんのうち、どれだけの人に伝わるのかわかりませんが、「24時間働けますか」のCMの世界ですよね。

いい仕事をして、クライアントの人生が充実することこそが報酬であって、金のためにやっていると思われたくない、むしろ金銭的見返りを求めるのは悪だ、と。

こういうのが、戯画化された「職人」の考える心理職です。

3 公務員グループLINE

一方の行政職のことを考えるためにこの話をするんですが、私は東畠開人さんと「ありふれた臨床」研究会というのを主催しています。参加者も多くて400人以上います。

私も東畠さんもあんまり組織で仕事をしてきていない人で、心理職のつながりがなかなかないというのもあって、何とか参加者をつなげたいなと思ってグループLINEを作りました。発信する人もいるのですが、もちろん読んでいるだけの人もいます。というかそういう人の方が多いです。全体のLINEとは別にサブグループLINEがあって、全体グループLINEは私が管理してるんですが、サブグループLINEは皆さんに好きに自由にやってくださいという形であります。そうしたところ、いろいろなサブグループができたのです。

挙げてみると、「学生相談のありふれた臨床」、「ありふれた臨床教育」、「単科精神科病院のありふれた臨床」、「発表仲間募集・開催報告」、「人員増に向けての情報共有」、「ありふれた不登校支援の臨床」、「郊外心理職グループ」といった感じです。で、ここに「ありふれた公務員支援職の臨床」というグループがあるんですね。そこに私は入っていません。私は公務員ではないですし、私が入っていない方がいいと思っているからです。入っていないので中で何が行われているかは知りませんが、すごい盛り上がっているようです。

列挙して何を言いたいのかというと、公務員はやはりすごい特殊なのだな、ということです。見返してもらいたいのですが、学生相談とか臨床教育とか単科精神病院とかというのは領域でくくられてるわけで、勤務形態でくくられてはいないですよね。でも公務員、というのは勤務形態です。だから逆に、「ありふれたフリーランス心理職」とかいったグループがあってもいいのかもしれません。でも、そこにはまた別の問題があって、やはりそういうフリーランスを選ぶ人は群れることが下手だから仲間を作れないというのがありがちで、実際そういうグループLINEは誕生していませんね（笑）。

4 公務員の大変さと魅力

なので、あえて「公務員」というところでグループ化する必然性というのは、数年前まで私はあまりわからていませんでした。でも、研究会をやるようになって公務員の人の話を聞いたり、公務員の人に発表してもらう時に、その特有の大変さというのを少しは理解できたと思います。

いちいち何か申請して、いちいち決裁をもらわなければいけないとか、ようやく許可をもらえたと思ったらもう一個上がりましたとか。私は基本的にフリーで働いていて、今日は「こども・思春期メンタルクリニック」の部屋からこの講義もしているんですが、それも許されるし、たとえばここでケース発表をしたかったら、クライアント及び家族から同意を取り、かつ院長にいいですかと言って、もうそれでできるわけです。全然違うんだなと思います。クリニックのケースであればもう少し複雑ですが、自費のケースであれば、もう完全にただ部屋を借りているだけみたいな形になっています。全部自分で責任を負わなきゃいけないわけですけど、よくも悪くも私が勝手にやっていい状況になってるわけです。それと公務員は全然違うと、本当にひしひしとこの数年感じているわけです。

公務員の人に聞いてみると、やはり魅力は安定していることだと言われます。私の同期で公務員になった人も、やはりそういうことを言っていました。心理職になって何々をしたいから公務員になりたいというよりも、公務員になりたいというほうが動機として大きいという事態はどうも稀なことではないんだな、ということを知っていくわけです。そしてそれは別に悪いことではないと思うんですね。

5 「非常勤かけもち」というスタイル

一方、安定とは真逆の「非常勤かけもち」という働き方は、よさげに言うとフリーランスということになるのですが、もっと皮肉っぽい言い方をすると、ちょっと給料のいいフリーターですよね。いろいろな言い方があります。自営業という言い方もありますね。私はなにかの書類に書かなきゃいけない時は、大体自営業と書いています。

現実には、安定が欲しいから本当は常勤職や公務員になりたいのに、なれなくて非常勤をやっているという人のほうが多いのかもしれませんと思います。でも私はずっと好きで非常勤かけもちでやっています。なぜかというと、安定よりも自由とか自己決定権が欲しいと思っているからです。職人モデルなんですね。

これはやはり私のオリエンテーションが精神分析で、精神分析というのがプライベートプラクティスを重視するものであるということにも関係していると思います。精神分析は資格も、勉強して試験に受かって得るというモデルではなく、自分が訓練セラピーを受け、スーパービジョンを受け、セミナーを受け、そういった規定の訓練を積んで認定されるというモデルです。それから、もちろん私個人の性格も影響していると思います。縛られるのが嫌だというのがめちゃくちゃある、ということですが。

しかし、このスタイルには、セットでいろいろな意味で保証がないということがくっついてくるわけです。たとえば私が今日このビルを出て、いきなり車が突っ込んで骨折して出勤できなくなりましたとなると、もうその期間の私の収入はなくなるわけです。それが自営業という話ですからね。だから、これはこれでもちろん私は収入保障の保険をかけています。この働き方にやはり職人な感じ、自分の腕で食ってるぜ、というような変なプライドがあった、いや今もあることは否めません。ただ何度も繰り返しますけど、これは別にこっちが偉いとかいう話じゃなくて、単に私がこれが好きだというだけです。

ただ、近年公認心理師資格ができてかなり情勢が変わってきましたが、皆さんがいつ大学院教育を受けたかによっても全然違うと思うのですが、臨床心理士資格ができた1990年前後は、職人モデルの方がかなり優勢であったのは事実だと思います。心理士というのはそういうふうにあるべきだという空気がすごく強かったわけです。まるで見てきたかのように言っていますが、私は1985年生まれなので、文献的にそうだった、上の人から話を聞くとそうだったというだけのことですが。

もうひとつ重要なのは、臨床心理士資格ができて

職人モデルが強かった時代と現在とでは、とにかく日本の経済状況が全然違うということです。当時は働けば何とでもなるでしょうというような時代だったと思います。といっても、後述するように、本当は95年ぐらいから日本は落ちてきているので、それは幻想だったのかもしれないんですが。90年前後はいわゆるバブルの時期で、日本が強かった時代です。その頃に作られた理屈で今の心理職を語ろうとすると、かなり齟齬が生まれるということです。

とはいっても、私はまだその日本が強かった頃に構築されたモデルで令和の今を生きようとしているわけで、そのサンプルとして、そういう人はこんなことを考えているのか、ということを知ってもらいたくて今日話しているということです。

6 「職人」、語る

ということで「職人」が何を考えているのか語りますが、両者はあくまで成分です。職人成分が強めの心理職もいれば、会社員成分が強めの心理職もいるというのが現実です。しかし、話をわかりやすくするために、職人心理職と会社員心理職がいるという構造にして進めます。

両者はなかなかわかりあえないと思います。昨今、職場内で後進や部下を指導するのは難しいですね。すぐハラスメントと言われかねないからです。だからこそ、皆さんと直接上下関係のない私が、「職人」として大切にしている専門性について口うるさく語ってみようと思うのです。この設定であれば、私はみなさんの職務には関係のない人なので、聞き流してもいいわけです。でも、これを聞き流せない状況、つまり上司と部下の関係とかで行えば、たしかにハラスメントになりかねないので、こういう設定でこの話をするのがいいかなと思いました。話を聞いて、一部だけでも「ふうん」と言ってもらったら、両者の相互理解が深まるのではないかと思ったのです。皆さんが職人寄りなのか会社員寄りなのかはわからないのですが。

今回、皆さんがどういう立場の人なのかと主催者に尋ねたら、指導者層だということでした。だからどこまで噛み合うかわからないのですが、職人割合

が強い人からすると、これから話すことは「そうだよね」としか思わないかもしれませんし、会社員割合が強い人からすると、「わかりません」となるかもしれません。大体年長の人の場合が多いと思いますが、みなさん、過去に「あの人なんだつたのかな」みたいに思っている、とてもやる気のある人がいたかもしれません。そういう人が何を考えてるのかがわかると、後進の育成とかにも役立つのではないかと思って、職人側からの話をさせてもらえばと思っています。

7 「職人」と「会社員」

先ほど戯画化した形で話したように、職人は自分の仕事にプライドを持っています。大体はクライアント、特にいわゆる弱者の脆弱な自己を保護し、主体化を目指すことを仕事だと思っていますので、難しい事態ほど燃えてきます。意見の衝突も日常茶飯事です。結果を出すためには、ときには時間外労働も厭わないのはもちろんのこと、研修・研鑽を時間外に自分の金で行うのは当然のことだと思っています。

逆に会社員はどうか。仕事はただの食い扶持であって、別にそこにアイデンティティを賭けていませんし、言われたことをやるだけで、自分が主体的に判断をしたくないし、責任は負いたくない。だから、なるべく自分の勤務中に面倒なことは起こってほしくない。時間外労働なんもってのほか、だから自分の金で研修するなんてあり得ない。

こういう職人タイプと会社員タイプがいるとして、職人が会社員を見て思うのは、「この仕事をなめてるのか?」「専門職なんだからもっと自発的に勉強してよ」とか、「君は好きでこの仕事を選んでるんじゃないの? だったらもっと研鑽してよ」とかいったことでしょうか。あとは、「クライアントや要支援者の悪口ばかり言っていて、なんでこの仕事に就いたのか、もっと別の仕事があるんじゃないの?」とかいったことでしょう。

逆に、会社員が職人に思うことは、「この人すごいごりごり言ってくるけど、ワークライフバランスとか知らないのかな、いつの時代の話をしてるんだろう?」とか、「この給料でそれだけコミットを求

めてくるとか、頭の中どうなってるんだろう?」とかでしょう。それから、これは極めてクリティカルですが、「クライアントのためにといっているけれど、この人、自己満足のためにやっているのでは?」と思ったりもするわけです。

8 私の中の「職人」と「会社員」

誤解しないでいただきたいことは、今の話はすべて、私の中の職人部分が会社員部分に言っていること、会社員部分が職人部分に言っている話であって、事実から何かを創作したという話ではありません。私が勝手に作った話です。

若い頃、私はこの職人対会社員の比率が100:0ぐらいでした。とても職人寄りだったわけです。でも、結婚して、子どもも生まれて、そして年も取り、だいぶその割合に変化が生じてきました。平たく言えば、職人モデルで生きてきて、それがかっこいいと思ってきたけれども、やはり安定も欲しいですし、プライベートの時間も欲しいと思うようになってきた、ということです。これは主に子どもの問題が大きいかもしれません。別に自分と妻だけだったら最悪なんとでもなると思いますが、子どもがいると、いきなり働けなくなるとかは困ってしまいますし、やはり子どもと遊ぶ時間が欲しいなと思うようになってしまふわけです。そうすると、クライアントをいつでも最優先にすることはできません。基本的には家族優先だし、本当にこれはっていう時だけちょっと家族に我慢してもらって、クライアントを優先するというのが今の私です。

具体的には、出産の立ち会いのために私は前もって1週間の休みを取ったんですが、予定どおり生まれなかつたのですね。さすがにもう陣痛促進剤を使って産まないとまずい、ということになって、もう1日休めば立ち会えることはわかつっていました。悩むわけです。どうしようかと。その頃はまだ職人部分が強かったのですごく悩んだのですが、友だちに相談したら、「それは絶対に休むべきだ」と言われてそうしました。休んでよかったと今は思っています。

それから、単科精神科病院で働いてる時に、A-Tスプリットという概念がありますけど——Aがアド

ミニストレーターで管理医、Tがセラピストで心理療法を行う人ですね。外的、現実的なことは管理医がやってくれて、心理療法はセラピストが行うというモデルがあるのですが、これを心理士同士で行っていたことがあります。私は管理「医」ではないけれど、非常勤なのにAの役割を担っていて、その患者は入院治療中だったんですが、夜間に病棟から電話がかかってきて指示を仰がれる、というようなことをやっていました。今にして思うとそれはどうなのかなとも思いますが、当時の自分はすごくいい仕事をしている、と思ってやっていました。今ならやらないかと考えると、やらないほうがいいかというとそういうことはないのですが、単にやれないなと思います。無理ですね。

最近で言うと、希死念慮が強くてどうしても今日会わなければいけないという時には、SCで勤務時間を超えても今日はさすがにしょうがないと思って残ったりします。でも逆に言えばそれぐらいです。基本、定時で帰ります。昔の職人の私だったら、病棟では勤務時間という概念がないのかな?という感じでやっていたのですが、そういうところも変わってきてています。

この私の変化の背景には、最近は世の中的に、よくも悪くも「大人も辛いんだ」ということを言えるようになった、大人も痩せ我慢をしなくなつたということがあると思いますが、それもあって、仕事よりもプライベート優先でしようとふつうに言えるようになってきている、という時代の変化もあると思います。

III 「心理職の専門性」を考える

1 あらためて、「心理職の専門性」とは?

ここまでお話ししてきたように、職人モデルを基礎として臨床心理士及び心理職の専門性が考えられてきたと思いますが、あらためて「心理職の専門性」という今日のお題を考えてみると、そもそも「心理職」という語からイメージする像には多様なものがあると思うのです。

医療で働いてる心理職の考える専門性、教育で働

いてる心理職の考える専門性、産業で働いてる心理職の考える専門性、そして児相で働いてる心理職の考える専門性、というのはそれぞれ全然違うと思います。これが事実なのです。でも、今までの心理臨床学においては、そういう多様性が無視されてきたと思います。現場ごとの特色を無視して、「心理職たるものこうあるべし」と提示されてきた。それが公認心理師教育によってかなり変わってきた、というのが私の目に見える心理業界の全体像です。

だから、「心理職の専門性」をちゃんと考えるとなると、そもそも最大公約数があるのか?という話になるわけです。いろんな場所で仕事をしていて、おのれの全然やっていることが違います。求められることも領域によって違うわけです。一応ここでは、「心を想定して物を見ることが心理職の専門性である」としておこうと思います。でもそうすると行動療法をオリエンテーションとしている人はどうするんだという自己ツッコミがすぐに思い浮かびますが、まずはいったんそのまま話を聞いてください、という感じにしておきます。

2 「それは心理の仕事ではない」という呪い

児相の人と話をしていると、「それって心理の仕事じゃないよね」と言われるし、言われると堪えてしまう、というのをよく聞きます。皆さんもこのセリフを一度ぐらいは聞いたことがあるのではないかでしょうか。「心理の仕事じゃない」って、じゃあ「心理の仕事」ってなんなんだ、という問い合わせがあるわけですが、いわゆるカウンセリングとか心理療法とかのみが「心理の仕事」だとされてきた歴史があるわけです。それはさっきも言ったように、時代背景が全然違うことがあります。つまり、経済状況が違うということ、そして、昔は「大人も辛いよ」と表立って言えない空気があり、そういうものは裏で、個室で、密室で、表に出ないところでやるんだ、そしてそういったことこそが「心理の仕事」だと言われてきたことがあると思います。

先ほど、「心を想定して物を見ることが心理職の専門性」だと言いました。でも1990年代は、カウンセリングとか心理療法とか、いわば直接的に心を

扱うことだけが「心理の仕事」とされてきて、児相で行われているような多くの「心未満」を扱うような仕事は、心を扱っていないという意味で、「それは心理の仕事じゃない」と、否定的な意味を込めて言われてきたわけです。

3 「生存の臨床」と「実存の臨床」、あるいは「心を可能にする仕事」と「心を自由にする仕事」

これらのこと踏まえて、では児相の仕事はなんなのだろうかと考えるために、ひとつ補助線を引いてみましょう。「生存の臨床」と「実存の臨床」、あるいは「心を可能にする仕事」と「心を自由にする仕事」という補助線です。

生存の臨床においては、安全の確保が最優先されます。そもそも心を可能にするためには安全安心が必要であるということは、最近至るところで本当によく聞きます。たしかに安全安心が非常に大事であることは論を俟たないわけですが、それが念仏のように何度も言われるということは、いかに安全安心が確保されてないことが多いかを示していると考えられます。その安全安心を確保するための仕事が、生存の臨床です。児相はそういう仕事を、そして児相に限らず多くの心理職はそういう仕事をしていると思います。

そこで実際に何を行うかと言うと、子どもに対して直接アプローチすることももちろんですが、それだけではなくて関係各所との調整がメインの仕事になると思います。児相では別にハウジングファーストのようなことは行っていないと思いますが——ハウジングファーストって皆さん聞いたことがありますか？　ホームレス支援のあり方ですが、旧来は働くようになって個室が得られるモデル、つまり、最初はグループホームのようなところをあてがって、そこで就労できるように支援して、働くようになったら自分の部屋が得られるというようなモデルだったわけですが、それをひっくり返したんですね。働くようが働くなかろうがまず個室を与える。そうすることによって回復して働くようになるという考え方・実践です。このハウジングファーストの背景には、そもそも個室というのは人権だというよ

な考えがあります。これも心を可能にする仕事なわけです。心を可能にするためには安全安心がなければいけないし、個室がなければいけないし、そのためには本人ができない関係各所の調整をしなければならない。こういう大事な仕事があるわけです。

これは私が命名したのではなくて、またしても東畠開人氏ですが、「生存の臨床」とか「心を可能にする仕事」というふうに概念化してはどうかと提案したのは彼です。なぜわざわざ概念化するかというと、これが心理職の重要な仕事であるにもかかわらず、「それは心理の仕事ではない」と言われてきたからですね。私たちはそう思っていません。そう思っていないというのは、もちろん「それは心理の仕事だ」と思っているということです。ですから、心理臨床学というものを組み替えないといけないと思っています（『当事者と専門家——心理臨床学を更新する』（山崎、2024）を参照）。そういった仕事も「心理の仕事」であるということを明示するために、あえてこれを「生存の臨床」と名づけてみたわけです。

一方、それに対比されるのは「実存の臨床」で、これが旧来「心理の仕事」と言われてきたものですね。それは「心理職」というより、あくまで心理職の一部である「心理療法家」の仕事だったと思います。主に開業臨床とかでやられていることですね。実存、つまり生きる意味だとか幸福だとかを考える。だから「心を自由にする仕事」であると東畠さんは言っているわけですが、これは人と人の間の調整とかではなくて、個人の内面のAという部分とBという部分とCという部分があって、これらが葛藤している、それにどう折り合っていくか、というような実践です。「生存の臨床」と対比する形で、具体的な人同士の間の調整ではなくて、個人の中を扱うことが「実存の臨床」である。そういう概念化です。ですから、これはもう個室がある前提なわけです。物理的な個室があった上で、心の個室について扱うことが実存の臨床という話ですね。

強調したいのは、「どちらも心理の仕事です」ということです。どちらが偉いとか、そういうことは全くないということです。

4 「リスクは豊かになったが、心はどうか？」

先ほどから何度も時代の話をしているのですが、この「リスクは豊かになったが、心はどうか？」というのは、東畠さんの『心はどこへ消えた？』（東畠、2021）という本で使われていることばです。今はこういう時代だと思うのです。

リスクはすごいいっぱいあるわけです。その中で心というのはどうなっているのだろうか、これが今問われるべきことだと思います。ちなみにこれには元ネタがあって、河合隼雄の「物は豊かになったが、心はどうか？」という文句です。それが言われたのは半世紀ぐらい前の話で、当時は高度経済成長で日本は実際どんどん豊かになっていたわけです。そういう時代に「心はどうか？」と河合隼雄は問いかけたのですが、今はそもそも物が豊かではないですね。物価がどうとか、なんとかが足りない、かんとかが足りない、実際そうだと思います。河合隼雄の時代は、「Japan as No.1」と言われていて、事実少なくともNo.2で、日本は経済大国でした。でも今はGDPもどんどん落ちて、G7に入っていてもいいでしょうか、すみません、というような感じになってきているわけで、もう全然違いますよね。

繰り返しますが、私は、臨床心理士ができた頃の理論をいつまでも崇めていてもよくない、現実に合った学問にしていかないといけない、と思っています。今話したのは、昭和中期から平成前期（河合時代）と令和の今では、事情が全然違いますよということです。

そんな中、「実存の臨床」であるところの心理療法は、今、社会から求められているのでしょうか。少なくとも児相が関わるようなケースでは、心を自由にするとか、生きる意味とか、幸福とか、そういう問題以前に、とにかく安全を確保しないといけない仕事が多いと思います。「心以前」、「心未満」の領域の問題が山積していると思います。そういう仕事を、「それは心理臨床ではない」としてきたのが旧来の心理臨床学です。だから、実際に心理職が行っている心理臨床という営みと、心理臨床学という学問が乖離していたのだと私は考えています。何度も繰り返しますが、この乖離は埋めなければなり

ません。心理臨床という営みのほうは変わらないというか、すでに先に存在しているわけですから、学問のほうを更新しなければいけないと思います。

5 信田さよ子と東畠開人

こうした現状を踏まえて心理職の専門性を考える際、最重要人物の二人を紹介したいと思います。信田さよ子と東畠開人です。

信田さんは、ご自身がおっしゃっているように、ずっと心理業界の辺縁で生きてきました。しかし今や公認心理師協会会長を務めておられます。信田さんは先ほどの分類でいうと「生存の臨床」の先駆者、開拓者です。

一方、東畠さんは河合隼雄の牙城であった京大で育ち、王道を歩んできました。そして今、心理臨床学会を牽引している人です。分類でいうと、「実存の臨床」を現代にアップデートし、その意義を伝える継承者であるというふうに思います。

信田さんは1946年生まれなので、今78歳ですね。いまだに頭脳明晰すごいなと思います。1970年代から依存症・嗜癖の問題に取り組み、1970年以降のアダルトチルドレンブームの火付け役の一人となりました。私設心理相談機関である原宿カウンセリングセンターの所長を務める一方で、多数の一般書をお書きになっています。2000年代以降はDVの問題にも積極的に取り組まれています。ですから、1970年代からということは、「それは心理の仕事ではない」と言われてきた領域で、半世紀以上の長きにわたってその仕事をしてきたということです。そして今ようやく、日の目を見ている人です。

一方、東畠さんは1983年生まれの41歳です。78歳と41歳ですから、二人は生きてきた時代が全然違います。ちなみに、私は1985年生まれなので、大体彼と世代が同じです。彼は2019年に『居るのはつらいよ』で大佛次郎論壇賞と紀伊國屋じんぶん大賞を取りました。なぜわざわざこんなことを書いてるかというと、この人はとにかくちゃんと社会に私たちのやっていることを伝えようとしている、そしてそれが評価されている、ということの証左だと思うからです。

ちなみに河合隼雄は、大佛次郎論壇賞ではなく、

大佛次郎賞の本賞を取っています。すごいですね。でも、私は生前の河合隼雄に接触したことがありません。この後「私は信田さよ子を知らなかった」という東畑さんの文章を紹介するんですが、私はむしろ、「私は河合隼雄を知らなかった」というレベルで知りません。しかしあらためて、河合はちゃんと政治的な動きもしていたし、それはそれで大事なことだったんだろうなと思っています。

話が脱線しましたが、東畑さんの話に戻ります。彼は自分のプロフィールに、「専門は臨床心理学・精神分析・医療人類学」と書いています。医療人類学というのは、医療分野の人類学ですね。……ってそのままですが、医療という営みを一段メタから見ているのが医療人類学と言えばいいでしょうか。医療にはいろんな営みがあるわけですが、心理療法も、心理援助も、そのひとつとして捉えられます。それらの構造を、一段上の視点から解き明かそうとする学問ですね。彼は、それを駆使して心理臨床と社会との接点の構築を試みているのです。「それは心理の仕事ではない」というところを超えて、今、実際行われている心理臨床の営みをきちんと記述して、学問ができるようにしていこうとしている人だ、というのが私の彼の理解です。

こういった理由で、この二人が大事になってくると私は思っています。

6 なぜ、信田さよ子なのか

これではまだ少し説明が足りないかなと思いますので、なぜ信田さよ子なのかについて話したいと思います。

それは、「それは心理の仕事ではない」と言われてきたことこそを仕事としてきた人だからです。心理臨床学会という学会がありますよね。そこでは自主シンポジウムというジャンルがあり、今はオンラインですが、以前はもちろん現地開催でした。信田さんが自主シンポを開催したとき、なんと参加者が登壇者数より少なかったこともあったと聞きました。そのエピソードに象徴されていますが、彼女は——どれだけ自分から望んで外れたのか、それとも外されたのかはわかりませんが——とにかくそういう

うメインストリームから外れた状況で、ずっと仕事をしてきたのです。

でも実は当時から「心を可能にする仕事」、つまり信田さんのやってきたことを求めるユーザーはいました。だからこそ、彼女はずっとそれなりの額のお金をもらって開業カウンセリングルームを維持できてきたわけです。お金が払えない人は原宿カウンセリングセンターにはたどりつけないですから、そういうところまで対象を広げたら、「心を可能にする仕事」を求めている人はいっぱいいたはずです。マスコミも取り上げなかつたし、いわゆる一般の人の目に触れなかつたかもしれません、が、当時からそういう人はいたわけです。

信田さんが強調しているのは、1995年の阪神淡路大震災でトラウマというワードが人口に膚浅したことと、同年にDV防止法ができたことです。彼女はこの年を「被害者元年」と称しています。この辺からすこし潮目が変わってきたということですね。とはいえて以前から、一般の人が目にしなかっただけで、信田さんが行っていたような仕事を必要とする人はいたわけです。そういう不可視化されていたユーザーを、そしてそういうユーザーと仕事をしてきた援助者を可視化するという仕事を行ってきたという意味において、信田さんは重要だと私は思っています。

彼女はたくさん本を書く人ですが、それを通じて一般市民のみならず、心理職をも啓発していると思います。本人は、「私は開業だから、お客様が来ないとしょうがないから、集客のために書いてる」と言っていますが、私はこれは照れ隠しだろうと思っています。

皆さんもお読みになったことがなければ、『家族と国家は共謀する』(信田、2021)などを是非読んでいただければと思います。その書にまつわることとして、東畑さんが2021年に書いた「私は信田さよ子を知らなかった」という小文があるのですが、そこから抜粋して読んでみます。

7 「私は信田さよ子を知らなかった」

「私が信田さよ子を知ったのは、この5、6年だ」。

2021年でこの5、6年なので、2015年ぐらいということです。10年ぐらい前ですね。「ああ、なんたる不明。もちろん、名前は知っていたし、本にも目を通したことはあった。だけど、私は信田さよ子を知らなかった。彼女のことを自分とは縁遠い領域で、縁遠いアプローチをしている人だと思っていた。いわば、辺境の民だと思っていた。不明を通り越して、無明である。辺境の民はこっちだったのだから。信田さよ子は心の内側を覗き込むのではなく、心の外側を見渡している。しかも、ものすごく巨大な社会を視野に収めながら、その上で極小の心に焦点を当て続けている。繊細に、そして精密に。ここには革命がある。信田さよ子はもはや心理学を基礎理論としていない。彼女は女性学をはじめとする社会理論をインストールして、全く新しい認識論を作り上げている。これを単なる社会理論の応用と思ってはいけない。なぜなら、彼女が成し遂げたのは、きわめて個別の、具体的な現実を読み解き、そして介入できるほどの精度を持った新しい臨床理論であったからだ。……というようなことは、信田さよ子の良き読者たちは恐らく知っていたことだと思う。だけど、それでも私は思う。彼女は孤独だったのではないかと。心は内面的で、心理学的である以前に、社会的なものであり、政治的なものである。政治的な安全が確保されて初めて、心理学的な作業に意味が宿る。だから、臨床心理学が心の内側を見る理論だけで構成されるならば、それそのものが暴力になってしまう。ここに彼女は戦いを挑んでいた。それは古いものを破壊するためではない。癒すためだ。信田さよ子のオルタナティブな臨床心理学は、オーソドックスな臨床心理学にひそむ暴力に回復をもたらそうとしてきたのである。彼女は遙か昔から、私たちに向かって語りかけていたのだ」。

先ほどの区別でいくと、「実存の臨床」側である東畠開人から見て、「生存の臨床」がどういうふうに見えていたかという文章だといえます。繰り返しますが、基本的に児相で働いてる方々は「生存の臨床」をやっていることが多いと思いますが、人から実際そう言われることもあるし、自分でも「これ心理の仕事なのかな」と思ったりすることがあると思

います。でもそれは「実存の臨床」側が、臨床心理学ワールドの中で力を持っていた側が、「それは心理の仕事ではない」と勝手に言っていたがゆえの結果で、実際にはそういう仕事はあったし、以前から大事な「心理の仕事」であった、ということを私は言いたいのです。平たく言うと、児相の仕事はめちゃくちゃ重要だと思っていますし、日本という国にもとても大事だと思います。

心理職にとって大事ということもあります、日本という国にとって大事だと思っていますので、それを「心理の仕事じゃない」などと言ってきた人たちに対して、私は怒っているわけです。今日、ぜひそれは伝えたいと思っています。

8 なぜ、東畠開人なのか

今日、ずっと東畠さんのこと話をしていますが、どうして東畠開人なのかということも説明しないといけないでしょう。

見てくださいこのたくさんの中。これだけではありません。彼は年に1冊ぐらい本を書いています。多分、河合隼雄もそうだったのだろうと思います。

なぜ、東畠開人なのか

- ・心理業界にはびこる長年の対立構造を超えて、社会の中に心理職を位置づけようとしているから
- ・河合隼雄と信田さよ子を医療人類学視点から再配置している
- ・河合隼雄以来の影響力（業界内でも、外でも）
- ・何より心理臨床学を愛している



それで、なぜ東畠開人なのかというと、心理業界の内部にはびこる長年の対立構造を超えて、社会の中に心理職を位置づけようとしているからです。先ほどのことで言えば「実存の臨床」と「生存の臨床」も対立していますし、科学的な心理学と文学的な心理学も対立していますし、とにかくこの業界はいろいろ対立してきています。政治的に力を持てず、国家資格も長年できなかつたし、できても薄給で、心理職の待遇が上がらなければ優秀な人も集まらないので、そんなことをしていたら心理職を使う人たち、

利用する人たちにとっても不利益なはずなのに、ずっと内ゲバばかりやっている。そういう心理業界の歴史を見て、私は心から残念だと感じています。

では、東畠開人はそういう構造をどのように超えようとしているのか。ここで医療人類学が効いてきます。彼は、河合隼雄も、信田さよ子も、その他多くの事象も、医療人類学的視点からフラットに再配置しようとしています。対立構造をメタに見ることで無効化しようとしているということですね。

それに加えて、受賞していることもそうですし、メディアへの露出もそうですが、河合隼雄以来の社会に影響力のある心理職になるのではないかと思っています。もちろん信田さんも影響力があると思いますが、それ以上のものになるのではないかと。朝日新聞に季評を書いたり、週刊文春や文學界で連載しているわけですからね。

ということで、信田と東畠が重要であるというの私が考えなので、心理職の専門性ということを考える上で、この二人の本はぜひ読んでいただければと思います。

9 専門性を言語化できないできた歴史

心理職は専門性をずっと言語化できないでいています。これは私も本（山崎、2021）で書いたのですが、心理の資格を作るにあたって、そしてまた臨床心理士を国家資格にしようとするにあたって、先達は専門性をなんとか言葉にしようとあがいてきたのですが、結果は芳しくなかったというのが、私の見る歴史です。

たとえばこれは氏原寛先生ですが、「カウンセラーは親のような特別扱いはしない。教師たちのように窮屈な集団生活を通してクライアントの成長を期待してはいない」と言っていて、だからカウンセラーは独自の専門性があるという論の進め方をしているのですが、このような否定形の定義は、対外的に示すという観点からは、やはり弱いと思います。

これも氏原先生ですが、「カウンセラーの仕事は、クライアントが病気を背負ったままでも自分なりに納得できる生き方を見出すのに役立つこと」と考えている。単純に言えば、クライアントの病気よりも

人間を見る」と。これはたしかに肯定形で示していますが、こういった姿勢は看護師とかソーシャルワーカーとかの他職種にも広く見られるものであって、これもやはり心理職に特有とは言えないと思います。こういう感じで、心理職の専門性というのはなかなか言語化できないでいると思います。

こうなると、「心を扱うことが心理職の専門性なんだ」と言いたくもなります。対外的に提示しやすいですから。でも問題は、その表現は実際の心理職の仕事とは合致していないわけです。ここまでお話ししてきたように、理念が優先され、実践の実際の評価がないがしろにされてきたということが、臨床心理士以来の心理業界の歴史だというふうに私としては考えています。

IV 「生存の臨床」から考える、心理職の専門性

1 「生存の臨床」に心理職は不要なのか

でも、心理職の専門性が「心を扱うこと」だとすると、「生存の臨床」はむしろ「心を可能にする」ための仕事、心そのものを考える以前の仕事なので「それは心理の仕事ではない」になってしまいます。本当は、「以前」は決して価値が低いわけではないのに、心を直接的には扱ってない、扱うための前準備、下準備をしているんだという話になってしまいます。それはおかしい、と私は思う。となればやはり、「心理職の専門性は心を扱うこと」というのは間違っていると思います。

心理職の専門性が心を扱うことなのであれば、では児童相談所には、ワーカーがいればいいのかということになる。実際には、児童相談所には児童心理司と児童福祉司の両方の職種がいます。学校にはSCとスクールソーシャルワーカーがいます。福祉司とスクールソーシャルワーカーだけがいればいいのかというと、たしかに生存のためには実際的な調整のほうが優先度は高いでしょうし、それはワーカーのほうが得意かもしれない。でも、やっぱり心理が必要だろう、と——ここで戻ってくるのですが——「職人」である、自分の仕事にプライドを持っている私としては思うわけです。

「生存の臨床」「実存の臨床」とか、職人と会社員とかというのは、話をわかりやすくするための補助線であって、実際には生存の臨床と実存の臨床も、会社員と職人も、そんなにすっぱり分かれるものでもないし、相反するものではありません。

「贅沢な悩み」——これは東畑さんの『文學界』の連載タイトルです——、生きる意味とか幸福とかいったことを扱うことを「実存の臨床」だとしているわけですが、それは生存の臨床を営んでいる臨床家とか、生存の臨床を営んでいるクライアントとかからすると、安全安心な環境で暮らしているだけで感謝してほしいわ、という話になってくるのかもしれない。なので「贅沢な悩み」と名づけているわけですが、「贅沢な悩み」は、それを贅沢だと自認しやすいし、他者からもそう扱われやすいものです。心の問題として扱われやすいということでもあります。

生存が脅かされていると、今日ずっと繰り返し言ってきたように、安全安心ということが優先されますから、心のことは取りあえず措いて、まずそちらに対応しましょうとなりやすい。それは間違ってはいませんが、生存が脅かされている中で、しかし同時にやはり心にも目を向けようということは、非常に難しいことです。おそらく、それこそが児童心理司の、児相の心理職の専門性なんだと、私は思います。

生存が脅かされてる時には心を後回しにする、というのでは、極論すると、心っていうのは贅沢品なのかという話になってしまいます。前提条件が整って初めて扱えるものだということにすると——臨床的にはそういうことはたしかに多いですが——、そこをすぱっとやってしまうと、お金がない人とか、安全安心が保たれてない人の心は考えなくていいんだという話になりかねません。すると、「心」は金を払える人だけが享受できる権利なのかという話になってしまいます。もちろんそうではないと思います。ですから、そういう心に目をやりにくい状態、心よりも生存を優先しようという状態、心が後回しにされやすい状態でも、「心」という目に見えないものを見ようとする力が必要となるんだということを、職人としては思うのです。

2 視点を外に：社会から児相への期待

ここで視点を外に向けたいと思いますが、社会から児童相談所に期待されていることはなんでしょうか。

児相が社会的に話題になる時は、だいたい虐待死が起こった時ですよね。「何をやってたんだ、児相は」と言われる。私としては、そもそも人手が足りてないしとか、そういうことをわからないで文句だけ言うのはやめてほしいとか思ったりもするのですが、でもそういうことを言われます。野球でもクローザー、最後を締める人は押さえて当然だと言われます。失敗した時だけニュースになります。それと同じ構造で、ふだんがどれだけ大変だかわかつてますか？という話ですが、事実、そういうことを社会から求められている。ニュースにはならないにしても、虐待する親を根絶してほしいとか、そういうことが期待されていると思います。

これらは総じて、善なる「こちら側」に悪なる「あちら側」の不愉快なものが入ってこないようにすることが望まれているのだろうと言えると思います。きつい言い方をすれば、地獄から魑魅魍魎が噴出してこないようにするための門番みたいな働きが期待されてるのではないかと思うわけです。

しかし、ここで立ち止まって考えたいのは、そういう社会からの期待に応えようとするのはよいことなのか、ということです。そもそも応えられないですよね。それは対象家庭のことを全く考えていませんし、虐待されている子どものことも考えていない。そんなにひどい親だったら引き離せばいいじゃないかと言っても、それほど単純な話ではないことは、今日ご参加の皆さんはよくよくわかっていることだと思います。

なぜかと言えば、加害と被害とか善悪とかいうことは、そんな簡単に分けられるものではないからです。もちろん大抵の加害者は元被害者であるという臨床家ならほぼ全員が知っている事実がありますし、そういう歴史がなかったとしても、もっと言えばわかりやすい何かがなかったとしても、虐待している側も人間だし、人生があるし、モンスターではないわけです。にもかかわらず一般社会には、彼ら

■ 研修講演より ■

彼女らを自分たちとは違う類の人、人外、モンスターであるとしたいニーズがあると思うのです。

ですから、自分たちには関係ない地獄のものなんだ、ちゃんと蓋をしてほしい、こっちに来させない、見させないでほしい、ということが期待されているのではないでしょうか。でも、社会がそう考えている限り、もちろん虐待はなくならないわけです。

だから社会にも働きかけなければなりません。加害者と言われる人たちが、「こちら側」と質的に違うものだと思われている限りは、児童相談所自体がずっと無理解にさらされると思います。それが続けば、もちろん心理職も燃え尽きに近くなります。しかも、ここでせめて給与が高ければまだいいかもしませんが、そういうこともない。

ということで、社会からの期待に応えようすることが単純にいいことだとは、私は思っていません。だから、この期待、社会の期待自体もえていかないといけない。それも児童相談所の仕事ではないかと思います。道は険しいと思いますが、これは組織的に対応することですね。

V おわりに：児童心理司の専門性とはなにか

最後に、児童心理司の専門性とはなにか、ということを話して終わろうと思います。

先ほどもお話ししましたが、児童相談所が関わるのは、基本的には安全安心が損なわれていて、心が後回しにされやすい、見失われやすい状況です。そ

こで現実的なあれこれをやるのはワーカーでもいいのかもしれない、福祉司でもいいのかもしれない。しかし、そこでも心は見えづらくなっているだけで、子どもの心も親の心も、みんなの心がそこにあります。そこで見えなくなっている心を見出そうすることこそ、児童心理司の専門性ではないかと私は思います。

でも、それは難易度の高いことで、現実のものとするには種々の条件を満たす必要があると思います。たとえば、職人的なマインドはある程度必要かもしれないし、相当量の訓練が必要かもしれない。訓練を受けるためには十分な給与も必要だし、燃え尽きないためには社会からの評価も必要かもしれない。でも、最初に言ったように、公務員は発信することがとても大変だから、その辺の環境整備もしなければならない。そういうことを、皆さんに期待したいなと思います。特に、今日聞いてくださっているのは、指導者層の立場にある皆さんと伺っていますので、そういったことをやっていただけるとうれしいと思っています。

外野からいろいろ言いましたけれども、児童心理司の専門性の内実を言葉にできるのは皆さんしかないと、本当に思っています。私は、社会的にはなにかの理事だとか、編集委員とかをやっているのですが、そんなことは関係ありません。言語化できるのは外部の人ではなくて内部の人だと思いますので、ぜひともそういうことを期待して、私の話は終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

〈文献〉

- 信田さよ子 (2021) 家族と国家は共謀する. KADOKAWA
東畑開人 (2021) 心はどこへ消えた?. 文藝春秋
山崎孝明 (2021) 精神分析の歩き方. 金剛出版
山崎孝明 (2024) 当事者と専門家——心理臨床学を更新する. 金剛出版

講義「語られない“声”を聴く—非行の背後にある“声”」

堀 井 智 帆

(元福岡県警察本部)

2024年度 児童相談所弁護士専門研修 [オンライン] 講演をまとめたものです。

私は、元福岡県警の少年育成指導官で、現在はフリーの立場でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとして活動しています、堀井と申します。大学で社会福祉、児童福祉を学びました。それまで私は、子どもは家庭で親から愛されて育つことが当たり前だと思っていました。そんな中、大学で児童相談所に実習に行って、一時保護されている子どもたちを目の当たりにした時、私たちのこんなにも身近な所で、こんなにもたくさんの子どもたちが、親から愛されることができずに育っているという現実を知り、なぜそんなことが起こってしまっているのかと、引きずり込まれるようにこの世界に入りました。

大学卒業後は、傷ついた子どもたちを救いたいという熱い思いで、児童相談所のケースワーカーになるのが夢でした。だけど当時、児童相談所のケースワーカーは、児童相談所の採用ではなかったので、一般の行政職員として採用試験を受けて、採用されたとしても児相に行けるかわからない、児童相談所に行ったとしても、いつまでいられるかわからない。もしかしたら、植物園とか市場とか、窓口業務、役所の窓口業務とか、子ども支援と全く関係のない部署に行かないといけないこともあるかもしれないけど、あなたは子ども支援と全く関係のない部署に行ったとしてもそこの仕事をやれるの？と、その時の大学の恩師から聞かれて、私が窓口で行政職員として事務手続きをやっていることを想像したら無理だなと思いました。それで、あなたは採用から退職まで子どもの支援を専門にやる所で専門職として働いたほうがいいよと言われて、まずは虐待が私の中

のテーマだったので虐待で保護された子どもたちが生活している施設で2年間勤務しました。何かしらの虐待を受けてきている子どもたちなので愛着行動も激しくて、本当に毎日子どもたちの試し行動に遭い、その施設で勤務している中で、私たち職員は汗水、涙を流しながら子どもたちのために奮闘していました。ですが、そんな私たちの下へ子どもたちが駆け寄って来て、かける言葉はお父さんから連絡は来たか、お母さんはいつ迎えに来るのか、いつ家に帰れるのかということです。その子たちのケース記録を広げたら、たばこの火を押し当てられたとか、食事を与えてももらえなかったとか、肋骨を蹴って折られたにもかかわらず、病院に連れて行ってもらうこともできずに陥没したままだとか、そんなことが数々綴られているにもかかわらず、それでも子どもたちは親を求め、家に帰りたがる。そんな子どもたちの姿を見て、私は、施設に来る前の家庭の親子に何かできることはなかったのか、家庭丸ごとを支援できる仕事はないかということが気になるようになりました。そういう仕事がないかなと探していたら、なんと警察の中に警察官ではなく少年育成指導官といって、子どもと家庭を支援する専門の職員の採用があるということを知り、平成13年に縁があって県警のほうに転職をしました。

私は子ども福祉をずっと学んできて、警察って正直、自分の中ではすごく違和感がありました。実際にあってからどうだったかというと、警察の当時の主な考え方というのは、子どもが悪いことをして、非行して事件を起こしたら、悪いことをやったのだから少年院だというような文化の強い所でしたが、

■ 研修講演より ■

私はその考え方とは少し離れた所にいたので、非行であったとしても、子どもたちのSOSの行動だと思って周りの警察官たちにも、「違うんです、違うんです」という話をしながら、子どもたちの支援を専門に行ってきました。

平成13年、私が県警に入った頃というのは、福岡県はシンナーで捕まった子どもの数が、十何年連続で全国ワーストワンという時代で、本当に相談のほとんどがシンナーでした。主訴が6割シンナー、残りの4割もシンナーを使って暴走とか、シンナーを使ってけんかとか、シンナーを使って窃盗とか、シンナーがらみの状況で、非行は福岡県の深刻な状況の中で仕事を始めました。

私たち少年育成指導官というのは、県警の中でも専門職なので、私たちが配属される所は少年サポートセンターという子どもの相談専門の部署に配属されます。福岡県の少年サポートセンターは、県内5カ所の少年サポートセンターのうち4カ所は児童相談所の中に併設されています。ですから、県警時代はほとんど児童相談所の中で、児童相談所のケースワーカーさんや心理士さんや嘱託の弁護士さんたちと一緒に、子どもたちの支援をしてきました。そんな時期を22年ぐらい過ごしてきましたが、この22年の間に思春期の子どもたちの問題行動の出し方が変わってきました。

非行は今、激減、子どもの少年事件はかなり減っていると思います。行政なので、件数が減れば人やお金が減るというのが常なので、小さな県から少年課がなくなっていて、子ども、DV、ストーカー対策と一緒にになって生活安全課になり、この少年育成指導官という職員も、警察官になるか事務職員になるか選びなさいと迫られる県も出てきています。警察の中だけで子どもの支援をしていくということが難しくなっていくかもしれないという社会の流れがあったことと、県警の中で二十数年働くと、私もそろそろ数年後には管理職だという話が出てきました。少年育成指導官の管理職は県警本部にポストがあって、県内5カ所の少年サポートセンターの統括業務をするのですが、そこに座ることになってきて、できるかなと思いながら、年々そこの年に近づいて

いきました。令和3年に体を壊して入院する時間があって、その時に自分の人生を考える時間ができてしまって、このまま公務員の波に乗って、やりたくない仕事とか言ったらいけない大事な仕事なのですが、でも私が一番やりたいことは、困った子どもと親の真ん中で一緒に悩み、考える生活でしたから、1回しかない人生だから好きなことをやろうと決めて、学校現場にソーシャルワーカーやカウンセラーのポストがたくさん増えてきたということもあって、わがままを言って令和4年に学校現場とか施設にフィールドを移しました。

福岡県の弁護士さんは、児相の弁護士さんもですが、少年事件とか子どもの権利擁護の活動をされている弁護士さんとケースを共有したり、飲み会をしたり、仲良くさせていただいて、とっても大事な仲間だと思っています。今日は、全国のさまざまな付添人活動や、子どもの権利擁護の活動をされている弁護士さんたちと時間を共有できるということで、とても楽しみにしています。

私が、職業人の間に一番長く関わった子どもたちというのは、主に非行少年と呼ばれる子どもたちです。私が、平成13年に県警に就職して出会いが始まった当時の非行少年というのは、髪を金髪にして、だぼだぼ服を着て、ズボンを腰まで下げて、肩で風を切って、尖った目をした、そんな子どもたちでした。いくら私が傷ついた子どもたちを救いたいと思っても、出会いが始まった子どもたちは大人のことが大嫌いで、大人から遠ざかろうとする。私がここにちはと声をかけても、返ってくる言葉は、うざい、きもい。携帯番号を聞いても、国家権力には教えたくないとか言われるのが落ちで、出会いは拒否と拒絶、強い反発心から始まります。いくら私が、救いたい、助けたいと思っても、相手は全く支援を求めていません。普通、相談機関は困った人が相談に行く場所です。ニーズを持ってきてくれるのですが、そのニーズのない全く困っていない子どもや保護者と関係を作っていくということは、とても難しくて、正直私は、あれ、なんかちょっとずれたかな、やっていいかなと思いながらこの仕事が始まりました。家出であったり薬物であったり、窃盗、暴行、暴走など

で、拒否されながらも、彼らの起こす問題行動を止めるのが私の仕事なので、一人ひとりの子どもたちの家庭や、生い立ちにまで関わっていく中で私が気付いたことは、例えどんな態度で、どんな服装をしている子どもたちでも、大人一人ひとりがしっかりと向き合って関わっていけば、みんなおなじ、かわいい子どもなんだなということです。それからは、あの子たちがかわいくてかわいくて仕方がなくなつて、外でブブンブンブンとバイクの音がしてくると、我が子たちが小さい時は私の所に駆け寄ってきて、こう言いました。「ママ、 来たよ、ママの好きなお兄ちゃんたち来たよ」と。どうやら我が子たちは、ママはヤンキーが大好きだからこの仕事をしていると信じていたようで、そう思われるぐらいに、私にとっても関わる一人ひとりの子どもたちが、かけがえのない存在になっていきました。私が子どもたちとどのように関わっていたのかということを、2020年に『プロフェッショナル』という番組で密着していただいた映像がありますので、この映像の一部をご覧いただきたいと思います。

＜映像＞

この『プロフェッショナル』は、警察判断で全員モザイクだったのですが、本人たちは、たいそう出たがって、「なんで俺たちだけモザイクなんだ」と怒っていました。「私の講演で使っているから」と言って、全て本人と保護者の方から了解をもらって、このお気に入りの写真を使わせてもらっています。実はこうやって一緒に写真を撮っていると、周りにはたくさんの制服を着た警察官が警戒という名の下に取り囲んでいるのですが、仲間の警察官たちから「堀井さん、堀井さん」って呼ばれた私が「何何?」と言うと、「ちょっと堀井さんの仕事、何だったっけ?」と言われて、「立ち直り支援ですけど」と答えると「あれ、全然立ち直ってない。あんなかっこして集まらせて」と言われるので。私だって、この子たちがどこにいるかわからないぐらいの制服姿やスーツ姿で現れてくれたら、どんなにうれしいかと思います。でもこの子たちが、こうやってたくさんの大人から白い目で、眉をひそめて「あいつらって!」と思われながらも、こんなかっこして集まら

なければならなかったのだとしたら、それは私のこの子たちへの仕事が足りなかったのだと、自分の仕事を顧みることはあっても、この子たちだけの責任に押し付けることはできないと思います。

思わず大人が眉をひそめて見たくなる子どもの行動の全てには、子どものSOSが込められています。たくさんの人に見てほしい、自分の存在に気付いてほしいという行動が、非行や服装や態度に表れてきます。私は、そんな子どもの心のSOSに気付くことのできる社会の大人が求められていると思います。

ちなみに、この左側の写真と右側の写真は、同じ子どもたちの写真です。左側が中学校3年生の時に卒業式が終わって集まつたもので、福岡のちょっとした文化のようになっているのですが、同じ子たちの右側が5年後の成人式に写った写真です。私は、非行の立ち直りということを考えた時に、行政なので転勤があったり年齢制限があったりということがあるのですが、同じ人間が長く関わるということが、子どもたちの立ち直りにはとても重要だと思いますが、行政というものはぶつぶつと切れて人が代わって、支援がなかなか継続できません。でも、私は長く関わることが大事だと思っていたので、福岡県警で自分が前に勤務していたサポートセンターで関わっていた子たちが何か問題を起こした時には、上司に「ちょっと管轄は違うけど、今日はあっちに行かせてほしい」と言ったら上司は、「そんな、前の所のことまでしたら大変になるよ」と言われましたが、人に関わる支援をする仕事は、「後任の人はこの人だからよろしくね」と大人の事情を子どもに押し付けても、すぐ関係ができる心を許していろいろ話が聞けるかと言えばやはり難しいのです。それが、行政で支援していくというところの一番の壁だと思います。上司から「大変になるぞ」と言われても今の時点では大変になってないわけですし、大変にならないかもしれないとか、「そっちの可能性もあるのだからやってみましょう、大変になったら考えます」ということを掛け合うと上司も考えててくれて、「一応県の職員だし同じ福岡県内だし、いいか。行ってこい」という感じで割と柔軟に現場の支援者である私の意向を汲み取ってもらいたいながら支援を行えてい

■ 研修講演より ■

ました。こういった支援機関の柔軟性のようなものも行政には求められていると思います。そうやって関わる中で、私は公私の区別を付けることがとても苦手なので、この子たちに自宅もばれて、休みの日にはこの子たちが大量の肉を買い込んで、わが家になだれ込んでいて、わが家の庭で全身の入れ墨を出してバーベキューしてくれたり、近所の人も私の仕事のことはわかっているので、「また昨日すごいのが来ていたね」と言いながらも温かく見守ってもらっていました。こうやって、たくさんの子どもたちと関わっていく中で私が気付いたことは、子どもたちの問題行動は、その子たちが悪いと捉えられがちですが、全てが親や周囲の大人に向けて発しているメッセージ、SOSだということです。問題行動を起こしている理由を探すことが私の仕事です。思春期になって、子どもたちが起こす問題行動のエネルギーはとても大きく、家庭や学校や地域や警察、裁判所を巻き込んで、子どもたちはサインを出しているわけです。でも、子どもたちは何も思春期になって突然この問題行動を起こして、サインを出し始めているわけではありません。子どもたちは、実は小さい頃から大人が困る行動を通してサインを発しています。私は、令和4年に学校現場にフィールドを移す時に、小学校に多めに行こうと思って仕事を組みました。それは、主に非行に対する支援をしてきて、少年も後期の子たちと関わることが多い中で、もっと早くこの子に出会っていたらとか、もっと早くこのお家に支援が入っていたらという思いが募っていたからです。その時、県警の仲間たちに退職したら小学校を多めに行くという話をしていたら、そもそも辞めるのをやめたほうがいい、小学校もやめたほうがいいとみんなから言られて、なぜ?と聞くと、ヤンキーに会えなくなるよということでした。そんなにヤンキーが大好きなのにヤンキーに会えなくなったら絶対に物足りなくなると言われました。だから、小学校とかやめて、荒れた学校に行ったらいいとみんなから言われたのです。

でも、今は小学校をメインに回っているのですが、実際に行ったらどうかと言えば、盗みはある、暴力もある、OD（オーバードーズ）・薬物、リストカッ

トに性加害、小学校のトイレで男の子が女の子に性加害を行うなど、全部が小学校に詰まっていました。ですから、警察を退職して小学校をメインで組んでみても、サポートセンター時代と全く同じ内容の相談を受けているのです。非行というと思春期のものというイメージがあるのですが、実はもう小学校の頃から非行も起こっていて、子どもは小さな時からサインを出しているのです。ただ違うのは、小学生ぐらいだと、怒れば泣くし反省します。なんだかわかったような感じになります。ですから、指導されて終わりということが、ずっと繰り返されてきているように感じます。

例えば、少し前に、スシローの事件がありました。動画を撮って、それを投稿するというものです。それで業務妨害とか大炎上した事件ですが、ざっくり言ってどんな事件だったかというと、つい乗りで、遊びのつもりで悪気なくやったことが大事になったという事件だと思います。あの子たちは、多分初めてではなかったと思います。私は子どもと関わる大人として、また私たち、子どもと関わる大人の手の中を擦り抜けて、ああいうことをやってしまう子どもをまた出してしまったと、子どもと関わる大人として責任を感じなのです。

あの子たちも絶対に初めてではなかったはずです。ああいうことをする前には、小学校の頃から似たようなことがいっぱいあったはずです。例えば、私が行っている学校で、下校中に川土手に紫色の実がいっぱいなっていて、その紫色の実を取ってマンションの壁に投げたら紫色が付いて、それが面白かったから3人で取りまくって、投げまくって、マンションの壁一面を紫色に染めたということがありました。管理会社から学校に電話がかかってきて、防犯カメラに3人のランドセルを背負った男の子が映っているということでした。誰なのか確認をしてほしいという電話で、下校中のことなので先生たちが行って確認をすると、誰だったかがわかったので家庭の方を呼んで、子どもを指導して、家庭の方は管理会社に弁償しました。私はこれがスシローさんの事件だと思うのです。つい乗りで、遊びのつもりでやったことが大事になってしまったというもので

す。これを止めてあげられないから、思春期に同じことを繰り返してしまっているのです。だから私は、このことを職員会議で聞いた時、紫色の実は投げてはいけないということは、この子たちは体験で学習したかもしれないけれど、つい乗りで遊びのつもりでやったことが大事になったということの止め方は、まだ学べてない。駄目だよ、考えなさいと言つても、どうやって考えて、それをやらないで生活するのかということはわからないのです、それはやつてはいけないよということを、みんなは一生懸命に教えるのですが、私が関わるほとんどの子どもたちは、「物を盗んだらいけないと知らなかつた?」と聞くと、「知らなかつた」と言う子はまずいません。やってはいけないことはわかっていて、それでもやってしまう子どもたちに大人は一生懸命「やつたら駄目」と言い続けているのです。止め方を誰も教えてあげられてないし、そもそも、どうしてその子がその行動を取らなければならなかつたのかという理由を、誰も確かめようとしてあげてない、見立ててあげられていないで止められなくて、そういう子どもたちを出してしまっているのです。

ですから、やはり小さい間に、問題行動をサインとして受け取ることができる大人が増えていくということが大事だと思います。幼稚園、保育園にも、本当はカウンセラーやソーシャルワーカーが必要なのではないかと私は思うようになりました。幼稚園、保育園でも、お友達の本を無理やり取ってしまうとか、ほっぺたをびーっと引っ搔いて傷つけてしまうなど、そういうことが起こっています。それは駄目なのだと話をして、お母さんが迎えに来られた時に、「今日、この子がお友達に怪我をさせてしまったので、言い聞かせておいてください」というようなことを言うだけでは誰もサインとして受け取れていません。

でも私は、幼稚園、保育園が、そういうことを知らないから、わかんないからやっているのではないかと思うのです。「お友達のほっぺたを傷つけることは、やってはいけないことだよ」と園では子どもたちに話しているので大丈夫だと考えるのではなくて、この子の心の充電が足りてないのかもしれない

とか、なんだか満たされてないのかもしれない、そのサインとして出ている行動ではないか、「今日、おうちでハグハグ、ぎゅーっとして、よしよししてあげる時間をいっぱい持ってください」と言って帰してあげることができれば、子どもの行動をサインとして受け止めて、怒るだけではなく、本当にその子が問題行動を起こしている理由をケアすることができ、子どもの問題行動を止めていくということが、小さい頃からできるのだと思います。

日本では、問題行動が起こったら悪いことだから怒る、指導する、もう一回やつたらまた怒って指導するという繰り返しだからよくならないのではないかと思います。どうしてその子がその問題行動を起こしているのかという見立てをしっかりと立てて、そして、必要な関わり、その子が問題行動を出している根っここの治療をしていくことが、子どもの非行を止めていくためにとても大事なことだと思います。非行支援に必要なことは、見立てを立てる、なぜこの子が問題行動を起こしているのかということの見立てを立てる。ほとんどの子どもの問題行動は、何かしら親に伝えたいメッセージ、見てほしいとか、構ってほしいとか、わかってほしいということが込められているので、子どもだけいくらいじってもよくならないのです。保護者を変えていく、保護者にわかってもらう。子どもは、一番わかってほしい人がわかってくれるまで問題行動を続けるので、その一番わかってほしい人にわかってもらえるように、保護者にアプローチしていくということがすごく大事だと思いますので、私はこの保護者支援というところをかなり念入りにやるようにしています。

もう一つ、非行支援で大事なことはアウトリーチです。最初に言ったようにニーズがない、困っていない。「俺、困っているんです、やめたいんです」と言ってくる子どもはまずいません。非行は減っていますが、不登校になって家でひきこもりになって、家庭内暴力などの家庭内の事件の相談はすごく増えています。それも同じなのですが、行かないと相談を受けられないです。ひきこもりの子に私が部屋の前まで行って、「相談に来たよ」と言っても、向こうは相談することはないし、会いたくないのです。

■ 研修講演より ■

ですから、ここに書いているアウトリーチというの、単純に、物理的に訪問をすることだけではなくて、相談意欲、動機付け、支援を受け入れるとか、支援の関係を築くところにも働きかけ、アウトリーチしていかないうまくいかないものが非行支援です。もともとニーズがない、だから行政でも、この家はニーズがないから相談を打ち切っていいのではないか、困ってないから支援は要らないでしょうと、ケース会議や現場では検討されることが結構ありますが、ニーズがないことが一番のニーズなのです。私の中では困っていない、支援を受け入れないというのは、トリアージの一番上です。一番支援しなければならない人ですから。ある程度つながってこられる人たちというのは、いろいろな支援を受け入れられるし、いろいろな人につながっていくからどうにかなっていくのですが、このニーズがない家に、どうやってアプローチしていくのか、訪問だけではなく心の中にも入っていくアウトリーチが必要だと思います。

それから、多機関連携です。どこか一つの機関で子どもを支えるということは難しいので、この多機関連携が必要になりますから、チームをいかに柔軟に作っていけるかということが大事になってくると思います。まず、なぜ子どもがその問題行動を起こしているのかという見立てを立てて、保護者にどうアプローチしていくのかを考えるとき、私は生育歴を聞いていきます。この子の生い立ちをずっと聞いて、乳幼児期から学童期を経て思春期へと子どもは育っていくわけですが、その中で子どもたちは、大人からさまざまな関わりを受けて育っています。例えば、抱きしめてもらえる温もりとか、たくさん気持ちをわかってもらえる喜びとか、たくさん構ってもらえる嬉しさとか、たくさん遊んでもらえる楽しさなどです。こういうものを経験しながら子どもたちは育っています。でも、私がここに書いたものは、私がプラスの関わりと呼んでいるのですが、このプラスの関わりだけで思春期を迎えたという子はほほいません。反対に、子どもたちはさまざまな家庭環境の中で、どんなことを経験しながら育っていくかというと、叩かれる痛みとか、しつけ

と称して叩かれる、親の離婚や親との死別などによって家族の形が変わる悲しみ、それから自分の気持ちをわかってもらえないつらさや怒り、いつも親がそばにいてくれない寂しさなども経験しながら育っていきます。この下に書いてあるのが、私がマイナスの関わりと呼んでいるのですが、このマイナスの関わりが思春期に総決算されます。総決算されてマイナスになってしまっている子が、激しい反抗期、問題行動として出すことになります。ですから、私が親御さんに説明することは、これまでのさまざまな出来事の中で、例えばこの時期にDVとか、離婚したとか、借金で大変だったとか、お母さんが入院していて大変だったとか、嫁姑で揉めていたとか、プラス・マイナスの出来事がどれだけその子に降り注いでいたのかということ、この子が今、こうやって問題行動をサインとして出しているということは、このプラスの関わりとマイナスの関わりとではマイナスの関わりが大きくなっている。だから、ここからはマイナスの関わりをできるだけ減らして、プラスの関わりを増やしていくことで子どもの問題行動を止めていきましょうということです。

思春期の総決算でプラスになった子は、その後、その子の得意なもの、スポーツとか勉強を生かして社会的に健康で自立した社会人になっていきます。思春期までにマイナスになってしまったままの子、大人になっても累犯とか再犯でずっと更生できない人は、ずっとこのマイナスの関わりが社会から降り注がれてプラスに転じないです。みんながプラスを注いでいった時に更生していくのです。非行の子どもたちは、結構コミュニケーション能力が高い子が多いので、社会に出て私より稼いでいる子もいます。それは、その子が頑張ったからとか、その子が気付いたから更生していくのではなくて、周りの大人がどれだけこのプラスを注げるかどうかです。だから、その子自身の問題ではなくて、周囲の大人の関わりで、子どもはよくなることもあるし、よくならないこともありますので、できるだけみんなでこのプラスの関わりを、どういう形で注いでいくかということを、いろんな方法で支援を検討していくこと

が大事です。この上のプラスの関わりは、結局、心理とか福祉でいうところの愛着というものです。愛着は心の安心と安全のことですが、今、多分先生方が関わられている子どもたちの中でも、事件を起こして書類が来たら、発達障害だと言われていることが結構あると思いますが、私は発達障害と言われている子どものうち、かなりの割合が発達障害ではなくて、愛着障害の子どもが含まれているのではないかと思います。

愛着障害というのは、この上のプラスの関わり、愛着の形成、愛着関係が少なかったこと、足りなかつたことによって起こる障害で、愛着障害の症状は発達障害の症状とほぼ同じ症状です。粗暴になるとか、共感できないとか、見通しが立たないとか、想像力が乏しくなるとか、耳からの情報が入りにくくなるということです。今、発達障害と言われている子が受ける検査は、症状をスクリーニングするものですから、その子が愛着障害なのか発達障害なのか見分ける項目はないために、その症状に対して発達障害という診断が出てします。ですから、私はかなりの割合で愛着障害ではないかと感じています。

私たちの下へ来る子は、家庭環境でさまざまな出来事があって傷つく体験をしている子たちです。複雑性PTSDの症状になっている子は、発達障害の診断を受けていても愛着障害だと感じる子もいます。愛着を安定させていく支援を考えていくことで落ち着いていくことがあるので、お母さんたちには、「プラスの関わりが足りないことで、もしかしたら起こっているかも」という話をします。ですから、私が親御さんに提案することは、子どもには起きている間に15分、心の安定のためにスキンシップが必要だと心理学の研究実験でわかっているので、15分、とにかくスキンシップをやろうということです。でも、14歳を超えた男の子にお母さんがハグと言ってもなかなか難しいです。だから、非行の子、問題を抱えている子は、早く性のステップを踏みます。若年の妊娠や、早く結婚したりしますが、やはり愛着のスキンシップが足りてないのだと思います。性的なもので得られるものは、やはりスキンシップですから、性の問題行動に走っていきやすくなるのです。

このスキンシップを1日15分、ハンドマッサージでもいいから、バイトして疲れて帰ってくるとか、学校から疲れて帰ってきたら、足をほぐしてあげるとか、なんかでスキンシップをとにかく安定させてあげるといいと親御さんに話しています。

子どもが小さい頃であれば、しっかりとベビーマッサージを寝る前に15分しましょうと話します。すると今度はお母さんから、「実は私は抱きしめてもらったことがないし、そうやって関わってもらったことがありません」という人がとても多くいます。幼稚園・保育園でも言われて、頭ではわかっているけど、もう子どもに触られただけで鳥肌が立つとかいうお母さんもいます。私は、親だから子どもを愛して当たり前だとは思っていませんし、お母さん自身がしてもらえなかったのに、お母さんにだけやってあげようというのは、やはり酷だと思います。でも、子どもには必要なのです。そういう時には、例えば幼稚園・保育園でも学校でも私たちがいっぱいハグして、ハイタッチして、握手して、この子に必要な15分を学校でもできることを増やしていくので、「お母さん、お家で5分は頑張れる?」というように伝えます。「うち、子どもが3人いるんですよ。1日15分やったら45分かかります。その45分が私にはもうきついんです」と言われるお母さんもいます。私は、子どもが親からもらう量というのは決まっていると思います。だから、無理だからと言って注がなからしたら後でどーんと取らないといけなくなります。「お母さん、無理だからってやらないと、結局今日も仕事を休んで時間を取って、こうやって学校に来て私と面談しないといけないじゃないですか。だから、お家で注いでいれば仕事を休んで私のところに来なくてもよくて、警察署に呼ばれるとか、裁判所に行くとか、そういう時間が省けますよ」と言います。だから、子どもが満たされるようにではなくて、お母さんを支援する、お母さんを助けるためにやってみたら楽になるということを伝えていくのです。

目を合わせると、名前を呼ぶ、これも心理学の実験で子どもの心の安心と安全にとても効果があると言われています。お家で目を合わせて、名前を呼

■ 研修講演より ■

ばれた回数と心の安定が比例しているという結果が出ているので、全ての行動の前に名前を付ける。サエちゃん、ご飯、サエちゃん、お風呂、サエちゃん、寝よう、というように全ての行動に名前を付ければいいだけだと伝えます。寝る前に何も用がなくとも、サエちゃん、サエちゃんって、いっぱい名前呼んであげることで愛着が満たされて子どもの粗暴性が落ち着いていくことがあるので、「とにかく集中して3ヶ月。お母さん、頑張ってみよう」と伝えます。

福岡県には、事情を知った上で非行の子を雇ってくださる協力雇用主会があるのですが、福岡で有名な野口石油の野口社長という方は、70歳を超えて、「何々ちゃん」と言って、握手をしてハグをして、目を合わせて、ほほ笑みかけるというコミュニケーションを地でやっています。やはりこういうものを自然とコミュニケーションの中でやっている人は、子どもからの信頼を得やすいですし、関係が作りやすいと思います。家庭の中でこうしたことが増やせるようにお母さんをサポートしていく、子どもたちの安定を図っていくことが大事だと思います。なぜ子どもがその問題行動を起こしているのか、生育歴を聞く中で見立てを立てて必要なものを注いでいくということを支援としてやっていくのです。

子どもたちが大人から受けている主な関わりは、この「6大関わり」と私が呼んでいる、怒る、叱る、諭す、泣き落とす、約束をする、環境を除去するということです。子どもたちは主に6個の関わりを受けてくるのですが、最初に言ったようにこの6個というのは、それをやってはいけないということを、ありとあらゆる方法で大人が一生懸命伝えるための行動です。わからぬでやっているという子はほほいません。幼稚園、保育園、小学校の低学年の間に一過性でやってしまったとしても、大人から駄目だよと言われたら駄目なのだと学んで終わる子もたくさんいます。しかし、何度も何度も大人から関わりを受けているのに、それでも繰り返しやってしまう子に対しては、やってはいけないことなのだとということを伝えてもよくなりません。そこには、必ずしなければならない理由があるので、そのしなけれ

ばならない理由を調整してあげなければ、子どもたちの問題行動を止めることはできないのです。6個目の環境を除去するということはどういうことかというと、例えば、ここでは非行グループと一緒に行動して悪いことをするから引っ越すとか、お財布の中からお金を持っていくので、お財布を隠して寝るとか、リストカットをするからカッターナイフを取り上げるなどのことです。その子が問題行動を起こしている理由、根っここのところのケアには時間がかかるので、できない環境にすることで、子どもの問題行動を止めるという一時的なものとしては意味があるのですが、環境を除去し続けることはできません。財布が目的であれば、お母さんの財布をいくら隠して寝ても、お父さんの財布になったり、おじいちゃん、おばあちゃんになったり、きょうだいになったりします。もう日本中にいくらでも財布はあるわけで、リストカットをする子のカッターナイフをお母さんたちがいくら取り上げても、最後はお菓子のグミの袋を破った端っこでも切るのです。ですから、環境を除去し続けることはできません。そこにカッターナイフがあっても、取らない、切らない子にしてあげなければ意味がないので、この環境を除去するというのは、一時的にケアがきちんとされているのであれば意味がありますが、環境を除去して安心している子というのは全然よくならないのです。例を挙げると、盗みはとてもわかりやすいサインですし、盗みは割と早い時期から出やすい子どもの問題行動です。初発型非行と言われたりしますが、盗みの相談を受けた時に必ず探していくことは、この子の寂しさは何だろうということです。寂しいと心にぽっかりと穴が開いています。本来この穴を埋めるのは、家族の関わりや愛情です。しかし、さまざまな家庭の事情によって、この家族の関わりや愛情で心の穴が埋まらない子は、開いたままでは生きていいくことができないので、自力でこの心の穴を埋めようとなります。この心の穴を埋めるのに格好の代償物になるのが、物やお金です。例えば今日、「皆さん、研修お疲れさまでした」と5万円ずつ、通帳に振り込まれるとなったら、心が元気になりませんか。この研修頑張ろうと思います。そうやって物やお金は、

人の心に元気を与える効果があるのです。家族の関わりや人との関わりで心が満たされていれば、心は元気になるので、物を取る必要はありませんが、家族の関わりや人の関わりで心の穴が埋まらない子は、開いたままでは元気がない、生きていけないので、どうにかして自力で自分の心を元気にするために物やお金を取るのです。でも、物やお金を取って元気や、多幸感が得られるのですが、それは本物の愛情ではないので、時間の経過とともに流れ落ちていってしまいます。また聞くから、また取らないといけない。クレプトマニアと言われていますが、繰り返し繰り返し取ってしまう人というのはこの穴が埋まってないので、取れないようにいろいろ環境を除去しなければなりません。怒って叱って約束しても、止まらないのです。この開いている穴をどうやって埋めていくかを考えていかないと止められないのです。

ある高校2年生の男の子が家出中に盗みをして警察署に連れて来られました。家出人の捜索願が出ていた子で、警察官が一生懸命本人から話を聞いて、「家出人の捜索願が出ていたから家庭に連絡するよ」と言葉と、「家に帰りたくない」とこの子は言いました。なぜ帰りたくないのか事情を聞くと、お父さんから鉄パイプのようなもので思いっきり体中に痣ができるぐらい叩かれたり、正座を4時間ぐらい、お父さんの説教が4時間ぐらいエンドレスで続いて、足がしびれてちょっとでも動いたら余計怒って長くなる、だから家出をしてお腹が空いて万引きをしてしまったということでした。確かに盗みは駄目なことですが、盗みをしなければならない家庭の事情が必ずあります。多分皆さん今まで会ってきた子たちの中にも、非行をしたけれど、かなり家庭で苦しい思いをしていたお子さんがいると思います。

加害者の被害性ということも言われていますが、被害体験がたくさん積み重なって、最後に加害する立場になる場合があります。この子は、警察に捜索願が出ていたので家庭に連絡して帰ったのですが、その時点で痣はありませんでした。もう小さい頃から叩かれてきたので、その時にはどうすることもで

きないということと、本人は、児童相談所に行くことは拒否でした。なぜかと言えば、中学校の頃から、何度も中学校が児童相談所に通告していたのです。そうすると、児相が学校に来て本人と話をします。親からも話を聞きたいと児相から言われて、児相がお父さんから話を聞くとお父さんは、「この子が悪いことをしているからやっているんだ」と、暴力を正当化します。最後に児相からは、いつもお父さんと同席して被害確認をされる、「この子はこう言っていますがどうですか」とお父さんが聞かれる。そうすると、お父さんに叩かれると言えばもっとほこほこにされるから、お父さんの前では「いや、嘘です」と言って家庭引き取りになるということが、中学校の頃から繰り返されていたようです。学校では、叩かれているということを児相に連絡すると、嘘だったということになるはどうしてだろうという感じです。まさかお父さんと同席で本人の被害を確認しているとは誰も思ってなかつたので、この子は嘘つき中学生のようになっていたらしいのです。高校で定時制高校に進学した時に、高校の先生が、家が辛いから家出をして逃げていた、だからこの子を支援しないといけないと思うという連絡を受けて、私が会いに行きました。私は、そんな家で我慢して生活するなんておかしいから、児相に行こうと何度も言いましたが、「児相には絶対に行かない」と言い張りました。お父さんの前で被害確認をされて、「どうせ俺は言えない。なかつたことにされる、それは無理だ」と言うのです。だから、お父さんの前で言い分の確認をしないということを児相に約束してもらうから、児相に行こうと説得しました。事前に児相に確認したら、ケースワーカーは変わっていましたが、確かにお父さんの前で被害確認していました。誰が犯人の前で、「この人がやりました」と直接言えるのか、まして子どもが絶対的な関係の中で開示できるわけがないということを理解してもらい、被害確認は絶対にしないということと、お父さんには絶対に会わせないことを約束して一時保護となりました。前回の保護の時も、中学校からの通告で保護の時も、お父さんが児相の執務室のケースワーカーたちの机を土足で暴れ回って歩き回ったと

いう記録が残っていました。土足で児相の事務所の中、机の上を歩き回るような父親の下に、なぜ帰したのかということも疑問でしたが、本人が帰りたいと最後は言ったとかいう話になっていました。本人が会いたくないと言ったら絶対会わせないからということを約束しました。その後、家庭に連絡を入れると、尊のお父さんが来るぞと構えて待っていたら、30分後ぐらいには廊下から声が聞こえてきたので来たとわかりました。幸いサポートセンターには、私たち専門職の他にも私たちと組んで支援をする警察官が3人配置されているのですが、「おらー、うちの子どもはどこだー」と近づいてくる声を聞いたら、さすがの私も恐怖を感じました。私が保護してきたのだから、お父さんと対峙して説明しないといけないと心の準備をするのですが、足がすくみました。すると、警察官が前に出てくれて、ドアの前でお父さんと警察官が顔を近づけて睨み合っていましたが、そこから夜中の2時までお父さんは子どもを返してくれるまで帰らないと言って大暴れしていました。こちらはみんなで、子どもとは会わせられない、帰せないとずっとお父さんと押し問答して、結局お父さんに帰ってもらって、守り切れて保護できました。そして私は、子どもに会いに行って、「今、お父さんは帰ったよ」と夜中の2時に行くと、子どもはお父さんと会わされるんじゃないかというのが怖くて2時まで眠れずに一人で待っていました。「もう帰ったから安心して寝ていいよ」と言うと、やつと安心して眠りにつきました。

その後、この子は「絶対に家には帰りたくない」と言っていたので、児童福祉法第28条の申立も検討したのですが、お父さんは家に帰ってこないなら学校をやめさせる、修学旅行は行かせないと言っていたため弁護士と相談し、この子自身を申立人に親権停止を申立て、継父だったので離縁して、本人の契約で自立援助ホームに入所しました。

この子は、今までに盗みを何度もしてきても、大人は、「もう盗んだらいけないよ」という指導をしたり、この子も悪いという考え方を持ちます。しかし、そもそも盗んでいるということは、家庭に何かあるということですから家を改善しないといけない何かが

あるということです。この子は援助ホームに入ってから、自分も子どもを助けられる大人になりたいと福祉の大学に行っています。

子どもの問題行動だけを見るのではなくて、その家庭の中に子どもが困っている、支援しなければならない問題が必ずありますから、問題行動を起こした時というのは、その家庭に介入していく大きなチャンスなのです。基本は、先ほどの表のように保護者にわかってもらえるようにアプローチしていくことが初期段階です。まずは、子どもが一番わかつてほしい人にわかってもらえるように支援していくのですが、それでもわからない親もいます。頑張っても伝わらない親だと判断すれば、子どもを家庭から自立させていくための支援、子どもを守る支援に切り替えることになります。

私は、もともとは児童福祉のフィールドベースの人間で、たまたま入った所が警察で、司法とか、非行、犯罪ベースの人たちと一緒に仕事をするようになって感じることは、非行も児童福祉問題だということです。ですが、非行になると司法に移ったから児童福祉はもう終わり、保護観察所、家庭裁判所や保護司さんとに分断が生まれているということを感じますが、実はつながっているのです。私は、非行で保護観察所が加わってきたり、家庭裁判所が加わっても、児相の支援、児童福祉の支援は続いていると思っていて、だから一緒にやっていくというイメージがとても大事ですが、日本は比較的、ケース引き継ぎのイメージが強く、非行の支援と児童福祉の支援が分断されているので、ここをつなぐ人が必要だと思います。私は児童福祉のベースで司法に入ったことで、そのインターフェースになれるのですが、弁護士の先生たちも、もともとは司法がベースです。児相弁護士だから、逆の視点からのインターフェース、児童福祉と機関をつないでいって、一緒にやるということを伝えていける、どちらにも伝えていけるインターフェースになれる存在だと思います。一時的にはいろいろな司法手続きがあると思いますが、最終的には支援につなぐという視点がないと、なかなか子どもの再犯を止めていくことは難しいと思います。

家庭環境を調整した後、子どもに行なうことは認知行動療法で、少年院や保護観察でも認知行動療法プログラムによって、やめていく方法を子どもたちに伝えていきます。きちんとやるべきこと、治療的なことをやっていかないと、非行は止められないということを、いろいろな大人と共有していくことが大事だと思います。

私は、全ての問題行動にメッセージがあって、例えば暴走だと、ブンブンブンという音は、「俺はここにいるよ」ということを気付いてもらうための行動で、見てもらうことが足りていないのだなと思います。「俺はここにいるよ」とみんなに伝えていっているのだなと思いながら聞いていると、ある時にそのバイクの音で子どもの気持ちがわかるようになってきたと職場で言ったら、「とうとうおかしくなったんじゃないかな」と言われたりしました。バリバリバリバリと走っている時は、今日は何か嫌なことあったんだとか、ブンブンブンと楽しそうに走っている時もあります。あの子たちは、そうやってメッセージを発しているのです。

よく県警が取り締まりを行います。暴走取締月間とか、暴走を撲滅させるポスターを募ることもしますが、私はいつも交通課の人に、本当にやめさせようと思っているとは思えないと言っていました。やめさせたいのなら、走るところは決まっているのだから検問をするのではなくて、テントを4張りぐらい張って、ここはおでん、ここにラーメン、ここにUNO、ここにトランプというようにして、ブンブンブンと来たら、「おいでおいで」と言って、ラーメンを食べさせて、おでんを食べさせて、UNOをやって、トランプもやって、話を聞いたら、帰りはみんながバイクを押して帰ります。取り締まりや、排除、検挙では止められないと私は思っていて、その子たちが何を理由にその行動を取っているのか、そこにフィットした支援をしていかないといいくら怒って厳しくわからせようと思ってもとまらないと思います。だから、少年院とか鑑別所に親が面会に行く時に、「ここでわからないと、また再犯して、またここに入らなければならなくなる」とか、「少年院に行って家に帰れなくなる」となどと脅すことを

聞きますが、それではよくならないのです。たくさんその子の見てほしい、構ってほしい、愛してほしいというそこにフィットしていかないと止められないので、暴走している子は、「お母さん、見てもらいたい足りてないよ」と言って、見てあげよう、話を聞いてあげようとしていくと、暴走する必要がなくなってくるのです。

薬物を使う子は、ごまかしたい何かがあるのです。忘れない、考えたくない何かがあるのです。だから、どうしてこの子が薬物を使わないといけないのかということを考えあげないといけません。「自分に1カ所でも、その人の前だったら素直に泣いて笑って悲しめる、そんな人がいれば自分は薬物を使わなかつたかもしれない」と言ってくれた子がいます。薬物を使う子には、その人が本当に素直に自分の話ができる人をたくさん作っていくことをしないと、止められないのです。薬物乱用防止のプログラムというのは、薬物を使ったってことを正直に言えたことを褒める、評価するプログラムになっていましたから、薬物を使ってしまったと言える人を、どれだけその子の周りに付けるかということが、薬物をやめさせていくための方法なのです。駄目だよ、駄目だよって言う大人を、いくら何人その子の周りに付けてもよくなりません。だから、「薬物を使ったと、よく正直に言えたね」という人を支援チームにしていくことが大切なのです。

私は、非行の子は、どちらかというと足りなくて問題行動を起こしていて、ひきこもりの子は、どちらかというと過期待とか、過保護、過干渉で、もう根腐れてしまった子、疲れてしまった子だと考えています。普通、支援とは施すことが多いので、それは得意なのですが、ひきこもりの子の支援というのは乾かさないといけないです。ですから、余分なものをさせない支援、お母さんたちに余分なことをさせない支援をしていかないといけないので、そういう意味では、支援というと何かしてあげたくなるので難しさがあるのです。

それから、ひきこもりの子の支援のケース会議で多いことは、ひきこもりと家庭内暴力は大体セットになっているので、多くのひきこもりの子のケース

会議では、行くことで刺激になって、その後の暴力を誘引する可能性があるから見守っていくといった支援方針が多く見られます。でも私は、この見守りの支援ということはただの放置ですから、拒否されながらも、しっかりと入っていくことが大事だと思います。

私が今まで行ってきた支援で、アウトリーチとしてどのようなことを行ってきたかというと、出産に立ち会ったり、非行の子の入れ墨を消すのを手伝ったりしてきました。山登りの写真はひきこもりの子です。私がその子の部屋の前に行くと、この子は開けて大丈夫という感じの子と、絶対開けられないなという子がいます。どこが判断基準かと聞かれると、いつも感覚でやっているから説明はできないのですが、この子は開けることができました。部屋の中に死んだハトとかヘビをビニール袋に入れていて、家族は殺して連れてきたのか、死んだものを拾っているのかわからないと言っていました。私たちの分野では、小動物虐待は重大事件の前兆行動だったと後からわかることが結構あるので、死んだハト、ヘビが家にあると聞くと、お母さんに人を殺したいと仄めかしたりすることがあると言っていて、とても心配だという話になりました。この子のケースも、行くことで刺激になって、暴力を引き起こしたりしたら危ないから見守りすることになりましたが、見守りはただの放置だから、行ってみて、この子の拒否の反応を見て、拒否の反応を見なければわかりませんし、よくなる可能性もあるわけだから、そのよくなる可能性も捨てないように支援方針を立てていかないといけません。そして、私は行きました。この子のところに行って、「お母さんから話を聞いたよ。人を殺したいって言っているって聞いたけど」と言うと、この子は私が部屋に入っていくと毛布をかぶって隠れましたが、その毛布の中からくりっとした目が見えて、それがモモンガのように見えたので、かわいい子だなと思って「かわいい」と言うと、この子が話してくれたのは、「自分は、毎朝みんなが学校に行っているのを窓から見る、昼夜逆転していて、窓から見て、みんなが学校行って、みんなが当たり前にできていることが僕にはできない。僕が

生きている意味はなんだろうと思った時に、みんながやっていることができない僕は、生きている意味を持つためには、みんなができないことをやるしかないって思った。だから、みんなにできないことは人を殺すことだから、僕は人を殺さないと生きている意味がないって思っているんだ」という話をしてくれました。そんなこと思っちゃいけないとか、そんなことないって言いたくなりますが、私は、自分もし同じ状況になったら、そうなるかもしれないと思ったので、「それは自然なことかもしれない」と言いました。そうなるよって、誰でもそうなるよと。自分が、みんなができることができてない、じゃあ、自分にできることは何だろうと思った時に、やはりそういうことをするしか自分の生きている意味はない、悪いことをするしか自分の存在価値を表せないと思うことはあるよと。私は、お母さんたちにも、この子にそんなこと考えちゃいけないとか、そんなことないと言うことは、この子を否定することになるから、なるなるって、みんなで、その殺したい気持ちをたくさん言わせよう、共有しようと言いました。「殺したい、殺したいよ」、「そうなんだ。そうだね、なるよね、なるよね」と言いながら、2～3年間、児相の人、心理士さん、ケースワーカーと、みんなで順番に家庭訪問しました、毎回みんなで行くと人的負担も大きいので、チームで3週間に1回の家庭訪問をしていると、3年目ぐらいにこの子が山登りに行きたいとか言い出しました。私は全然体育会系ではないので、山登りなど1ミリもしたくはなかったのですが、この子がしたいと言うので、児相の心理士さんと、まだ小さかった私の子どもも行くと言ったので、ひきこもりの子が部屋から出て山に登りたいと言ったら行くしかないとみんなと一緒に山登りに行きました。

私たち現場の人間は、いろいろなツールを使いながら子どもたちの支援をしているので、ここにいろいろ写真を入れています。真ん中の写真で、洗濯機を運んでいる写真があるのですが、非行の子の支援で、最後の大きな山場というのは就労支援です。就労していることが、再犯率にかなり影響することがわかっているのですが、国は就労支援、就労支援と

言いますが、この就労支援はとても難しいものです。先ほども話した野口石油という所に就職した女の子がいました。初出勤の日の朝、野口石油から私あてに「来ていません」という電話がありました。前日には、「明日頑張ってね」と言うと、「頑張ります」と言っていたのに、電話をしても出ません。家に行ってみると、眠気まなこで、「緊張して疲れなかった、朝方寝て起きられなかった」ということでした。今から支度して行こうと言って、なんとか数時間働いて終わって帰った頃に、「どうだった」と電話をすると、「楽しかった、すごくいい職場だった」と言います。「よかったです、明日も行けそう?」と聞くと「明日は行けるよ、楽しかったから頑張る」と言っていましたが、翌朝、また野口石油から電話があつて「来ていない」と言われました。また家に行くと、前日に着たつなぎが部屋に干されていて、ぼたぼたとしづくが垂れています。「これ、どうしたの」と聞くと、親の反対を押し切って一人暮らしを始めたばかりで洗濯機がないから、昨日着た制服をお風呂で洗って手で絞ったけど絞り切れなくて乾かなかった、だから行けないということで出勤できなかったのでした。

就労支援するなら洗濯機も要るとなって、連携先のリサイクルショップの社長に電話して、今一番安く手に入る洗濯機は幾らですかと聞いて3,000円で買って、3階まで警察官たちに運んでもらって、この警察官は電気工事の資格を持っていますから、古いアパートの壊れたコンセントを直して洗濯機を設置してもらいました。

人によっては、なぜ警察官が洗濯機を設置しなければならないのかと思う人もいると思います。支援とは、きちんとした仕事の枠がないので、どこまでが仕事でどこまでがサービスなのか、その境界線がとても曖昧です。しかし、幸い私が一緒に働いてきた仲間たちは、私が要る、大事だと言ったことには一緒に応援してくれました。こうやって生活の細部まで整えていかなければ、立ち直りとか更生はとても難しいですし、いろいろな幅広い、きめ細やかな支援を組み合わせていくことで、子どもたちが回復していくということが非行の支援なのではないかと

思います。

このようなことをやりながら支援をしてきたという私の実践のお話はここまでにしたいと思います。

講義「共感的理解から始まる母子支援」

中 島 尚 美

(大阪公立大学 (現) 関西学院大学)

2024年度 母子生活支援施設指導者研修講演をまとめたものです。

I はじめに

私は現在、大学で社会福祉士養成課程に携わっています。ソーシャルワーク実習では、母子生活支援施設で多くの学生がお世話になり、貴重な学びの機会をいただいている。また、私個人の「母子」とのつながりは、私がリハビリテーション病院で医療ソーシャルワーカーとして働き始めた頃にさかのぼります。そこで「母子入院」に出会いました。生まれて間もない赤ちゃんに障がいが見つかり、訓練のための入院に母親が寝泊まりで付き添っておられたのです。出産後、数か月しか経っていない母親とその家族が、危機的な状況に直面し、家族の関係性や形が大きく変化していく姿を目の当たりにしました。私は支援者として一体何ができるのか、という無力感に近いものを抱くこともしばしばありました。

しかし、その後、実習やスーパービジョンという形で、母子生活支援施設に関わらせていただくようになり、利用者の方々が抱えておられる課題は異なるにしても、その方の人生に起こった危機的状況に、一緒に向き合っておられる支援者の真摯な姿勢に、私自身が救われる思いがしました。

ここでは、共感しながらどう支えるのか、どう寄り添うのか、目の前の人何が支援として届くのかを、さらに深く考える時間にしたいと思います。

II 共感的理解につながる支援のポイント

母子生活支援施設では、様々な背景や傷つきを抱えている母子が少なくありません。そのような母子

が安心して生活できるよう、母子の個々のニーズに配慮しながら、母子の“声”との対話の積み重ねが大切です。この講義と演習では母子支援の基盤となる「共感的理解」を学ぶことを目指します。

皆さんは日々の支援のなかで、ここに示された「母子の“声”」をどのように捉えておられるでしょうか。私はある実習生の実習計画書に「子どもの声なき声を捉える」と書かれていたことを思い出しました。言葉として発せられたものよりも、なかなか言葉で表現できない心の言葉を捉えていきたいという意味でした。表面化されたもののみならず、潜在的にあるものも捉えていくことが共感の手がかりになるのだと思います。

また、共感するには、利用者を理解することが前提となります。さらに利用者を理解するには、自らを理解しておく必要があります。人が人を支援するなかで、感情が揺さぶられることが多いです。その揺さぶられていることを自覚しているか、という自己覚知が支援者として重要になってくるのだと思います。

しかし、そう簡単に自己覚知ができるわけではありません。なかなか利用者と向き合うことが難しい場合は、自分自身のみならず利用者である相手も傷ついてしまうことを意識する必要があります。場合によっては担当者を交代することも必要だと思います。ここで発揮されるのがサポートし合えるチーム力です。また、支援者として最初から完璧な方はおられません。自らをコントロールできるようになるまでにトレーニングを積む必要があるということを、これも自覚しておく必要があります。

そして、日々の実践は人との関係性を中心に据えたソーシャルワークであり、母と子の家族全体を支援するファミリーソーシャルワークであるからこそ、自らのことのみならず自らの家族との関係性についても、自分なりに理解しておくことが求められるということです。そのような支援者としての向き合い方を整えておくことも共感にとっては大変重要なポイントです。

母子生活支援施設は、言うまでもなく24時間施設であり、生活実態の中に「母子の“声”」が飛び交っている施設です。そこでやりとりされる日常会話の「おはようございます」「おかえり！」といった簡単な挨拶でさえ、立派な生活場面面接であり援助的コミュニケーションと捉えられます。例えば、利用者の母親が仕事に行かれるときに「いってらっしゃい」と声かけする場面では、部屋の鍵を事務所内で預かるときに窓越しに挨拶するのがよいのか、事務所から出て母親の傍に行って、「寒いから気を付けて」「上着もここで着ていかれたら」「雨降るみたいね、傘あります?」というところまで寄り添った方がよいのか。このような声かけ一つにおいても、支援経過を捉えて、言葉かけの意味をアセスメントした上で意図した声かけをされていることになります。そしてそこでの反応を受けとめて次に活かしていくことや、言語的、非言語的両方含めて意図したコミュニケーションを積み重ねていくことが共感的理解につながります。

III 母子生活支援施設の基本的支援の視点

共感的理解を捉るために、まずは母子生活支援施設における基本的な「支援の視点」を共有しておきたいと思います。ここで示す視点以外にも支援の視点は数多くありますが、ここでは特にソーシャルワークの「関係性」に焦点化しています。

1 パーマネンシーの視点

「パーマネンシー」という用語は、既にご存じのように2017年に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」のなかで繰り返し使われていました。

そこでは「永続的な解決」と解釈されていましたが、ここでは以下に示す畠山（2023）の定義を取り上げたいと思います。

子どもがこれからずっと続くと感じられる、将来の見通しを持った育ちの保障である。子どもが自分に対してコミットしてくれないと感じられる存在であり、そこに所属していると感じられ、いつでも戻れる場所であり、いつでも頼ることができると信頼できる1人以上の人とのつながりである。それは周りの大人ではなく、子ども自身が定義するものであり、社会的・制度的に認められたものである。それはすべての子どもに対して社会が保障すべきものである。

子どもは成長するという課題を持ち続けている存在ですが、その育ちを永続的に保障していくことがパーマネンシーと言えます。ここで注目すべきは「子どもが感じられる」「子ども自身が定義する」といったように主語が子どもであり、子どもが主体であるということです。すなわち、子どもが育ちの保障を自ら獲得できていると実感が必要だということです。大人が一方的に与えるものではないということです。

母子生活支援施設の環境はどうでしょうか。子どもが身近にずっと続くと感じられる育ちを保障してくれる存在としての母親がありますが、母親との関係性が不安定だったり、毎日の生活を回すことに精いっぱいで将来の見通しまでてる余裕のある家庭は多くありません。そこを補っていけるのが「1人以上の人」としての施設職員の皆さんとのつながりになるのだと思います。私は母子生活支援施設を訪問しているときに、子どもたちが学校から帰ってくる場面に遭遇することがあります。職員の方々が「おかえり」と1人ずつに声かけされている様子に、安心感を覚えます。誰かが迎えてくれる環境があることは、子どもたちにとってかけがえのない心の栄養になります。だからこそ、子どもたちも本音で話をしやすくなるのではないかと思うのです。

パーマネンシーの定義で「子ども」が主語であることを強調しましたが、皆さんのケース記録の中に、

■ 研修講演より ■

子どもが主語で書かれている箇所がどれだけあるでしょうか。また、子どもが話した言葉をそのままかぎ括弧（「・・・」）で書かれているでしょうか。子どもたちの口癖は記載されているでしょうか。

子どもがどのような場面でどのような表情でどんな言葉を発したのかは、子どもの状態や母子関係、きょうだい関係、友人関係、保育所や学校での様子を知る手掛かりになる重要なアセスメント情報です。そして、私たち支援者が、それを切り取ることで、「なぜそのような言葉を発したのか」を考える機会につながります。共感する前に「なぜ？」という問い合わせをたてるのも大切です。

より具体的に母子生活支援施設の支援における重要な視点としてのパーマネンシー保障は、次の5点に集約することができると考えています。

- ① 子どもと母親を分離しない家族維持のための支援
- ② 子どもと母親との関係性に着眼した再構築支援
- ③ 産前・産後における母親と子どものいのちを保障する支援
- ④ 子どもの育ちにおける安心・安全の基地を提供する支援
- ⑤ アフターケアによる子どもと家庭への切れ目のない支援

「家族維持」「再構築」「命の保障」「安心・安全の基地」「アフターケア」といった入所期間中のみならず、子どもが生まれる前から、子どもの命・存在を認め、子どもが育つ環境を退所後も保障しつづけていくことができる施設であると捉えることができます。

2 アタッチメントの視点

2つ目の視点は「アタッチメント」です。ここでは「安全感の輪（Circle of Security）^注」の図が解りやすいので、活用させていただきました。安全感の輪の根っこである「安心の基地・安全な避難所」に養育者である母親とともになるような支援をしていく必要があるということです。施設そのものがアタッチメントの基地として機能しているのかということでもあります。これは全国母子生活支援施設

協議会の倫理綱領にある「母と子の権利擁護」につながる概念とも捉えることができます。

子どもは「安心できる基地」があるからこそ、様々な探索行動に出向いていくことができます。様々な冒険や挑戦を行っていくのは心の支えがあるからです。だから子どもは養育者に「いろんなことするから見ていてね」「見守っていてね」「大好きって見ていてね」「手伝ってね」「一緒に楽しんでね」と承認と励ましと見守り、そして一緒に楽しんで共感することを欲求します。その一方で、その探索行動がうまくいかなかったり、悲しく情けなくなった時に、「いまから行くからおいでよって待っててね」「守ってね」「慰めてね」「大好きって受けとめて」「気持ちを落ち着かせてね」と辛さや悲しみ、情けなさやくやしさに共感して無条件で受け止めてもらえる人や場を強く求めていきます。この「くっつく行動」がアタッチメントであると言われています。

私たちは成長過程でこのアタッチメントを身に着けていきます。安心して戻ることができる場所やそこで迎えてくれる養育者がいるということを同時に学習していくことで、長時間にわたって保育所や学校で過ごすことができるようになります。また、家族だけではなく、保育者や教員等にその役割を求めてることで、安定して過ごすことができるようになります。

母子生活支援施設の利用者の方々は、この安心の基地・安全な避難所を十分につくることができない不安定な養育環境のなかで子育てをしてこられた場合が多いのではないでしょうか。母と子の関係性や母親が子どもたちにとってどのような存在であるのかを観察する必要があります。母親を主たる養育者として安心の基地・安全な避難所になれるようにサポートしていくことが、子どもの育ちを保障していくことにつながります。母親にその役割を強いるのではなく、その一部でも担えるようにともに、子どもを支え受け止める存在として生活の場に居続けることが重要な支援となります。ここでは探索行動を母親とともに見守り、うまくいかなかった時にくつついてくる子どもの思いを一緒に受け止め、それを支え続けられるように母親の感情に寄り添っていく

ことが求められます。

母子生活支援施設は、その機能がアフターケアにも及ぶため、退所ですべて切れてしまうわけではありません。また、退所後に困ったことがあればSOSを発信できる先でもあります。長いお付き合いになるケースも多いのではないかでしょうか。施設の行事の納涼祭等で退所された方々が訪問されているのを拝見することもありますが、まさしく安心安全の基地に帰ってきてホッとされているような表情をお見受けします。母子生活支援施設の「実家の機能」には、アタッチメント機能が大きく作用していると考えます。そこには共感的理解があるからこそ、その機能が發揮されるのだと思います。

3 ストレングスの視点

様々な研修でこのストレンジスの視点は学んでこられたことと思います。「ソーシャルワーカーは、クライエントの欠点ではなく、できることと強みに目を向ける」ことや「あらゆる個人・グループ・家族・コミュニティはストレンジスを持っている」「あらゆる環境には資源がたくさんある」ことを理解されていることと思います。また、日々の実践において深刻な課題を抱えた利用者と向き合う中で、その人の強みを発見し、逆に励まされる経験をされたこともあります。私もある研修で「この家族が母子生活支援施設にたどり着けたこと 자체が強み」との発言に感心させられたことがあります。

また、事例検討の場では「この家庭は生活リズムが整っているんです」「金銭管理はしっかりとされて貯金も少しずつ増やしておられます」と家族の様子をお聴きすることができます。どうしても課題の深刻さに目を向けてしまうなかで、今できている部分に焦点化していくことの重要性を実感しています。強みは強みを生み出すからです。特に子どもは得意なことを自他ともに認められるようになると著しく成長していきます。共感と承認のポイントはある意味同じなのかもしれません。

個別のケースのなかでストレンジスは比較的見出しやすいのかもしれません、コミュニティ（地域）の強みはどうでしょうか。ご自身の勤務されている

施設のコミュニティや皆さんご自身が住まれているコミュニティの強みをすぐに書きだすことができますか。逆に地域の方々は、自分が住んでいるコミュニティに母子生活支援施設があることを地域の強みとして捉えておられるでしょうか。

ある母子生活支援施設でお世話になっている実習生が、夏休みに子どもたちと近くの公園に遊びに行った様子を報告してくれました。必ず公園にいく時は手袋・ビニール袋・トンゲを持っていくのだろうで、思い切り遊んだ後に、子どもたちは当たり前のように、公園と帰ってくる道のごみ拾いをするのだそうです。それも拾ったものを分別してビニール袋に入れるそうで、その手際のよさに驚いていました。子どもたちは、ごみの分別や気持ちよく遊びにいける場所を大切にする、ということを自然に学んでいたのだと思いました。また自分自身も地域の一員であることを自覚していく機会になっているのだと思います。この話には続きがあって、その帰り道に地域の方から「いつもありがとうございます！」と声をかけられたそうです。子どもたちは照れながらも「どういたしまして」と応えていたそうです。いつも見守ってくださる地域の方々との共感的なコミュニケーションはこうして生まれるかもしれません。

母子生活支援施設の利用者の方々は、施設の近くに退所後に住まれる場合が多い傾向にあります。子どもの校区ができるだけ同じところがよいと思われたり、何かあれば施設に頼れる距離を考えてのことだと思います。すなわち、利用者にとって地域の公園は将来の自宅の近くの公園になる可能性が高いということになります。地域のなかであらゆる資源とつながっていることを意識しながら自分の存在を根付かせていくことの重要性をこの公園の一コマから学ばせていただきました。コミュニティの強みはこうして創造していくこともできるのだと思います。それが利用者の将来に大きくつながっていくということをもっと意識していく必要があるように思います。

4 家族システムの視点

母子生活支援施設の支援は子どもへの支援、母親への支援、家族全体への支援といったように多角的

■ 研修講演より ■

な支援がチーム力で支えられています。そこで必要になってくるのが家族をシステムとして捉える視点です。

岩間 (2012) はソーシャルワーク実践における「家族システム」について次のように示しています。

家族システムの視点

○ 本人にとって家族がプラスにもマイナスにも強く作用する
○ 家族が「システム」として機能する
○ 家族には今に至る歴史がある
○ 家族の形とメンバーの役割がつねに変化する

システム理論を背景としたアプローチの視点
①もっとも働きかけやすいところからアプローチをする
②連鎖的な悪循環を断ち切る
③間接的アプローチの視点とチーム対応が求められる

岩間伸之『地域福祉援助をつかむ』第1部2012より



家族には力動（ダイナミックス）が働いていて、プラスにもマイナスにも強く作用するということは、日々の実践でよく経験されていることだと思います。例えば、母親の体調がよいと子どもも調子よく学校に登校できていたり、子どもが学校に行き渋りをするときは母親の体調が不安定で家族全員が寝不足だったり、食事が十分にとれていないこと等があります。できるだけ悪循環が生じないように支援の介入ポイントを検討していくことが重要になってきます。

母子生活支援施設に入所される方々は、あるシステムから離れ、新たな家族システムを築かれる場合がほとんどだと思います。家族システムの中に暴力や極度のコントロールが存在した場合には、離れることにエネルギーを費やしてしまい、なかなか新たなシステムをつくることが難しい場合があります。ここに書かれているように「家族には今に至る歴史」があって、その歴史を無かったことにするわけにはいかない状況下にあるのだと思います。

力動という意味では、急に母親が子どもたちをコントロールし始めたり、面前DV下にあった子どもが父親そっくりの支配的な言動を発したり、子どもが急に甘えてきたり、我がままになったりという現象が起こることはよくあります。新たなシステムに移る、または築くことは困難がつきものです。ここに皆さんの支援が必要とされます。母親と子どもと

の新たな「ひとり親システム」をどのように築くのか、そのプロセスに寄り添うことが求められます。母親自身の育ちのなかで、必ずしも家族システムが有効に働いていた経験をもたれている方ばかりではありません。家族や家庭のイメージを持てない方もおられます。家族としてのイメージを母親と子どもが描けるように具体的に考えていく支援が求められます。

家族システムへの介入は大変難しく、どこから関わればよいのかと考えてしまわれることも多いかと思います。家族間の連帯意識が大変強い場合もあります。システム理論を背景としたアプローチとしては、もっとも働きかけやすいところから介入すると言われています。母親に直接関われなくても、比較的に話ができる子どもに関わることで、一緒に居室まで行くことや、内線がとられない場合でも手紙や書類を子どもに託すこともできます。また、母子生活支援施設の支援のなかで、大きな役割は連鎖的な悪循環を断ち切ることだと考えます。特に子どもの育ちに直結する衛生面や食事、睡眠においては、ごみ屋敷化や昼夜逆転、おやつ中心の不十分な食事等の連鎖的な悪化は防止する必要があります。これは、児童福祉施設として、子どもの育つ権利を保障していく使命があるからです。

システムへの直接的な介入は難しい場合もありますが、間接的に働きかけることも有効です。例えば食事に課題がある場合は、子どもは学校の給食や保育所での食事をしっかりと保障していくように周囲の社会資源とともに課題解決を図っていくことも有効だと思われます。ごみ屋敷化は子どもたちの「当たり前」になってしまわないようにすることが求められます。入浴や洗濯等との関連も含めて、子どもの育つ環境として整えていくように、子どもにも少しづつ自らの整理整頓ができるようにサポートしていく場合もあります。子どもが過大な家事負担をするヤングケアラーを創り出すのではなく、子ども自身が生きていく力を備えられるように自分のことは自分でしていくように代替的に教えていくことも重要な支援となります。その場合には、母親にも子どもにも周囲の社会資源の担当者にも、なぜこの

ような支援をするのかを、支援者として説明する責任を伴います。

5 バウンダリーの視点

バウンダリーとは「境界線」を意味します。いかなる権利侵害をも許さず母と子の権利擁護を倫理綱領に掲げている母子生活支援施設では必要不可欠な支援の視点です。日々の実践においては、支援の基盤として意識されていることと思います。対人援助といわれるソーシャルワーク実践において、援助者としての自他境界線は、相手を傷つけない、自分を守るという意味でも健全性を担保することにつながります。

バウンダリーには、パーソナルスペースや触れられたくない、距離を保ちたいなどの「物理的」なもの、自分の感情と他人の感情を区別することや感情に流されないなどの「感情的」なもの、自分の時間を確保する、無理な約束をしないなどの「時間的」なもの、自分の考え方や価値観を大切にすることや他人の意見に左右されないなどの「精神的」なものなどがあります。先に触れた自己覚知の内容と重なってきます。例えば、日々の実践においては、母親が急に話がしたいと面談を希望されることがあると思います。しかし担当者が時間を十分にとることができないときもあります。そのような場合は、緊急性を鑑みながら、「話を聞くのは誰でもよいのか、担当者でないと話せない内容なのか」「面談の時間を〇日の◇時間なら確保できるが…」と伝える等の対応をしていくことで、利用者のバウンダリー意識を促し、支援者の自他境界線を護ることにもつながると考えます。

また、この視点を大切にしなければならない理由は、母子生活支援施設に入所される方々は、このバウンダリーが曖昧な状態でおられる方が多い傾向にあるからです。それは権力や暴力の支配下という極度にバウンダリーが欠けた環境で生活を送ってこられた方が多いからです。子どもたちも育ちのなかで面前DV等、バウンダリーの欠如した関係性を両親や親子関係の中で目の当たりにして育ってきています。「今の生活ができるのは誰のお陰だ、自分だけ

では生きられないだろ、言うことだけ聞いてそのとおりにやっていたらいいんだ」といった極度のコントロールが家族の規範となってしまっている場合もあります。被虐待経験のある子どもは支援者との距離感がわからず、近すぎたり避けたりと、極端な行動に出る場合があります。子どもの心身の育ちをアセスメントしていくなかで、このバウンダリーの視点は要となります。また、子どもたちが成長過程において、バウンダリーを学んでいく必要があります。自分を護り他者との関係性を築くにあたっての必要不可欠な学習といえます。

母子生活支援施設では、子どもたちへの性教育プログラム等で、バウンダリーの学びをする機会をもたれていることが多いと思います。親子であっても、家庭内のことであっても、バウンダリーを越えることは権利侵害にあたるということ、家族1人ひとりの権利が護られるべきであるということを、母と子が日々の生活で実感できることが重要です。母親にも同じようにバウンダリーについて学ぶプログラムを受ける機会が増えていくことを願います。

IV 包括的アセスメント

1 アセスメントの意味

今まで述べてきました様々な支援の視点で捉えられた情報をどのように包括的にアセスメントしていくかが重要になります。共感的理義には、利用者の今ある状態をできるだけ正確に多様な視点から把握し、その状況を推察していくことが必要だからです。包括的アセスメントについて、増沢（2018）は「ケースに関する様々な情報を把握、整理し、症状や問題行動も含めた子どもと家族の全体像の背景にある個別的で、より本質的な問題を理解し、具体的な支援方針を立てて実践につなげていく作業」と定義しています。そして、情報の総合的な把握をし、背景にあるより本質的な課題を理解、解釈すること、そして支援方針を立てる、この一連の流れが包括的アセスメントの基本になるとしています。

支援者は、今その利用者とそれをとりまく家族がどのような状況に置かれているのかを多角的に捉え

バイオ・サイコ・ソーシャルモデルについて

バイオ・サイコ・ソーシャルモデルとは

バイオ・サイコ・ソーシャルモデルでは、患者やクライアントの置かれている困難な状況を把握するためには、厳密にはバイオ(bio)/サイコ(psycho)/ソーシャル(social)という3つの側面に分けてクライアントの状況や環境を把握する必要があるとする考え方。このモデルでは、こうしたバイオ(bio)/サイコ(psycho)/ソーシャル(social)の要因がそれぞれに独立したものではなく、相互に関連・複合的に作用しあって困難な状況をもたらしていると捉え、この3つの側面からの問題解決を図ることが望ましいとする。

■バイオ
健康状態やADL、IADLの状況、能力などが含まれる

■サイコ
心理状態や意欲、意思の強さ、嗜好、生活やサービスに関する満足度などが含まれる

■ソーシャル
家族や親族との関係、近隣関係、友人関係、住環境や就労状況、収入の状況、利用可能な社会資源などが含まれる

患者/クライアントの状況

このモデルでは、患者やクライアントの弱い部分・不利な状態のみ目を向けるのではなく、クライアントの能力や意欲、嗜好、利用可能な社会資源などのストレングスの観点も重視するところにも特徴がある。よって、クライアントの意欲を高め動機づけをする支援を大切にし、クライアント自身によるセルフケアやセルフマネジメントを可能とすることや、多様な社会資源を活用することで支援を展開していくことになる。

(参考)日本社会福祉士養成校協会「相談援助ガイドライン」平成26年

ることが必要だということです。私が事例検討のスーパービジョンに出向いている施設では、できるだけ多くの職員の方々に参加していただき、多様な視点で集められた情報を組み立てていく作業をいっしょに行っています。「情報をどのように解釈しそのように組み立ててどう見立てるのか」というアセスメントに向かうプロセスを共有することになります。それは日々の実践のなかで磨いてこられた鋭い観察力や洞察力、推察力を実践者はお持ちだからです。その力を集約することも包括的アセスメントには欠かせません。

また、利用者の状況や抱えている課題をここで示す「バイオ・サイコ・ソーシャル」という3つの側面から把握する必要があると言われています。「バイオ」には、健康状態やADL・IADLの状況、能力などが含まれ、「サイコ」には、心理状態や意欲、意思の強さ、嗜好、生活やサービスに関する満足度などが含まれ、「ソーシャル」には、家族や親族との関係、住環境や就労状況、収入の状況、利用可能な社会資源などが含まれるとされています。さらに、このモデルの特徴は、利用者の弱い部分や不利な状態のみに目を向けるのではなく、能力や意欲、嗜好、利用可能な社会資源などのストレングスの観点を重視することとされています。

このモデルから母子生活支援施設の利用者の置か

れている状況の理解を行うには、母と子の現状のアセスメントのみならず、母親が育った原家族のバイオ・サイコ・ソーシャルについて推察を行う必要がある場合もあります。その中には母親が原家族での育ちのなかで身に着けた生活様式や思考傾向等も見出せる場合があります。私たちは支援に必要な情報のみを扱う必要がありますが、時には、母親の育ち方や文化的背景、その家庭環境から連鎖していると思われる課題について理解をしていく必要があります。

それによって、利用者が今の状況について「どう感じ、どう考えるのか、何を望み、どうありたいのか」ということを紐解くことにつながる場合があるからです。

2 ニーズを捉える

先程示しましたアセスメントでは、バイオ・サイコ・ソーシャルモデルを用いて、利用者の今ある状況や課題を捉え、それに向き合うためのストレングスに着眼し、その人の可能性を探っていく作業であるという捉え方を共有しました。それには、課題すなわちニーズの捉え方から考える必要があります。

支援者はどうしても課題を入り口にして、利用者や家族を捉えてしまう傾向があります。それは当たり前のことです。支援内容によっては緊急性を伴うハイリスクも含まれている場合が多いからです。

ただ、その課題をニーズとして捉えなおす必要があると考えています。例えば「子どもを叩いてしまう」という行為はすぐにストップをかけなければならぬ介入が必要となります。その一方で「なぜ叩いてしまうのか」「どんな時に叩いてしまうのか」「子どもにはすべて同じように叩いているのか」「集中して同じ子どもばかりを叩いてしまうのか」「どんな風に叩くのか」「叩くだけではなく暴言もあるのか」「子どもは叩かれるのを避けようとするのか」「子

どもは叩かれそうになつたら逃げるのか」「叩かれているのを他のきょうだいは見ているのか」といったように様々な状況を想定して話を聞く必要があります。そして母親が支援者に伝えたということを捉えて、それは自分は叩きたくない、子どもに申し訳ないという気持ちがあるからなのではないかと考え、「母はどうしたいのか」「母はなぜ叩いてしまうのか」という本質的な話につなげることが必要です。そこに「ニーズ」があるということです。

ある母は「しかり方がわからない」「私も叩かれてきた」と話されることがあります。「褒め方がわからない」「母や父から褒められたことがなかったから」と子どもとの接し方の養育モデルがないことを訴えられる場合もあります。また、「料理を作らない」「家事ができない」というものも「料理の作り方がわからない」「家事をどうすればよいのかわからない」というように理解をすることができます。また、「事務手続きを放置してしまう、最後に丸投げする」ことは「事務手続きが苦手で最後にどうしたらよいかわからず困惑してしまう」というようにニーズとしての捉え方をしていくと、どのように関わっていけばよいかという支援の組み立てが見えてきます。

今起こっている現象についてストップをかけることと同時に「なぜそれが起こるのか?」という根本的なことを一緒に考えることが求められます。この背景を理解するプロセスは共感的理解につながっています。共感の根っこは、今起こっている現象の背景や課題の本質を捉えることです。今起こっていることは、現状把握であって、評価するものではありません。要は「どうして起こるのか?」「どうすれば変化するのか?」を共に考えることが重要なのです。

このようにニーズを捉えるニーズアセスメントは支援者間の共有、すなわちチームで捉えていくことが前提となります。どこまでがニーズでどこからがリスクなのかについても、どういう状況になれば介入するのか、支援方法はどのようにするのか、といったことを1人の担当者のみで行うのではなく、チームで共有し、チームで責任を負うことが求められま

す。例えば、体重が増えない0歳児は、その事実だけでリスクが高くなります。様々な方法を駆使して補完保育等で預かる時間を確保したり、できるだけ居室訪問を繰り返していく必要があります。ネグレクトで一時保護される可能性もあるからです。職員のみならず、養育について保健師のサポート等も考えていく必要があります。リスクの度合いを所内のみならず連携先の担当者も含めたチームとして共有しておくことが必要です。

3 共感的理解と利用者理解

ソーシャルワーク実践において、アセスメントは究極の「利用者理解」につながるものですが、アセスメントを行い支援方針を立てて実践を進めていくなかで、モニタリングをし、再アセスメントを行っていくことが求められます。人の生活は日々変化し、様々な影響を受けやすいものです。子どもは常に成長をし、変化をしていきます。発達というプロセスに合わせた支援が必要になっていくわけです。

その一方で、私たち支援者が利用者の全てを理解する必要はないということです。支援に必要な情報のみ入手していく意味をお伝えしましたが、利用者のある一部の情報のみで利用者を支援をする上で理解したと捉えておくことが必要だと考えます。ある意味、全てにその人の感じていることに共感する必要はないということです。支援者としてどの部分に共感し理解したのかを自覚しておく必要があるということです。

私たちの思考には、「ポジティブケイパビリティ」「ネガティブケイパビリティ」の大きくは二種類あるとされています。垂直思考とされるポジティブケイパビリティは、既存のルールや論理的な手法に基づく伝統的な思考スタイルと言われています。既存の知識や情報を整理し、論理的な手順に基づいて結論を導くことを重要視し、課題に対してはこれまでの知見の中からもっとも優れたものを選択し、適用して解決しようとする考え方です。一方、水平思考とされるネガティブケイパビリティは、答え(事実・根拠)を急いで見つけようとせず、わからなさ(不確かさ、不思議さ、疑惑)の中に留まっている

力、わからない状態に留まること、自分の考え方や気持ちを消すこと、他者の中に入つて共感すること、答えの出ない事態に耐える力、とされています。

すなわち、ソーシャルワーク実践におけるアセスメントは、究極の利用者理解であつて、ポジティブケイパビリティに近い思考と捉えることができますが、この講義でテーマにしてきた共感的理解决定はネガティブケイパビリティに近いものであるということです。すなわち、これらの両方が必要であるということです。

V 共感するということ

1 共感とは

ソーシャルワーク実践は「関心を示す」ことから始まると言われています。利用者、そして利用者が抱える課題に関心を示すことからソーシャルワーカーとしての関わりは始まります。そして、その関心の先にある課題とそこにある人、そしてその人が抱いている感情を捉えていきます。そこでは専門職としての感情の捉え方をします。すなわち「同情」ではなく「共感」です。

「共感」については様々な定義がされていますが、「共感」においては「感情移入」と「他者性」を意識することが重要であると考えています。あたかも利用者が抱いている感情を共有するとともに、それを扱うには客観的な視点を常に保つておくことが必要だと考えています。全く同じようには感じることができないなかで、推測や想像力を働かせていくわけです。そのプロセスにおいて、その感情に溺れてしまわないようにバランスをとりながら、客観性を保つことが共感だけではなく、その先にある「共感的理解决定」につながるのだと考えています。

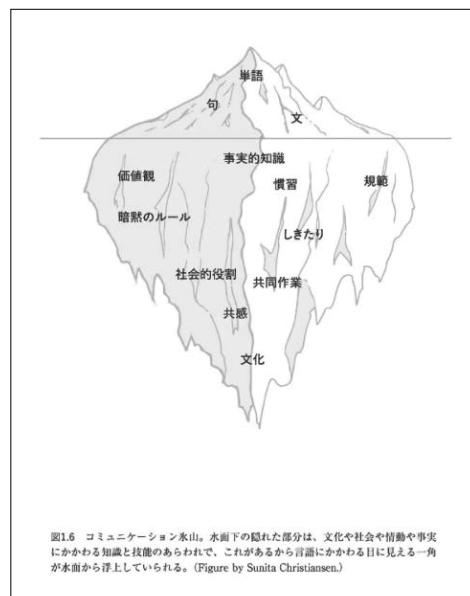
私は産前・産後母子支援事業（現 妊産婦等生活援助事業）と出産後に母子生活支援施設に入所された事例検討にスーパーバイザーとして定期的に関わっています。その中で、母親の出産までの不安だった感情を母親自身が置かれてきた環境についての情報とともに、支援者の方々と理解し共感していくことをしています。また、出産後は母親と子どもの間

に生まれる情緒的なやり取りに焦点化して共感的理解决定をしようとしています。その一方で、母親がSNSを通じて新しいパートナーを探しておられるという情報について、どのように取り扱うのかを迷うことがあります。先に取り上げた「ネガティブケイパビリティ」につながるのだと思います。全ての情報に共感的理解决定していくのではなく、その支援のなかで何が必要なのか、今の段階では何に焦点化すべきなのかをアセスメントしていくことが、共感的理解决定には必要なのだと実感しています。

2 共感的コミュニケーション

共感的理解决定につながる共感的コミュニケーションについて演習を取り入れながら説明をしていきたいと思います。「コミュニケーション」の語源は、ラテン語の「communis (共有・共通)」「communicatio (分かち合うこと・共有すること)」からと言われています。言語や感情、情報等を共有、分かち合うという意味になります。そのコミュニケーションを通して支援者として情報を共有したり分かちあうために、その仕組みを理解したいと思います。

この図は、モーテン・H・クリスチャンセン、ニック・チェイターの著書『言語はこうして生まれる』から引用したのですが、そこには、このように書かれています。「私たちが誰かと話をしているときに発する単語や句や文は、『コミュニケーション氷



山』の一角でしかない。」「言語が本当に機能するには一相手の言っていることがきちんと理解されるには—コミュニケーション氷山の水面下に隠れた部分が必要となる。」「文化的、社会的、事実的な知識を総動員し、あわせて持ち前の対人技能も活用することで、初めてコミュニケーション氷山のうちの言語にかかわる一角を浮上させられる。」「コミュニケーションを成功させるには共感が必要で、自らが相手の身になって相手の視点で（できるだけ）ものをみなければならない。相手がどういうものの見方をしているのかに注意すれば、それだけ言いたいことを理解してもらえる見込みが高くなる。」

私たちは、大変限られた情報のなかで言語的コミュニケーションを行っているということです。そして氷山の浮上しているところにある単語や句や文と、水面下にある様々な情報を紐づけして理解していくことが求められるということです。

また、演習①では、私が3つの単語をお伝えし、皆さんに同じ1枚の紙に絵で表現いただきました。グループ内で共有していただきたいがだったでしょうか。言語として発せられた3つの単語を、皆さんが自分なりに捉えて、個々に表現されたことになります。グループ内で同じ絵はあったでしょうか。よく似たもののはあっても全く同じ位置に同じものが描かれているということはなかったと思います。先程のコミュニケーション氷山の図で説明しますと、氷山の一角の単語を皆さん個々人がそれぞれの水面下の部分と紐づけて解釈し、絵として表現されたことになります。個人として単語を絵として表現するという点では皆さんは簡単にクリアされましたが、単語をお伝えした私がイメージした絵はどのようなものだったのでしょうか。そして情報の受け手にもこれだけ幅があったということです。ある意味、言語的コミュニケーションは不安定で不完全、そして曖昧なものである、という理解をしておく必要があるということです。

また、日々私たちがコミュニケーションをどのような情報を基に行っているのかをお考えになったことはおありでしょうか。「メラビアンの法則」についても触れておきたいと思います。コミュニケ

ションの種類には大きく分けると「言語」「聴覚」「視覚」から成り立っていて、それぞれに割合があります。日々のコミュニケーションは「言語」を中心に行われていると思われがちですが、実は「言語7%」「聴覚38%」「視覚55%」で成り立っています。私たちは、言語そのものだけではなく、表情やしぐさ、声のトーンや持ち物にいたるまで、様々な情報を視覚から入手しています。言語的コミュニケーションのみならず非言語的コミュニケーションがいかに重要かということを共有しておきたいと思います。

演習②ではグループ内で支援者役と母親役、観察者（タイムキーパー）の3名一組で、ロールプレイを行っていただきます。演目は、「私はもう子育てに疲れました・・・」と言われた母親に、どのように支援者として向き合い、面談をどのように進めていくのかということが中心になります。面談場所や母親の背景や抱えている課題の内容は、皆さんの創作にお任せいたします。母親の訴えを、共感的理解を示しながら受け止めていく面接を展開していただきたいと思います。役割交代をしていただき一巡したところで、この演習についての個人の振り返りを少し書き留め、そしてグループ内で共有していただきたいと思います。

限られた時間ではありましたが、ロールプレイに真摯に取り組んでいただきまして有難うございました。日々の実践のなかで向き合っておられる母親をイメージして取り組んでいただいたのだと思います。そして、本研修のテーマである共感的理解を意識していただく時間になったのではないかと思います。本日の講義の冒頭で、母子生活支援施設での母親が外出される場面での「いってらっしゃい」の声かけについて話をしましたが、向き合い方は様々です。先程のロールプレイでも、「どうせ私のしんどさなんて…解ってないでしょ・・・」と言われていた母親が、支援者が落ち着いた声のトーンで母親に視線を合わせて「私も気になっていたんです。この間の・・・時に、お母さんとでも疲れておられたでしょ」と発言された途端に、今まで椅子の背もたれにどっぷりと座っておられた方が、「えっ気づいてくれてたんですか」と前のめりに座りなおされる場

■ 研修講演より ■

面がありました。その場での気づきやその場で発せられた言動のみならず、それまでの生活場面とつなげてフィードバックできるのが母子生活支援施設ならではの共感的コミュニケーションであると学ばせていただきました。

相手と同じものを分かち合えるのか、ということを意識してこれからも向き合い続けていただけましたらと思います。

本日は有難うございました。

注) p.56の左段の図について

「安心感の輪 (Circle of Security)」の図は、下記のURLより確認することができます。

翻訳がされていますので、日本語版を参照ください。

<https://www.circleofsecurityinternational.com/pages/what-is-the-circle-of-security>

〈引用・参考文献〉

- ・岩間伸之・原田正樹「地域福祉援助をつかむ」2012有斐閣
- ・L・Cジョンソン、S・J・ヤンカ著 山辺朗子、岩間伸之訳「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」2004ミネルヴァ書房
- ・増沢高「ワークで学ぶ子ども家庭支援の包括的アセスメント」2018明石書店
- ・近藤真司「アセスメント技術を高めるハンドブック第3版」2023明石書店
- ・相澤仁、犬塚峰子編「子どもの発達・アセスメントと養育・支援プラン」2016明石書店
- ・スザン・ルーカス著 小林茂監訳「対人援助職のためのアセスメント入門講義」2021金剛出版
- ・畠山由佳子・福井充編著「パーマネンシーをめざす子ども家庭支援」2023岩崎学術出版社
- ・中島尚美「第5章パーマネンシー保障をめざす母子生活支援施設の役割」『パーマネンシーをめざす子ども家庭支援』畠山由佳子・福井充編著2023岩崎学術出版社
- ・尾崎新編「『ゆらぐ』ことのできる力 - ゆらぎと社会福祉実践 - 」1999誠心書房
- ・冨木蓮生「ネガティブ・ケイパビリティ 答えの出ない事態に耐える力」2017朝日新聞出版
- ・田中稔哉「対人支援に活かすネガティブ・ケイパビリティ」2024日本能率協会マネジメントセンター
- ・モーテン・H・クリスチャンセン、ニック・チェイター著 塩原通緒訳「言語はこうして生まれる」2022新潮社
文中挿入図の出典 p.45図「コミュニケーション氷山」データ
https://note.com/aritaweb_book/n/naa80a7408cf8

講義「社会的養護当事者の“声”を聴く —社会的養護当事者・経験者からみた社会的養護やアドボカシーの現状—」

畠 山 麗 衣 (NPO法人Giving Tree)

ブローハン 聰 (一般社団法人コンパスナビ)

川 村 涼太郎 (特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット)

2024年度 意見表明等支援員の養成に向けた研修－ガイドラインに基づく基礎編 [オンライン] 講演をまとめたものです。

畠山：皆さんおはようございます。進行を務めさせていただきます。拙い司会かと思いますが、どうぞよろしくお願いします。早速ですが、本日の研修に先立ってオンデマンド配信を通して、子どもの権利や意見表明等支援員の役割や、子どもの声を聴く姿勢、自治体の役割などについて、事前に学んでいただいているかと思います。

本日の講義1では、「社会的養護当事者の声を聴く」というテーマのもと、社会的養護の下で生活してきた経験を持ち、現在は支援者として子どもや若者に関わるとともに、当事者として自らの経験を発信する活動を行っている3名が、それぞれの視点からアドボカシーの現状や今後のアドボカシーの取り組みへの期待などお話しさせていただきます。ぜひ皆さんと一緒に考えていくことができたらと思っています。

はじめにお一人ずつ20分間ずつお話をいただき、その後にグループ討議を予定しています。講義を聞きながら感じたことや、より詳しく聞いてみたい点などがあれば、ぜひメモを取りながらご参加ください。

では、まず私からお話しさせていただきます。内容としては、声を聴く意味や聴かれることの意味、そして声の背景にある気持ちや思いについて、これまで出会ってきた当事者、子どもたち、若者の声も交えてお伝えできたらと思います。

自己紹介が遅れましたが、私は、NPO法人

Giving Treeという、兵庫県神戸市にある団体で活動しています。ピアカウンセラーとして、里親さん、里親家庭で暮らす子どもたち、そしてケアを離れた若者たちのサポートを行いつつ、ファミリーホームの補助員として特に高年齢の子どもたちに関わらせていただいている。

私自身の社会的養護の経験としては、0歳から18歳まで、社会的養護の下で生活してきました。ですので、今日お話しする内容は、当事者として、また、支援者としての視点が混ざったものになります。ですが、社会的養護の経験は一人ひとり異なります。今回の話はあくまでも私や、私の周囲の経験に基づくものであり、すべての当事者に共通するわけではないということを、最初にお伝えしておきたいと思います。

子どもたちの声に寄り添う大人の一人として、皆さんは意見表明等支援員という役割を担っておられると思います。ただ単に支援員になられた方々が急に子どもたちの前に現れて、「話を聴かせてほしい」と言っても、きっと子どもたちは「この人、誰?」「なんで今話を聴きに来たんだろう?」と警戒から始まるのではないかと思います。そのような状況で、皆さんが求めているような言葉や声というものを、子どもが表現することはないのではないかと思います。

また、制度的な側面でも、保護や措置、措置解除などのタイミングで意見表明を求められる

ことがあります、子どもたちにとっては、自分の思いや感情を表現することは簡単ではありません。

そもそも「子どもの声を聞くこと」の意義や目的、そして聽かれることの意味、子どもたちが発している声や言葉の背景にある感情や思考について、私の発表ではお伝えできたらと思います。

子どもたちの声といつても、「これがいい」「こうしてほしい」という希望や要望だけでなく、「好き」「嫌い」「うれしい」「悲しい」「さみしい」といった感情、また「今はしゃべりたくない」「意見を言いたくない」といった気持ちも含めて子どもたちの声だと思います。

これらの声は、親や子どもたちを支える周囲の大人たちに受け止められることで、「この気持ちを伝えてもいいんだ」「こういう感情もいいんだ」と子ども自身が実感できるようになるのではないかでしょうか。

例えば、今、私が「この部屋は寒いな」と思って体に違和感を覚えた時に「ちょっと寒いです」と言ってみたり、体をさすってみたりすると、周りの大人の人が「大丈夫ですか」「ちょっと部屋寒いですか」とアクションを起こしてくれたり、自分が今違和感を持っていることを自力で誰かに伝えるための方法を何となく知っていたりするかなと思います。

一方で、子どもたちはどうなのかなというと、家庭が機能ていなかつたり、社会的養護が必要な状況にある子どもたちにとっては、声を届ける手段やツールを持ちにくく、せっかく声を出しても無視をされたり、否定をされたり、子どもたちの声を取り扱ってもらいにくい場面も少なくありません。

感覚としては、子どもの声というのは、大人がコントロールできてしまうがゆえに、小さくされてしまったり、届けたい相手に届かなかつたり、発せられても「なかったこと」にされてしまう、そういうことも起きているのではないでしょうか。

虐待家庭ではどういったことが起きているの

か。皆さんもよくご存じかと思いますが、例えば、「うるさい」と怒鳴られたり、無視されたりとか、「おまえなんか消えろ」「生まれてこなかつたらよかつたんじゃないか」などの傷つける、否定するような言葉を投げかけたり、殴られたり蹴られたりする。お腹が空いてもご飯を食べさせてもらえない、病院に行きたくても連れていってもらえない。そういう環境の中で、子どもは自分の存在を否定され自分の思いを言葉にすることを諦めてしまうこともあるように感じます。

今の子どもの声を聞く制度では、保護・措置・措置解除など、さまざまな場面で子どもの声を聞くことが求められていますが、実際に意見聴取を行う支援者たちは、まさにこのような環境に置かれている子どもたちの声を聞くということになると思います。

では、その子どもたちの声は、どうやって発せられているのか、そもそも発せられていないのか。そのあたりについて、次にいくつかのデータを紹介しながら、一緒に考えていきたいと思います。

ここで紹介したいのは、「声を出すことの難しさ」に関するデータです。これは、未成年期に家庭内で児童虐待を受けていた経験があるものの、社会的養護につながらなかつた大人の方を対象に実施されたアンケート調査です。まず、「虐待を受けていた当時、自ら助けを求めたことがありますか」という問い合わせに対して、「ある」と答えた方は全体の3割でした。さらに、その3割の人には「誰に助けを求めましたか」と尋ねたところ、もっとも多かったのは「学校の先生」で、次いで「親族」「友達」という順でした。また、別のデータとして、虐待を受けた児童に関する調査を紹介します。これは、子どもの頃に虐待を受けた経験がある方を対象としたものですが、この調査でも、「学校の先生に相談することができた」と回答した子どもは4人に1人にとどまっています。この結果からは、家庭内で厳しい状況におかれている子どもたちにとって、日中の多くを過ごす学校という場ですら、相談することが難しいという

実態が読み取れます。さらに、子どもたちを支援するために存在しているはずの支援機関においても、子ども自身がつながりにくかったり、相談しにくかったりする現状があることも明らかです。こうしたデータから、「子どもが声を発することの困難さ」、そして「支援者とのつながりの難しさ」が浮かび上がります。私たち大人や支援者がどのようにその声に向き合い、どう応えていくのかが、改めて問われているのではないかと感じます。

また、「虐待を受けていた当時、他者への相談後、状況に変化がありましたか?」という設問に対するデータもあります。この調査では、「状況が悪化した」「何も変わらない」といった回答が非常に多く見られました。声を上げたにもかかわらず、むしろつらい思いをしたり、変化がなかったという実態が浮かび上がっています。このデータから考えさせられるのは、支援者は子どもたちの声をどう受け止め、どう応答するのか、という点です。

私が関わるケアリーバーの中には、「話し合えばわかる」とか、「家族なんだから、もう少し我慢できない?」といった言葉をかけられたという人もいます。あるいは、警察や相談センターの職員から「まず親から話を聞いてみないとわからない」と言われたことに深く傷つき、大人に頼ることを諦めた経験を持つ若者もいます。

こうした語りから見えてくるのは、「声を出しても何も変わらなかった」「むしろ傷ついた」という経験です。支援を求めるという一歩を踏み出したにもかかわらず、その声が受け止められなかったことによって、大人に頼ること自体を諦めてしまった子どもや若者がいる、ということを、私たちは改めて心に留めておく必要があると思います。

次にご紹介するのは、「虐待を受けていた子ども時代、虐待を受けているサインを発していたかどうか」に関するデータです。この調査では、保護には至っていないけれども、「当時サインを出していた」と答えた人が全体の5割でした。子どもが自ら発信することが難しい中で、周囲の大人

や支援者がそのサインに気付ける環境をつくることができていたのか。そうした視点からも、このデータは私たちにいろいろなことを考えさせる内容だと思います。

また、この調査では「子ども自身が虐待を受けていた時にどのようなサインを出していたか」についても回答がありましたので、ぜひ皆さんと一緒に考えてみたいなと思います。

たとえば、「相談した」「泣く」「保健室に行く」というのは比較的わかりやすいサインで、支援者としてはアプローチしやすいかと思います。一方で、「自傷行為」や「学校不適応」、「暴力・暴言」「いじめ」など、いわゆる“問題行動”と捉えられるサインも挙げられていました。こうした行動も、子どもとしては「何とか気付いてもらいたい」という思いで必死に考えて発信している方法だったりもしますが、時にはこれを問題行動として支援者に煙たがれたりとか、指導されたりします。子どもとしては気付いてくれ!と思ってやった行動に対して、大人からは指導され、その結果「やっぱり大人ってわかってくれない」「話を聞いてもらえない」と感じ、子ども自身が発信することを諦めていくという…そういう過程もあるのだと思います。SOSの表現は、「困っている」「助けてくれ」というストレートな言葉だけではないということをぜひ知っていただきたいと思います。そして、実際に子どもたちが大人から「声を聽かれる場面」では、いったいどんなことが起きていて、子どもたちはその場で何を感じているのか、この点についても、ここから一緒に考えていただきたいと思います。

ここで、1枚のイラストを少し見ていただきたいと思います、この絵を見て、何か感じることが



例えば…

ありますか？おそらく、こういう風景は、現場でよく見かけるものではないでしょうか。支援者と子どもが向かい合って座っていて、支援者がメモを取りながら話を聴いている—そんな場面です。

丁寧に話を聴こうとしている様子かもしれません、一方でメモを取られながら対話をされることについて、子どもはどんなふうに感じているでしょうか。「このメモは誰に共有するんだろう？」と思ったり、「このメモや、自分が話したことは、どう扱われるんだろう？」と、そうした疑問や不安を持つ子どももいます。状況によっては、強い警戒心を抱くこともあるのではないかと思います。

また、私が関わるケアリーバーの方が教えてくれたことですが、「最近どう？」っていう言葉から始まる人にはすごく警戒する、職人っぽいというか、相談者、支援者っぽくて嫌だ」という言葉があります。また、話を聴く場に「利害関係のある人」が同席していることにも、子どもたちは敏感です。たとえば、自分を傷つけた親が同席している、里親さんについて話をしたいのに、当の里親さんが一緒に居る、支援者が複数人いて部屋の後ろにも2人も3人も控えている。こうした場面では、「話しにくい」「本音が言えない」と感じる子どもたちもいます。実際に、子どもたちからも「そういう空間はすごく嫌だな」といった声もあります。子どもたちは警戒したり、大人が想像する以上にアンテナを張っていることがあります。それは、支援者の話しかたや態度だけでなく、身だしなみや表情といった外見的なことも含めです。

そして、子どもたちは「空間」にもとても敏感です。たとえば、学校という空間で支援者が子どもに話を聞くということもあると思います。でも、子どもたちはその場でどんなことを感じるでしょうか。「友達に見られたら嫌だな」「終わった後、何してたん？って聞かれるかもしれない」「話した内容って、このあとどこに伝わるんやろう」。こうしたことを、頭の中でぐるぐると考えています。また、家庭の中や傷つけられている空間では、

そもそも心も身体も緊張状態でがちがちに固まってしまっていて頭が回らなかったり、「怖い」「どうしよう」と思っている中で、落ち着いて話すなんてことは、ほとんど不可能です。また、すごく閉塞的な空間、例えば狭い部屋で、1対1で話す場面。これは、大人の私たちでも結構しんどいことがありますよね。目と目を合わせて話をするのがこわい、と感じることもあります。つまり、子どもたちがどんなことを思うか、どんなふうに感じるかは、「空間」や「人」だけでなく、その時の支援者の方の声のかけ方や、場の雰囲気も含めて影響を受けるということです。

では、そういう状況の中で支援者の方から「おうちであったことを教えてくれる？」と質問されたとき、子どもたちの頭の中ではいったい何が起きているのでしょうか。たとえば、「あのとき、痛かったな…でも、嫌だな」「これ言うの恥ずかしいな」「事実としては親から叩かれたということはあるけど…でも…」「この面談って、いつまで続くのかな」というように、1つの質問に対しで、シンプルに答えられるような状態ではないというか、子どもの頭の中は、いろいろな不安や記憶、感情がぐるぐると渦を巻いていて、「どう答えるか」だけでなく、「なぜ聞かれているのか」「このあとどうなるのか」「誰に伝わるのか」といったことまで、一度にたくさんのことを考えている状態だったりします。

「これは何のために聞かれているのか」「何を聞かれているのか、そもそもよくわからない」「これを答えたら、自分はどうなるのか」「相手は何を求めているのか」「自分だけじゃなくて、親やきょうだいに何か影響はあるのか」といったように、頭の中でたくさんの疑問や不安が浮かび、整理がつかないこともあります。

さらに「これを話したら不利な状況になるかもしれない」とか、「もっとつらい思いをするかもしれない」「怒られるかもしれない」と思ってしまったり、「そもそも、こんなことが起きたのは自分のせいかもしれない」と、自分を責めてしまって、言葉にできなくなる子もいます。

これまで、話をしても聴いてもらえないかった経験や、相談したけど何も変わらなかった、というような「諦め」の感覚を持っている子にとっては、改めて自分の気持ちを言葉にすることはとても難しいことです。だからこそ、出てくる言葉が「面倒くさい」「うつとうしい」「どうせわからてくれない」といった、一見ネガティブなものになってしまふこともあるんだと思います。私自身も、そういう気持ちを抱えていたことがあったのではないかと思い返します。そういったとき、子どもはストレートに言葉を出すというよりも、支援者の人や聴いてくれる大人の人になるべく理解してもらうために言葉にフィルターをかけて言葉にすることがあります。あるいは、そうせざるを得ない状況があります。また、その日の気分や相手との関係性によって、同じ記憶や感情でも表現の仕方が変わることもあります。前の日と言っていることが違うというのも、ごく自然なことです。けれどもそれを、「あの人にこう言ったのに、自分には違うことを言った」「昨日と違うことを言っているから、嘘をついている」と否定されてしまうと、子どもは「ああ、もう言わないでおこう」と、また声にすることを諦めることもあると思います。

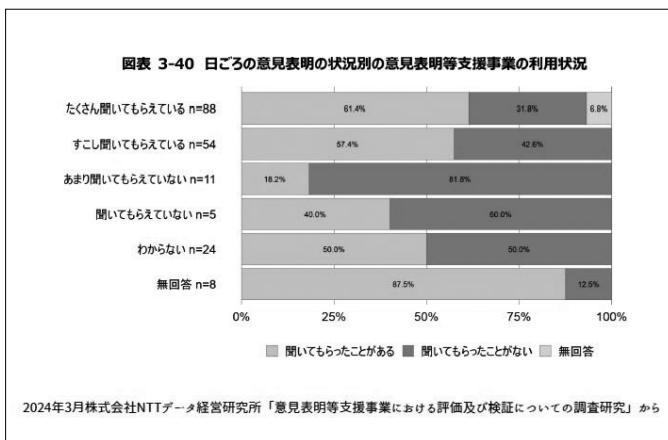
また、「誰かに相談した時に、困ったことを教えてください」というアンケートがあります。そこには、「信じてもらえない」「批判された」「親にチクられた」といった声が書かれていました。中には、「相談したら、頼りたいと思った人に怒鳴られた」という体験もありました。また、「なぜ助けを求めなかったのか」という質問に対しては、「そもそも助けを求めることがわからなかった」とか、「どんな仕返しがあるかわからなくて怖かった」といったそういう言葉もありました。

こうした言葉から見えてくるのは、困った状況にある子どもたちが誰かに助けを求めることが自体、決して当たり前ではなく、ものすごくハードルが高いことが分かります。そして、勇気を出して助けを求めたけど、信じてもらえないかったり、つながらなかったりした経験がさらに子どもた

ちを孤立させてしまうこともあります。先ほどのデータも含めて、やりきれない気持ちというか、こうした実態を前に、私たち支援者はどうあるべきなのか改めて問われていると思います。どうすれば、子どもたちの声や言葉に、ちゃんと耳を傾け、寄り添えるのか考えなければいけないのだろうと思います。

皆さんに事前に書かれたアンケートの中にも、「そもそも支援者は信じてもらえない」とか、子どもたちが大人に対して不信感を持っていることが多い」といった声もありました。まさにそのとおりで、たとえ専門職であっても、大人への不信感っていうのはあります。ですが、自宅から保護されて児童養護施設などの社会的養護にやってくるとき、子どもたちが最初に出会う大人というのほとんど専門職の大人たちです。しかも、多くが業務上の制限があったり任期付きであったり、一時的な関わりであったりします。そうした中で、子どもがようやく発した言葉が、次に他の職員さんに伝わっていたり、記録として残されていたり、さらには別の職員さんから「前にこう言っていたみたいだね」と言われたり、そうした体験を通じて、子どもたちが「大人には何を話しても結局まわりまわってしまうんだ」と感じてしまうこともあります。そもそも、自分が望んで社会的養護に来たわけでもなく、「こういう生活がしたい」と言ったわけではない。それなのに、転居等を繰り返しながら、あちこちで「新しい大人」に出会い続けなければいけないです。そうした現実の中で、子どもが「この人はいったい何をしてくれるんだろう」と疑問をもったり、距離を取ったりすることも想像しやすいのではないかと思います。

子どもたちが置かれている環境、関わる大人たちとの関係、そして社会的養護というシステムの中には、「声が表現されない」「そもそも表現できない」といった状況がたくさんあります。「困っている」「助けてほしい」「こうしたい」という言葉を、失っていっている、あるいは失わざるを得ない子どもたちがいるということを知っていたいと思います。



ここでもう一つ、意見表明等支援事業に関するデータをご紹介します。これは、意見表明等支援事業を活用している施設で生活する子どもたちへの調査結果です。縦軸は、「日頃、自分の意見を誰かに聞いてもらっていると思うか」、横軸は「意見表明等支援事業を利用したかどうか」を示しています。簡単に言うと、「普段からよく話を聞いてもらっている」と感じている子どもほど、意見表明等支援事業の利用率が高く、およそ6割の子が事業を利用しているという結果でした。一方で、「普段あまり聞いてもらっていない」と感じている子どもたちの利用率は2割にも満たないという状況です。やはり普段から「話を聞いてもらえた」という実感がない子にとって、「この制度を使っても、どうせまた聞いてもらえないんじゃないかな」と思ってしまい、そもそも利用につながらない、そういったデータもあると思います。

ここからは少し視点を変えて、社会的養護の子どもの日常における「選択」ということについて、みなさんにも考えていただけたらと思います。私自身、今は子育て中の親でもあるのですが、年齢によって子どもがどんなふうに「選ぶ」かを見ていて、こんなふうに感じています。たとえば、幼少期には、「お腹がすいたな」「抱っこしてほしいな」と思ったら泣いたり、ギャーギャーと声を出したりして、自分の欲求を伝えようとなります。小学生くらいになると、「今日はお友達と遊びたいな」「今日はこんなご飯を食べたいな」「今日はこの服を着ていこうかな」など、身近な範囲で「こ

うしたい」と希望を伝えている印象があります。中学生になると、「〇年になったらスマホがほしい」「お小遣をためて、こんなことしたいな」「高校はどうしようかな」と、少し先のことを見通す選択も出てきます。そして高校生になると、「将来どんな仕事がしたいか」「どんな人と一緒にいたいか」といった将来的な展望を含め、周囲の人と一緒に考えながら選んでいくようになります。でも、社会的養護のもとで生活する子どもたちの場合、こうした「選択」が難しい状況にあることが少なくありません。

その日をなんとか生き延びなければいけなかったり、突如親が現れて面会が決まったり、施設の子どもたちが急に家に帰ったりと人間関係が予告なく大きく動くことがあります。また、支援者との別れ、措置変更、措置解除といった“制度上の変化”が、本人の意思とは関係なく起きることも多いです。何かをやりたいと思ったとしても、「いや、ちょっと経済的に難しいんじゃない?」「施設の子だから、今は無理だよね」「ケースワーカーに聞いてみるね」と言われてしまったり。物理的にも制度的にも、つまずきが起きやすい環境にあります。こうした中では、「将来のことを見通して、誰といたいのか、どういきたいのかを選ぶ」ということ自体がとても難しいのではないかと思います。

自分の人生をコントロールする感覚をもちにくい、あるいは、コントロールできなかつた経験をもつ子ども・若者にとって、そもそも「選択肢がある」という実感すら持てないことがあります。そういう困難さには、これまでお伝えしてきたさまざまな困難—たとえば、「聴かれた経験のなさ」や「声を否定された経験」、「安心して話せる場がなかったこと」など、いくつもの背景が重なっているということを、知っていただければと思います。

ここで、ひとつ事例を見ていきます。テーマは、「社会的養護におけるアドボカシーの取り組み」についてです。今、保護・措置・措置解除といった重要な場面で、子どもの声を聴くことが求めら

れるようになっています。これはとても大事なことなのですが、実際の現場ではどうなっているのか、という視点で見ていただければと思います。事例は、5歳のAちゃんと、そのケースを担当していたケースワーカーの関わりです。

ケースワーカーは、Aちゃんの新たな委託先として、Bさんという里親さんを候補に考えていました。そして、2週間後に開かれるケース会議で、「Bさんの家庭に委託するかどうか」を検討する予定だったため、その前に子どもの意向を確認する必要があるので、Aちゃんの意向を確認するための面談を行うことにしました。ケースワーカーは「Bさんという里親さんが、Aちゃんと一緒に暮らしたいと思っているんだけど、Bさんのおうちで生活すること、どう思う？」とAちゃんに尋ねました。Aちゃんは、「うーん、よくわからない」と言いました。そりや、わからないだろうなと思います。AちゃんはBさんのことを全く知らないし、どんな人でどんな家に住んでいるのか、そういういた情報もない。そんな状態で「どう思う？」と聞かれても、答えようがないのが自然だと思います。でも、現場では、この「わからない」という返答をもって「意向の確認は済んだ」とされ、そのままケース会議に報告されることになりました。そして、Aちゃんの「わからない」という言葉を共有したうえで、「とりあえずマッチングして、また確認してみよう」という流れになりました。ここで考えたのは、子どもにとっての「材料不足」です。

Aちゃんには、そもそも考えるための材料がありませんし、1対1の面談という形だったため、自分の言葉をサポートしてくれる人もそばにいませんでした。どう報告されるのかもわからないまま、本人の「こうしたい」という意思が不在のまま、ケースワークが進められたように思いました。「わからない」と言われたときに、「じゃあ、1回里親さんに会ってみようか」とか、「どこがわからんのかな？」とか、そういうやりとりが必要なんじゃないかと思います。

そうした中で、私自身が感じているのは、「子

どもの声」が、ただの「アリバイづくり」のために扱われてしまわないようにしたい、ということです。たとえば、「子どもの意向は確認しました」という言葉。この「確認した」の中身って、いったい何をもって「確認」とするのか、いうことがとても重要だと思います。最近では、子どもの声を聴く手段として「アンケートを取りましょう」とか、「社会的養育推進計画を策定するため子どもたちにインタビューしましょう」といった取り組みも増えています。もちろん、取り組むこと自体は大切な一歩です。でも、それが「とりあえずやった」という実績づくりで終わってしまっては意味がありません。大切なのは、子どもたちがどんなふうに回答しやすくなっているのか、どうすれば声を発しやすくなるのか、その声はどのように扱われているのか、複数回声を聴く機会を設けているのか、そういうところまで丁寧に考えないと、「そこに書かれている声」が何を意味しているのか、本当のところは見えてこないのではないか。子どもが発した言葉が、真実であるとは限りません。ときには、大人にどう思われるかを気にして答えていたり、空気を読んで「こう言っておこうかな」と思ったりすることもあります。

だからこそ、私たち大人は、「その声の背景に何があるのか」「どんなふうに届けられた声なのか」にもっと敏感にならなければいけないと思います。

子どもの声を聴くということを仕事にしている支援者の方から、「“はい”か“いいえ”でしか答えてくれない。子どもの意見をどう聴いたらいいか」「本音を語ってほしいが、語ってもらえるようにするコツってありますか?」「思春期の子との面談は難しい」という問い合わせをいただいたことがあるのですが、私は少し違和感を覚えました。

もしかしたら、「はい」「いいえ」でしか答えられないような聞き方を支援者がしてしまっているのではないか?そんなふうにも感じました。また、本音を語ってほしいけれど語っていない、という印象があるとしていますが、「そりや、語ら

ないでしょう」と感じたりします。だって、子どもからすると初対面だったり、信頼関係が築けていなかったりするなかで、いきなり本音を語ることはできないと思います。1回目は無理でも、2回目、3回目、4回目と関わりを重ねて、人と人との関係ができたときに、ようやく少しずつ語り出せることもあると思います。そう考えると、「どうしたら語ってもらえるか」「どうやって聴き出せるか」という“支援者目線”的問いの立て自体が、本当に子どもに寄り添った姿勢になっているか、あらためて見直す必要もあるのではないかと思ったりすることもあります。

思春期の子どもとの距離感に悩むのは、私たち支援者だけではないと思います。もちろん、子ども自身も、「関わってほしくないのに関わってくる」と感じたり、「本当は話したくないけど、無理に聴かれている気がする」と思ったり、そんなふうに揺れていることがあると思います。これは社会的養護の子どもに限らず、どの家庭にも思春期の子との距離感に悩んでいる方もいると思います。だからこそ、「今、自分の関わりが子どもにとってどうなんだろう?」と、一度立ち止まって振り返ることがとても大事だと感じています。もしかしたら、子どもが言葉にしにくい環境の中で、こちらが善意でかけた言葉や質問が、かえって負担になっていることもあるかもしれません。

本当は、ここから先にお伝えしたい「アドボケイトに期待すること」というページもあったのですが、時間の都合でいったんここで私の話を終えさせていただきます。最後まで聞いていただき、ありがとうございました。

それでは次に、プローハンさんよりご報告いただきます。ご自身の経験を踏まえて、どのように自分の当事者性に気付き、声や言葉を見つけてきたのか、そのプロセスについてお話ししいただきます。どうぞよろしくお願ひします。

プローハン：皆さん、おはようございます。改めまして、一般社団法人コンパスナビのプローハン聰と申します。畠山さんの話を聴いていると、とて

も背筋が伸びるような、「ああ、そうだ、ここ気をつけなければ」と思いながら、話を聴かせていただきました。

私からは、当事者の活動や、支援で若者たちと関わる中で自分の気持ちの変化、セルフアドボケートの視点から私のストーリーを語って、気づきになっていただけたらなと思います。あくまで私の一人のストーリーであり、全てではないということは、みんなと同じ思います。私の幼少期から児童養護施設の体験というところと、当事者家族との出会いったり、アフターケアとの関わり、そして、その中で自分の声を形成していくこと、発信していくことの葛藤、最後にその発信した声と社会とのつながりというところの視点からお話をさせていただけたらと思います。

私は1992年2月29日、東京都墨田区に生まれました。4年に一度のレアキャラで、やっと8歳になりました。毎年これがネタで、去年は7歳と3年目だったのですが今年は8歳になりました。画面越しで笑ってくださっている方、ありがとうございます。2003年に児童養護施設に入所して、そこから8年間お世話になりました。その後いろいろな経緯があって、2018年前後に当事者活動と出会い、その1年後に一般社団法人コンパスタイムの団体に入社して現在に至ります。

団体の説明はあまりしませんが、ざっくり言うと、児童養護施設を離れた後のサポートをするアフターケア団体というところを出発点に、今は子ども家庭庁の指針に合わせて、家庭等に居場所がない、生きづらさを抱えた若者というところと、あとは刑務所から出所して、自立をしていく、更生をしていくという若者に対するサポートを行っています。そういった支援団体の活動をしている一方で、今日のようなお話をさせていただく機会もあって、自分自身の経験を話したり、それから著書として、『虐待の子だった僕』を3年ほど前に出版しました。そして、この情報発信をもっと知っていただこうということで、3人の当事者が語るYouTube番組「THREEFLAGS～希望の狼煙～」という番組を作ったのですが、見て

いただいている方、関心を持っている方が、何かアクションできないかと思ってくれたらいいとか、児童養護施設にいる子、または社会的養護にいる方、そして社会的養護にそもそもつながっていない若者たちに届いたらいいということで、こちらも2019年にスタートしました。現在、登録者数がやっと1万人を超えて、YouTube上で上位2～3%しかないという、すごいことらしいです。画面越しで拍手していただける方、ありがとうございます。ぜひ「スリフラ」と検索していただけたらと思います。

それから、こども家庭庁のそれぞれの部に入って政策提言ということも行っています。こういった福祉の枠だけではなく、さまざまな情報発信ということで、いろいろなYouTuberさんとコラボさせていただいて、この前は街頭インタビューの有名な「街録ch」に出させていただいたりとか、日本の音楽作家の方から依頼があって、自分たちの詩をつづって、それをいろいろな有名人の方が読むという啓発活動に参加したり、そして、3カ月前には、サヘル・ローズさんという方が監督で、8人の児童養護施設のキャストがドキュメンタリー映画を作っていく作品にも出演させていただきました。このように、さまざまな当事者の活動だけではなく、もっと広い俯瞰した立場で活動をさせていただいております。

私が児童養護施設に入るまでの簡単な経緯ですが、ブローハンという名字で、お母さんがフィリピン人、お父さんは日本人です。当時フィリピンパブで働いていたお母さんのお客さんがお父さんになるのですが、そこでは、1人目のお父さんは認知せずに、2人目のお父さんも同じフィリピンパブで会って、また、そこでも認知はされないまま過ごしてきました。4歳から11歳までの描写は避けますが、その2番目のお父さんからの虐待を経験しました。お母さんとお父さんと暮らす家では、体にある傷や、頭から出ている血を見て、お母さんが私だけを違う家に預けるという生活を送っていて、たまに外国人、たまに日本人、家庭に戻って、また違う家に住むということで、

4歳から11歳までの間に何度か家を変わった生活でした。私からすると家というのは、気を張っていなければならない、常に耳を澄ませて、足音が右のほうにあつたら、極力顔を合わせないように身を潜めるというようなところでした。預けられた先でも、性的虐待だったり、育児放棄で、3、4日間ぐらいごみ屋敷の中でご飯も食べられないまま放置されることがありました。たまたま小学校5年生の時に担任になった先生が、火傷の傷を発見してくれたことがきっかけで、一時保護所、そして児童養護施設に入所しました。施設で暮らして感じたことは、私にとって児童養護施設がすごく特別に変わった場所という感覚はありませんでした。まず、お家がたくさんいっぱいあったことで、集団生活だろうが、どこに住もうが、いろいろな人の家の中で生きていかなければならない、順応していくこうと思っていたので、最初に驚きとかはありませんでした。いくつかの嬉しいこと、ちょっとこれは嫌だったなとか、難しいなと思ったことをお話ししたいと思います。

1つは、最低限の生活を送れていなかったので、まず衣食住があって、朝には温かいおみそ汁がある、朝、昼、夜とご飯がある、そして、3年ぐらいかかりましたが安心して眠れる環境があるということです。足音一つで起きていた生活をしていたので、ここにいる大人は自分には手は出さないと思うようになるにも、大体3年ぐらいかかったかなというふうに思います。

行事についても、それまで家族行事ということは1回も行ったことがなかったので、そういうイベントはすごく楽しかったです。同時に、戸籍とか国籍問題も、11歳までは全く、自分はどこにも存在しない人としていたので、それを施設の職員さんとか、弁護士さんとか、ケースワーカーさんが一生懸命、取得に向けて動いてくれて、17歳になるまでの間に2つの国籍と、あとは日本の戸籍に無事に入れて、今は日本人として生きています。自分はその家の中では存在してはいけないとずっとと思っていたので、それを認めてくれる空間というところで、「自分はここにいていいんだ、

自分は声を出していいんだ、自分は表現していいんだ」ということで安心して過ごすようになりました。

また、私の体験では、先生との距離感が結構難しかったと思います。集団生活の中ですから、3人の先生がローテーションで、「行ってきます」と言った時の先生と、「ただいま」と言った時の先生の顔が違い、年齢もとても若い年齢から、すごいおじいちゃん、おばあちゃんぐらいまでの人人がいて、そして「何々さん」「何々っち」と、ニックネームで呼ぶ人もいれば、「先生」と呼ぶ人もいて、親子ではない、そして親戚でもない、でも、この暮らしの中で一緒にいる人、その距離感の取り方にすごく悩んでいたと思います。

私がいた児童養護施設では意見表明に早めに取り組んでいたと思いますが、1度この意見箱に入れたら、それが先生中に伝わって、その人が怒られるというようなことがありました。私はひねくれて、右のような顔になってしまったのですが、自分が話してしまうと、絶対にあの先生には伝えたくないのに伝わっていたり、なかなか言いづらかったなと思っています。

将来の夢についても、当時、芸能界に挑戦してみようかなと思ったら、一時保護された理由が虐待だったので、「あなたは虐待されたんだから、表に顔を出したら駄目だよ」と言われ、チャレンジしたい気持ちをもっと違う方法があるかもしれないとか、叶えられなかったとしても一緒にその夢について考えてくれたらよかったなと思いました。自分の進路や夢について、人に言うことを諦めた思春期でもありました。

同時に、私の場合はケースワーカーさんが6人、7人ぐらい代わりました。毎年、飴をくれる人か、パンをくれる人か、お菓子をくれる人ぐらいにしかイメージがなくて、あの人は一体何なんだろう、誰なんだろうと、当時は本当にわかりませんでした。

これは後ほどお話ししますが、自分が社会的養護下の仕組みの中にいるという感覚、暮らしと社会的養護という仕組みとのギャップ、そして、自

分にいろいろな担当者さんがいるけれど、この人は何をする人で、どこまで自分のことについて味方なのかということがわからないままに人だけが代わっていくので、そういったところの距離感に難しさを感じていました。

ちょっと勉強ができない不真面目な子どもには必ず付く先生がいましたが、私には何と、歴代で一番怖い先生が付いてしまったということで、毎晩その先生が来ると体温計を脇に入れて回して、熱が出ましたと言って普段からなるべくその先生に会わないようになっていたのですが、やはりそういった怖いと感じていたのはなぜか、そういうことをもっと聞いてほしかったと思っています。

最後に、これは全ての心理司さんを否定するわけではありませんが、最初に関わった心理司さんが関係を積み重ねる前に、「ここに絵を描いてみて」「リンゴの木を描いてね」「家を描いてね」などと言われるのですが、先ほどの畠山さんの話でもありましたか、子どもは警戒するわけです。私も裏を読むタイプだったので、この絵を描いたら絶対にこの先生はこんなふうに判断するだろうということを何となく察してしまったので、絶対自分の気持ちは悟られないぞと思って、めちゃくちゃ大きい絵を描いてみたり、めちゃくちゃちっちゃい人間を描いてみたりとかして、困らせようと思った気持ちがありました。自分としては、それはこれ以上ここに踏み込まないでというサインだったと、振り返って思います。

卒園後にうれしいと気付いたこととしては、ちょっと忘ましたが、毎年8月23か26日に必ずイベントがあってOBと言うのでしょうか、卒園生たちが気軽に帰って来られる日がありました。実家ではないのですが、年に1回とか泊まれるということがすごく嬉しかったです。それから、誕生日になると、「おめでとう」と言ってくれたり、「結婚した?」などと、とてもお母さん的な感じで連絡をくれる方もいらっしゃいます。「もういいよ、聞かないでよ」という感じもありますが、やはり嬉しいと感じます。

自分にとって大きかったことは、NPOと交流を持たせてくれていたことです。自分の人生にとってとても大きかったことは、18歳の頃にブリッジフォースマイルという団体に出会いました。そこで、いろいろなプロジェクトを通して、横から斜めぐらのフラットな大人の関係性がたくさんできました。ですから、ここでアフターケアを意識するというよりは、自然と施設にいるうちから関わりを持たせてくれていたところが、一つのポイントだったと思っています。

当事者活動とアフターケアとの出会いに関しては、私が20歳から26歳までは、もう自分に身寄りはいないから自分で全部やっていこうと思い、NTTずっと日本一の売り上げを出していたし、本当に自分で生きていかなきゃいけないと必死に頑張っていました。同時に、施設では否定されましたか芸能界の活動も6年間ほどやっていて、その仕事は結構自分はうまくいっているように見せかけていたのですが、20歳から26歳まで、ずっと誰にも言えなかつた苦しい葛藤がありました。それは、20歳から実のお母さんではない半分血のつながった家族と住むということになって、その家族との距離感、ずっと幼少期に欲しかった家族という名前に対してと、血のつながりということの範囲に対して、自分はとても苦しんでいました。家族の輪はありますが、その家族の輪のほんのちょっと外にいる感覚が日々の積み重ねとしてありました。お金は非常に稼いでいましたが、稼げてはいましたが、使い道がやはりうまくいかなくて、フィリピンにお母さんのきょうだいが13人いるのですが、その家族の子どもたちに仕送りをしたくて何十万も稼いでいるのに、結局手元に残るのは、交通費を気にして、食費にも気にしなければいけないという生活でした。将来は、当時バックパッカーをやってみたり、芸能界にもチャレンジしてみたりとか、もっといろいろなことやりたかったけれど、働かなければ家族を助けることができないなど、いろいろと思うところがありました。やはり、家族という呪縛のようなところから抜け出すことがなかなかできませ

んでした。

それまでもいろいろなつながりがありましたが、ちょうどその頃に、現在、一般社団法人Masterpieceという団体の代表である菊池まりかさんとの出会いがありました。彼女は当時、当事者活動を始めようということで、さまざまな若者たちの声を届ける、そして、社会、大人たちに届けて、一緒にパートナーシップを組んで、意識を変えていくという形をつくりました。私のイメージとしては、当事者が話すとネガティブで暗いイメージがあって、その表現者としてずっとやってきた自分としては、そういったところは出さないというか、むしろ隠すべきだと思っていました。でも、そういう活動をすることによって、ポジティブに次世代に対してもっといいものをつくりていこうという意識を感じて、自分も一緒に、一畠山さんもその時ぐらいから出会っているのですが、一、何か自分も手伝えることがないかと思って当事者活動に参画するようになりました。

同時に、当事者ということに意識、フォーカスを当てていく中で、自分も社会的養護経験者なんだ、当事者なんだという意識が初めて入ってきて、もともとつながっていたブリッジフォースマイル経由でアフターケアという概念がやっと頭の中に入ってきた。「どうか、私は措置されていた」、何か悪いことしていたのかというような、専門用語も含めて初めて知ったり、社会的養護の仕組みでは里親と児童養護施設が同じなんだということもわかったり、そのくらいのレベルでも当時は当事者でもわかりませんでした。

こうしたつながりがあって、自分が抱えていた家族のこと、将来のことなどについて初めていろいろな人に話をすることができます。実際にアフターケア団体につながったことでも、自分が抱えている悩み、ただ心理的な悩みだけではなく、物理的にこういうふうにやっていこうと解決まで話が行くようになり、家族から離れて、本当に苦しい生活からやっと再スタートしたという感じでした。

当事者活動を通して感じていたことが、ライフ

ストーリーワークです。自分の人生を振り返って、自分の過去から現在までをつなげていくようなことを自分もやってみようと思い、子どもの頃に自分を殴っていたお父さんに会いに行きました。その時に自分のトラウマ性のようなことに初めて気付きました。当時、プールに入ることがなぜ苦手だったのだろうと考えると、よく水風呂に沈められていたことが自分の経験にあって、海に入ると自然と過呼吸になっていました。自分では過呼吸だと思っていなくて、頑張って息を吸わなきゃと思っていたことが実は過呼吸だったのだと気付いたり、幼少期の写真を見返しても、全く自分だと思わないくらい、当時の記憶が全部抜け落ちていることに気付いて、「そうか、これがトラウマの反応なんだ」と思いました。

こういうふうに語っていくことによって、感情や記憶が抜けていたところ、琴線に触れないようになっていた気持ちに初めて気付きました。今日はストーリーは語れませんでしたが、実は母親が亡くなっていて、それについて長い間逃避していたのだということにも気付きました。

最後ですが、その自分の声と社会のつながりとしては、やはりその仕組みをきちんと理解したところが大きかったと思っていて、今、こども家庭庁で制度の改善に関する話を伝えているのですが、何より「共感とアクション」については、話せば話すほど、そして、活動すればするほど、これだけ思いを持った大人たちがたくさんいるということに気付きました。私は、大人としてもっと伝えなければいけないと思っていますし、活動の輪も広がっていると感じます。ですから、セルフアドボカシーの中で私に与えたインパクトは、自分が主人公だと思っていいということ、過去の事実は変わらないけれど起こった意味に関しては何度でも捉え直すことができること、そして、選択の小さな積み重ねはリスタートしてもいいということです。今、大人になって第2の人生を歩んでいて、自分の過去の傷が未来の地図に変わっていると思っています。

私が皆さんにお伝えしたいことは、皆さん

子どもに関わる仕事の答えやその意味というものは、本当に後になって返ってくるということです。

私は今、あの時の大人、あの時に関わってくれた人のおかげだと伝えています。でも、その言葉を形成するまでにとても時間がかかるし、短期決戦では決してできない本当に長い人生を懸けて表現していると思います。どうか、仕事について誇りを持ってほしいと思いますし、細くてもいいので、子どもと、子どもだった若者たちと長くつながっていてください。私は幼少期の記憶がないからこそ、その記憶を持った大人がそばにいることで、自分の過去と現在がちゃんとつながる土台があるように感じます。ぜひ長く、どんな形でもつながっていってほしいなと思います。ご清聴ありがとうございました。

畠山：プローハンさん、ありがとうございました。

お話の中で特に印象的だったのは、「この大人は殴らないんだ」と思えるようになるまでに、3年かかったという言葉でした。施設での生活が、単に“最低限の生活”から、“安心して寝られる生活”に変わっていくには、それだけの時間と積み重ねが必要なんだということが伝わってきたように思います。また、自分の言葉を表現していくプロセスには、過去の傷付きや記憶と向き合いながら、それでも人生をかけて表現していること。それは「一生懸命熱を出して近づくなと表現した」といったような、一見分かりにくい行動も、“ひとつの言葉”として捉える支援の大切さを教えてくれたのではないかでしょうか。また、短期決戦での限界と、その中でも子どもが何かをどう表現しようとしているのか—そうした視点で支援を見直していくヒントを、プローハンさんからの語りから受け取った方も多いのではないかと思います。

それでは、ここから川村さんにバトンをお渡ししたいと思います。川村さんはご自身の当事者としてのご経験に加え、施設職員としての現場経験、さらには、国の意見表明等支援事業に関する調査研究にも関わってこられました。こうした多

角的な視点から、考えてきたこと、そしてこれからアドボカシーにどのような期待を寄せているのか、ご報告いただければと思います。よろしくお願ひします。

川村：皆さん、おはようございます。NPO法人おおいた子ども支援ネットの川村といいます。私の経歴ですが、13歳から20歳まで、措置延長を含めて7年間、児童養護施設で育ちました。背景は、ネグレクト家庭だったと認識しています。4年制大学に進学をして、社会福祉士を取って、最初に自分も施設職員になって恩返しをしたいと思ったので、児童心理治療施設に就職をして、5年間、児童指導員として勤めた過去があります。現在は、今の法人でいわゆるケアリーバー、施設や里親家庭を育った方々への支援に携わっています。畠山さんやプローハンさんのように、こども家庭庁さんにも声かけをしていただいて、自分にできる発信というか、声を届けているところです。

本日は、社会的養護当事者として、私が感じてきたこと、そして、支援者や当事者委員になって感じてきたこと、最後に、これから子どもアドボカシーに期待することをお話ししたいと思っています。

まずは当事者として感じてきたことです。私はネグレクト家庭で、3人きょうだいがとても健全に育つような母子家庭ではない環境で育ち、ある日突然、一時保護され親子分離されて、3人きょうだいそのまま同じ一時保護所に連れて行かれました。知らない大人に囲まれ、知らない建物に連れて行かれ、知らない生活が始まっていくということになりましたが、何で今日、僕たちは親と離されたのか、ここに連れて来られたのか、ここで生活をしていかなければならないのかということが何もわかりませんでした。記憶が曖昧なのですが、あまり説明されていなかったような覚えがあります。ですから、今後の見通しを持てない不安、いつ母親と再会できるのか、当時はそういうふうに思っていました。

そして、生活していくと、だんだん慣れていっ

たのですが、児童相談所では担当のケースワーカーと心理司が付いて、私も心理司からセラピーを何回か受けていますが、担当心理司が代わったことがあります。正直代わってほしくはなかったのですが、何で代わったのだろうとか、前の心理司さんのほうがよかったという思いはありました。ですから、最初のほうを振り返ると、「何で？」ということがかなり多く、しかも、どれももやもやが解決されないまま、年月が経っていました。そして、そのまま3人きょうだい、同じ児童養護施設に措置をされました。

私の場合、小学6年生の途中までは学校に普通に行っていましたが、小6の途中から行かなくなってしまった悲惨な生活になりました。中学1年生はほぼ丸々行っていないような状況で、中学1年生の終わりぐらいに一時保護されました。ですから、児童養護施設に措置されたのが3月の末だったので、中2の初めから、新しい地域と新しい場所で生活がスタートしていくことになりました。もともと暮らしていた地域と児童養護施設の地域が違うので、本当に全く新しい場所での生活になりました。頑張って学校に行って、高校に行こうとしていたのですが、第一志望はいいとして、第二志望、万が一第一志望に受からなかった場合の滑り止めはここがいいと思っていたところがあったものの、その第二志望は職員から駄目だと言われました。その職員が確かに言った理由は、「うちの施設ではみんなここを受けるよ」というような謎理論だったことを覚えています。でも、「え、こここの高校に行っている子、うちの施設にもいない？」と当時、頭をよぎりましたが、そのまま職員が言う学校名を願書に書いて嫌々受験をしました。

それから、私がちょうど中学3年生か高校1年生ぐらいの時にスマホが普及をし始めて、中高生、高校生になると大体みんなスマホを持っているような状況でしたが、私の児童養護施設は、アルバイトをしないとスマホを持ってないというルールがありました。今はわかりません。そして、私が通っていた高校は進学校だったのでアルバ

イトは禁止でした。ですから、自動的に私はスマホを持てない高校3年間を過ごしたので、かなり孤立感がありました。もちろん学校の友達とは仲良く過ごす日々もありましたが、やはり時々思うことは、私以外のクラスメートで、もしかしたらグループチャットみたいなもので何か話がされて、授業のことだとか、いろいろな情報が飛び交っているのだろうと思うと、ちょっと辛い時がありました。意見表明ということに照らして発言するならば、この時に私の気持ちを聴いてくれる仕組みや人がいると、すごく救われたのではないかなと振り返って思います。

そして、児童養護施設にいる間の出来事として、上に書いていますが、きょうだいの措置について、説明・意見聴取がないということについてですが、3人きょうだいで同じ施設にずっといて、私は措置延長を含めて20歳まで施設にいて、妹と弟は途中で母の家庭に帰ることになりました。どう考へても、最後まで施設にいて自立したほうがいいと私は思いました。ですが、きょうだい本人と親の意向も、施設と児相の意向もまったくわからないまま、そういうことに決定したので、私にも説明や意見聴取があればよかったと思いました。

大学に進学して友人はできましたが、やはり痛感することは家族という資源の差です。措置延長したので大学1年と大学2年は施設にいながら通っていましたが、大学3年からは1人暮らしを始めました。同級生や後輩は、親に家賃を出してもらっているとか、親の車をもらって乗っているという話を聞くたびに辛い思いがしました。私は、頑張って奨学金とアルバイトで生きていく日々だったので、そこはやはり原家族の資源がある、ないは大きな違いだと思うことが何度もありました。

そして、あとは施設にいた時のエピソードですが、措置延長を受けている間の出来事です。ある職員から、結果から見ると心理的虐待を受けていた時期がありました。私は、高校生までのケースワーカーから大学生になってからのケースワー

カーが代わりました。高校生までのケースワーカーはとても信頼できて、お互いいい仲だったと思っているのですが、新しいケースワーカーは、私から見るとあまり信頼はそうできないような、前のケースワーカーのままがよかったと感じました。

児童調査というのでしょうか、年に1回ケースワーカーが来て、「最近どう問題」ですが、「最近どう問題」を私も聞かれました。担当ケースワーカーが代わって1年目の時は、ほぼ話しませんでした。もちろん仲もよくない、信頼もしていませんでしたから。ただ、生活をしていく中で、心理的虐待をだんだん受けてきていたので、2年目の19歳ぐらいの時に、その新しいケースワーカーとの2回目の面談の時に言いました。心理的虐待を一心理的虐待という認識はないので、こうこうことをされて、すごく苦しいとか、困っているとか、表情が何だとか、態度が何だという話について勇気を持って打ち明けました。ただし、絶対に職員には言わないでほしいとお願いしました。ですが、結局状況は変わりませんでした。後々わかつたことですが、ある日、本当に耐えられなくなつて、家出ではないですが、大学から施設に帰りたくないという時があったので、措置延長している間は地域小規模で過ごしたので本体施設に行って、施設長と副施設長がいる場で面談をしてもらいました。その時に児童相談所の新旧のケースワーカーが2人来て、そこで打ち明けられたことは、「あの時、涼太郎くんから聞いた話は、実は副施設長に話していたんだよね、ごめんね」というようなことを言われました。もうその瞬間に大人はやっぱり信頼できないと、すごく辛い思いをした経験があります。

声を上げることが大事だとか、声を上げられるようにとか、言われるようになってきていますが、声を上げたのに救われないということも世の中にはあるのだと思います。これとどう向き合っていくか、ここをどう考えていくかということがすごく大事ではないかと自分の体験を振り返って思います。

改めて振り返ると、「もっとこうしてほしかっ

たということは何？」と支援者側から、いろいろな質問をされることがあります、私の中でランキングをつけるところです。

- ・スマートホンを持てるよう、施設や学校が配慮してほしかった。
- ・意見を聴いてほしかった。
- ・大学生活や就労後の経済的支援がもっとほしかった。
- ・措置や対応の「なぜ」について、ちゃんと理由を説明してほしかった。

それから、本当に苦しかった時の相談相手、助けてくれた人は誰かということを考えると、私の場合は、担当者や施設より信頼できる特定の大人だったと思います。あとは同じように社会的養護の境遇で育った友人にだからこそ話せたこともあったと思います。どのような大人を信頼できたかというのは、ここにずらっと書いていますのでご覧ください。

社会的養護当事者として振り返ると②

- どのような大人を信頼できたか（信頼できると感じた瞬間）
- ◆ 過酷な境遇を頑張って生き抜いてきたんだねと 何度も褒つてくれる。
 - ◆ 自分の生育歴／境遇／心情をすごく理解・共感・想像してくれる。
 - ◆ 自分の性格や好き嫌いや趣味などを細かく覚えてくれている。
 - ◆ 自分の好きなことに とことん付き合ってくれる。
 - ◆ 自分のために（特に見えないところで） 時間や労力を費やしてくれた。
 - ◆ 仕事としてではなく、人間として向き合ってくれる。
 - ◆ どんなにやらかしても、次の日には「やらかしたあなた」ではなく、「今日のあなた」として見てくれる。

私が支援者や当事者委員になって感じてきたことを簡単にお話します。最初は、児童心理治療施設に勤めました。自分が施設職員になりましたが、施設職員になって初めてわからることがありました。例えば、ケース記録を書くことが大変だとか、何ヵ月に1回、支援計画を作り直さないといけないとか、大人はこういうことをいろいろしているのだということを知って、もしかしたら自分もこういう書類がいろいろ書かれていたのかと思って、どんなふうに書かれていたのか気になりました。いわゆるケアワーカー、ケアスクワードも含めて、ケアワーカーの大変さを知りま

した。

仕事をしていくと、やはり職員、施設として守らないといけないこととか、ちょっとどうしても身動き取れないところとか、いろいろありますが、当事者として現場で葛藤することもありました。この後スライドに詳しく書いています。

施設で仕事をした後に現在の仕事に就くのですが、現在の仕事はいわゆる相談所というところでソーシャルワークです。ケアワーカーよりソーシャルワークで、今、初めてソーシャルワークということをやっているような気がしていますが、自分も当事者故に苦悩があると感じています。そして、社会に出て、いろいろな委員に携わったり、当事者として活動する機会もありました。そこで感じてきたことをここに書いています。

支援者として振り返ると

児童心理治療施設や相談所の職員として、こども・若者たちに向き合うなかで感じてきたこと

職員・組織として VS 当事者として

「もっと〇〇してあげたい」「これってどうなの？」

集団生活や諸事情により、やむを得ず
管理・制約・我慢などを強いられる必要も

当事者としての存在意義 VS ブレッシャー

「当事者だからこそ存在貴重」「当事者にしかできない支援」

他の支援者よりもアセスメントや
支援がうまくなければならないのか

支援者であれ VS 自分も当事者である

あんな支援やこんな支援で
当事者を助けていく立場

・昔より充実していく制度に辛くなる
・当事者の自分も支援がほしい時ある

12

先ほどの深掘りですが、やはり施設職員として子どもに向き合う中で、もっとこれこれしてあげたい、例えばクリスマスのプレゼントの費用がこれだけなのかとか、外出が月に1回とか、コロナ禍にちょうどかぶっていたので、途中ですごいマスクの制限とか、いろいろありました。ただ、大人と同じぐらいの制約、制限を子どもにかけていくこともどうなのかとか、本当にもう紙面には収まらないぐらいいろいろありました。

ただ、職員としては、集団生活でもあって、どうしても子どもに我慢してもらわないといけない場面が本当にいろいろありました。そこは自分も当事者だったので、結構葛藤があったと感じています。

私は当事者ですので、当事者だからこそ貴重だ

とか、当事者にしかできない支援について、事あるごとにいろいろな社会の人や支援者が言うことがあります、ありがたい一方で、同時にプレッシャーも感じます。ほかの支援者よりも当事者の気持ちがわかるということで、当事者への支援がうまくならないといけないとかです。

あとは、私は今、いろいろなものを使って支援をしていく立場ですが、同時にブローハンさんも言っていたように、社会に出たからといって、そこでぶつっと今までのものが全て解決するわけでもないし、過去から現在、未来につながっている問題というのがあるので、同時並行で仕事もして自分にも向き合ってということは、結構きついことがあります。

意見表明の調査研究で、「こどもヒアリング」といって、児童養護施設の子どもにヒアリングを行ったことがあります。そこで、子どもに意見表明の仕組みをもっとよくするためにどうしたらいいかという聞き取りをしたのですが、その時、私も子どもにしてみれば初対面の大人でした。その時思ったことは、意外と話してくれる、意見を聴かせてくれる子どもたちで、とてもポテンシャルがあると実感しました。ただ、話を聴かせてもらうための準備と場面づくり、これはもう検討時点でとても大事、ぶっつけで意見は聴けないと思いました。現場の理解についてですが、例えば意見表明等支援事業の受け入れに、現場、施設職員とか里親さんとか、ジレンマがあるのではないかと日々現場にいる中で思います。

これからのお子もアドボカシーについて期待することをお伝えします。アドボケイトは、要するに「子どもの権利を守ってくれるプロなんですよ」と子どもからも思われるということです。ですから、子どもの期待にはしっかり大人の責任を持って応えていかないといけないと思います。ただ、専門性があるだけでいいのかと言えば、結局はもうハートです。これはもういろいろな人に私は言ってきましたが、私もハートがある人に救われてきました。ハートがないと子どもは心を開かないし、意見も本質的なものは言わないと実感

しています。

そうした専門性、ハートを身に付けていくために、皆さんもこれからどんどん聴いていってほしいと思いますし、私たちもできる限り当事者の声を届けていきたいと思っています。

そして、プラスです。専門性とハート、プラス信頼関係と日常的な関わりがないと、子どもはなかなか話さないと思います。これはもう本当に実体験、私自身の経験に照らして本当にそうです。児童相談所の研修などでよく私が言うことは、信頼関係を子どもとつくるため必要なことは、「食事」と「一緒に遊ぶ」、楽しい時間を過ごすということです。ただ、これは行政ほど難しいのですが、でも、行政ほど頑張ってほしいと思います。

それから、子どもは相談より雑談。これは本当に痛感する命題です。もう「ザ・面談」では話さないのです。私もいろいろなシチュエーションとか、もう一コマ一コマにメッセージを込めてきました。小さいメッセージを見逃さないことが本当に必要だと思います。

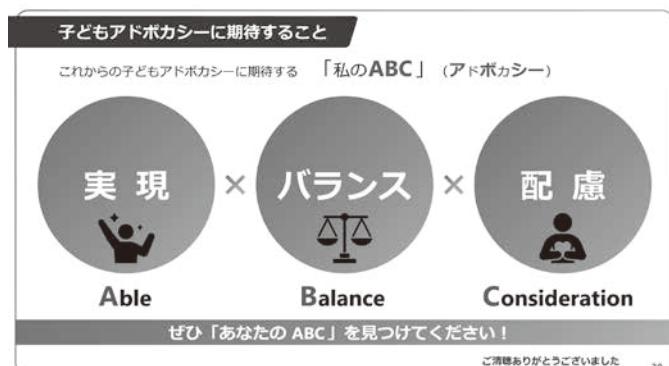
そして、子どもが声を上げること、子どもの声を聴くことの課題と展望を考えていきたいと思います。ここにはざっと私が思い付くことを並べていますが、やはり声を上げにくい子どもほど、どう救っていくかは大事な視点ですし、「こどもまんなか」と言いますが、やはり家族や支援者側の客観的な経験値も含めた思いや意向もあると思います。ですから、ここのバランスが本当に難しいですし、一方で、大人の事情、都合で、子どもの声を見逃す、スルーしていないかということも振り返りたいと思いますし、あとは児童養護施設系に比べると、里親やファミリーホームのほうの子どもたちには、なかなかそういった仕組みや情報が届きにくいのではないかと感じる時もあります。

私が思う今後のアドボカシーの展望というか、理想形態は、それぞれの子どもに応じて、いろいろな配慮、最大の配慮を持って子どもの声を聴いて、最善のバランスを目指して、子どもの声を叶えられる未来にならいいと、一人の当事者と

して思います。そして、子どもがどんな環境に生まれても、どの施設に措置されても、どの里親さんの下で暮らすことになっても、等しく大事に声が聴かれて、声を上げてもいいのだと思えるような社会になってほしいと願っています。

最後に、思い付いたことを書いています。ABCを考えました。2分ほどで考えましたが。やはり子どもが声を上げられる、そして叶う、この実現性、大人も声をしっかり聴いてあげられる、この実現が大事ですし、そして叶えればいいだけでなく、バランスも大事です。子ども、そして、ご家族、ある意味、支援者にも声を聞く、聴かせてもらう時にはいろいろな配慮も必要だと思います。

私が思うことは、この3つがとても大事な要素だと思いますので、ぜひこの機会に皆さんもABCを見つけてみてください。ご清聴ありがとうございました。



畠山：川村さん、ありがとうございました。お話を伺いながら、「信頼」という言葉が何度も出てきたのがとても印象的でした。信頼できる大人、信頼できるケースワーカー、そういった存在が、川村さんにとってどれほど大きな意味をもっていたのかが伝わってきました。きっと、発表の中で時間の都合などで触れられなかった部分もあるのだと思いますが、スライドには「どんな大人を信頼できたのか」といった内容もありました。ぜひみなさんにも、そうしたスライドの部分にも目を通していただけたらと思いながら聞いていました。

そして、最後に語られていた「最大限の配慮のケースワーク」や「最善のバランス」という言葉。とても大切な視点だと感じました。やはり、子どもの意向に沿えないケースワークも含めて、起きる可能性があると思います。川村さんのスライドに、「ちゃんと理由を説明してほしかった」と書かれていましたが、きっと子どもにとって、これが最善であろうという大人が決めたものであつたとしても、「こういう理由があって、こういう判断をしたんだよ」と、子どもが納得できるまで丁寧に説明を尽くすことが本当に重要なのだと、川村さんのお話を聞きながら改めて考えさせられました。

プローハンさんと川村さん、2人の語りをあわせて振り返ると一過去・現在・未来がつながっているようなお話だったなと感じています。特に、子どもたちの小さな声をどう拾い、どう受け止めていくか。大人の関わりがどんなふうに子どもたちの人生に影響を与えるのか。皆さんにとって、改めて気づきのある時間や、これから支援ではこうしていったらいいのではないかと思える時間になったのではないでしょうか。

...

(グループディスカッション)

...

畠山：それでは、ここからはみなさまからいただいた質問を元にディスカッションをしていけたらと思います。まずは、少し“ゆるめ”的なところから…「最近どう？問題」を考えられたらと思います。「『最近どう？』っていう言葉、会話の糸口を見つけづらい場合、どうすることがベターですか」という質問があります。これまでのご経験のなかで、自分はこうやって会話が始まつたら安心したということがあったら、ぜひ共有していただきたいと思います。

川村：私なりの意見ですが、「最近どう？」は、会話の入り口というか、ネタ出しを相手に全部丸投げしている感じになってしまうと思うので、私のスライドの「信頼できるのはどういう時か」リストの中の一つに、自分の好きなこととか、趣味と

か、そういうものを覚えてくれているということを書いたのですが、あれが結構いいかなと思っていて、やはり、「あれ、〇〇どうなったの？」などと、こちらから会話の入り口というか、ネタ出しをする。しかも、相手に興味があります、関心がありますというメッセージというか、それを言語化する、しないは別にしても、それが相手に伝わることが大事ではないかと思っています。公式でもないし、正解でもないのですが、私だったら自分のことを覚えてくれていたほうが嬉しい、とつつきやすいかなと思います。

畠山：ありがとうございます。プローハンさん、どうですか。

プローハン：そうですね。川村さんと同じ意見だと思います。でも、自分も結構「最近どう？」と聞くので、ギクッとしたので、人のこと言えないなと思いながら聴いていました。ただ、関係性がある程度できている子で、結構忙しい様子だったら、「最近どう？めっちゃ忙しそうだよね」みたいなところから話をるので、丸投げじゃない状態、その前の話の続きを始まる「最近どう？」なので、丸投げじゃないつもりではいます。

畠山：ありがとうございます。そうですね。“丸投げ”という視点は、私自身もなるほどなと思いながら聴いていました。支援者の側から「あなたに関心がありますよ」「あなたのこと知りたいと思っています」と伝わるような声のかけ方は、子どもにとって「話してもいいかも」と思えるきっかけになるのだと思います。たとえ言葉を少し変えるだけでも、その印象ってすごく大きく変わりますよね。特に、ケースワーカーさんのように1年、2年で代わっていく場合、子どもにとって初めてまでのケースワーカーさんであっても、ケースを読んでその子のことを知った、知っているという状態で面会をした際、「最近どう？」と聞いたりする場面も。子どもからすると「いや、私の最近、知らないでしょう？」と思ったり、怖さみたいなところも感じる子もいるのではないかと思います。だからこそ、“初めまして”的関係の中で、いきなり“最近”を聞くのではなく、一から関係

を築く姿勢が大切なんだなと改めて思いました。私自身も、アニメやK-POPなど、その子の好きなものをきっかけに話を広げたりすることもあります。そういう入り口って、大事ですよね。

プローハン：ゼロベースで「最近どう？」ってすごいですね。それは多分、ナンパ下手だと思います。言い方変かもしれないんですけど、いきなり知らない人にそれは通じないです。

畠山：そうですね。自分がほかの人にそうされた時にどう思うかっていうのを多分考えたら、知らない人に急に「最近どうですか？」と言うこともないですよね。

プローハン：「何？」みたいな。

畠山：いただいた質問に対して、ちゃんと答えられていたか心配ではありますが、もし「もう少しここを聞きたい」などあれば、また追加で質問を書いてもらえたたらと思います。

では、次の質間に移りたいと思います。川村さんへの質問です。「誰にも言わないで」と希望したにもかかわらず、その内容が他の人に共有されていて傷ついたというお話がありましたが、そういったとき、どのように対応してもらったら嬉しかったですか、という質問です。

川村：そうですね。今振り返ると、あの時は意見を言った、聞き取りをした、大人が動いた、結果こうなった。救われなかったパターンですが、間にいろいろなものが抜けていたと思います。当時は新しいケースワーカーさんから「分かった、じゃ、誰にも言わないね」だけだったのですが、「いや、でも、涼太郎くんの身の安全とか、これからのこととを守るために、もしかしたら、ここの部分は園の先生に相談をしないといけないこともあるかもしれないよ」という注意書きのようなところを当時は聞かされていませんでした。だから、「言わないって言ったじゃん」になったと思います。ですから、子どもとはいえ、そこの注意書きはちゃんと説明をすれば聞いてもらえると思いますので、大人側としても、支援者側としても、そういうところはわかってほしいというメッセージが必要だったのではないかと思います。

あとは、その間の抜けているものの中にどんなものがあったかと考えると、私が意見を言って、聞き取りをして、次がもう結構一足飛びのような感じだったので、その間に例えば、そのケースワーカーさんが来て、その時の状況をまた聴いてもらって、変わってないんだねとか、悪化したんだねとか、この部分はマシになったねとか、児童調査は年に1回かもしれません、そういうふうに虐待のリスクがあるという判断があれば、また来るということも考えられると思います。そこをプラスアルファ、ちょっと足を運んでもらうなりして、もう一回一緒に話をして、やっぱりこの部分は園の先生と本人ではなくても園長とか、副園長とか、「もし涼太郎くんが話をできる人がいたら一緒に話をしたほうがいいと思うけど、どうかな」というような、いろいろなアプローチがあったのではないかと大人の私が振り返って思います。やはり、あの手この手を試してほしかったと思います。

畠山：ありがとうございます。プローハンさんは、今のお話で何かありますか。

プローハン：私は、施設にいる時は秘密を絶対明かさないタイプだったので、そういう経験はないのですが、逆に今、若者と関わる中で、必ずみんなに伝えていることがあって、それは、あなたの命が危ない時と、人の自由を奪う時と、法を犯す時は、絶対に守りに入るということです。そのために情報を必要なところに伝える可能性はあるということは伝えていて、でも好きな人が誰か、というようなことは絶対に言わないよとか、大人としての役割というか、関わる役割の責任の範囲だけは必ず最初に伝えています。もちろん話す時に、話したくないことは話さないでいいとか、そういう関係づくりの中で、聴くだけではなくて、こちらとしてこういうふうに守るからねという役割をちゃんと説明することは結構大事にしています。ですから、そのお陰で何でも言ってくれるのだと思います。

もちろんケースによっては、支援員同士で共有しなければならないとは思います。なぜなら、一

人の人が秘密を保持していることが後でリスクに発展していくことを考えたら、組織全体として共有していくことが必要ですから、責務があることは伝えなければいけないと思いますし、もし逆だったら嫌だなと思うので、基本はやはり自分が嫌だなとか、約束していることに対して破るというのは、子ども、大人は関係なく、それは人としてのお互いの尊重する上でのあり方なのかと思っています。

畠山：ありがとうございます。子どもと関わる上で、もし子どもから聞いたことを誰かに伝えなければいけない場合には、事前にそのことをきちんと伝えることや、自分の役割を明確にすることがとても大切だということを、あらためて確認できたように思います。きっと、皆さんにとっても参考になるお話だったのではないかでしょうか。

また、生命の危機など、どうしても伝えなければいけないことがある場合には、「なぜ伝える必要があるのか」まで丁寧に説明し、納得してもらえるような対応が求められるのだと思います。川村さんが話してくださったように、“納得するまで”という姿勢で、あの手この手で説明を重ねること、それが大切だと感じました。

私自身も、里親家庭で暮らす子どもたちに関わることがあって、里親さんとの関係性に悩んでいるとか、こういう言葉を言われて嫌だったという話があった時には、一緒にリストを作って、「これは伝えてほしい」「これは伝えてほしくない」と整理するようにしています。そして、伝えると決めた内容についても、どんな言葉で伝えてほしいのか、子どもと一緒に言葉も選びます。こちらが勝手に言葉を変えてしまうと、子どもにとっては、「勝手に共有された」という感覚になってしまふこともあるので、「この人は勝手に伝えるんじゃないな、勝手に共有してるんじゃない」と感じてもらえるような関わりを心掛けています。それでは、次はプローハンさんへの質問をご紹介します。スライドの中にあった、「電話やはがきの投函」というキーワードについて詳しく教えてください、ということです。おそらく子どもの権

利擁護の取り組みに関する部分かと思います。

プローハン：ありがとうございます。私が児童養護施設にいたのが2003年から8年間で、大体、中高生ぐらいの時に子どもの権利ノートについて説明がありました。担当職員と子どもの権利ノートを読み合わせることは、とても恥ずかしいというか形式ばったもので、やらなければならぬ職員の話と、こちらも聞かなければならなくて、「何だろう、この時間」という感じでした。でも、そもそも権利という言葉が浸透していない中で、急にそれを言われたと感じました。そして、みんなが伝えたいことがあつたら、事務室の近くに赤いポストの意見箱があると言ってくれたのですが、とある人が「何とか先生うぜえ」と書いたら見事にその先生のところに行って、その先生に怒られるということがありました。

私に関しては、めちゃくちゃスポーツをやっていたので、バスケットゴールを立てたいというお願いを何度も入れていたのですが、その夢は叶うことはありませんでした。でも、できないならできないことは仕方がないと思いますが、できる理由と一緒に考えてくれたり、今はこうだからこう考えているよということが聞かれたらよかったのですが、伝えっ放しで投げたボールが返って来ない状況が続いていたと思います。集団生活の中で一人でもそういうことになつたら、もう意見は言わなくなっていくのではないかと思います。私も最後の高校2、3年生の頃にはもう諦めていたという記憶があります。

ただ、ほかの施設では守っているところもあると思いますが、私の児童養護施設に関しては、ケースワーカーとかに話が行くのではなくて、どちらかというと児童養護施設の職員さんで話が回っていたという印象があります。

畠山：このテーマで何か、川村さんはありますか。

川村：私が子どもだったら、意見箱は誰が見ますよ、見ませんよというようなことが入所時に説明を受けるのかもしれません、子どもが意見箱に入れた意見が、今プローハンさんが言ったように、児相の人にも伝わるのか、施設の中で巡るの

か、どこまで行って、誰に行かないのかということを子どもが理解していない状況ではあまり意味がないのかなと思います。子どもが誰に対しての意見を言いたいのか、届けたいのかということ、子どもの中にも目的がしっかりあると思いますので、その意見箱を設置していくのであれば、私の希望としては、子どもに説明する時に、みんなでは見ないよとか、施設の人じゃない第三者の人で確認するようになっているとか何でもいいのですが、子どもがわかる説明があるといいと思います。とにかくいろいろな話に共通しますが、説明です。説明と理解が必要だと思います。

畠山：ありがとうございます。今プローハンさんが話してくださったように、子どもの権利擁護の仕組みとして「権利ノート」などがあります。たとえば「意見があれば権利ノートの裏に付いているはがきを投函してください」とか、「伝えたいことがあれば意見箱に入れてください」とか、「第三者委員に電話をかけてください」といった形で子どもの声を外部の大人に伝えられるツールはあります。

ただ実際には、「誰がこの電話に出るのか」「電話をかけている姿を誰かに見られるかもしれない」「このはがき、誰が見るんだろう」といった不安があったり、安全性が確保されていない中では、そうした仕組みがあつても実際には活用しにくいという現実があるように思います。つまり、子どもの自発性に任せせるような仕組みだけでは、本当にSOSを出したいときに出せないことが多いのではと思います。だからこそ、大人の側からの丁寧なはたらきかけや、定期的にそして日常的に話を聞く機会の確保など、「声が出しやすい仕組み」をつくっていく必要があると感じました。

また、お二人のお話で印象的だったのは、「フィードバックがほしい」ということでした。子どもたちは、せっかく声を上げたとしても、それを聞きっ放しにされてしまうと「やっぱ言っても意味なかった」と感じてしまうことがあります。だからこそ、子どもが伝えた・発した声に対して、大人がどんな議論をしたのか、どんな対応

を考えたのか—それを子どもに返すことが大切です。そしてもし子どもが、その結果にちょっと違和感を感じているようなことがあれば、再度その意見を聴いて、もう一度議論を重ねるというように、子どもの声と大人の応答が往復していくプロセスが重要なのだと思います。

ブローハン：そもそも意見箱に入る前の生活の積み重ねの場で、どれだけ自分がその意見を大事に、例えば、伝えたことに対して反応があったり、やはり聴いてくれているとか、必ず夢が叶うという話ではなくて、何かを伝えたことによって何かアクションがあったり、一緒に寄り添っている、隣にいてくれたりということだと思います。手前の話がないままに権利とか意見という言葉だけが前に出てしまって、子どもの意見を聴こうとなるのですが、やはり自然な会話の積み重ねの中で自然にできる、そして、その上で、もし万が一あつたら、活用できるよという話の流れなのではないかと思っています。ここだけ急にぱっと出てきても子どもからすると絶対に活用はしない、しづらいと思いました。

畠山：ありがとうございます。ブローハンさんがおっしゃるように、やはり「声を出す」「意見を伝える」ということは、その前段階としての日々のやりとりや関係性の積み重ねが土台になるのだと、改めて感じました。そうした積み重ねがあつてこそ、「この人には伝えてもいいかな」「何か動いてくれるかもしれない」と思えるのだと思います。ですから、意見表明等支援事業も、制度や仕組みと整備されているだけではなく、実際に子どもたちが「使える」と思えるものにするために、支援者の関わり方も含めて、子どもたちの声を聴きながら丁寧に検討を重ねていってほしいなと思います。

では、最後にお二人から参加者の皆さんに伝えたいことを一言ずつお願ひできればと思います。

ブローハン：私はもう、本当にどの講演会でもお伝えしていることは、やはり専門性とか、いろいろな知識は必要ですが、子どもを見ているよ、感じているよ、そこにいるからねという、その大人の

姿勢、心の姿勢はやはりすごい、川村さんがハートと言葉をまとめてくださったと思いますが、子どもたちからすればよく見ているところだと思います。私は逆に、そういった大人にたまたま巡り合えたおかげで、詐欺師にならずに済んだと思っているぐらいです。当時から、口達者ではありませんでしたが。

やはり周りの大人が、何かあった時にそのプロセスに対して時間をどれだけ一緒に共有して、どれだけ一緒に悩んで、考えてくれたかというところが記憶として残っていくと思います。幼少期から社会に巣立つまでの間にそういった大人がいると、振り返った時にあの大人はよかったですとか、別に解決した話じゃなくてもよかったですという思いだけで、大人になった時に、「ああ、あの大人のおかげで」というふうになっていく可能性が高いので、近くにいる大人がキーパーソンだと思います。

ですから、全体の中の何十分の一ではなく、一分の一として見ていってほしいと思いますし、逆に子ども側からすると、一分の一の関わり方はずっと大人になっても覚えているので、ぜひそういった意味で、最後のメッセージで伝えたその仕事を誇りに思ってほしいと思います。私からすれば、皆さんが子どもに関わってくださっていることに対してとても感謝しています。今日は話を聴いてくださいありがとうございました。

川村：意見表明ということが今回のテーマですが、今回、新しい事業も生まれて、新しい動きも世の中にどんどん出てきている中で、子どもに向き合う大人がどんどん増えてきているということは本当に子どもにとって希望になると思います。私もいろいろなところでよく言っていることは、スライドに書いたように、出会った大人の数だけ子どもの未来が広がるということです。私も信頼できる特定の大人が数名いますが、その方々に今まで、今も救われていますので、本当にどこでどんな大人と、ぴったり合う大人と出会うかはわかりません。それが意見表明等支援員なのか、園の先生なのかわかりませんが、いろいろな大人が一丸

となって、子どもをまん中にして向き合っていただけると本当にありがとうございます。一方で私も支援者、施設の職員の経験がありますから、いろいろなジレンマ、葛藤、悩みももちろんありますので、一概にこうすれば全部うまくいくとか解決とかではありませんが、本当に手探りの中でも、子どもにできるだけ意見を聴いていけるような人間でありたいですし、そんな大人が増えたら本当にうれしいなと思います。とても抽象的なコメントになりましたが、本日はどうもありがとうございました。

畠山：ありがとうございました。皆さんも、それぞれにいろいろな思いを持ちながら聴いてくださっていたのではないかと思います。どんな仕組みがいいのか、どんな大人だと信頼できるのか— そうしたことは、やはり子どもたち自身に聴いてみないとわからない部分がたくさんあると思います。だからこそ、皆さん方が日々出会われる子どもたちの声に丁寧に耳を傾けながら、「この対応でよかったのかな」「こういう声のかけ方をしたらよかったのかな」と、振り返りながら関わっていただけたらと思います。最後になりますが、“支援者として”子どもたちに出会わないでほしいと思っています。支援者に対して警戒したり拒絶感を抱く子どももいます。だからこそ、一人の大人として、どう寄り添えるのか。どうすれば、その子の声を拾えるのか。そして、子どもたちが自分の人生を取り戻し、自身の人生を自らコントロールしていけるように、どのように支えていけるのか。皆さん一人ひとりが、そうした姿勢で子どもたちに寄り添っていただけたら嬉しく思います。以上で終わります。本日は本当にありがとうございました。

「New Yorkでの暮らし」をほんの少し考えてみました

子どもの虹情報研修センター 研修部 南山 今日子

2024年11月3日(日)～9日(土)、児童福祉視察を目的にNew Yorkを訪れました。(公財)資生堂子ども財団が毎年行っている児童福祉海外研修に同行しての視察です。

約20年前に一人旅で訪れた際はあらゆるものが混在した街という印象を抱き、刺激に興奮しつつもどこか恐怖も感じたことを思い出しました。

約1週間の滞在中、NY州・市の行政機関をはじ

め、貧困地域での子ども・若者支援を行っている民間機関や虐待ハイリスク家庭への支援を行う民間機関、非行少年が暮らす施設、脳科学研究所などを訪れました。視察先の詳しい報告は、団員のみなさんが精魂込めて作られた報告書や虹センター研究報告書に譲るとして、ここではエッセイとして、NYでの暮らしをテーマに、視察の間見聞きしたものや感じたことをお届けしたいと思います。

～housing：住居～

最初の視察先で、子どもたちを取り巻く環境の課題の1つに「housing」の問題が深刻である、ということが話されました。住居費が高いため住居の確保が難しいということと、低所得者用のpublic housingが犯罪や貧困の巣窟になっていることが挙げられました。

public housingとはどんなところだろうか、と疑問に思いながら移動中は街を眺め、これかな、あれかな、と勝手に推測していたのでした。ある時、視察先でくこの近くにもpublic housingがありますよ>という話を聞き、視察後に通訳の方に「public housingとはどういう建物ですか?」と聞いてみたところ、すぐ近くの建物を教えてくれました。それは茶色で、10階はある高い建物で、四角の箱のような形でした。シンプルといえばシンプル、アンティークっぽいといえばそう見える建物でした。それ以降、移動中は窓の外を見てあちらこちらにある同じような特徴の住居を「あつまたあつた」「あれもそうだな」と反応していたのでした。よく目を凝らしてみると、ベランダの柵は朽ちていたり、周囲には大きなゴミが落

ちていたり、決していい環境とは言えないpublic housingもありました。むしろそういったものが多いかもしれません。時には、すぐ隣にスタイリッシュなデザインの高級マンションと思われる建物もあり、その対比からより茶色の箱は目立つのでした。視察先でお会いした人から、マンハッタンの住居費が高騰しており、ある程度の収入があってもクイーンズなどの周辺地域に移住している人も多いと聞きました。マンハッタンに住めるのは高給取りの人か、public housingに住む低所得者か……格差がより大きくなつた貧富が混在しているようでした。

統計的な数値に目を移してみます。public housingを管理しているNY市の住宅局 (The NY City Housing Authority ; NYCHA) によると、2025年7月時点、NY市の人口は約825万人、public housingは約18万戸、利用は約53万人。計算すると人口の約6.4%が利用していることになります。東京都の人口は約1,400万人、公的住宅は約26万戸、利用は約47万人。計算すると約3.4%が利用しています。条件や利用状況等異なることから単純に比較は

■ エッセイ ■

できませんが、NY市の方が利用している人の割合は高く、1戸あたりの居住人数が多い、つまり家族で利用している可能性が高いことが推測されます。なお、NY市住宅局のホームページには、利用対象の中に「Domestic Violence」があり、public housingがDV避難のために利用されること、つまり住居と人々の福祉が直結した表現が明示されていました（図1）。



図1. NY市住宅局のホームページ

また、アメリカの住宅都市開発省（Department of Housing and Urban Development ; HUD）によると、2024年1月時点でアメリカにいるホームレスは約77万1,480人、うちNY市は14万134人とダントツ一位でした（ちなみに、二位はロサンゼルス市・郡で7万1,201人でした）。情報を紹介していたサイトによると、NY市ではホームレスの97%はシェルターなどで保護されており、路上で生活している人は少ないようです。確かに、視察中に明らかに路上生活者とわかる方を見かけたような、見かけていないような、という記憶です。保護後、public housingの利用に移行する場合もあるようです。

複数の視察先でcommunityの持つ力について言及されました。NY市では、放課後の子どもの居場所作りや、土曜の夜に若者がスポーツをする機会を提供する取り組みを行ったり、民間の団体ではpublic housingが集まる犯罪率や中退率が高い地域での子どもも支援などが行われていました。官民間わず貧困や犯罪の連鎖を断つための様々な取り組みがなされていました。

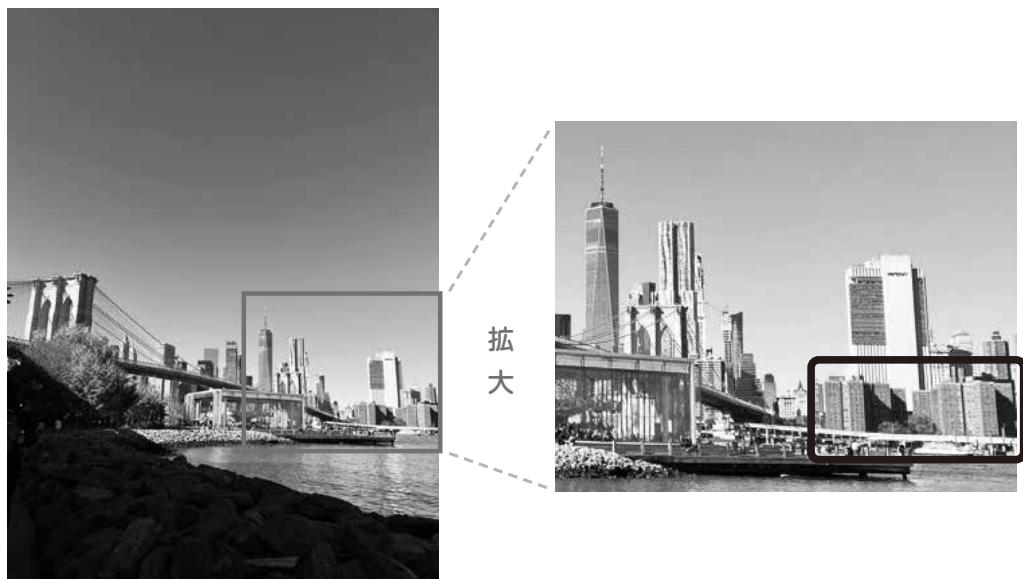


図2. ブルックリンからマンハッタンを臨んだ写真

なんのきなしに撮った写真ですがよくよく見ると、public housing群が映っていました。こうしたpublic housing群になっている地域は「レッドライニング」や「ゾーニング」というアメリカの人種差別や隔離政策の歴史と強く関連しています。



図3. public housingと公園

ここは1棟がそびえ立っています。窓を数えると17階建てのようです。
よくよく見ると右後ろに同じようなpublic housingが見えます。

～公園～

その国、その街で、子どもはいったいどんな生活を送っているのだろうか、と知りたくなります。それを知る手掛かりとなる1つが公園です。子どもたちが過ごす場として公園はどの国でも大事な空間です。街の中を移動したり、散歩したりする際に公園を見つけるとどんなところ？と関心を引きました。

通りすがった公園には大きな遊具があったり、バスケットゴールがあったり、ベンチがあったり、広々とした雰囲気はアメリカっぽいなと安易な感想を抱きつつ、何か違和感もありました。なんだろう、と思いつながら数日間過ごしていました。ある時、あと気付いたのが、公園に柵があることでした。場所

子どもを始め家族の生活が脅かされず、安心して暮らせる場所・地域が安定的に、永続的にあることはWell Beingな育ちの基盤となります。日本でも子どもの居場所作りの重要性が言われています。NY市ではhousingの問題に対し様々な取り組みがなされていますが、安心・安定とはいえない環境も多くあります。生活の基盤となる安定的・継続的な居場所の確保が昔から、そして今も深刻な課題となっているのでした。

によっては鍵もついていました。それは公園の中で子どもが過ごす場所が“区切られている”という感じが違和感だったのかもしれません。さっと立ち寄るのではなく「公園に入る」というちょっとした心構え？目的？がいるような気がしました。しかし、よく考えると、“守られている”と言ってもいいかもしれません。治安が悪い地域では安全のためという大きな目的や、また子どものための空間を確実に確保するというChildren Firstが体現されているのかもしれません。柵があると小さな子どもが一人で遠くに行ってしまうことはないですし、不審者が入りにくく構造にもなります。こうした場は公園



図4. けっこう頑丈な柵のある公園

柵の高さは色々でしたが、この2か所は小さな子どもは乗り越えられない高さの柵です。
大半の人が子どもがいないと入りにくい・・・と感じるでしょう。



(Park) の中でも子どもの遊び場 (Play Ground) として確保されているようです。

日本では柵というより木や花など自然のものが設けられている公園が多く、風景と一体化されており、老若男女誰でも立ち寄れる公共の場としての位置づけが強い存在です。

また、平日の昼間、未就学の小さい子どもと公園で遊んでいるのは親ではなくナニー (ベビーシッ

ター) のようでした。あるサイトでは公園は親やナニーの出会いの場と紹介されていましたが、子どもと一緒に遊んだりナニー同士でおしゃべりしたりしているというより子どもが遊んでいるのを静かに見ている、という印象でした。保育所の制度が整っている日本では平日の午前中は公園には保育園児が散歩にきている風景がよく見られますが、マンハッタンでは子どもとナニーが遊びに来ているのでした。

～におい～

少し前にNYに旅行に行った友達から、街のにおいが何とも言えなかった、という感想を聞いていました。「そんなことあるのかな・・・」と思っていたのですが、実際にやってみると確かに何とも言えないにおいがありました。私たちが宿泊したのはチャイナタウンだったのですが、下水道のにおい? 香辛料のにおい? 工事中のほこりのにおい? 車の排気ガスのにおい? なのか、とにかく日本の街では味わえないような混在したにおいが宿泊地周辺をはじめ、あちこちで感じられました。また、視察中、セントラルパークを歩いて移動している際、何か変なにおいがすると思ったら、通訳の方が「これはマリファナですね」と教えてくれました。NY州では2021年に21歳以上の娯楽用大麻の使用が合法化され、街中のドラッグストアで購入

でき、日本よりも薬物との距離が近いようです（滞在中にドラッグストアをチェックすればよかったと後悔）。もちろん、このにおいにはなじみがなく、違和感があったのですが、ある時、日本では嫌だなと思っていた一般的なタバコのにおいがした時には少し懐かしく、安心したような変な感覚になりました。

家庭的養育の一要素として食卓のにおいなどは話題に出ることはありますが、普段の生活そのものにおいは特に意識されることは少ないのではないでしょうか。私にとってはこの街の独特なにおいが、この街の人たちには当たり前なんだろうな・・・薬物の匂いとの距離が近い生活は、将来薬物を使用するリスクと関連はないのだろうか・・・など思いながら過ごした1週間でした。

以上、“NYで児童福祉の現場を視察する”という本筋から外れますが、1週間滞在して感じた生活のにおいを少しでも届けられたら、と思い終わりとします。最後に、今回視察団の仲間に入れてくださっ

た資生堂子ども財団のみなさま、海外視察団第49期のみなさま、快く送り出してくれた虹センタースタッフ、家族に感謝いたします。



図5. 視察の振り返り@セントラルパーク

この後、ジョン・レノンファンが集まるストロベリーフィールズまで歩いて移動したのですが、そこでマリファナらしきにおいが漂ってきたのでした。

〈参考情報（HP）〉

NY市住宅局 The NY City Housing Authority (NYCHA)

<https://www.nyc.gov/site/nycha/index.page>

都営住宅の状況

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/juutakuseisaku/shiryo_30_01_06

アメリカのホームレス人口に関する記事 Which US cities have the largest homeless populations? (2025.2.7) by the USA Facts team
<https://usafacts.org/articles/which-cities-in-the-us-have-the-most-homelessness/>

2024年度 第49回 資生堂児童福祉 海外研修報告書～ニューヨーク児童福祉レポート～

https://www.shiseido-zaidan.or.jp/data/media/shisedo_zaidan/page/public/training/PDF/vol_49.pdf

レッドライニングとニューヨーク市への影響 Redlining and Its Impact on NY City (2022.10.25)

<https://www.citysignal.com/redlining-and-its-impact-on-NY-city/>

2024(令和6)年度専門研修の実績と評価について

1 2024(令和6)年度における取り組みの概要

(1) 専門研修の基本理念

ア 研修事業における基本的価値

子どもの虹情報研修センター（以下、虹センター）の専門研修は、「子どもや家族への支援における高度な実践力を有する指導者を育成し、全国的なネットワーク形成を推進するとともに、支援技術の向上に資する新たな知見や技法の普及を通じて、我が国における子ども虐待及び思春期問題への支援の質の向上を図ること」を基本理念とし、地方自治体、民間の援助機関、関係団体、研究機関等と緊密に連携しながら、2002（平成14）年度の開設以来、毎年度年間計画に基づき実施をしています。

専門研修の基本的価値については、2023（令和5）年度まで「現場に学び、現場に返す」を理念に掲げ、現場のニーズに根差したプログラムを企画してきました。しかし、近年子どもと家族を取り巻く社会環境が大きく変化していることを受け、また、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う令和4年改正児童福祉法の趣旨等も踏まえ、現場からの学びをこれまで以上に広げ深めていくことを目指し、2024（令和6）年度は「子どもと家族から学び、現場を通じて、子どもと家族に返す」へと、専門研修の理念を見直しました。

= 研修事業の基本的価値 =

理念：『子どもと家族から学び、現場を通じて、子どもと家族に返す』

原則：① 子どもと家族のニーズ、施策の動向、国内外の最新の知見等に基づく時宜を得た企画
② 現場の工夫、努力、苦労に根差した、気づきと実践につながる研修
③ 職種や職域をまたぐ支援者同士のつながりとエンパワー
④ 支援者が安心して実践を振り返ることができる温かな学びの場の提供
⑤ 受講者・講師・虹センターが対等に学び合う場の構築

受講者アンケートや企画評価委員会のご意見等に基づき、実施した研修の効果や方向性を年度ごとに検証しています。これまで頂いたたくさんのご意見から、「支援者を支援する」ことが求められていること、さらに「受講者・講師・虹センターが共に学び合える場づくり」が大切であるという考え方を加えて、現在に至っています。

イ 研修企画の意図

研修企画にあたっては、2021（令和3）年度から毎年度キーフレーズを設定しています。今、重視しなければならないテーマ等を言語化することで、研修企画の方向性の統合化を目指しています。

表1-1 研修企画のキーフレーズ

2024（令和6）年度	
➤ 地域での早期支援	➤ 協働による包括的アセスメント
➤ 連帯感のあるチーム	➤ 新任者の育成
➤ 援助関係の構築	➤ 子どもの意見表明と参画

2024（令和6）年度は、子ども家庭センターや意見表明等支援事業等を定めた改正法が施行されたことから、特に「地域での早期支援」と「子どもの意見表明と参画」が注目すべきキーフレーズであると考え、研修を実施し

ました。

なお、コロナ禍以降オンラインでの打合せが容易になったことから、講義の要点や演習の進行等について、講師と事務局との間で事前に意見交換や打合せする時間を多く持つことができています。このことは、研修企画のキーフレーズを研修内容に反映する効果を高めています。

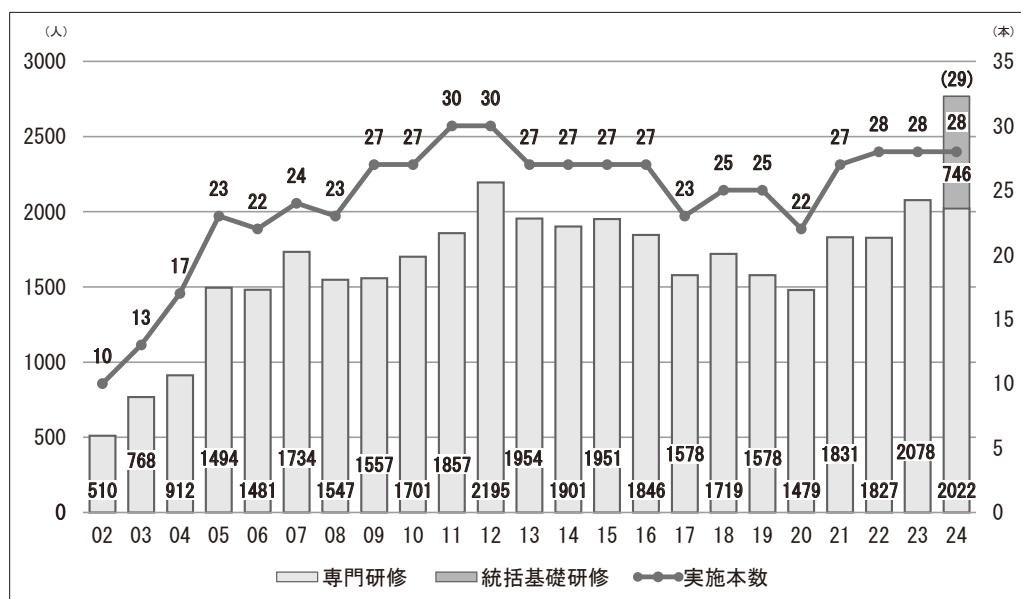
(2) 2024（令和6）年度 研修実績

ア 研修実施本数と受講者数

2024（令和6）年度は合計28本の専門研修を実施し、延べ受講者数は2,022人でした。28本のうち新規は「こども家庭センター統括支援員指導者・研修企画者養成研修」と「意見表明等支援員の養成に向けた研修－ガイドラインに基づく基礎編」で、令和4年改正児童福祉法の施行に伴い企画実施しました。

一方、前年度まで実施していた「児童相談所職員合同研修」と「市区町村虐待対応指導者研修」については、開催日程を確保できず休止しました。

表1－2 研修数と参加者数の推移



また、別枠で2024（令和6）年度新規研修に位置づけられるのが、「こども家庭センター統括支援員基礎研修」です。この研修は通常の専門研修とは異なり、オンデマンド講義だけでプログラムを編成し、受講者に通年で動画配信する企画としました。詳細は後述しますが、本研修の実績を加えると、2024（令和6）年度は29本の研修を実施し、延べ受講者数は2,768人となります。

イ 実施形態

虹センターの専門研修では、ICT（情報通信技術）を実施形態に積極的に取り入れています。主な実施方法は、「参集」・「オンデマンド配信」・「ライブ配信」の3種類ですが、これらを組み合わせることで、多様なプログラム構成の企画実施が可能になっています。

また上半期と下半期に、それぞれ「ライブ配信」と「参集」で開催する研修を受講し、インターバル期間には参加者に各所属で事例概要の作成や実践課題等、OJTに取り組んでもらう「継続型研修」を、2024（令和6）年度は8本企画実施しました。

■ 事業報告 ■

表1-3 2024(令和6)年度 各研修の実施形態

区分	研修略称	オンデマンド配信	ライブ配信	インターバル研修	参集	構成等
継続型研修	児童心理治療施設	○	○	○	○	【前期】ライブ配信 【後期】参集 【インターバル期間】 ・事前アンケートの提出 ・オンデマンド動画の視聴－レポート提出 ・事例のまとめの提出 ・課題への取り組み状況の提出
	児童養護施設	○	○	○	○	
	乳児院	○	○	○	○	
	児童心理司	○	○	○	○	【前期】ライブ配信 【後期】参集 【インターバル期間】 ・SV実践レポートの提出 ・オンデマンド動画の視聴－レポート提出 ・事例のまとめの提出
	指導教育担当児童福祉司	○	○・○	○		【前期】ライブ配信 【後期】ライブ配信 【インターバル期間】 ・オンデマンド講義の受講－レポート提出 ・筆記試験の受験 ・SV実践レポートの提出
	児童相談所長	○	○	○	○	【前期】ライブ配信 【後期】参集 【インターバル期間】 ・演習用課題の提出 ・事例のまとめの提出
	施設職員事例検討		○	○	○・○	【プレ研修】【修了研修】は参集で実施 月例検討会(年8回)はライブ配信
通常(単回)研修	福祉司SVアドバンス		○	○	○・○	【前期】【後期】は参集で実施・インターバル中に遠隔ミーティング・マーリングリスト併用
	統括支援員指導者企画者		○			
	母子生活支援施設	○			○	
	保健関係職員	○	○			
	施設心理合同	○	○			
	教育福祉合同	○	○			午前の部：250人規模・講義とシンポジウム 午後の部：80人規模・事例演習
	児相弁護士	○	○			
その他	児相医師・医師専門	○	○		○	参集・ライブ配信同時(ハイブリッド)開催
	テーマ別	○	○			250人規模
その他	統括支援員基礎	○				800人規模 オンデマンド配信講義動画を通年で視聴

ウ 実施結果・考察① 市区町村こども家庭センター統括支援員に関わる研修について

こども家庭センターに配置される統括支援員については、一体的支援に係る基礎的な事項の研修（基礎研修）の受講が要件の一つとなっています。また、基礎研修に加え、都道府県において実情に応じて開催される統括支援員の資質向上のための「実務研修」を受講することが望ましいとされています。

ア) 「こども家庭センター統括支援員指導者・研修企画者養成研修」

各自治体における「実務研修」の企画に力添えできるよう、虹センターではZoomを使ったオンライン形式で本研修を実施しました。受講者は45人で、都道府県等本庁部署の事業担当者、児童相談所の市区町村支援担当者、市区町村統括支援員等に大別されました。

プログラムでは、こども家庭センターの成り立ちや意義、統括支援員の専門性について学ぶことを重視し、研修企画担当者に対しては、講義や演習参加を通して、子どもと家族を軸に地域で支援を展開できる統括支援員の専門性を感じてもらえる学びの体験を意図しました。

表1-4 2024(令和6)年度「統括支援員指導者・研修企画者養成研修」受講者状況(機関区分)

機関区分(詳細)	受講者数	%
都道府県-本庁部署	16	35.6%
都道府県-児童相談所	9	20.0%
都道府県-保健福祉事務所	1	2.2%
政令市-本庁部署	9	20.0%
政令市-区役所	2	4.4%
政令市-児童相談所	1	2.2%
一般市	6	13.3%
町	1	2.2%
合計	45	100%

研修後アンケートでは、都道府県等の研修企画担当者からは、「統括支援員の役割についての理解が深まり、今後の研修企画に活かせる」、「他自治体も同様の課題を抱えており、悩みを共有できた安心感」等の感想がありました。他方、「サポートプランの作成に難しさを感じた」、「研修内容の一部は初心者には難易度が高かった」という指摘もありました。

また、児童相談所からの受講者では、「児童福祉法改正やこども家庭センターの設立趣旨・課題を整理するよい機会だった」、「当事者主体」や「届ける支援」等、支援のあり方への理解が深まった」とする記述があつたほか、市区町の受講者からは「事例を通じて支援の重要性を再認識した」、「統括支援員として何を求められているかを実感した」、「今後の研修に「支援者への支援」や「心が折れそうな時の支え」も求めたい」という声が寄せられました。

イ) 「こども家庭センター統括支援員基礎研修」

統括支援員基礎研修はオンデマンド講義のみの研修で、カリキュラムに設定された6つの科目(「組織内の連携基盤」、「母子保健の制度・実践」、「児童福祉の制度・実践」、「支援ネットワークの体制構築と社会資源の把握・開拓」「関係機関との連携(マクロレベルのマネジメント)」「アセスメント・モニタリング・評価・見直しに関する視点」)について、こども家庭庁が2023(令和5)年度中に制作した44本の動画を、eラーニングを利用したオンデマンド研修として運用し、受講者に提供しました。

基礎研修には、主に東日本の自治体から823人の受講申込がありました。そのうち、年度末までに受講完了し「修了証」を発行したのは746人(90.6%)、受講完了者の所属機関について最も多かったのは、市区町村こども家庭センターで561人(75.2%)でした。

受講完了者の職種については、保健職が最も多く405人(54.3%)、以下、行政職261人(35.0%)、福祉職58人(7.8%)、心理職7人(0.9%)でした。

また、統括支援員としての配置状況については、「既に配置されている」(66.7%)、「配置される予定である」(20.7%)、「配置される予定はない」(12.6%)でした。

表1-5 2024(令和6)年度「統括支援員基礎研修」受講者状況(職種)

職種	回答数	%
保健職	405	54.3%
行政職	261	35.0%
福祉職	58	7.8%
心理職	7	0.9%
その他	15	2.0%
合計	746	100%

研修後アンケートの自由記述では、「今後、統括支援員として取り組むうえでの課題」については、大別して「機関間・関係者間の情報共有の難しさ」、「組織の縦割り・連携不足による支援の難しさ」、「妊娠期からのアプローチを可能にする情報の不足」、「母子保健と児童福祉の価値観のすり合わせの難しさ」、「支援体制の構築と人材育成の難しさ」が挙げられました。

また、「こども家庭センターの設置・運営についての課題」では、大別して「母子保健と児童福祉をつなぐ調整役の必要性」、「母子保健と児童福祉の制度の分断による支援の困難」、「人材の確保と育成の重要性」、「情報共有と支援体制の整備」が挙げられていました。

他方、都道府県等が実施する「実務研修」に、どのような内容を期待するか、選択肢を示し回答を求めたところ、最も多かったのが「サポートプランについて」(63.2%)、以下、「合同ケース会議について」(40.0%)、「こども家庭センターに係る人材育成について」(40.0%)、「統括支援員の役割について」(37.5%)、「地域の社会資源の把握と開拓について」(35.1%) となっています。

工 実施結果・考察② 「乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設指導者研修」について

～インターバル期間における実践課題「子どもの“声”を聴く」の取り組みから

乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設指導者研修では、継続型研修としてプログラムを企画しましたが、ライブ配信コース（前期）から収集コース（後期）までのインターバル期間に、各受講者が「声なき“声”を聴く」をテーマに、各自設定した実践課題を自施設で取り組んでもらいました。

ライブ配信コース（前期）で実践課題を設定する際、受講者に「どんな支援者になりたいか」と、目指す支援者像を自由記述により尋ねたところ、大別して次のような回答がありました。

＜どんな支援者になりたいか＞

- 子どもの声を丁寧に聴く支援者
- 信頼関係を土台とした支援を行う支援者
- 感情に流されず冷静に対応できる支援者
- 子どもの成長を信じ、可能性を引き出せる支援者
- 子ども一人ひとりに寄り添う支援者
- チームや他職種と連携できる支援者
- 子どもと共に成長できる支援者

併せてインターバル期間の実践課題として受講者が設定した、目指す支援者像に近づくための具体的な取り組みについては、次の8つの項目に大別することができました。

＜インターバル期間の実践課題＞

- 子どもの話に最後まで耳を傾ける
- 日々の関わりを丁寧に積み重ねる
- 感情的にならず、背景を捉えて対応する
- 個別の子どもとの関係性を意識的に深める
- 記録や振り返りを通じた内省の習慣化
- 他職員との情報共有・相談を積極的に行う
- 子どもに選択肢を与える関わりを実践
- 子どもにわかりやすい言葉で伝える

インターバル期間を経て、参集コース（後期）では小グループに分かれ、実践課題「声なき“声”を聞く」の取り組みを振り返ってもらいました。多くの受講者が、実践課題への取り組みや研修での演習等を通して、「子どもの“声”にどう向き合うか」「自らの関わりをどう省みるか」という点に深く向き合い、それを職場に持ち帰り、具体的な改善・実践につなげようとする前向きな姿勢を示していました。これは、インターバル期間の実践課題を“声”に焦点を当て、かつ具体的な課題設定は自分自身で行ったことで、日々の忙しい実践の中でつい見過ごしてしまう“声”に、少し意識して耳を傾ける機会につながったものと考えられます。

また、自施設で一定期間実践課題に取り組んだことも研修効果があったと考えられます。受講者には負担だった面もあるかもしれません、こうした課題が設定されたことで、少し立ち止まって考える機会になったのではないかでしょうか。研修受講当日だけでなく、継続して考えることで日々のOJTにつながったこと、参集コースでインターバル期間の取り組みを振り返ったことで、省察につなげやすくなったのではないかと考えられます。

以下、受講者から提出された「振り返りシート」の記述から、「研修全体を通しての学び・気づき」「施設に戻って取り組みたいこと」の概要を示します。

＜研修全体を通しての学び・気づき＞

- 「声なき“声”」への意識の深化：子どもたちの非言語的なサインや行動の背景にある「語られない思い」に気づく重要性を実感した。
- 職員間の連携の重要性：子どもの思いを受け止めるには、日々の業務の中で情報共有と連携を密にすることが不可欠と認識できた。
- 自己の関わり方の振り返り：自らの言動が子どもに与える影響や、関係性の築き方を省みる機会になった。

＜施設に戻って取り組みたいこと＞

- 対話の場の工夫：日常の中で子どもとゆっくり対話できる時間や空間の確保に取り組みたいという声が多く見られた。
- チーム全体での取り組みの推進：一人で抱えず、チームで子どもの“声”を受け止める風土づくりを目指そうとする意欲が表明された。
- 記録・振り返りの活用：日々の関わりを可視化し、子どもの変化や職員自身の関わりを定期的に振り返る仕組みづくりを進めたいという意見も複数あった。

オ 実施結果・考察③「意見表明等支援員の養成に向けた研修ガイドラインに基づく基礎編」について

本研修は、こども家庭庁支援局長通知『「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル』及び「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン』について』に示された研修カリキュラム（例）基礎編の科目名、内容等を準拠し、国ガイドラインの普及を図ることを主目的に2024（令和6）年度新たに企画実施しました。プログラム構成は、オンデマンド講義7科目を事前視聴してもらい、研修当日はライブ配信2日間を設定し、小グループでの討議を適宜組み入れながら9科目を受講者に提供しました。

虹センターのプログラムでは、国ガイドラインに準拠しつつ、「子どもの“声”を聞く姿勢」、「社会的養護当

■ 事業報告 ■

事者の“声”を聴く」など、科目名に「子どもの“声”」と入れることで、虹センターが本研修で特に大事にしたい点を強調しました。

本研修には、13自治体から44人の参加がありました。職種の内訳は福祉職が24人(54.5%)で最も多く、心理職と行政職が各6人(13.6%)、弁護士が3人(6.8%)でした。また、機関区分を見ると、児童相談所が16人(36.4%)、その他(34.1%)、都道府県(福祉)8人(18.2%)でした。その他は、社会福祉士会、一般社団法人、法律事務所等です。

受講者は、「意見表明等支援員として活動している人(または予定している人)」と「都道府県・児童相談所等で意見表明等支援事業を担当している人」に大きく区分されますが、研修後アンケートの自由記述では両者に共通して、「子どもの“声”を聴くこと」の意義や、意見表明支援の必要性について、研修を通じて再認識・再確認できたという前向きな感想が多く見られました。意見表明等支援員は「実践的内容」「感情的な気づき」「個人の成長」への課題が意識され、事業担当者の関心は「制度の導入・運用」「他自治体の情報収集」「現場への応用」に向けられており相違がありましたが、小グループでの討議を適宜設けたことで、「自分とは異なる立場の視点」を知ることができた点が両者から評価されていました。

研修への具体的要望に関する記述では、「資料が多くて整理が大変だった」「説明が重複していた」といった情報の整理・効率化に関する事や、「今後は“実践編”なども設けてほしい」「参加者が継続的に情報交換できる機会の設定を希望」する意見がありました。

力 実施結果・考察④ 児童相談所職員を対象にした研修について

ア) 「指導教育担当児童福祉司任用前研修」

法改正により研修受講対象が2022（令和4）年度から指導教育担当児童福祉司に任用される前に変更されました。3回目の実施となった2024（令和6）年度は、過去最多となる262人が本研修を受講しました。

表1-6 指導教育担当児童福祉司任用前研修（児童福祉司スーパーバイザー研修）受講者数推移

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	合計
受講者数	175	161	188	70	216	216	250	262	1538

※各年度2日程（2021年度と2022年度は3日程）開催

(単位：人)

本研修では、前期終了後から後期開始前までに受講者がスーパーバイズ実践の実習をする際、各所属で指導的職員を位置付け、メタスーパーバイズを行う役割を担ってもらっています。こうした仕組みが作られることにより、研修受講で得られる知識や経験が受講者にとどまらず各所属内により共有しやすくなることや、さらには職場の人材育成への波及が期待されます。

一方、児童福祉司の育成に関する課題について、受講者に自由記述によるアンケートで回答を求めたところ、「体制の未整備」「時間と人の不足」「教育機会の欠如」「組織風土」「キャリアの不透明さ」等の課題が挙げられ、構造的な要因が複合的に影響していることが推察されました。

＜児童福祉司の育成に関する主な課題＞（2022～2024 年度研修受講者アンケートより）

- 育成体制・人材確保に関する課題
- 役割の曖昧さ・指導の属人化
- 業務過多・時間不足
- 新任者への支援が不十分
- 教育研修の整備不足
- 他職種との協働に関する理解不足
- 組織文化・意識の課題
- 心理的安全性の欠如
- 評価やキャリアパスの不明瞭さ

イ) 「児童心理司指導者研修」

児童心理司スーパーバイザーは、児童福祉司スーパーバイザーと異なり法定化されていませんが、虹センターの「児童心理司指導者研修」は、2023（令和5）年度から人材育成を軸に継続型研修を導入する形でプログラムを企画しています。インターバル期間には「指導教育担当児童福祉司任用前研修」に準拠し、受講者に各所属でスーパーバイズ実践の実習に取り組んでもらいました。参集コース（後期）では、指導教育担当児童福祉司任用前研修で採用しているピアスーパービジョンを取り入れ、スーパーバイズ実践の振り返りを小グループで行いました。ライブ配信コース（前期）では受講者自身が受けたSVを振り返っていたのですが、自分自身の経験をもとに、スーパーバイザー（先輩）となった今の自分が行っているスーパーバイズを振り返る機会にもなっていました。

各児童相談所での配置状況について、2024（令和6）年度ライブ配信コース（前期）に参加した受講者79人のうち、児童心理司スーパーバイザーとして「配置されている」が34人（43.0%）、「配置されていない」は45人（57.0%）でした。児童相談所における児童心理司SVに関する、研修終了後の受講者の振り返り（自由記述）から、現状と課題、これから取り組みたいことについて、次のような児童相談所現場の状況が読み取れました。

＜スーパービジョン（SV）の実施状況＞

- 現場ではSVの必要性は認識されており、実施している児相もある。
- チームでの検討やケースカンファレンスなどを通じてSV的要素を取り入れているが、「形式的」で終わっている場合も多い。
- OJT中心の教育体制が主で、系統的なSV体制が整っていないという声が多い。
- スーパーバイザーが専門的支援を行うと同時に業務管理や指導も担っており、役割が曖昧。

＜SVに関する課題＞

- 時間・人員不足：SVを行う時間の確保が困難で、スーパーバイザーが他業務に追われている。
- スーパーバイザーの育成不足：SVを担える人材が少なく、専門性が十分でないと感じている。
- SVの理解と浸透の不足：SVの意義や効果が十分に共有されておらず、実施が形式化している。
- 関係構築の難しさ：SVが上下関係になりやすく、心理的安全性が確保されにくい。
- 一貫した体制の欠如：自治体や児相内でSVの進め方や目的が統一されておらず、個々の裁量に任されている。

＜これから取り組みたいこと＞

- 体制の整備：SVの体系的導入と、定期実施の仕組みづくり。
- スーパーバイザーの育成：指導的立場の職員への研修機会の提供、スキル向上。
- 関係性の構築：心理的安全性の高いSV環境の構築を目指す。
- SVの多様化：一対一だけでなく、グループSVや外部講師によるSVなども導入。
- 理論的裏付けの導入：構造化されたSVモデル（例：解決志向など）を取り入れていく。

ウ) 「児童相談所弁護士専門研修」

2018（平成30）年度の試行実施からこれまで7回、「児童相談所弁護士専門研修」を開催しています。常勤、非常勤など勤務形態を問わず児童相談所業務に携わる弁護士を対象としている本研修は、2024（令和6）年度受講者57人のうち34人（59.6%）に複数回の参加経験があることなどからも、弁護士が児童相談所で活動するにあたり必要な知識や情報等を得られる場として、本研修が認識されているものと捉えています。

研修プログラムは、講義、事例検討、グループ討議で構成することを基本としていますが、2024（令和6）年度は昼休憩の時間を活用し、「一時保護時の司法審査」をテーマに意見交換することを目的とした「ランチヨ

■ 事業報告 ■

ンセッション」企画を実施しました。自由参加の設定でしたが、法律の施行を半年後に控えた時期に行なったこともあり、参加者から高い評価が得られました。受講者の評価の視点と概要について、以下のとおりまとめてみました。

＜ランチョンセッションに対する評価の視点＞

- テーマのタイムリーさ・関心の高さ
- 実務的で具体的な内容
- 他地域の状況・多様な運用の共有
- 講師の専門性・姿勢
- 自由参加セッションとしての意義
- 自己の業務や組織へのフィードバック

「一時保護時の司法審査」への対応の現状からは、「提出資料や証拠の内容に関する混乱」「実務体制・役割分担の不明確さ」「制度趣旨と実務との乖離」に大別される課題のほか、「弁護士（受講者）がどこまで関与すべきか不明」「家裁との関係構築の重要性」等について共有されたことが、受講者の振り返りの記述から推察されました。また、「悩ましい事案を共有できる弁護士ネットワークの継続」「今後も情報交換の機会を定期的に持ちたい」等、実務を支えるためのネットワーク形成を望む声が寄せられました。

エ) 「児童相談所医師研修」「医師専門研修」

「児童相談所医師研修」は、児童相談所に医師が必置となった児童福祉法改正に伴い、2019（令和元）年度から実施しています。受講対象については勤務形態を問わず、常勤医師だけではなく非常勤や嘱託も含んでいます。コロナ禍を契機に実施形態をオンラインに変更し、2020（令和2）年度以降は、児童福祉施設や小児総合医療施設等に勤務する医師を対象とする「医師専門研修」と同日に開催しています。

2024（令和6）年度は<参集>か<ライブ配信>か、受講者に希望する参加形態を選択してもらえるよう、いわゆる「ハイブリッド形式」で開催しました。虹センターでは初めての試みでしたが、両研修合わせて過去最多となる71人が受講し、うち14人（19.7%）が虹センターに参集しました。研修内容に関しては、参集・ライブ配信共通で受講する講義や事例検討の後、午後からは参集はシンポジウム、ライブ配信は講義を行うなど、プログラムの構成を工夫しました。

研修後アンケートの自由記述では、参集での参加が難しい医師にとって、オンライン形式の併用は参加のハードルを下げ、より多くの医師が研修にアクセスできる点が評価されました。「オンラインでも最新の資料で講義が受けられ、大変勉強になった」「オンラインならではの多様な視点を得ることができた」との声がありました。一方で、虹センター会場参加者からは「全国の先生方と直接意見交換ができ、横のつながりを作れたことが大変よかったです」といった意見等、対面参加の価値を再認識する声が多く寄せられました。ハイブリッド形式によってそれぞれの利点が發揮されたことが示されたものと思います。研修機会の拡充や多様化を図る上で、ハイブリッド形式が有効な手法であることが本研修の実施により確認できましたが、さらなる技術面・内容面の工夫が必要と考えます。

表1-7 児童相談所医師研修・医師専門研修 受講者数推移 2019年度～ (単位：人)

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024
児童相談所医師研修	8	28	24	45	33	40
医師専門研修	34	32	12	23	23	31
合計	42	60	36	68	56	71

キ 実施結果・考察⑤ 「教育・福祉虐待対応職員合同研修」

「教育・福祉虐待対応職員合同研修」は、2021（令和3）年度に実施形態をオンラインに変更し、2022（令和4）年度からはライブ配信に加えオンデマンド視聴による講義動画を配信するなど、プログラムの拡充を図っています。受講者数について、これまで参集による開催では、2018（平成30）年度116人が最多でしたが、オンラインに変更して以降は毎年度200人を超える、2024（令和6）年度は過去最多の281人に至りました。うち214人（76.2%）が教育機関からの参加となっています。

ライブ配信当日、受講者全員が参加する午前の部には、講義とシンポジウムを通してトラウマの視点を学び考えるプログラムとしました。さらに学ぶ意欲のある受講者は引き続き午後の部にも参加し、教育と福祉の協働を考える演習とグループ討議を行いました。

研修後アンケートでは、受講者からたくさんの自由記述が寄せられました。このうち、教育と福祉の協働にかかる気づきや課題について触れている記述を概観したところ、「チームとしての支援の必要性」「視点の違いから学びが得られた」「子どもを中心とした関係構築の大切さ」等、協働の重要性が実感され研修の効果がもたらされた様子が伺えました。一方、「立場や役割の違いによる温度差」「教職員の多忙さ、制度上の限界」「協働の仕組みの不在・不確さ」等、協働の難しさや現場での課題に触れる記述も見られました。

また、「多職種による継続的な学習の場の必要性」や「連携の第一歩としての研修の役割」、あるいは「ローカル（地域）での協働機会の創出」に期待する声も多かったと思います。前向きな意見からは、専門領域の異なる立場からの学びの広がりや、研修という“安全な場”での交流による効果が感じられ、教育と福祉の合同研修の価値が再認識されました。

ク 実施結果・考察⑥「テーマ別研修 心の中の自分史を再構成するために」について

2024（令和6）年度のテーマ別研修は、「自分史」を題材にプログラムを企画しました。

＜企画に込めた思い＞

家族と離れ、社会的養護の施設などで暮らす子どもたちや、そこから巣立った社会的養護の経験者は、不適切な養育環境で育ったり、何度も人との別れや生活環境の分断を経験しています。そうした子どもたちが、自分の価値を認め、未来に期待を持てるようになるためには、主体性を大切にしながら、自分の人生史を振り返り、その意味を自分なりに再構成することが欠かせません。

しかし、自らの人生史を辿り直し、編み直していく営みは簡単ではなく、混乱や怒り、悲しみといった感情が生じることも少なくありません。子どものそばに寄り添い、安心できる関わりを続けることが求められるなど、子どもと共にいる支援者の姿勢が問われていると思います。

このテーマについて、皆さんと一緒に丁寧に学びを共有したいと考え、企画しました。

本研修には、215人の受講者が参加しました。機関区分では、最も多かったのが児童相談所62人（28.8%）、次いで児童養護施設48人（22.3%）、市区町村福祉20人（9.3%）、母子生活支援施設19人（8.8%）でした。職種別では、児童心理司が最多で36人（16.7%）、以下、保育士31人（14.4%）、児童福祉司25人（11.6%）、心理職と児童指導員が各24人（11.2%）となっています。

研修後アンケートの自由記述には受講者から大きな反響が寄せられ、研修を通じ「自分史の再構成」について気づいたことや感じたことが多く挙げられました。概要を大別すると、「これまでの歩みを整理する支援（ライフストーリーワーク）の重要性」「自分史を知ることの意味」「支援者自身の振り返りの必要性」「喪失体験や連続性の重要性」「関係性・つながりの重要性」「実践の難しさ・課題意識」にまとめることができました。

また「自分史の再構成」の重要性について、受講者の気づきにつながったポイントを研修後アンケートから見出してみたところ、「当事者の声・体験談の共有」「施設や支援者の具体的な実践例の報告」「理論的な解説（ア

■ 事業報告 ■

イデンティティ・喪失・連続性の理解)」「自分自身の振り返りの促し」「子ども視点に立つきっかけの提供」等が挙げられました。これらのポイントは、理論、当事者からの報告、支援者自身の振り返りが研修を通して受講者の中で重なったことで、多くの受講者に「自分史の大切さ」が響いたものと捉えました。

他方、先述した「実践の難しさ・課題意識」に関しては、支援者たちは「自分史の再構成は子どもの未来にとって重要だ」という認識を持ちながらも、現場の制約や心理的・組織的ハードルに直面している状況と複数の課題が挙げられていました。

＜支援者の状況と意識された課題＞

- 支援者自身の心理的負担・準備の課題
 - 支援者自身が自己の過去に触れる負担感
 - 支援者の心理的準備不足
- 子ども側のタイミング・受け止め力の問題
 - 子どもが過去と向き合う準備が整っていない
 - 子どもが抱えるトラウマや記憶の空白
- 組織・制度上の課題
 - 職員の異動・離職による連続性の欠如
 - アフターケアの体制不備
- 実践的な困難さ
 - 支援者間での連携・情報共有の難しさ
 - 「いつ・どう進めるか」の判断の難しさ
- 専門性・研修機会の不足
 - 支援者の専門性の確保

さらに、自由記述には「自分史の再構成」について、今後の研修内容への期待が多く挙げられました。支援者自身の自己理解、支援対象の個別性の理解、組織内の協働、専門性の強化、地域との連携など、これらを一連的に進められれば現場の支援力が高められ、子どもたちが安心して「自分史の再構成」に向き合えるのではないかと思います。研修への期待の高さと受け取りました。この大事なテーマは今後もいろいろな形でプログラムに取り入れ、受講者、講師、虹センターで共に考えていきたいと思います。

＜今後期待される研修内容＞

- 実践編・応用編：具体的な支援方法・進め方の研修
- 支援者自身のセルフケアと自己理解
- チーム・組織としての連携強化研修
- 当事者の声を取り入れた学びの継続
- 地域連携・アフターケア強化の研修

ケ 研修機関等との連携

西日本こども研修センターあかし(以下、西日本センター)が2019(平成31)年度から事業を開始して以降、虹センターとの合同会議を定期的に開催し、研修運営や講師に関する情報交換、相互に研修交流等を行っています。

国立武蔵野学院附属人材育成センターとは、例年どおりに相互に講師を派遣したことに加え、西日本センターと虹センターの3センター間で、実務に関する情報交換を行っています。

また、児童福祉施設の全国協議会との連携については、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会及び全国児童心理治療施設協議会が実施する事業に職員が参画したり、研修等への講師派遣を相互に行う協力をしています。

2 実績統計

(1) 研修参加者数

2024（令和6）年度は28本の研修を計画し、実施本数は28本でした。参加者数は延べ2,022人（2023（令和5）年度2,078人）でした。また、研修受講をお断りした人数については7人（2023（令和5）年度44人）でした。

表1-8 2024（令和6）年度 研修別参加状況

	番号	研修名	参加者（人）	キャンセル（人）	お断り（人）
児童相談所	1	【オンライン】児童相談所長研修A<前期>	33	0	0
	2	【参集】児童相談所長研修A<後期>	34	0	0
	3	【オンライン】児童相談所長研修B<前期>	39	1	0
	4	【参集】児童相談所長研修B<後期>	38	1	0
	5	【オンライン】指導教育担当児童福祉司任用前研修A<前期>	131	1	0
	6	【オンライン】指導教育担当児童福祉司任用前研修A<後期>	129	2	0
	7	【オンライン】指導教育担当児童福祉司任用前研修B<前期>	132	3	0
	8	【オンライン】指導教育担当児童福祉司任用前研修B<後期>	132	1	0
	9	【オンライン】児童心理司指導者研修<ライブ配信コース>	79	2	0
	10	【参集】児童心理司指導者研修<参集コース>	58	5	0
	11	【オンライン】児童相談所弁護士専門研修	57	0	0
	12	【参集・オンライン】児童相談所医師研修	40	0	0
	13	【参集】児童福祉司スーパーバイザーアドバンスコース<前期>	10	0	1
	14	【参集】児童福祉司スーパーバイザーアドバンスコース<後期>	10	0	0
児童福祉施設	15	【オンライン】乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設指導者研修<ライブ配信コース>	152	4	0
	16	【参集】児童養護施設指導者研修<参集コース>	57	2	0
	17	【参集】児童心理治療施設指導者研修<参集コース>	20	0	0
	18	【参集】乳児院指導者研修<参集コース>	41	2	0
	19	【参集】母子生活支援施設指導者研修	38	3	0
	20	【オンライン】施設心理職員合同研修	79	1	0
	21	【参集】施設職員事例検討会プレ研修	8	0	6
	22	【参集】施設職員事例検討会修了研修	8	0	0
市区町村	23	【オンライン】こども家庭センター統括支援員指導者・研修企画者養成研修	45	5	0
	24	【オンライン】児童虐待対応保健職員指導者研修	90	2	0
その他	25	【オンライン】教育・福祉虐待対応職員合同研修	281	22	0
	26	【オンライン】意見表明等支援員の養成に向けた研修	44	0	0
	27	【参集・オンライン】医師専門研修	31	5	0
	28	【オンライン】テーマ別研修「心の中の自分史を再構築するために」	206	9	0
合計			2,022	71	7

■ 事業報告 ■

(2) 研修別平均経験年数

全研修参加者の平均経験年数は9.5年(2023(令和5)年度9.6年)でした。

参加者の平均経験年数が10年以上である研修が12本(2023(令和5)年度8本)あり、最も経験年数が長かったのは「教育・福祉虐待対応職員合同研修」でした。また、施設系の研修で経験年数が長い傾向が見られました。

平均経験年数が5年未満の研修は1本(2023(令和5)年度1本)で、「児童相談所弁護士専門研修」でした。

凡例：	10年以上
	5年未満

表1-9 2024(令和6)年度 研修別平均経験年数

研修名	対象	平均経験年数	
【オンライン/収集】児童相談所長研修A	新任児童相談所長	児相経験	10.3年
【オンライン/収集】児童相談所長研修B	同上	児相経験	12.2年
【オンライン】指導教育担当児童福祉司任用前研修A	児童福祉司として3年以上勤務した者であって、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者	児相経験	6.2年
【オンライン】指導教育担当児童福祉司任用前研修B	同上	児相経験	6.3年
【オンライン】児童心理司指導者研修 <ライブ配信コース>	児童相談所児童心理司経験通算5年を満たした児童心理司(スーパーバイザーを含む)	心理司経験	7.3年
【収集】児童心理司指導者研修 <収集コース>	児童相談所児童心理司経験通算5年を満たした児童心理司(スーパーバイザーを含む)	心理司経験	7.3年
【オンライン】児童相談所弁護士専門研修	児童相談所に勤務している弁護士(常勤・非常勤・嘱託を問わない)	児相経験	4.6年
【収集・オンライン】児童相談所医師研修	児童相談所に勤務する医師(勤務形態は問わず、非常勤や嘱託を含む)	児相経験	6.8年
【収集/オンライン】児童福祉司 スーパーバイザーアドバンスコース	児童福祉司スーパーバイザーで、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者	児相経験	11.1年
【オンライン】乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設指導者研修 <ライブ配信コース>	乳児院で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算5年を満たした者 児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算7年を満たした者 児童心理治療施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算3年を満たした者	施設経験	12.3年
【収集】児童養護施設指導者研修 <収集コース>	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算7年を満たした者	施設経験	13.4年
【収集】児童心理治療施設指導者研修 <収集コース>	児童心理治療施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算3年を満たした者	施設経験	10.8年
【収集】乳児院指導者研修 <収集コース>	乳児院で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算5年を満たした者	施設経験	11.2年

研修名	対象	平均経験年数	
【参集】母子生活支援施設指導者研修	母子生活支援施設で基幹的職員等指導的立場にあり児童福祉施設経験通算3年を満たした者	施設経験	11.7年
【オンライン】施設心理職員合同研修	児童養護施設、児童心理治療施設の心理職で児童福祉施設心理職経験通算5年を満たした者 児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童家庭支援センター、自立援助ホームの心理職で児童福祉施設心理職経験通算2年を満たした者	施設経験	7.6年
【参集/オンライン】施設職員事例検討会	児童福祉施設で基幹的職員等指導的立場にある職員で、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者	施設経験	12.6年
【オンライン】こども家庭センター統括支援員指導者・研修企画者養成研修	都道府県等の研修担当者、ファシリテーターを務める市区町村の実務者及び研修企画担当者	虐待対応	7.5年
【オンライン】児童虐待対応保健職員指導者研修	市区町村の母子保健活動、子育て支援、児童虐待防止対策に携わっている指導的立場にある保健師・助産師・看護師、また児童相談所に勤務する保健師で、児童虐待関連業務経験通算5年を満たした者	虐待対応	10.2年
【オンライン】教育・福祉虐待対応職員合同研修	学校や教育委員会などの教育機関、市区町村、児童相談所で児童虐待関連業務に携わる者であって、児童虐待関連業務経験通算2年を満たした者	教職経験 虐待対応 児相経験	15.7年
【オンライン】意見表明等支援員の養成に向けた研修	都道府県等が派遣する者	虐待対応	7.6年
【参集・オンライン】医師専門研修	児童相談所、児童福祉施設、保健機関、医療機関等に勤務している児童虐待の対応に携わる医師	現所属	5.6年
【オンライン】テーマ別研修 「心の中の自分史を再構成するために」	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にあり、児童虐待関連業務経験通算3年を満たした者	虐待対応	10.1年
全研修の平均経験年数			9.5年

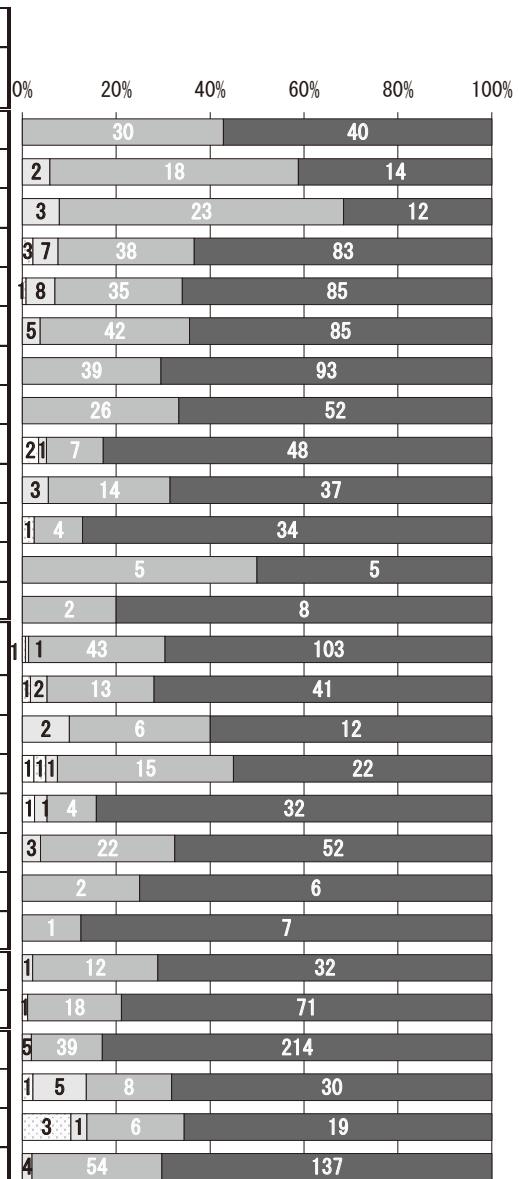
3 研修の評価

(1) 研修全体の評価

研修終了後にアンケートを実施し、研修全体が「役に立つ」と思う程度を1点から5点で評価してもらいました。ほとんどの研修で、4点以上の割合が90%を超えました。

表1-10 2024（令和6）年度 研修全体の評価

2024年度 研修全体の評価			(人)	
	No	研修名称	参加	回答
児童相談所	1,3	【オンライン】児童相談所長研修<前期> ※AB合同	72	70
	2	【参考】児童相談所長研修A<後期>	34	34
	4	【参考】児童相談所長研修B<後期>	38	38
	5	【オンライン】指導教育担当児童福祉司任用前研修A<前期>	131	131
	6	【オンライン】指導教育担当児童福祉司任用前研修A<後期>	129	129
	7	【オンライン】指導教育担当児童福祉司任用前研修B<前期>	132	132
	8	【オンライン】指導教育担当児童福祉司任用前研修B<後期>	132	132
	9	【オンライン】児童心理司指導者研修<ライバ配信コース>	79	78
	10	【参考】児童心理司指導者研修<参考コース>	58	58
	11	【オンライン】児童相談所弁護士専門研修	57	54
	12	【参考・オンライン】児童相談所医師研修	40	39
	13	【参考】児童福祉司スーパーバイザーアド・アンスコース<前期>	10	10
	14	【参考】児童福祉司スーパーバイザーアド・アンスコース<後期>	10	10
	15	【オンライン】乳児院・児童養護施設児童心理治療施設指導者研修<ライバ配信コース>	152	148
児童福祉施設	16	【参考】児童養護施設指導者研修<参考コース>	57	57
	17	【参考】児童心理治療施設指導者研修<参考コース>	20	20
	18	【参考】乳児院指導者研修<参考コース>	41	40
	19	【参考】母子生活支援施設指導者研修	38	38
	20	【オンライン】施設心理職員合同研修	79	77
	21	【参考】施設職員事例検討会プレ研修	8	8
	22	【参考】施設職員事例検討会修了研修	8	8
市・区・町・村	23	【オンライン】こども家庭センター統括支援員指導者・研修企画者養成研修	45	45
	24	【オンライン】児童虐待対応保健職員指導者研修	90	90
その他	25	【オンライン】教育・福祉虐待対応職員合同研修	281	258
	26	【オンライン】意見表明等支援員の養成に向けた研修	44	44
	27	【オンライン】医師専門研修	31	29
	28	【オンライン】テーマ別研修「心の中の自分史を再構成するために」	206	195
合 計			2022	1972



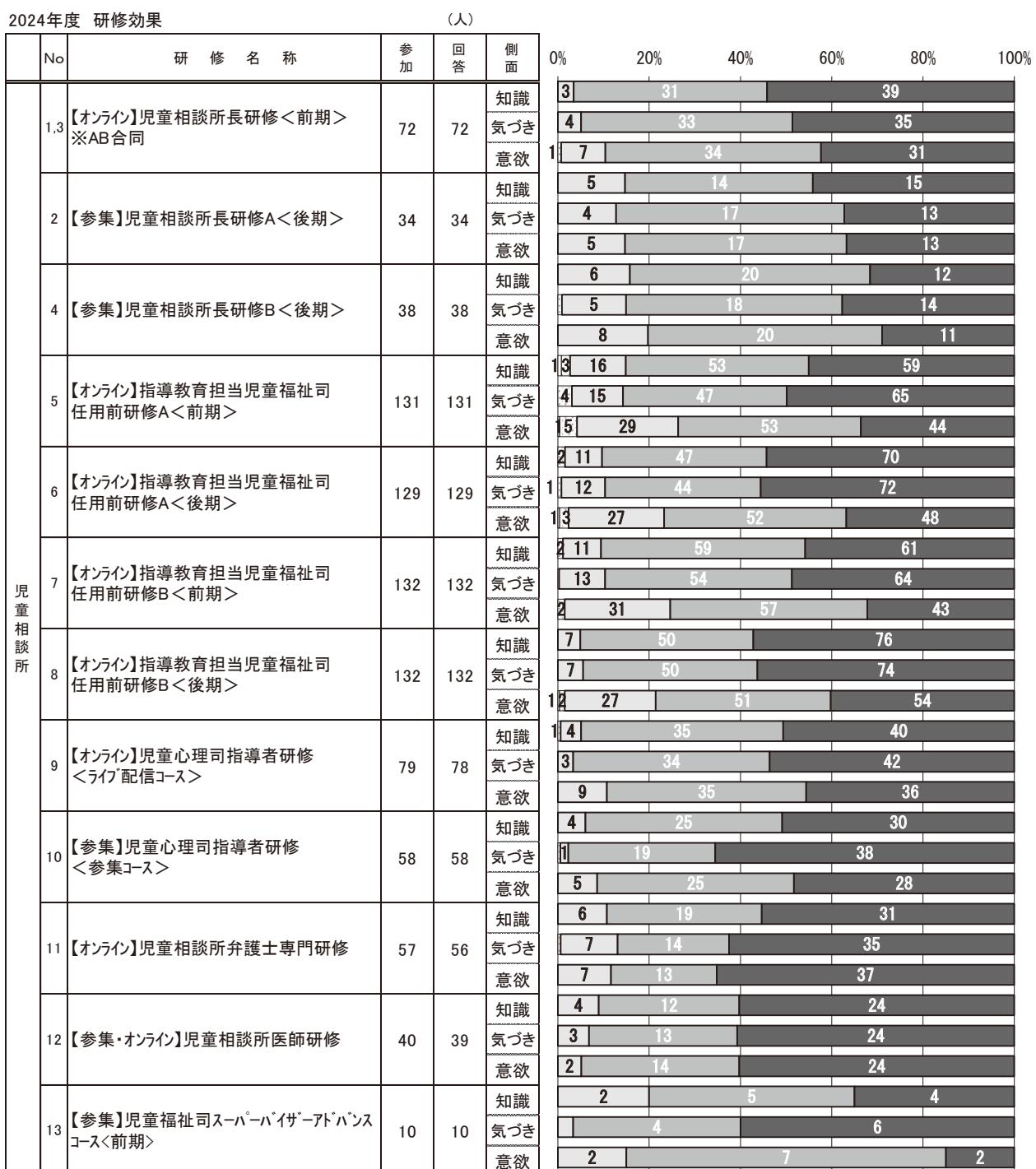
□役に立たない 1 □2 □3 □4 ■5役に立つ

(2) 研修の効果

「知識」「気づき」「意欲」の3つの指標について、研修全体でどの程度「効果がある」と感じたか、1点から5点で評価してもらいました。

ほとんどの研修及び指標において、4点以上の評価をした人が80%を上回りました。

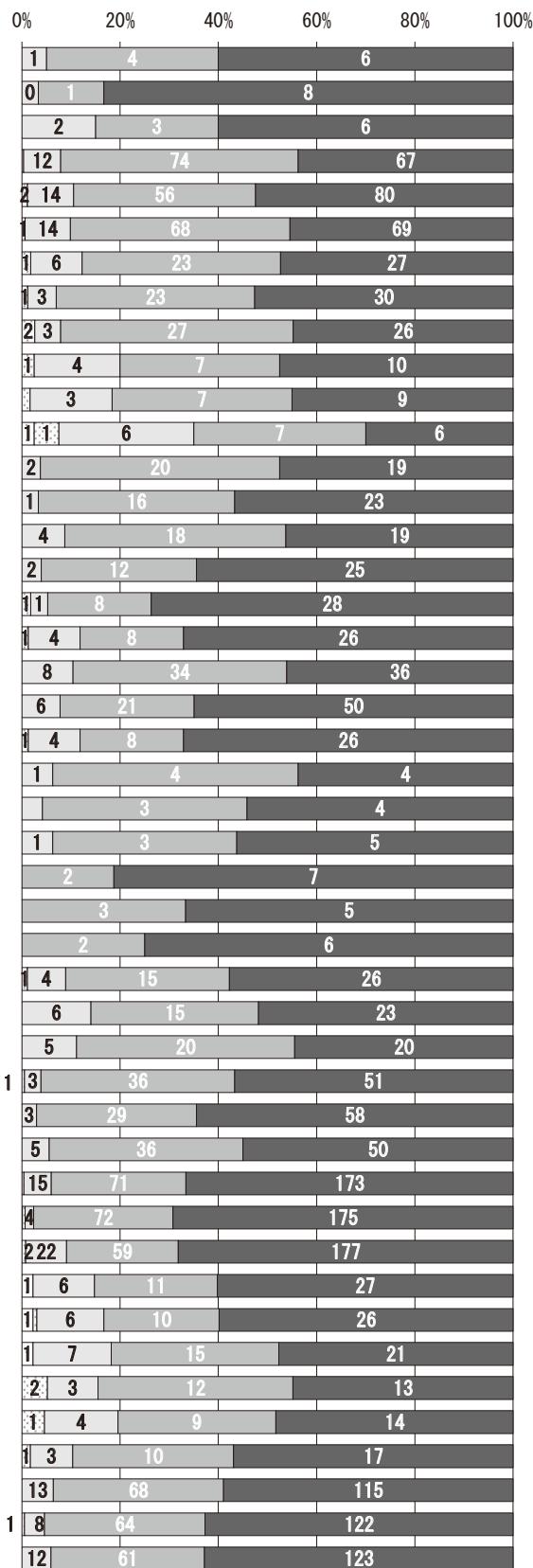
表1-11 2024（令和6）年度 研修効果



□効果なし 1 □2 □3 □4 □5効果あり

■ 事業報告 ■

	No	研修名称	参加	回答	側面
児童相談所	14	【参考】児童福祉司スヘルパー・ハイサー・アド・ハンスコース<後期>	10	10	知識 気づき 意欲
児童福祉施設	15	【オンライン】乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設指導者研修<ライブ配信コース>	152	148	知識 気づき 意欲
	16	【参考】児童養護施設指導者研修<参考コース>	57	57	知識 気づき 意欲
	17	【参考】児童心理治療施設指導者研修<参考コース>	20	20	知識 気づき 意欲
	18	【参考】乳児院指導者研修	41	40	知識 気づき 意欲
	19	【参考】母子生活支援施設指導者研修	38	38	知識 気づき 意欲
	20	【オンライン】施設心理職員合同研修	79	77	知識 気づき 意欲
	21	【参考】施設職員事例検討会プレ研修	8	8	知識 気づき 意欲
	22	【参考】施設職員事例検討会修了研修	8	8	知識 気づき 意欲
	23	【オンライン】こども家庭センター統括支援員指導者・研修企画者養成研修	45	45	知識 気づき 意欲
	24	【オンライン】児童虐待対応保健職員指導者研修	90	90	知識 気づき 意欲
その他	25	【オンライン】教育・福祉虐待対応職員合同研修	281	281	知識 気づき 意欲
	26	【オンライン】意見表明等支援員の養成に向けた研修	44	44	知識 気づき 意欲
	27	【参考・オンライン】医師専門研修	31	29	知識 気づき 意欲
	28	【オンライン】テーマ別研修「心の中の自分史を再構成するために」	206	195	知識 気づき 意欲
	合計		2022	1999	



□効果なし1 □2 □3 □4 □5効果あり

* 各指標は複数の項目で構成されており、図の数値は回答者数の平均人数を示しているため、合計数が回答者数と一部一致していない箇所があります。
「知識」(1)新たに知識を得ることができた、(2)これまでの知識が整理された
「気づき」(1)日々の支援の振り返りができた、(2)新たな視点や考え方を得ることができた、(3)自身の専門性への理解が深まった
「意欲」(1)日々の業務への意欲が高まった、(2)自己研鑽への意欲が高まった

(3) 研修への意見・要望

研修後アンケートの自由記述には肯定的な意見に加え、研修の改善に資する要望などの意見も記されています。

また、2021（令和3）年度からは、虹センターに期待することについての意見も得られています。貴重な意見の意図するところを検討・議論し、研修の企画・運営に活かしています。

表1-12 2024（令和6）年度 研修後アンケートの自由記述（研修終了直後のアンケートから抜粋）

〈児童相談所〉		
【オンライン】 児童相談 所長研修 <前期> ※AB合同	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的なところから専門的なところまで含めた研修でちょうどよい。 保護部門が抱える課題（保護所の基準対応、意見聴取など権利擁護の推進等）は大きいと考えるので、保護部門での視点による説明があるとよい。
	虹センターに 期待すること	<ul style="list-style-type: none"> 今後も階層に応じた研修や、資質向上研修、テーマを絞った研修などを開催してもらいたい（できればオンデマンド研修をお願いしたい）。 専門相談にお世話になったことがある。今後も困ったときや悩んだときに気軽に相談させてもらい、背中を押してもらえると嬉しい。
【参集】 児童相談 所長研修A <後期>	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> 司法審査のプレゼンテーションは、非常に感心のあるところで、今後も情報の提供をお願いしたい。 参集ならではの意見交換や討議が中心の研修であり、全国の所長との交流ができたことは最も有意義である。
【参集】 児童相談 所長研修B <後期>	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> 経験が浅いとはいえ、与えられた権限と果たすべき責任は同様のため、経験の浅い児相所長向けの研修（特にいろいろな判断における論点整理やポイントなど）のようなものがあると、より研修を充実したものにできる。 知識に関する講義研修もあったが、判断を求める研修や、シミュレーション形式の研修もあったほうがよいかと感じた。
【オンライン】 指導教育担当 児童福祉司 任用前研修A <前期>	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> 冒頭説明でも、事前に配布される資料でもよいので、SV研修の全体像や目的、前期日程においてこれらのテーマで演習や討議を行う意味付けなどを知らせると良かった。 講師の熱量が伝わってきて、今後の業務に対するモチベーションが上がった。グループ討議でも様々な情報交換ができたが、やはり対面で実施したいという気持ちになった。
	虹センターに 期待すること	<ul style="list-style-type: none"> 今後も専門的な研修を実施してほしい。 児相の意義や役割、やりがいがある仕事であることをたくさん的人に知つてもらい、意欲をもって職務に当たる人材が少しでも増えるような投げかけをしてもらえるとありがたい。
【オンライン】 指導教育担当 児童福祉司 任用前研修A <後期>	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> もう少しグループ討議の効果を検証し、コマ数を減らしてもよいのではないか。 講師の方が終了時間を把握されていないことがあり中途で終了した講義があったので、事前の最終確認を徹底していただけないとありがたい。

【オンライン】 指導教育担当 児童福祉司 任用前研修B <前期>	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動時間がなく、業務への支障が最小限ですむのでリモート研修での開催はとてもありがたい。情報共有などは私自身の慣れてなさもあるかもしれないが、やはり対面で行ったほうがよい。 ● 福祉の専門用語が多く、その解説等が記載されているとわかりやすい。一般行政職で児童福祉の経験が浅い方や、人事異動で久しぶりに児相に配属された方には用語の理解がハードルになると思われた。
	虹センターに 期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国的な実践の取り組み（所として取り入れている研修や使用しているツールなど）について、把握できるような場があるとありがたい。 ● 今後も様々な研修を企画してほしい。対面研修の良さはもちろんあるが、オンライン研修だとなかなか時間の取りにくい児相職員も参加しやすい。
【オンライン】 指導教育担当 児童福祉司 任用前研修B <後期>	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講自体に大きな支障はなかったが、やっぱり収集で受講したかったという思いはある。オンラインの限界もあるが、生身の対話にはかなわない。前半はオンライン、後半は集合、というように両方のよさをとった形での研修を希望する。 ● 司法関係の事例の研修は非常にためになる。いろいろな事例があり、理解しやすかった。この蓄積されたものをセンターでまとめて、全国の児相で見られるようにしてほしい。
【オンライン】 児童心理司 指導者研修 <ライブ配信コース>	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● SV対応のロールモデル等あれば参考にしたかった。 ● 弁護士が常勤配置されておらず、法律改正のポイントを児相職員に向けた解説付きで聞くことができないので、経験年数に関わらず、どの心理司も聴けるような機会・仕組みがあるとよい。 ● グループでの討議が思ったより時間が少ないと、オンラインでやることで、自分自身のオンライン研修の不慣れ（操作や電波状況等）なこともあります、活発に話すことが難しいと感じた。
【収集】 児童心理司 指導者研修 <収集コース>	虹センターに 期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 各自治体によって児童心理司の研修内容が異なる。オンラインでもよいので、初任者、中堅者向けの全国レベルの心理司研修がもっとあると嬉しい。 ● 今回の研修のような、心理司の根幹を支える部分について触れる研修は、他では受けることの難しい貴重な機会である。
【オンライン】 児童相談所 弁護士専門研修	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● やや構成が複雑で、移動や組み替えが多く、全体のレジュメを見ながらも、次になにを体験するのかわかりづらかった印象がある。研修の進行と講義のレジュメを分けるなどしてもらえるとありがたい。 ● フォローアップ研修のように、オンラインでもいいので事後にミーティングを公式にできる機会があると、より効果が上がるのではないかと考える。
【オンライン】 児童相談所 医師研修	虹センターに 期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士専門研修において、法的観点のみならず、児相の総合的な判定機能を理解できるような研修をお願いしたい。 ● 一時保護の司法審査について、次回はランチセッションでなく研修の中に取り込んでもらえると嬉しい。
	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地の情報や審判例（28条）を集積し、検討してほしい。困ったケースについて、相談したい。 ● Zoomだとそこで終わりなので、できれば、懇親会含む、現地開催（オンラインとのハイブリッド形式でも）をしてもらいたい。

児童福祉司 スーパーバイザー アドバンスコース	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● スーパーバイザーをテーマとしてフリートークが出来る時間が欲しかった。 ● 後期研修終盤において、各児相や他業種における「心理的安全性を担保するための取り組みや工夫」について紹介・共有するような時間があると尚嬉しい。
-------------------------------	--------------	--

〈児童福祉施設〉		
【オンライン】 乳児院・ 児童養護施設・ 児童心理治療施設 指導者研修 <ライブ配信コース>	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● パネル討論は視点が様々に及ぶので、テーマになぞらえるように、職員や職員チームの視点、子ども視点と小項目のように立てて、話を展開してもらえると分かりやすかった。 ● どの講師の話も興味深いものだったので、チャットの機能が有効に使えるような質問の時間などが設けてあるともう少し有意義な時間だったと感じた。
	虹センターに 期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 日ごろ関わる機会が少ない、他県の職員の方たちとの意見交換ができる研修を増やしてもらえると、自己研鑽にもつながる。 ● 小さい子どもがいる職員もいるので、オンライン研修がたくさんあれば参加する機会が増える。
【参集】 児童養護施設 指導者研修 <参集コース>	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 2日目はもう少し休憩時間がほしかった。疲れと、学びの濃さで追いつかなかさがあった。 ● 事前課題が多く、仕事の業務をやりながらこなしていくのが大変だった。初日の始まる時間をもう少し遅くしてもらえるとよりよかったです。交流会も大切だが、昼食はゆっくりそれぞれ自由に食べる場所や時間を設け、息抜きが欲しかった。
【参集】 児童心理 治療施設 指導者研修 <参集コース>	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 人材育成に効果的な方法論などをより多く取り扱ってほしかった。 ● 事例検討は、より充実した研修にするためにも、Zoomなどを使って、当日の討議の進め方や助言者と事例提供者の打ち合わせがより丁寧にできるとよかったです。 ● 継続して目標や取り組みを意識できるのは良いが、夏休み中ということもあり課題に取り組みにくかった。
【参集】 乳児院 指導者研修 <参集コース>	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 親子の映像を見る機会があったが、プライバシーの観点がクリアするなら、実際の映像は影響力があると感じたので、今後何かしらの形で取り入れられたら良いのではと思った。 ● 参集は中身がとても濃かったので3日間に分けてもらえると、一つ一つゆっくり整理ができた。
【参集】 母子生活 支援施設 指導者研修	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 職種別のグループなどもしてみたい。 ● 要望として、11月末は事務員にとって事務作業がとても忙しい時期で参加が厳しかった。開催時期をもう少し早める等してもらえると非常に助かる。 ● 直前に課題についてのメールが届いていたようで、日々の業務に追われ気付かないこともある。早めに告知していただけるとありがたい。
	虹センターに 期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携しながら、児童支援・母子支援に役立つ情報の発信と研究の結果を活かした研修などを行ってほしい。 ● 法改正に伴い母子支援施設に求められることも多岐にわたっている。現場の疑問や悩みなどを拾い上げてもらい、日々の実践で役に立つような研修、そして参加して元気がもらえる研修をこれからも企画してほしい。

■ 事業報告 ■

【オンライン】 施設心理職員 合同研修	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報交換をはじめ、横の親睦を深める時間が休憩時間とは別で研修の中に組み込まれていると、事前アンケートの「受講生に聞きたいこと」で記載したような事柄も話題にできたのではないか。 ● 事例発表をする際には施設名なども公表されるので、ある意味、対応がまざい施設、地域であることを公表てしまっているようで、いろいろな意味で心配になった。今後は、発表者も参加者も様々な心配をせずに、安心して心理学の視点から内容を検討できるように配慮したケースを選択してほしい。
	虹センターに 期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 虹センターの研修を受けるたびに、刺激を受けている。虹センターが発信してくれる研修や情報が勉強になるので、このまま活動を続けてほしい。 ● 心理職員の立ち位置に不安を感じることが多いので、このような研修で同じ立場の方々の声が聴けると、大変励みになる。
【オンライン】 施設職員 事例検討会	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 1年間あっという間だったため、できるかは別として2年くくりでもいいかなと思った。
	虹センターに 期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 事例検討会だけでなく、何らかのテーマに基づいた討論会などの機会もあると、とても興味深い。 ● 健康的なコミュニケーションが職員同士で取れることを目的とした『園内研修』の資料がホームページなどでもらえるととてもありがたい。

〈市区町村〉		
【オンライン】 こども家庭センター 統括支援員指導者・ 研修企画者 養成研修	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● こども家庭センターは、始まったばかりで、組織体制、マニュアル、サポートプランの対象、書式など、他市町村の状況が知りたい。 ● オンラインもよいが収集開催も検討してもらいたい。これだけのグループワークを盛り込むのであれば、直接、全国の方々と意見交換を行い、連帯感を大事にしたい。
	虹センターに 期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 他自治体と情報交換できる機会を今後も設けてほしい。 ● センターの職員研修、他市町村の情報発信などを期待している。統括支援員の研修も、定期的に受講できるように研修を企画してほしい。
【オンライン】 児童虐待対応 保健職員 指導者研修	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な内容や視点について検討できるとよいが、グループワークが消化不良で終わらないためにも、検討テーマを絞ってもらえるとよいと感じた。 ● 知識を得る機会として、虐待の発生予防や支援技法、DV、愛着障害、親の精神疾患等の講義を受けたい。また、児相と保健師が連携した好事例なども聞いてみたい。
	虹センターに 期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健師の研修がもっとあれば参加したい。児相における看護師の役割について学べる場を提供してもらいたい。 ● オンラインであることで参加できた。交通費も捻出が難しいので今後もこういう形であれば参加できる。

〈その他〉		
【オンライン】 教育・福祉 虐待対応職員 合同研修	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● せっかくの機会なので、もう少しそれぞれの立場で意見交換できる時間があると、より有意義な研修になると感じたので、ぜひ検討してほしい。 ● 年2回くらいはこのような研修があると嬉しい。 ● チャットへの書き込みは不具合や質問等のみでいいと感じた。感想の書き込みもOKだったが、講話に集中する妨げになると感じた。
	虹センターに 期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ● スクールソーシャルワーカー（SSW）向けの研修を企画してほしい。 ● 学校へも研修の呼びかけを継続してほしい。 ● 虐待の予防支援の視点と早期対応の重要性について、自治体（要保護児童対策地域協議会）の役割を研修してほしい。
【オンライン】 医師専門研修	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● もう一方の分科会の内容を資料でも確認したいと思うが、オンデマンド講義のように後から視聴できるとありがたい。 ● スライドや音声のトラブルの回避のためには、講師の方とも事前に「共有」方法の試行を行うことなど検討されてはいかがか。
	虹センターに 期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 事例検討、報告などで医師だけでなく、実際に関わった多職種、他機関からの支援の視点を知りたい。 ● 今後どこかで当事者の声も聞きたい。
【オンライン】 意見表明等 支援員の養成 に向けた研修	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 初めての試みということで模索しているように感じた。目的等をより明確にしてもらえると参加についての検討や判断もしやすくなる。 ● グループディスカッションや討議ができる場面をより設けてもらいたい。 ● 本研修には「基礎編」とあるので、「実践編」なども計画されているかと思っていたが、同じ参加者同士で集える機会を設けてもらえると、他自治体の動きも分かるので検討してもらえると嬉しい。
	虹センターに 期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講者が主体的に相互交流を続け、学びを深めていけるようなフォローアップがあるとうれしい。 ● 虹センターならではのバランスのとれたポジションで、学会や研修に参加しづらい立場の支援員も応援していってもらえるとありがたい。
【オンライン】 テーマ別研修 「心の中の 自分史を 再構成する ために」	研修への 要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ● オンデマンド配信もあり、都合の良い時間に講義を受けることができてよかったです。現地開催よりもZoomの方が手軽に受講できるので、今後もこの形態で開催してほしい。 ● これだけの人数が揃っているので、なかなか交流は難しいかもしれないが、ブレイクアウトルームなどで少し交流ができたり言語化する場所があるとよい。
	虹センターに 期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 事例を通した研修を今後も継続してほしい。 ● 精神疾患のある保護者に対してのケアや対応などの支援方法が知りたい。 ● 今後も実際の社会的養護経験者の登壇を期待する。

4 研修教材の提供

ホームページやDVDを活用して、地域や職場で研修を実施したり、自己研鑽したりするための教材を提供しています。

ホームページでは、「Webトレーニング」や「ミニ講座」のサイトを設け、子どもと家族の支援を行うための基礎知識について、学べる教材を提供しています。

DVDは、専門研修の録画映像を年間数本DVD化したもので、自治体や支援機関に無料で貸し出すサービスです。（利用実績は別冊3参照）

（1）Webトレーニング

解説とワークシートによる学習を基本とした教材です。模擬事例等を念頭におき、解説を読みながらワークシートに記入する作業を基本としています。アセスメントやカンファレンスを行う際に必要な視点を身につけることを狙いとしています。教材のファイルをダウンロードでき、各単元は15分～30分程度で取り組める内容です。

① 「要保護児童ケースのための包括的アセスメント・トレーニング」(2015(平成27)年9月公開)

包括的アセスメントを構成する3つの段階（総合的な情報の把握→ケースの理解と解釈→支援方針の策定）に沿って、ワークシートで実習します。

② 「ケースカンファレンス・トレーニング」(2016(平成28)年7月公開)

情報や課題の整理、支援の手立て等について模擬事例を通して学びます。また、報告資料の作成や報告の仕方等も実習できる内容です。

（2）ミニ講座

インターネットで視聴できる講義動画です。各タイトルを幾つかに章立てしてあり、15分程度で1章が終わるので、手軽に視聴できます。職域や職種に関わらず、共通する基礎知識を扱っています。

表1-13 ホームページに掲載されているミニ講座

No.	タイトル	公開時期
1	子どもと家族を支援するための包括的アセスメント～ケースの全体像を理解し有効な支援を届けるために～	2016(平成28)年8月公開
2	ジェノグラムー描き方と活用のコツ 付属資料(PDF)＊冊子版も配付しています。	2016(平成28)年8月公開
3	乳幼児の心の発達	2018(平成30)年3月公開
4	考えてみよう、子どもの権利	2018(平成30)年4月公開
5	子ども虐待の基礎知識	2019(平成31)年3月公開
6	体罰禁止を考える	2020(令和2)年4月公開

（3）研修映像（DVD）

毎年度、数本の講義を選定し、講師の了解を得て録画を90分程度に編集して、DVDに保存して、無料で貸出しています。2024(令和6)年度の制作本数は、1本でした。

2024(令和6)年度研究等について

1. 人材育成に関する調査研究

J-6 2024(令和6)年度研究報告書

児童福祉領域における研修デザイン理論の活用について

研究代表者 中垣 真通（子どもの虹情報研修センター）

1. 目的

教育工学の領域で主要な理論として位置付けられている「研修デザイン理論（インストラクショナルデザイン理論）」（C.M.ライグルース, B.J.ビーティ他著 鈴木克明訳2020）について文献を概観し、福祉人材の育成に資する研修デザインのモデルを提示し、地方自治体や施設における職員研修の質の向上に寄与することを目的とする。

初期の教育工学の基礎理論は行動主義であり、刺激－反応と強化のメカニズムに注目していたが、近年の理論基盤は構成主義に進展し、学習とは客観的な知識を身につけるだけではなく、学習者が自ら意味を構成していく過程も含まれると捉えるようになった。

このように学習者を主体とする学習観は、人間的な成長が求められる児童福祉領域の人材育成に通じるところがある。また、学校教育への「アクティブラーニング」（中央教育審議会2012）の導入や、情報通信技術（ICT）の急速な進展など社会情勢の変化が、職員研修の理念や方法論に影響を与えている。

2. 研究の内容

研修デザイン理論（インストラクショナルデザイン理論）の創始者であるR.W.ガニエの理論を中心に、この領域の理論の概要をレビューした。その上で研修の企画や運営に関する様々な理論の中から、職場における職員研修との関連が強いと考えられるボブ・パイクの理論に着目した。そして、彼が唱える研修の企画と運営に関する「8ステップ」を準拠として、本研究班の研究者が所属する3か所の研修センターにおいて、普段の業務で行っている研修企画の方法や研修運営の手法を集約して分析した。

その結果、ニーズ調査、コンテンツ設計、実施形態、フォローアップの段階で、様々な研修デザイン上の工夫を施していることが具体的に明らかになった。これらの工夫は、地方自治体や施設において研修担当者の業務に資するものと考えられるため、成果物として研修の企画運営に関するガイドラインを作成した。

2. 文献・研究等の収集と分析

Bb-21 2024(令和6)年度研究報告書

子ども虐待の世代間連鎖

研究代表者 久保田 まり（東洋英和女学院大学）

1. 目的

子どもへの虐待行為が世代間で連鎖する傾向が強いことは広く知られているが、海外の研究では子ども虐待が世代間で連鎖する割合は30%程度と報告されている（眞田 2019）。本研究では、子ども虐待の世代間連鎖に

関する文献を広く収集して、連鎖の実態に関する報告を渉猟するとともに、連鎖につながる要因やそれを防止する要因に関する知見についても概観する。

子ども虐待の世代間連鎖に関する実態調査は主に海外で行われており、我が国における実態把握は進展の途上にある。しかし、アタッチメント理論の視点から母親の愛着表象と子どもの愛着行動の間の関連を実証する研究（数井 2000）や、発達臨床心理学的視点から世代間連鎖の問題と援助的介入の方略について検討した論文（久保田 2009）が発表されており、我が国における知見が蓄積されつつある。

2024（令和6）年度から市区町村において「こども家庭センター」の設置が努力義務化され、児童虐待対応の施策における早期支援の重要性が増す時期を捉えて、子ども虐待の世代間連鎖に関する国内外の文献を集約して、子ども家庭支援の領域で実践及び研究に取り組む関係者に資することを期する。

2. 研究の内容

【海外の研究】

I. 子ども虐待の世代間連鎖の比率と、いくつかの問題

子ども虐待が世代を超えて継続的に生起する比率については多くの研究蓄積があるが、方法論上の問題（回顧的研究、前向き縦断研究）、対象者の選択（代表サンプルになっているか）、統制群との比較の有無、虐待・ネグレクトの種別ごとの検証の有無など、多くの問題も挙げられている。

ここでは、主要な実証研究をあげ、上記の問題を整理した。

II. 子ども虐待の世代間連鎖メカニズムを説明する主な理論的枠組みや研究分野

世代間連鎖のメカニズムについて、以下の代表的な理論的枠組みを概観した。

1. 社会的学習理論（モデリング学習など）
2. 社会的情報処理理論（社会的cueの受け取り方と反応の歪曲など）
3. 愛着理論（内的ワーキングモデルなど）
4. エピジェネティクスの視点（胎児期・乳幼児期の環境によるエピジェネティックな変化）
5. 情動制御の視点

III. 子ども虐待の世代間連鎖に関するリスク要因と保護的要因（媒介要因・調整要因も含む）

子ども虐待や世代間連鎖は、単一の要因でなく、リスク要因と保護的要因の相互作用により生起する。ここでは、リスク要因と保護的要因について、ミクロの次元（個人の属性、親子の相互作用の質など）からマクロの次元（文化・社会的要因）のレベルで整理した。

IV. 子ども虐待の世代間連鎖に関する主な実証的研究

ここでは、主な実証的研究として、これまでの代表的な前向き縦断研究を概観し、得られた結果と考察、今後の研究への課題などを述べた。

V. 世代間連鎖を断ち切るための心理臨床的な援助の実際

この章では子ども虐待の世代間連鎖を断ち切るための予防的援助と介入的援助について概観した。

1. 子ども虐待対応の基本原則
2. 予防的及び介入的援助のレベル
3. 援助の実際（二次予防と三次予防を中心に）

【国内研究】

I. 精神分析的視点を中心とした子ども虐待の世代間連鎖

日本においては今なお精神分析的視点からの世代間連鎖論が影響力を持っていることが見て取れた。その論じられ方を、「世代間連鎖」をタイトルにした成書を中心に概観しつつ、精神分析以外の理論枠についても整理した。

II. トラウマの視点からの世代間連鎖の問題（戦争や自然災害によるトラウマも含む）

子ども虐待の世代間連鎖は精神分析的視点やアタッチメント理論など、サイコロジカルな視点からミクロ次元で論及されることが多かったが、近年本邦において、戦争や自然災害など、地域全体が負うマクロ次元でのトラウマの影響について考察がなされるようになっている。この観点からの世代間連鎖の実態や機序と対応について整理した。

III. メンタライジングの視点からみた子ども虐待の世代間連鎖と「連鎖の断ち切り」

メンタライゼーション（Mentalization）では、自分や他者の感情や意図（心理状態）を理解する能力（メンタライジング）に乏しい養育者が、子どもの感情やニーズを適切に認識できない状況下で虐待のリスクが高まり、世代間で連鎖すると捉えていることから、論文及び成書を通してそのメカニズムの理解および連鎖を断ち切るためのアプローチについて整理した。

IV. 家族療法の理論からの子ども虐待の世代間連鎖と家族療法的接近

家族療法の分野では、マレー・ボウエン（Murray Bowen）が多世代家族療法（Multigenerational Family Therapy）を提唱し、家族が抱えている問題には、過去の世代から受け継がれた行動パターンや感情的なつながりが影響していると考えた。ボウエン理論の鍵概念である「三角関係」や「自己分化」について解説するとともに、福祉現場における世代間連鎖に対するアプローチについて概説した。

3. 児童虐待に関する海外の状況の把握と分析

S-13 2024（令和6）年度研究報告書

海外の児童虐待等の定義に関する研究

研究代表者 田中 恵子（子どもの虹情報研修センター）

1. 目的

世界各国の児童虐待（Child Maltreatment : CM）の実情、及びその対応に関する制度・政策、具体的な取り組みを把握し、比較検討を行うためには、統一されたCMの定義があることが必要である。しかし、国際的に合意を得られたCMの定義というものはなく、CMの範囲や内容は、国によって異なるのが実情である。特に、ネグレクトと心理的虐待の概念にはばらつきが大きく、オンライン上でのCMについては虐待と見なされる国とそうでない国が存在している。

本研究では、アジア、欧米、北欧、オセアニアの9カ国の児童虐待の定義や概念を、その文化的背景も併せて調査し、情報を整理するとともに、各国共通のCMの定義作りや概念化の課題を明らかにする。

2. 研究の内容

【方法】

下記の通り、アジア、欧米、北欧、オセアニアの児童虐待およびCMの定義について情報の収集を行った。

（1）情報を収集した主な地域と国

- ①アジア：韓国
- ②北米：アメリカ、カナダ（オンタリオ州）
- ③オセアニア：オーストラリア（ニューサウスウェールズ州）、ニュージーランド
- ④ヨーロッパ：イギリス、ドイツ、フランス
- ⑤北欧：フィンランド

(2) 情報収集の方法

各国の児童福祉に関する機関・研究所等のウェブサイト、及び文献からCMの定義と概念に関する情報の詳細を調べた。

【結果と考察】

調査対象国は、国（連邦国家においては州）が児童を危害から保護する役割を担う点では共通していた。しかし、児童福祉制度と児童保護における児童虐待の定義、種類、および特徴は各国で異なっていた。

国際的には、「虐待（Abuse）」という用語は限定的な行為に用いられ、より広範な概念として「チャイルドマルトリートメント（Child Maltreatment : CM）」が使用されている。多くの国でCMは、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトの大きく4つの類型に分類される点は共通していたが、各類型に含まれる具体的な行為や、被害児童と加害者との関係には差異が見られた。

また、児童を保護するための根拠となる「危害（harm）」の概念は、近年、その対象範囲が拡大する傾向にある。例えば、イギリスでは、「危害」は身体的・性的虐待にとどまらず、不当な扱いや残虐行為（ill-treatment）、さらには健康や発達が損なわれる行為全般（たとえば、他者への残虐行為や不当な扱いを見聞きすることによる間接的な影響も含む）を広く含んでいる。

ここでの「発達」は、身体的・知的・感情的・社会的・行動的な側面にわたり、「健康」は身体面だけでなく精神面も含まれる。また、子どもに危害を加える行為そのものだけでなく、保護すべき義務を怠ったことによって生じる被害も対象に含まれる。

こうした定義に基づき、同国で認識されているCMの類型は多岐にわたる。上記の4つの主要類型に加え、ドメスティック・バイオレンス（DV）、いじめ、人身売買、女性器切除、ギャングによる犯罪への巻き込み、グルーミング（信頼関係を利用して子どもを操作する行為）、オンライン虐待、さらには過去の虐待による継続的影響なども含まれている。

一方、フィンランドでは、児童保護の介入基準が児童の福祉ニーズにあるため、児童虐待に焦点を当たたアプローチとは異なっていた。そのため、「児童虐待」や「ネグレクト」といった言葉は児童福祉の現場で頻繁には用いられていないようであった。この結果、児童福祉・保護統計においても虐待関連の情報が見つかりにくく、実態把握が困難な状況にあった。

各国の児童福祉制度と児童保護における児童虐待の捉え方の差異は、国の役割、介入の目的、国家と家族の関係、子どもの権利についての考え方などに起因していると考えられる。児童虐待についての統一された定義が存在しないため、児童虐待の状況を把握し、適切な介入とサービスを特定するための国際的研究は現状では限界があると言える。

S-14 2024（令和6）年度研究報告

アメリカにおける児童虐待防止の取組みに関する調査研究

研究代表者 久保田 まり（東洋英和女学院大学）

1. 目的

アメリカにおける児童虐待疑いに関する通報件数は年間約400万件で、その半分の約200万件が児童保護当局による介入・対応を受けている。また、虐待やネグレクトによる子どもの死亡件数は年間1,800件（保護者のみならずあらゆる人からの加害による）で、世界で比類のない件数となっている。近年は虐待を受けた子ども

の保護施策から予防重視の方向性に力を入れており、家族との協働と家庭支援の強化が図られている。

本研究では、予防的支援のあり方に焦点を当てつつ、児童虐待対応と子どもと家族へのサービスについて、法律、対応システム、主要な官民の対応機関とその連携のありかた、保護と支援（ケア）の現状（統計）、関連調査研究における最新の知見に関する情報を収集し、整理する。

2. 研究の内容

【方法】

(1) 2024年7月～2025年3月

アメリカとニューヨークの児童福祉に関わる機関・研究所等のウェブサイト、及び文献等から、情報収集を行った。

(2) 2024年11月

アメリカ ニューヨーク州視察参加（資生堂子ども財団主催海外研修）

視察先および講師：ニューヨーク州およびニューヨーク市行政機関、民間児童家庭支援サービス提供機関、少年司法保護・治療施設、メンターサポート提供機関、小児病院、先端科学研究所、発達精神病理学・認知行動発達エピジェネティクス研究者。

【結果と考察】

米国ニューヨーク州における家族支援サービスの変革と予防的介入

米国においては、家族ファースト予防サービス法 (Family First Prevention Services Act : FFPSA) の施行が児童福祉分野の大きな転換点となり、家族支援サービスの変革が推進されていた。

FFPSAは2018年に施行された連邦政府法であり、予防サービスの選択肢を拡大し、その監督を強化することで、親子分離（里親養育など）を減らし、家族への支援を強化することを目指している。FFPSAの大きな特徴は、実証に基づいた実践 (Evidence-Based Practice : EBP) モデルをリスト化し、各州によるEBP提供の際に連邦政府の予算を投入する方針を示した点にある。これにより、各州は予防サービス計画の策定を義務付けられ、科学的根拠に基づいた予防的支援の提供が推進されるようになった。

米国では、予防的介入が一次から三次までの3段階に分けられ、それぞれの段階の家族に適したサービスが提供される。図1は、ニューヨーク州で展開されている3段階の予防サービスの連続性を示す。ニューヨーク州の児童福祉を所管する子ども児童家庭サービス室 (OCFS) が提供する予防サービスは、これまで三次予防、すなわち虐待調査や家庭裁判所など児童保護の介入後に親子分離や将来の虐待を予防するためのサービスが中心であった。しかし、FFPSAのもとでは、OCFSは連邦政府の資金を活用し、二次予防のEBPプログラムを実施できるようになった。

二次予防は、「ライトタッチ (Light Touch) 家族」を対象とした予防サービスである。これは、児童虐待や養育放棄のリスクが高いものの、まだ児童福祉サービスに関わっていない、特定のニーズを持つ家族を指す。こうした家族へのアウトリーチ、支援ニーズのアセスメント、そしてサービス実施に至るまで、地域の公的機関や民間機関が密接に連携することで、二次予防サービスに



図1. NY州予防サービス連続ビジョン ファミリー・ファーストとその先
出典：OCFS.(2022). New York State Family First Prevention Services Act Prevention Plan

よって三次予防の必要性を減らすことを目指している。

この点から、「予防的プログラム」は地域（コミュニティ）を基盤とした取り組みであると言える。ここでいう「地域」は、地理的なコミュニティに加えて、人種、文化、社会的立場、子ども、家族といった特定のグループも包含する。虐待や貧困といった課題がある場合でも、子どもの安全を確保しながら親子分離を避け、里親や施設への委託を防ぐため、家族への支援を充実させ、家族が本来持っている力を回復させるためのコミュニティベースの取り組みが重視されていた。

最先端の脳科学研究から見る児童福祉の未来

参加した視察では、脳科学研究機関も訪問し、研究者による講義を受けた。1つの機関では、虐待など過度のストレスを受けた脳に与える影響や、発達障害の判定に関する研究と臨床を行っている機関であった。もう一つの機関では、妊娠中（およびそれ以前）に親が抱えるリスク要因が、生物学的レベルで胎児に影響を及ぼす可能性が示唆された。

脳科学の進展は、母親のストレス、また児童虐待が子どもの発達に及ぼす影響を科学的に理解する上で重要であり、効果的な予防・回復支援プログラムの開発にも不可欠な知見を提供していた。

海外の児童虐待防止の取り組みに関する調査研究

研究代表者 田中 恵子（子どもの虹情報研修センター）

1. 目的

日本における子ども虐待対応体制を検討するために、海外における取り組みの情報は重要な基礎資料となる。しかしながら、海外における相談体制や地域のネットワークによる支援、あるいは家族支援の取り組みに関して、まとまった情報は少ない。そこで2020年度より子ども虐待対応に焦点を当て、アジア、欧米、北欧、オセアニア各国の情報の収集を開始し、主要な統計情報をセンターウェブサイトで公開する。

2. 研究の内容

【方法】

下記の通り、アジア、オセアニア、欧米、北欧の9か国の児童虐待対応概要について情報を収集した。

（1）情報を収集した国と地域

- ①アジア：韓国
- ②北米：アメリカ、カナダ（オンタリオ州）
- ③オセアニア：オーストラリア（ニューサウスウェールズ州）、ニュージーランド※
- ④ヨーロッパ：イギリス、ドイツ、フランス（パリ市）
- ⑤北欧：フィンランド

※ニュージーランドについては、2023年度より情報収集対象国として追加し、2024年度にセンターウェブサイトで新規情報として公開を行った。

（2）情報収集の方法

各国の児童福祉所管官庁、統計管理局、児童保護機関、児童福祉研究所等のウェブサイト、及び関連書籍、学術誌より、現状を把握できる具体的な統計、関連情報を調べた。情報項目は、児童虐待及び児

童保護に関する制度、児童虐待対応機関・職員の体制、児童虐待対応の流れ、支援サービス、社会的養護、及び児童虐待対応に関する統計などについてである。

【結果】

主な統計情報については、児童虐待の通告、及び調査・アセスメントの件数と対象児童数、虐待の認定件数、代替養育の種類と人数、児童虐待による死亡事例数などについて、国ごとにまとめ、センターのホームページに公開した。

また、ISPCAN (International Society for the Prevention of Child Abuse & Neglect) の公式発行物である「Child Abuse & Neglect」と、AoCPP (Association of Child Protection Professionals (イギリス)) の発行物である「Child Abuse Review」に、2021年に掲載された論文のタイトルを翻訳し、執筆者、キーワードなどもあわせて、情報を一覧にまとめ、センターのウェブサイトに公開した。

4. 臨床・実践に関する研究（課題研究）

Kd-81 2024（令和6）年度研究報告書

乳児院において特別な配慮を必要とする子どもの実態調査

—アタッチメントとトラウマ等の問題を抱えた子ども—（第2報）

研究代表者 武田 由（きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点 ほっとはぐ）

1. 目的

乳児院入所に至る子どもの中には、病虛弱児に加えて、虐待や不適切な養育によるアタッチメントやトラウマ等の心の問題を抱えた乳幼児が少なくない。これらの課題は、その後の健全な発達を阻害する要因ともなるため、特別な配慮を必要とする子どもたちであり、入所直後より、回復に向けた濃密な支援を行う必要がある。しかし、特別な配慮を必要とする乳幼児とは、どのようなニーズを持った子どもであるのかが明確に示されていない現状があり、支援においても、それぞれの乳児院において、限られた養育スタッフの中で、工夫をしながら実践に当たっているのが現状である。本研究は、こうした心の課題を抱えた乳幼児が、全国の乳児院にどれだけ存在し、どの程度の問題を抱えているのか等、アタッチメントやトラウマをはじめ乳幼児が見せるSOSサインを項目化したものを用いて把握する。また保育施設等に通う乳幼児においては、乳児院に比べて心配な行動を見せる子どもは少ないと予想されるが、それでも一定数心配な行動を見せる子どももいると考えられる。そこで、乳児院・保育園それぞれの乳幼児の心の課題について実態を把握するとともに、両者の比較を通して尺度の妥当性の検討を行う。その結果を踏まえ、乳児院役割の重要性及び、支援体制を整える必要性について明らかにすることを目的とする。

2. 研究の内容

【方法】

2023年度に改訂・作成した子どものSOSサインに関する項目について担当養育者およびクラス担任に回答を依頼した。乳児院ではオンラインアンケートと紙アンケートを併用し、保育園ではオンラインアンケートを実施した。保育園には現在の様子のみ、乳児院には入所時の様子と現在の様子を尋ねた。有効回答数は乳児院1,113名分、保育園603名分であった。

【結果】

乳児院には心配な行動を見せる子どもがどの程度いるか？

- ・子どもの妊娠期のリスク・家庭のリスク・被虐待経験・子どもが障害児・病虚弱児・発達特性・小児期の逆境体験は、乳児院の方が多かった。
- ・子どものSOSサインは乳児院・保育園どちらも0個の子どもが多いが、乳児院の方が、統計的にSOSサインの個数が多い子どもが多かった。
- ・子どものSOSサインの領域ごとの得点は、情緒の不安定さや身体・健康の課題は、乳児院の方が保育園よりも統計的に多かった。コミュニケーション課題については統計的に有意な差はなかった。

心配な行動は子どものリスクや経験と関連するか？

- ・子どものSOSサインの多さは、子ども自身のリスクや、家庭のリスク、頻回な入所（分離経験の多さ）と関連していた。
- ・情緒的な不安定さは家庭関連のリスクや頻回な入所、子どもの発達特性と関連していた。
- ・身体・健康の課題やコミュニケーション課題は、子どもの疾病・障害、子どもの発達特性と関連していた。

乳児院入所中の心配な行動の変化はどのようなものか？

- ・入所期間と月齢の影響を考慮した上で、入所から現在にかけて子どものSOSサインの総数は統計的に有意な減少傾向がみられた。この傾向は情緒的な不安定さ・コミュニケーション課題・身体・健康の課題のいずれの領域においてもみられた。
- ・ただし、全領域のSOSサインの得点が低い群においては低いまま維持する群について、情緒的不安定さやコミュニケーション課題が増加する子どもが一定程度数おり、そのような子どもは入所時の月齢が低く、入所期間が長い傾向がみられた。入所時点の低月齢で見られるSOSサインの数が少なかつたが、問題が潜在しており、成長とともにみられるようになった可能性が考えられる。

【考察】

本研究では、子どものSOSサインについて乳児院と保育施設の子どもを比較しながら、乳児院に入所する子どもがどのような状態像をもった子どもたちなのか、どのような配慮を必要とする子どもたちなのかを明らかにし、乳児院入所時と調査回答時（現在）の様子を比較することで、乳児院入所中に子どもはどのような変化を見せるかを検討した。調査の結果、乳児院の子どもたちは保育施設の子どもと比較して、リスク要因をもつ子どもが多かった。また、乳児院入所時点のSOSサインの個数は0個の子どもが多くを占めるが、保育施設の子どもたちと比較して、複数のSOSサインを見せる子どもが多かった。そして入所時点でのSOSサインが見られても、全体的には入所して養育を受ける中でSOSサインの個数が減る傾向がみられた。このことは、乳児院は様々なリスクを背後にもち、特別なニーズをもつ子どもたちを多く受け入れており、専門的な養育の中で子どもの状態像に肯定的な変化がみられる事を示していると考えられる。

子どもたちが乳児院で過ごすのは人生のほんの一部であり、いずれ必ず次の養育者の許へと移っていく。この人生初期の最も大切な時期に、親からの分離を余儀なくされた子どもの状況を理解し、一人ひとりの困難や課題に応じた関わりを通して、育ちが促されてきた過程を、次の養育者へ引き継いでいく必要がある。

子どもの育ちを確実に次の養育者へつないでいくためにも、その一人の子どもがどのような背景やニーズをもち、それがどのような行動で表れるかを把握し、子どもの生活の中での状態像を丁寧に伝えていくことが重要である。

また、子どもの生涯に亘り関わる大人は、保護者をはじめ、児童相談所の職員や地域の児童福祉職の方、

母子保健職員や保育園・幼稚園の職員、小学校、中学校等の職員、里親、委託先の各機関の職員等、様々であるが、社会的養護が必要な子どもたちの人生を支えていくためには、社会全体の理解が必要であり、乳児院の子どもたちの実態を、より多くの関係者へ伝えていくことは、支援体制を整える上でも極めて重要である。

本研究で使用した子どものSOSサインの項目は、特別なニーズをもつ乳幼児を間近で見て養育を行ってきた乳児院職員の見識をベースに作成されたものである。乳児院の子どもたちの支援体制の拡充と、子どもたちの育ちを確実につないでいくためにも、本研究の知見や子どものSOSサインの項目が活用されることを期待したい。

Kd-82 2024（令和6）年度研究報告書

児童心理治療施設における支援者のセルフ・モニタリングを支える

—アタッチメント理論から—（第2報）

研究代表者 遠藤 利彦（東京大学大学院教育学研究科）

1. 目的

被虐待児が多く入所する児童心理治療施設では、アタッチメント理論に基づく支援の展開が求められている。しかし、具体的にどういった支援の形をとることが目指されるのかは、はっきりとした理解が得られていない。そこで本研究は、児童心理治療施設において、子どもの支援にあたる職員のセルフ・モニタリングを支えることを通じて、アタッチメント理論に基づく支援を現場に共有することを目指す。具体的には、子ども一人ひとりの情動表出に着目し、それをどのように解釈するのか、またそれに対してどのように応答するのがよいのかについて、個々の職員が内省し、それを職員間で共有するための心理学的ツールの開発を行う。2年目である本年は、職員の子どもへのはたらきかけや、子どもの振る舞いのアセスメントに関しての参照物となるような振り返りカードを作成し、試行を行う。日常的な支援の場において、職員がアタッチメントの視点を自ら再確認しながら、自身の支援について内省できるようなツールを開発し、そのツールの活用についてモデルケースを提供することを目的とする。

2. 研究の内容

児童心理治療施設で実践にあたる職員自身が、入所児童と自らとの関わりについて振り返る機会を促進することを目指し、振り返りカードの開発と試行を行った。カードの開発では、3つの児童心理治療施設から10名の中堅職員を対象にグループインタビューを実施し、子どもとのやりとりにおいて、職員が情動的に困難を経験しやすい事例の抽出を行った。抽出された事例は、アタッチメント理論の枠組みに沿うよう修正を加え、計96種類のカードを作成した。さらに、各カードを以下の4セクションに分け、整理した。

- A 支援者が避難所/基地として機能し続けるために
- B 支援者が避難所になるときに
- C 支援者が基地になるときに
- D 支援者と子どもが離れるときに

また、開発されたカードを用いたグループワークの実践を、7施設に依頼した。グループワークでは、参加

者に手元の数枚のカードを参照しながら、「良い実践だと感じたもの」「最近悩んでいる内容に近いと感じたもの」「今後取り入れていきたいと感じたもの」について記述し、ペア/グループで他職員と話し合うことを求めた。また、グループワーク後には、グループワーク全体やカードに対する感想の記述を求めた。さらに各施設1～2名の職員については、グループワークを取り仕切るファシリテーターを担当してもらい、カード全体を参照した上で、カードの改善点等についての回答を求めた。

【結果と考察】

参加者の記述からは、実際の現場で子どもの支援にあたる職員にとっても、リアルなエピソードがカードに整理されていたことが確認された。また、カードを参照することが、職員自身の気持ちや支援の意図を振り返り、自己点検をする機会となっていたことも、部分的に確認された。具体的な水準でも、自身の実践に引きつけて振り返っている様子も記述から確認され、振り返りカードが、日々の子どもとのやりとりを想起する仕組みとして有効である可能性が見出された。

また、様々な職種の職員が参加した施設では、職種を超えてグループワークを実践することで、普段、心理的な枠組みに触れることが少ないと考えられる調理を担当する職員から、カードを参照することで自らの内的経験を整理することができるよう感じたといった回答も得られた。ここから、振り返りカードを用いた実践は、施設内で、広く支援の方針や子どもへの目線を共有していくことを促進したことでも部分的に確認された。

さらに、ベテラン職員からは、新しい発見は得られなかったという回答がみられた一方で、若手職員からは、日常的に参照したいと感じたという声が確認された。ここからは、カードの実践を通して改めて、職歴を超えて、目線を擦り合わせていく必要性が示されたのだと解釈された。

【限界】

カードの表現等に関しては、不明瞭/不適切なものであると感じるといった回答も確認されたため、今後は、表記を修正していく必要があると考えられた。また、カードに追加して欲しい場面があるという回答も得られ、職員が困難を経験する場面を網羅的にカード化することができていなかったことも認められた。グループワークのやり方や時間についても、改善を求める回答が得られ、今後は現場の中で継続的に実施しやすい形でのグループワークの体制について検討していく必要があると考えられた。

2024(令和6)年度専門相談事業について

(1) 相談受理件数

2024(令和6)年度の相談受理件数は407件で、前年度から72件減少しました。

相談の具体的な内容としては、ここ数年の傾向と同様に、専門性向上に関する研修の企画・実施、人材育成に関する情報提供や、実際の支援に関しては、一時保護、施設入所、性的虐待対応、関係機関連携などに関することなど、多岐に及んでいます。

相談件数の減少は、相談が最も多い児童相談所で弁護士配置が進み、組織内での相談体制が整備されてきたことや、児童相談所、都道府県、市区町村における法定研修をはじめとした専門職研修の充実が図られてきたこと等によるものと推察されます。

■年度別受理件数の推移（単位：件）



(2) 分野別・内容別受理状況

「福祉」分野の「情報提供・その他」182件（44.7%）、「支援に関する相談」89件（21.9%）で全体の66.6%を占めています。次いで「法律」分野の「支援に関する相談」44件（10.8%）と続きますが、それ以外は、いずれも1割未満となっています。

■分野別・内容別受理状況

分野	福祉		保健・医療		心理		法律		計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
支援に関する相談	89	21.9%	19	4.7%	11	2.7%	44	10.8%	163	40.0%
支援以外に関する相談	31	7.6%	1	0.2%	4	1.0%	11	2.7%	47	11.5%
情報提供・その他	182	44.7%	3	0.7%	8	2.0%	4	1.0%	197	48.4%
計	302	74.2%	23	5.7%	23	5.7%	59	14.5%	407	100.0%

■ 事業報告 ■

(3) 機関等別受理状況

児童相談所からの相談が257件（63.1%）で最も多く、都道府県・政令市41件（10.1%）、市区町村35件（8.6%）、と続いています。この上位3機関で全体の約8割を占めています。

■ 機関等別受理状況

機関名	件数	%	機関名	件数	%
児童相談所	257	63.1%	児童心理治療施設	6	1.5%
都道府県・政令市	41	10.1%	社会福祉協議会	6	1.5%
市区町村	35	8.6%	乳児院	5	1.2%
国の機関	13	3.2%	その他	37	9.1%
児童養護施設	7	1.7%	計	407	100.0%

(4) 相談事例から

ア 福祉関係

- ・28条事例の保護者への対応の考え方について
- ・家庭裁判所の指導勧告と児童相談所の支援について

イ 保健・医療関係

- ・乳児にミルク以外を与える保護者への対応について
- ・保護者の同意が得られない場合の予防接種の考え方について

ウ 心理関係

- ・ごみの多い室内で暮らす家庭への支援について
- ・母子関係不調事例における親子の心理状態と支援の考え方について

エ 法律関係

- ・28条更新時に措置変更を行う場合の考え方について
- ・要保護児童対策地域協議会におけるケース検討会議の守秘義務について

専門相談への問い合わせ、情報提供は、センターの各スタッフのほか、法律相談については協力弁護士に助言をいただいて回答しています。

子どもの虹情報研修センター紀要
No. 23

2025年12月1日発行

発 行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編 集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <https://www.crc-japan.net>

印 刷 (株)ガリバー TEL. 045-440-6341(代)



社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹 情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)